

第5章 情報の収集及び広報活動

第1節 通信の不通と情報活動

1月17日の地震発生直後には、全国各地から通常ピーク時の50倍程度の電話が殺到し、通話が輻輳した状態となった。

神戸市災害対策本部に設置した電話にも、安否確認の電話が殺到し、当初災害対策本部にかかってきた電話の大半を占めた。職員はその対応に追われるとともに、有線での通信が不通に近い状況のため、なかなか被害状況や避難者数の把握等の事務が行えなかった。

消防局管制室の119番でも、地震発生と同時に電話が殺到し、17日だけで平常時の16倍の6,922件の受信件数があり、19台で受信したが対応しきれなかった。

また、地域防災計画では、消防署、区役所、土木事務所等が被害状況等の収集を行うこととされているが(表5-1-1参照)、人命救助、消火作業をはじめ、避難者への食料や救援物資の手配・仕分け作業、道路復旧等の現場対応に追われたため、市災害対策本部において迅速かつ的確な被害情報の収集を行うことが困難な状態であった。

このような状況のもと、携帯電話や無線機器などが寄付または貸与されたため、まず、各区役所や医療班に配布を行い、その後全庁的に配布を行った。その結果、水道・ガス等の災害対応や復旧活動において大いに役立った。

また、市街地の道路は鉄道の不通、道路の寸断により大渋滞しており、車での移動は困難であったため、震災直後、業務用として神戸市放置自転車の活用(254台)及び自転車(500台)、ミニバイクの購入(150台)を行った。また、多方面から救援用自転車の提供申し込みがあり、企画調整局では、教育委員会と協力して、提供

のあった自転車の受け入れ及び業務用自転車の配置、避難所への配布を行った。この他に、各種団体から直接避難所へ多数の自転車が提供された。

神戸市に直接提供申し込みがあったものは、1月26日の受け入れ開始から3月10日までに自転車3,815台、ミニバイク32台となった。

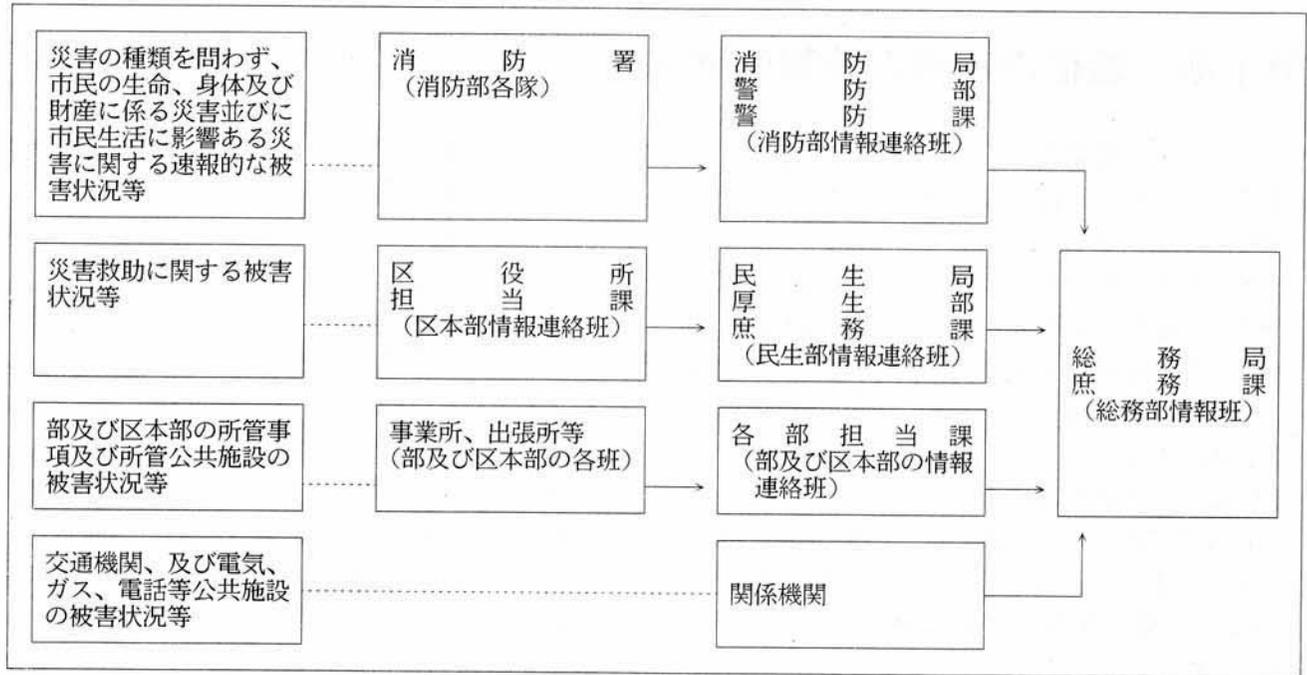
有線の通信網が輻輳する中で、市内部の情報連絡手段の中心となったのは「神戸市防災行政無線」であった。災害対策本部を本庁舎1号館8階に移設した17日午前8時現在、防災行政無線は正常に通信可能な状態であり、主な利用方法については次のとおりである。

- ①本庁と区災害対策本部との連絡(避難箇所数、避難者数、被害状況等)
- ②本庁と土木事務所・消防署等との連絡(被害状況等)
- ③区災害対策本部と支所・出張所との連絡(被害状況等)
- ④区災害対策本部と土木事務所・消防署等との連絡(被害状況等)
- ⑤現場と土木事務所・消防署等との連絡(現場の状況、交通・道路状況)

しかしながら、防災行政無線を設置している消防局葺合消防署・生田消防署、水道局東部営業所については、施設自体が被害を受けたため通信不能であった。また、その他の施設についても長時間の停電になるにつれて、無線が一時不通状態となったが、保守業者の巡回点検等により回復した。その後も万一の通信障害や無線機器の故障に備え、保守業者を24時間体制で市役所に常駐させ、通信手段の確保を図った。

種 類	内 容			
NTT関西移動通信網(株)	1月18日	ショルダーホン	20台	無償貸与
〃		携 帯 電 話	30台	無償貸与
神戸通信工業(株)	1月24日	トランシーバー	20台	寄附
モトローラ社(アメリカ)	1月24日	携 帯 電 話	30台	無償貸与
ノキア社(フィンランド)	1月24日	携 帯 電 話	300台	寄附
関西デジタルホン(株)	1月24日	同		通信料負担 付属品寄附
〃	1月30日	携 帯 電 話	20台	無償貸与
兵庫リコー(株)	3月3日	ファクシミリ	25台	寄附

表 5 - 1 - 1 被害状況等の収集及び連絡系統図 (平成 6 年度神戸市地域防災計画)



○神戸市防災行政無線の概要

①防災行政無線は、災害でN T T等の有線通信回線が不通となった場合に、防災上の情報伝達を行うための無線である。

神戸市防災行政無線は、平成 3 年 6 月 1 日、郵政省近畿電気通信監理局長より免許を受け開設した。

また、この無線は、防災業務だけでなく、平常時においても一般行政に使用することができる。(広聴活動、管路の巡回点検、神戸まつり・六甲縦走大会等の警備 等)

②整備費は約20億 5 千万円 (昭和63年度～平成 2 年度)

③市内に 3 か所の中継所を設置し、市域のほぼ全域をカバーできる。

④神戸市防災行政無線には、【固定系】と【移動系】がある。

【固定系】では、本庁・区役所・土木事務所・消防署との間を専用無線回線で結び、同時に 7 か所での電話・F A X 通信が可能。

【移動系】は、業務別に 4 区分されており、無線機積載自動車と出先事務所等との連絡が効率的に行える。

【回線構成】

ア. 統制局 = 本庁 1 局

イ. 中継局 = 鉢伏山・摩耶山・鹿見山 3 局

ウ. 固定系 = 本庁～区総合庁舎(9)、土木事務所(7)、消防署(2) 28局

エ. 移動系 = 防災関係部局の車両・事務所を中心に171局

[本庁系37局、土木系43局、区役所系34局、水道下水系57局]

○兵庫衛星通信ネットワーク

また、神戸市防災行政無線は、市内部機関のみの通信手段のため、兵庫県をはじめとする他都市との通信手段としては、兵庫衛星通信ネットワークを多く利用した。

具体的には、食料をはじめとする救援物資の調達や、他都市からの応援職員の手配等の連絡調整を行った。

神戸市役所内の設置場所

- ・ 1 号館 8 階 1 0 8 2 会議室 (電話、F A X)
- ・ 総務局庶務課 (電話、F A X)
- ・ 消防局司令課 [管制室] (電話、F A X)
- ・ 企画調整局調整部調査課 (電話、F A X)

第2節 国・県等関係機関との連絡、情報交換

(1)国、県、市町との連携

①兵庫県南部地震対策本部連絡会議の設置及び活動状況

震災直後から国、県、被災市町との連絡を緊密にするため、兵庫県公館に設置された国の現地対策本部、及び兵庫県災害対策本部、神戸市、西宮市、芦屋市、北淡町の災害対策本部の各本部長で構成する連絡会議が設置され、県庁2号館5階庁議室において当初は連日会議が開催された。

また、下部組織として各災害対策本部の部局長で構成する幹事会をあわせて開催した。会議は4月4日の現地対策本部解散まで、連絡会議、幹事会あわせて約40回に及んだ。

今回の震災は、大都市で起きた直下型地震であり、甚大な被害が発生したが、当初は行政として被災者の救助と安全確保のために必要な緊急対策が求められた。そのため、いち早く設置された国の現地対策本部を通して、国に対して要望をすると共に、県、市町が一带となって論議を重ねた。

具体的には、推移する最新の被害状況の分析、現地対策本部への要望とその達成状況、緊急を要するガレキ、避難所、仮設住宅対策等について緊密に協議を重ねると共に、新たに成立した法令の説明等国の震災対策についても論議がなされた。

こうした、国、県、市町の連携により、復旧・復興に向けての行政の体制が確保されるとともに、被災者に対する施策が積極的に進められた。

〈開催状況〉

○1月17日～31日

幹事会6回 連絡会議4回

主な議題

- ・現地対策本部に対する要望、協議状況
- ・被害状況報告
- ・各省庁の新制度
- ・震災復興計画
- ・ガレキ対策、仮設住宅対策

○2月1日～15日

幹事会11回 連絡会議1回

主な議題

- ・現地対策本部との協議状況
- ・被害状況報告

○2月16日～27日

幹事会6回 連絡会議2回

主な議題

- ・現地対策本部との協議状況
- ・被害状況報告
- ・ひょうごフェニックス計画
- ・神戸市震災復興計画
- ・避難所対策、仮設住宅対策
- ・ガレキ対策

○3月1日～15日

幹事会3回

主な議題

- ・阪神・淡路大震災関係
法令の概要

○3月16日～31日

幹事会6回 連絡会議1回

主な議題

- ・自衛隊の応援体制
- ・震災復興関係都市計画決定
- ・ボランティア活動
- ・被災宅地対策

○4月1日～4日

連絡会議1回

主な議題

- ・現地対策本部の解散

兵庫県南部地震対策本部連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）と地元兵庫県及び関係市との連絡を緊密にし、平成7年兵庫県南部地震に係る災害対策を協力して推進するため、兵庫県南部地震対策本部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 連絡会議は、次の職にある者をもって構成する。

- 現地対策本部長
- 兵庫県災害対策総合本部長
- 神戸市災害対策本部長
- 西宮市災害対策本部長
- 芦屋市災害対策本部長
- 北淡町災害対策本部長

2 連絡会議には、前項の構成員のほか、必要に応じて別に定める関係者を出席させること

ができる。

(開催)

第3条 連絡会議は、必要に応じて議題に関する者が参集して、兵庫県庁第2号館庁議室（5階）において開催する。

(幹事会)

第4条 連絡会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙1及び別紙2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて議題に関する者が参集して、兵庫県庁第2号館庁議室（5階）において開催する。

(庶務)

第5条 連絡会議及び幹事会の庶務は、兵庫県災害対策総合本部において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に必要な事項は、別に定める。

(別紙1)

省 庁 名	官 職	氏 名
国 土 庁	長官官房審議官（大都市圏整備局）	内 仲 康 夫
警 察 庁	近畿警区警察局長	藤 田 喜 多 夫
防 衛 庁	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部長	山 下 輝 男
大 蔵 省	近畿財務局総務部次長	佐 藤 暉 二
文 部 省	大臣官房文教施設部大阪工事事務所長	中 垣 勲
厚 生 省	近畿地方医務局次長	田 中 守
農 林 水 産 省	近畿農政局生産流通部長	山 本 茂 樹
通 商 産 業 省	近畿通商産業局通商部長	林 明 夫
運 輸 省	近畿運輸局企画部長	北 村 隆 志
	海上保安庁第五管区海上保安本部警備救難部企画調査官	磨 良 三
郵 政 省	近畿電気通信監理局総務部長	西 森 正 広
労 働 省	大阪労働基準局次長	矢 澤 博
建 設 省	近畿地方建設局企画部環境審査官	柳 沢 茂 樹
自 治 省	大臣官房企画官（消防庁現地対策本部長）	三 好 勝 則

(別紙2)

職名	氏名
兵庫県副知事	芦尾長司
同審議監	北村信二郎
同理事	計盛哲夫
同知事公室長	藤本和弘
同企画部長	辻真
同総務部長	梶田信一郎
同生活文化部長	栗原高志
同福祉部長	釜本貞男
同保健環境部長	川村隆
同商工部長	豊泉進
同労働部長	畑尾卓郎
同農林水産部長	矢野弘進
同土木部長	竹本雅俊
同都市住宅部長	柴田高博
同公営企業管理者	津田貞之
同企業庁長	松浦伸吾
同教育長	芦田弘逸
同県警察本部総務部長	妹尾弘
神戸市災害対策本部の部局長に相当する職にある者	
西宮市災害対策本部の部局長に相当する職にある者	
芦屋市災害対策本部の部局長に相当する職にある者	

第2条第2項に定める関係者

区分	連絡会議の関係者
国	国土庁官房審議官 内仲康夫
	国土庁課長補佐 西沢明
	自治省官房企画官 三好勝則
地元	警察本部長 滝藤浩二
	自衛隊 中部方面總監部幕僚副長(防衛) 陸将補 野中光男
	県議会議長 神戸一全
	副知事 今井和幸
	副知事 芦尾長司
	出納長 十倉嘉之
	審議監 北村信二郎
	(事務局)
	企画部長 辻真
	生活文化部長 栗原高志
企業庁長 松浦伸吾	

② 県市震災対策連絡調整会議

兵庫県及び神戸市は、震災の復旧にかかる避難所、仮設住宅等の緊急救助対策及び県市の各復興計画の調整を図る震災復興事業について緊密な連絡調整と協議を進め、その円滑かつ総合的な推進を図るため「県市震災対策連絡調整会

議」を2月25日に設置した。

同会議は、実務レベルでの調整を中心に進め、必要に応じ副知事・助役クラスの会議を開催し、避難所の管理体制・生活改善等の協議のほか、仮設住宅の設置にあたる環境対策、店舗付仮設住宅の設置等の問題について議論を行った。

〈県市震災対策連絡調整会議開催状況〉

- 2月25日(土) 11:00～
 - ・避難所対策について
- 3月2日(木) 18:00～
 - ・共同仮設店舗事業補助金の創設について
- 3月4日(土) 19:00～
 - ・兵庫県緊急パトロール隊について
 - ・避難所の緊急改善について
 - ・応急仮設住宅の供与について
 - ・仮設住宅及び店舗付仮設住宅について
- 3月16日(木) 18:30～
 - ・県・市における基本構想・計画の策定について
- 3月23日(木) 18:00～
 - ・仮設住宅の管理について
 - ・避難所対策について
- 3月28日(火) 18:00～
 - ・神戸市復興計画ガイドラインについて
- 3月30日(木) 13:00～
 - ・避難所実態調査のまとめについて
 - ・応急仮設住宅に係る要望について
- 4月10日(月) 10:00～
 - ・応急仮設住宅に係る要望について
 - ・避難所の管理体制について
 - ・職員の応援体制について
 - ・周辺環境調査について
- 4月14日(金) 14:00～
 - ・避難所対策について
 - ・仮設住宅に付帯する要望について

(2) 国等に対する要望活動

阪神・淡路大震災による被害は、あらゆる面で甚大であり、被災者救済には、神戸市のみならず、国・県及び各団体等の支援が必要であった。そこで、神戸市は、震災直後から現在に至るまで、県と連携しながら国に対する要望活動

を積極的に展開してきた。（要望先は、内閣総理大臣、小里国務大臣をはじめ、現地対策本部、与党災害復興プロジェクトチーム、各省庁等）。また、国側も、震災直後から現地対策本部を設置し、的確な状況把握と県・市との連携を尊重しながらの精力的な支援活動を図った。さらに、内閣総理大臣をはじめとする各閣僚、国会議員等による現地視察が震災直後から、相次いで実施され、その度毎に地元と国との緊密な情報交換・意志疎通が行われた。県・市の多くの要望はそうした機会を捉えて国に提出されたものである。

要望内容は、多岐にわたり、また、震災直後からの状況の推移に応じて変遷している。

まず、震災直後においては、生命・生活の危機にさらされている市民の一刻も早い救済を図るため、激甚災害の指定をはじめとする総合的な緊急救助対策を要望した。国は県・市の要望に応じて、震災から1週間後の1月24日に激甚災害の指定を行うとともに、現行制度の弾力的運用を可能な限り実施し、物資の安定供給、物価監視を促進するなど、総合的対策を講じ、復旧活動への円滑な移行を支援した。

震災直後の混乱がある程度収まった1月下旬～2月下旬には、市民生活の回復に向けた都市基盤・交通機関・神戸港再生をはじめ瓦礫処理等に対する財政支援を要望した。国は「阪神・淡路大震災特別財政援助法」をはじめ、16の特別法を制定し、激甚なみ国庫補助の対象を拡大した。平成6年度第2次補正予算は、これら特別立法の財政的裏付けとして、平成7年2月28日に成立、①公園・街路・改良住宅等について激甚なみの補助率（10分の8）適用、②災害復興住宅制度を整備、10,500戸の公的賃貸住宅建設に着手、③土地区画整理事業等市街地再生の事業費確保、等を主な内容として、阪神・淡路大震災関連で1兆225億円を計上した。

さらに、ライフラインがほぼ回復するなど、応急復旧がある程度進捗した3月～5月には、都市基盤の本格復旧にかかる財政支援を中心に要望活動を行った。これに対し、国は地震発生以来講じられてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、「神戸市復興計画

ガイドライン」等に即して、早期に取り組む必要がある事業、復旧・復興施策について当面必要となる施策を可能な限り盛り込む、とし、平成7年度予算を補正、阪神・淡路大震災等関係経費として、①被災者向け住宅確保対策（住宅・都市整備公団による住宅用地の取得に対する助成等）、②2次災害防止の土砂災害対策（地滑り対策事業、急傾斜地崩壊対策事業 等）、③土地区画整理事業、市街地再開発事業の事業費、④海岸保全区域に存する護岸等民有海岸保全施設の復旧工事に対する超低利融資を含む1兆4,293億円を計上（5月11日閣議決定）した。

6月以降は、緊急要望に併せて、復興に向けた中・長期的視点をもった要望がなされるようになった。特に、神戸市復興にむけて「神戸市復興計画」を策定（6月30日）以降は復興事業（エンタープライズゾーン・東部新都心整備計画・住宅整備緊急3か年計画等）の推進に必要な財政支援・規制緩和を要望しており、7月には神戸市独自の国家予算要望書を取りまとめ、国の平成8年度概算要求を前に、地元選出国会議員・各省庁に対し、要望活動を行った。

日付	要 望 先	要 望 内 容
1月18日	政府調査団国土庁長官 小澤 潔	激甚災害の指定・総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財 源措置等
1月19日	内閣総理大臣 村山 富市 衆議院議長 土井 たか子	激甚災害の指定・総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財 源措置等
1月21日	国 務 大 臣 小 里 貞 利	激甚災害の指定・総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財 源措置等
	厚 生 太 臣 井 出 正 一	被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／保健・医療体制の整備 ／水道・環境施設・病院・福祉施設の復旧整備に対する財政支援
	大 蔵 大 臣 武 村 正 義	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生にむけての財政支援／政府系金融機関の融資制度の 拡充等
1月24日	全日本自治団体労働組合委員長	激甚災害の指定・総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財 源措置等
1月25日	自由民主党副総裁、副幹事長 戸井田 三 郎議員	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援
	現地対策本部長 久野 統一郎	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援
1月26日	衆議院災害対策特別 委員会委員長 日野 市 朗	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援
	参議院災害対策特別 委員会委員長 陣内 孝 雄	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援
1月27日	現地対策本部長 久野 統一郎	激甚指定の拡大／中小企業対策・雇用対策等
1月28日	運 輸 大 臣 亀 井 静 香	神戸港の復興対策／交通網の復旧整備
	建 設 大 臣 野 坂 浩 賢	ガレキ処理を含む復旧事業について特別の配慮／建築基準法の弾力的運用／ 都市計画法・建築基準法等の現行法の枠にとらわれない新たな法制度創設／ 被災者の建築活動支援のための助成・融資制度創設
	文 部 大 臣 与 謝 野 馨	学校園施設の復旧に係る財政援助／教職員定数の確保／就学及び進学に対す る支援
	通商産業大臣 橋本 龍太郎	激甚指定の拡大／中小企業対策等
1月29日	科学技術庁長官 田 中 真紀子	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援／防災モデル都市を築くための 技術的支援
	経済企画庁長官 高 村 正 彦	生活物資の安定確保／物価の安定・物価監視の実施／神戸市生活情報センタ ーの機能回復
	現地対策本部長 久野 統一郎	企業に対する金融・税制面に係る支援措置
1月30日	連立与党阪神大震災対策本部長 久保 亘	総合的対策／被災市民の救済と安全確保のための十分な財源措置／都市基盤 ・交通機関・神戸港再生に向けての財政支援
2月1日	衆議院大蔵委員長 尾身 幸次	財政支援に関する要望
	現地対策本部長 久野 統一郎	神戸港の早期復興

日付	要 望 先	要 望 内 容
2月4日	建設政務次官 築 瀬 進	ガレキ処理を含む復旧事業について特別の配慮／建築基準法の弾力的運用／都市計画法・建築基準法等の現行法の枠にとられない新たな法制度創設／被災者の建築活動支援のための助成・融資制度創設
	厚生大臣 井出正一	災害廃棄物処理、廃棄物処理施設復旧
	農林水産大臣 大河原 太一郎	卸売市場の復旧整備／民間小売市場に対する助成／農漁業施設の復旧／卸売市場の復旧／市民生活物資の安定供給／食品関連産業の復旧
	環境庁長官 宮下 創平	災害廃棄物処理、環境保全対策
2月5日	自治大臣 野中 広務	災害救助法に基づく国庫負担金の実態に見合った基準の拡大と負担率の引き上げ／港湾機能施設復旧に係る国庫負担制度の創設／鉄道等の地元負担への特別の配慮／激甚災害法での特別の財政援助の対象となる事業の拡大等
2月6日	厚生大臣 井出正一	上水道施設災害復旧費国庫補助事業の拡充等／応急復旧工事の実施に伴う人事支援
	通商産業大臣 橋本 龍太郎	工業用水道施設災害復旧に係る財政支援
2月6日	新進党兵庫県南部地震 災害対策本部長 海部 俊樹	災害救助法に基づく国庫負担金の実態に見合った基準の拡大と負担率の引き上げ／港湾機能施設復旧に係る国庫負担制度の創設／鉄道等の地元負担への配慮／激特法対象拡大／税収減に対する財政援助等
2月7日	自治大臣 野中 広務 大蔵大臣 武村 正義	災害救助法に基づく国庫負担金の実態に見合った基準の拡大と負担率の引き上げ／港湾機能施設復旧に係る国庫負担制度の創設／鉄道等の地元負担への配慮／激特法対象拡大／税収減に対する財政援助等
	運輸大臣 亀井 静香	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による十分な事業費確保／国庫負担法の復旧事業の対象拡大
	建設事務次官 望月 薫雄	広域幹線道路ネットワークの整備促進／下水道の災害復旧にかかる補助対象の拡充／住宅金融公庫融資制度について／復興事業計画早期策定のための都市計画手続きの弾力的運用及び新用途地域に関する都市計画決定期限の延長／震災復興にかかる各種事業について所要事業費の確保、補助対象の拡大及び補助率の引き上げ 等
2月10日	現地対策本部長 久野 統一郎 大蔵大臣 武村 正義 通商産業大臣 橋本 龍太郎 運輸大臣 亀井 静香 労働大臣 浜本 万三 建設大臣 野坂 浩賢 自治大臣 野中 広務 環境庁長官 宮下 創平	市内大企業に対する各種支援について 融資制度／助成／税制／雇用等
2月12日	国土事務次官 藤原 和人	税収減に対する財政支援／鉄道等の地元負担への特別の配慮／阪神高速道路の早期復旧／激特法対象拡大等
3月3日	与党災害復興プロジェクトチーム 座長 村岡 兼造	被災市民への支援／応急住宅等の確保／災害廃棄物処理／復興財源の確保／生活の再建／産業の復興・雇用の確保／新しいまちづくりの推進
3月4日	内閣官房長官 五十嵐 広三	被災市民への支援／応急住宅等の確保／災害廃棄物処理／復興財源の確保／生活の再建／産業の復興・雇用の確保／新しいまちづくりの推進
3月9日	通産事務次官 堤 富男	融資制度の創設／被災商店街小売市場への支援等

日 付	要 望 先	要 望 内 容
3月10日	国 務 大 臣 小 里 貞 利 文 部 大 臣 与 謝 野 馨 文 化 庁 長 官 遠 山 敦 子	阪神・淡路大震災復旧・復興事業にかかる埋蔵文化財発掘調査の特例調査について
3月13日	現地対策本部長 久 野 統 一 郎	危険宅地の応急対策、本格復旧に関する緊急要望
3月14日	建 設 大 臣 野 坂 浩 賢	危険宅地の応急対策、本格復旧に関する緊急要望
3月29日	国 務 大 臣 小 里 貞 利	災害廃棄物処理
4月5日	国 務 大 臣 小 里 貞 利 大 蔵 大 臣 武 村 正 義 内 閣 官 房 長 官 五 十 嵐 広 三	補正予算に関する要望
4月6日	中小企業庁長官 中 田 哲 雄	融資制度の創設／被災商店街小売市場への支援等
4月17日	通商産業大臣 橋 本 龍 太 郎	中小企業支援等
5月2日	厚 生 大 臣 井 出 正 一 自 治 大 臣 野 中 広 務 地 元 選 出 国 会 議 員	災害廃棄物処理（県及び阪神間6市と共同で要望）
5月12日	総理大臣ほか10名	財政支援
5月24日	衆議院建設委員会委員長 遠 藤 和 良	緊急インフラ整備3カ年計画の推進／個別事業
7月11日	厚生大臣ほか4名	災害廃棄物処理、廃棄物処理施設整備／特別養護老人ホーム等の施設整備／被災者に対する保健事業の充実／水道施設の災害復旧に対する財政支援
7月27日	建 設 大 臣 野 坂 浩 賢	財政措置に関する要望
8月4日	厚 生 大 臣 井 出 正 一	水道施設耐震化事業に対する国庫補助制度の創設／国庫補助金の別枠確保
8月11日	国 土 庁 長 官 池 端 清 一	生活救援対策関連／応急仮設住宅関連／阪神・淡路震災復興計画の推進について等
8月14日	自 治 大 臣 深 谷 隆 司	生活救援対策関連／応急仮設住宅関連／阪神・淡路震災復興計画の推進について等
8月24日	国 土 政 務 次 官 中 谷 元	土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率の引き上げ、交付税による特別措置／総合保税地域指定要件の緩和等規制緩和を盛り込んだエンタープライズゾーンの設置、工場等制限法など規制法の見直し等
8月25日	厚 生 大 臣 森 井 忠 良	生活救援対策／応急仮設住宅／災害廃棄物処理事業／国民健康保険事業／阪神・淡路震災復興計画の推進等
8月31日	運 輸 大 臣 平 沼 赳 夫	阪神・淡路震災復興計画の推進／平成7年度第2次補正予算の早期編成等
9月1日	環 境 庁 長 官 大 島 理 森	大気汚染対策緑地建設譲渡事業／集団設置建物建設譲渡事業
9月5日	通商産業大臣 橋 本 龍 太 郎	阪神・淡路大震災経済復興に係る国の平成7年度第2次補正に対する要望
9月7日	衆議院運輸委員会	阪神・淡路震災復興計画の推進／平成7年度第2次補正予算の早期編成等

内閣総理大臣

村山 富市 様

神戸市長

笹山 幸俊

関東大震災以来の大都市における直下型大地震の発生により、本市は未曾有の大災害を被ることとなりました。

第二次世界大戦により、明治の開港以来、営々と築いてきた都市基盤の殆どが失われ、今日、また、昭和13年の阪神大水害を上まわる災害によって、市民の永年にわたる蓄積が一気に潰滅した惨状をご賢察のうえ、政府におかれましては、可及的速やかに緊急かつ総合的な措置を講じられんことを全市民を代表し、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 今般の非常な大災害の惨状と全ての市民の被った損害の大きさに鑑み、可及的速やかに「激甚災害」の指定を行い、総合的対策を講じていただきたい。
- 2 被災市民の救済と安全確保のために必要な緊急対策について、十分な財源措置を行っていただきたい。
- 3 住宅をはじめ、道路、下水道、都市の再開発事業等の都市基盤のほか、交通の大動脈である阪神高速道路やJR・私鉄等、市民の足を確保する地下鉄・ポートライナー等の復旧・整備および神戸港再生のため、格段の財政支援をお願いしたい。

国務大臣（兵庫県南部地震対策担当）

小里 貞利 様

神戸市長

笹山 幸俊

関東大震災以来の大都市における直下型大地震の発生により、本市は未曾有の大災害を被ることとなりました。

第二次世界大戦により、明治の開港以来、営々と築いてきた都市基盤の殆どが失われ、また、昭和13年の阪神大水害を上まわる災害によって、市民の永年にわたる蓄積が一気に消滅した惨状をご賢察のうえ、政府におかれましては、可及的速やかに、緊急かつ総合的な措置を講じられんことを全市民を代表し、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 1月20日に激甚災害地域指定に準じた扱いとすることを決定いただいたところであるが、これにそった総合的対策をお願いしたい。
- 2 被災市民の救済と安全確保のために必要な緊急対策について、十分な財源措置を行っていただきたい。
- 3 住宅をはじめ、道路、下水道、都市の再開発事業等の都市基盤のほか、交通の大動脈である阪神高速道路やJR・私鉄等、市民の足を確保する地下鉄・ポートライナー等の復旧・整備および神戸港再生のため、格段の財政支援をお願いしたい。

阪神・淡路大震災復旧・復興に係る
平成7年度補正予算の早期編成につ
いて（お願い）

平成7年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災は、5,500人の尊い生命を奪ったのをはじめ、多くの家屋・ビルの倒壊、鉄道・道路・港湾・上下水道等、社会、経済基盤に未曾有の被害を与えました。

震災発生以来、被災地域のライフラインの確保、避難所対策、交通網の復旧など緊急復旧対策に全力で取り組んでまいりましたが、政府におかれましても、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」や「被災市街地復興特別措置法」など16本にも及ぶ震災関連法案を整備していただき、特別減税、融資など税制・金融面での特別措置や、重点的公共投資あるいは新しい整備手法による事業化などでき得る限りの支援を、迅速かつ適切に実施していただき、厚くお礼申し上げます。

また、政府・現地対策本部には2カ月半にわたって大変お世話になり心より感謝申し上げます。

しかしながら、今なお6万人の人々が不自由な避難生活を余儀なくされている中において、一日も早く従前の生活を取り戻す復旧対策が急がれるとともに、この大震災から得た教訓を生かして、地震等の災害に強い安心・安全な地域づくりを推進し、地域住民の生活の安定と活力ある地域社会の構築をしていかなければなりません。

このため、兵庫県においては、政府・復興委員会のご指導を得ながら復旧対策を急ぐとともに、2005年を目標とする「阪神・淡路震災復興計画」を策定し、被災市町と力を合わせて復興事業に全力をあげて取り組むこととしているところです。

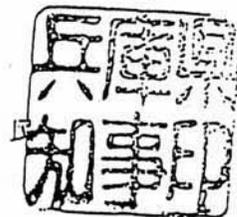
国におかれましては、平成7年度の復旧・復興予算の早期編成と財源確保について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成7年4月5日

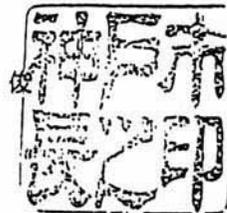
大蔵大臣

武村正義 様

兵庫県阪神・淡路復興本部本部長
兵庫県知事 貝原俊



神戸市震災復興本部本部長
神戸市長 征山 幸



第3節 市民への情報提供

1. 市民からの問い合わせ

1月17日、市役所1号館8階に災害対策本部が設置され、テレビ映像で災害の状況が映し出され、本部の電話番号が伝えられると、6本の番号を35回線を受けていた本部の電話に安否に関する電話がかかり続けた。とりわけ、1月17日から1週間は24時間中電話がかかりきりの状況となった。本部では緊急の対策に追われ、交替の要員の確保がままならないなか、まさに24時間対応を余儀なくされた。ようやく電話の問い合わせが落ちつき始めた1月24日から、5回線について市民等からの問い合わせ内容について、記録をとることができた。

電話での問い合わせは、当初の1週間は電話が不通になったことから大半が、親族、友人、知人等から被災者の安否確認を問い合わせるものであったが、地域の被災状況、避難先、連絡方法、交通手段等できるだけの情報を求めるものであった。しかし本部では全ての詳細な情報が把握できているわけではなく、死亡者の問い合わせは兵庫県警に、また、被災者の居住地の最寄りの避難所を伝えるにとどまらざるを得なかった。

1月24日をすぎると新聞、テレビ等マスコミで様々な情報が伝えられ、問い合わせの内容も多岐にわたり始めた。件数は2月末で1回線あたり100～150件/日であったが各種対策の詳細な内容、市政等についての意見、批判も多く、できる限り多くの問い合わせに応えたい一方、少しでもわかりやすく説明し、対策に納得いただくため1件あたりに要する時間をとられ始め24時間中なかなか本部に電話がつながりにくい状況となり、深夜にも多くの問い合わせが寄せられた。(図5-3-1)

問い合わせの内容は概ね図5-3-2のとおりであり、それぞれの傾向は、次のとおりであった。

①被災者の安否確認方法

当初構成比は30%台であったが、1月末から

2月初旬にかけて急減し、2月中旬から5%前後、3月に入ると2～3%台となった。

②仮設住宅の申込み

第1次募集開始までは1日50件程度と高水準だったが、以降は落ち着いて構成比も5%前後で推移し、3月に入ると2～3%台で推移していたが、3月末には増加した。

③建物判定、解体相談

広報での倒壊家屋の解体処理の掲載以後、件数が急増した。それ以降は構成比はだいたい15～20%の間で推移していたが、3月後半から急減した。

④り災証明

日によって件数、構成比ともに差が大きくなっているが、構成比は2月中旬までだいたい10～20%の間で推移していたが、2月下旬以降は5～10%の間で推移した。

⑤ボランティアの申し出

震災直後に比較すると、1次募集が終了していることもあってか、件数は微減傾向にあり、構成比も2～3%台で推移した。

⑥交通情報

2月半ばまでは構成比で5%前後で推移していた。2月25日からの交通規制の変更に伴い件数が増加したが、2月末から減少し、以降は5%以下で推移していたが、3月後半からやや増加した。

⑦義援金、救済物資の申し出

件数・構成比ともに大きな動きはないが、構成比は、2月末頃までは5～10%の間で推移し、3月に入るとやや減少し5%前後で推移した。

⑧電気・ガス・水道の復旧状況

構成比は日によって差があるが、だいたい5%前後で推移した。

⑨融資・助成、義援金の交付

1月中は増加傾向にあったが、2月初旬以降は安定し、構成比は5～10%の間で推移していたが、3月に入ると増加して3月中旬には10～25%の間で推移した。

⑩廃材・がれき処理

区で倒壊家屋解体の受付が始まった1月29日に急上昇したが、2月に入ると安定し、構成比は5%前後で推移した。

⑪その他の問い合わせ

当初から続いていた増加傾向も、3月中旬以降はやや歯止めがかかったが、35～50%の高水準である。内容も多岐にわたり、分散化してきた。

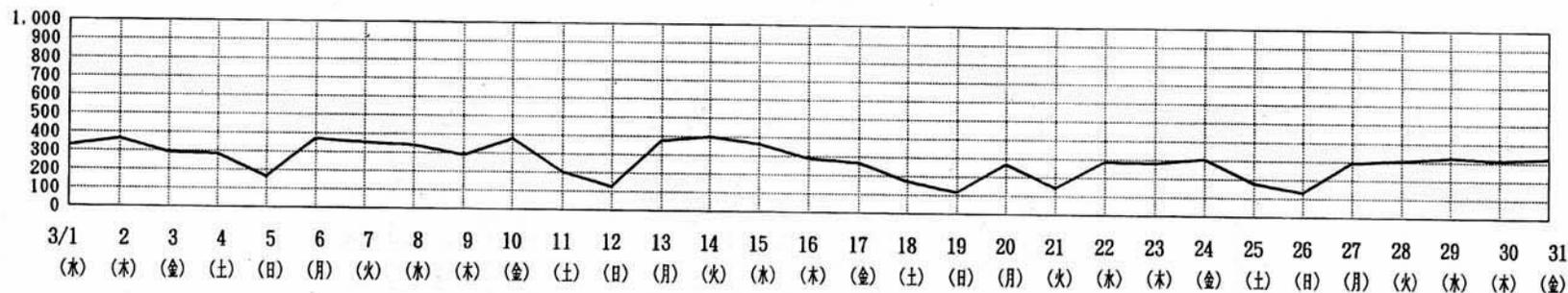
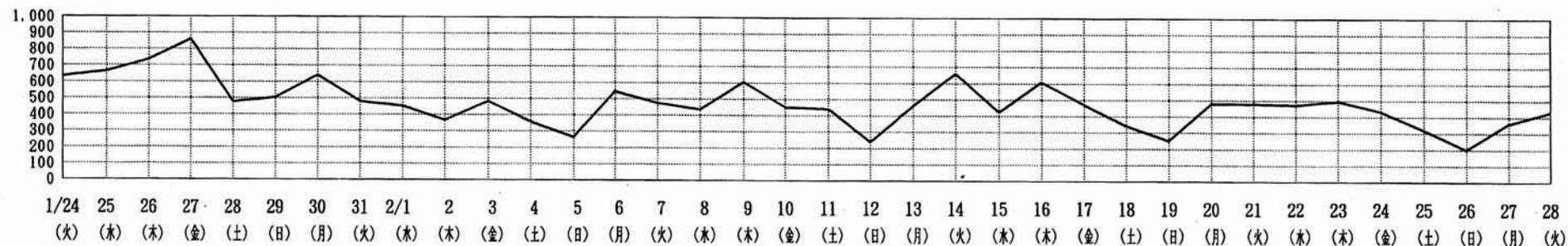
問い合わせに対し、本部では広報等の資料や本部員会議の資料をもとに、お知らせすることとなったが、市等行政の行う広報に基づくテレビ報道には応えることができても、報道機関独自の放映内容については職員が完全に聴取することが難しいため、問い合わせ内容に苦慮することも多く、また各種の制度・対策が実施されるにあたって詳細な内容が神戸市に伝えられていない段階での問い合わせや、行政機関以外の対応（ボランティアによる炊き出し、物資の給付等）についての情報等には応えることができないことが多かった。

3月にはいと問い合わせ件数は減少したが、内容は市民等のニーズの多様化に伴い極めて多岐に渡り、また神戸市の各部局や行政機関の各種市民相談窓口も整備され相談先、連絡先の案内が中心となり、4月以降も同様であった。

図5-3-1 電話受付件数の推移（総括）（1月24日～3月31日）

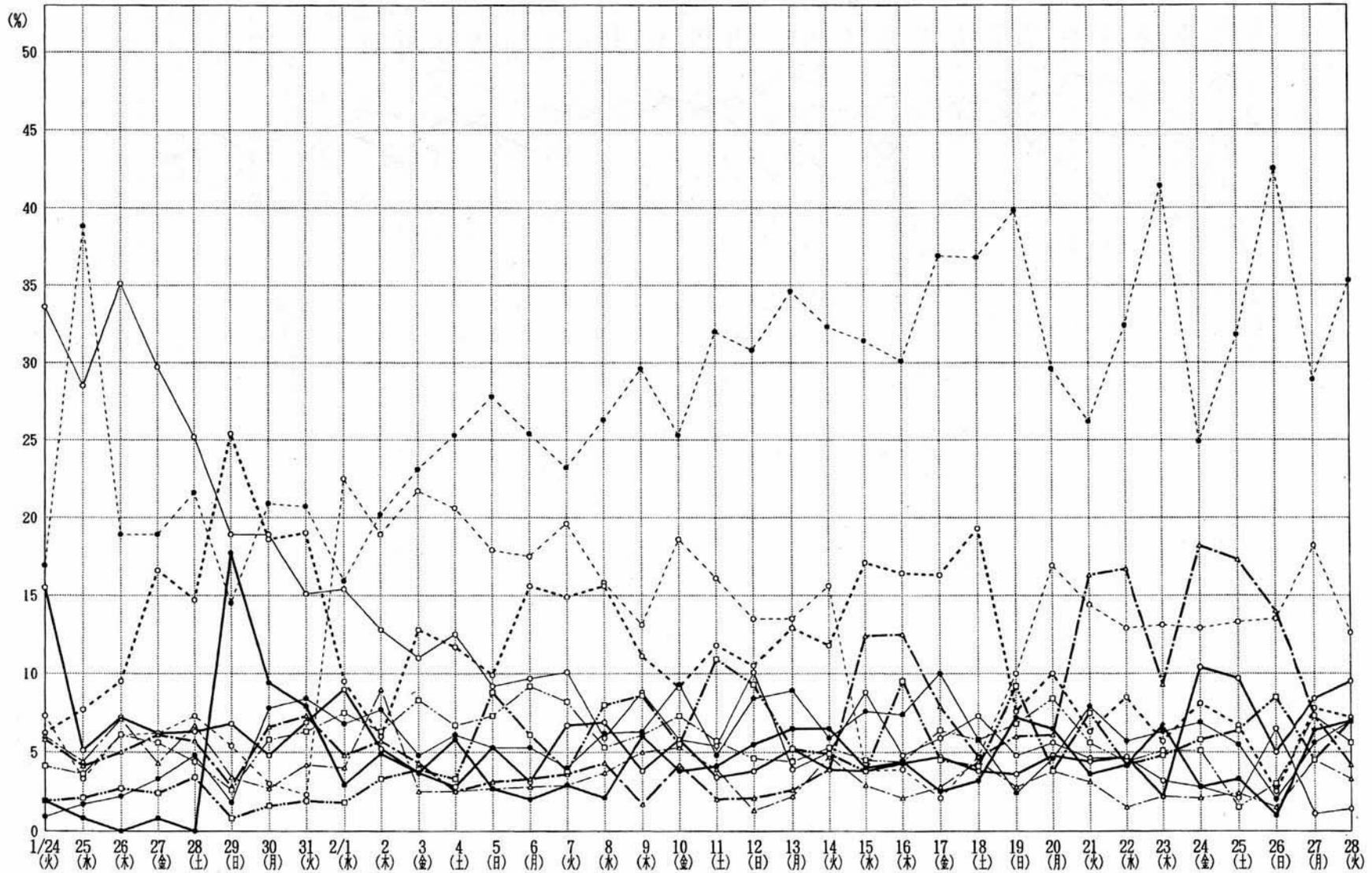
1号館8階災害対策本部に設置の5回線の電話での受付状況

（総件数の推移）



(内容別構成比の推移)

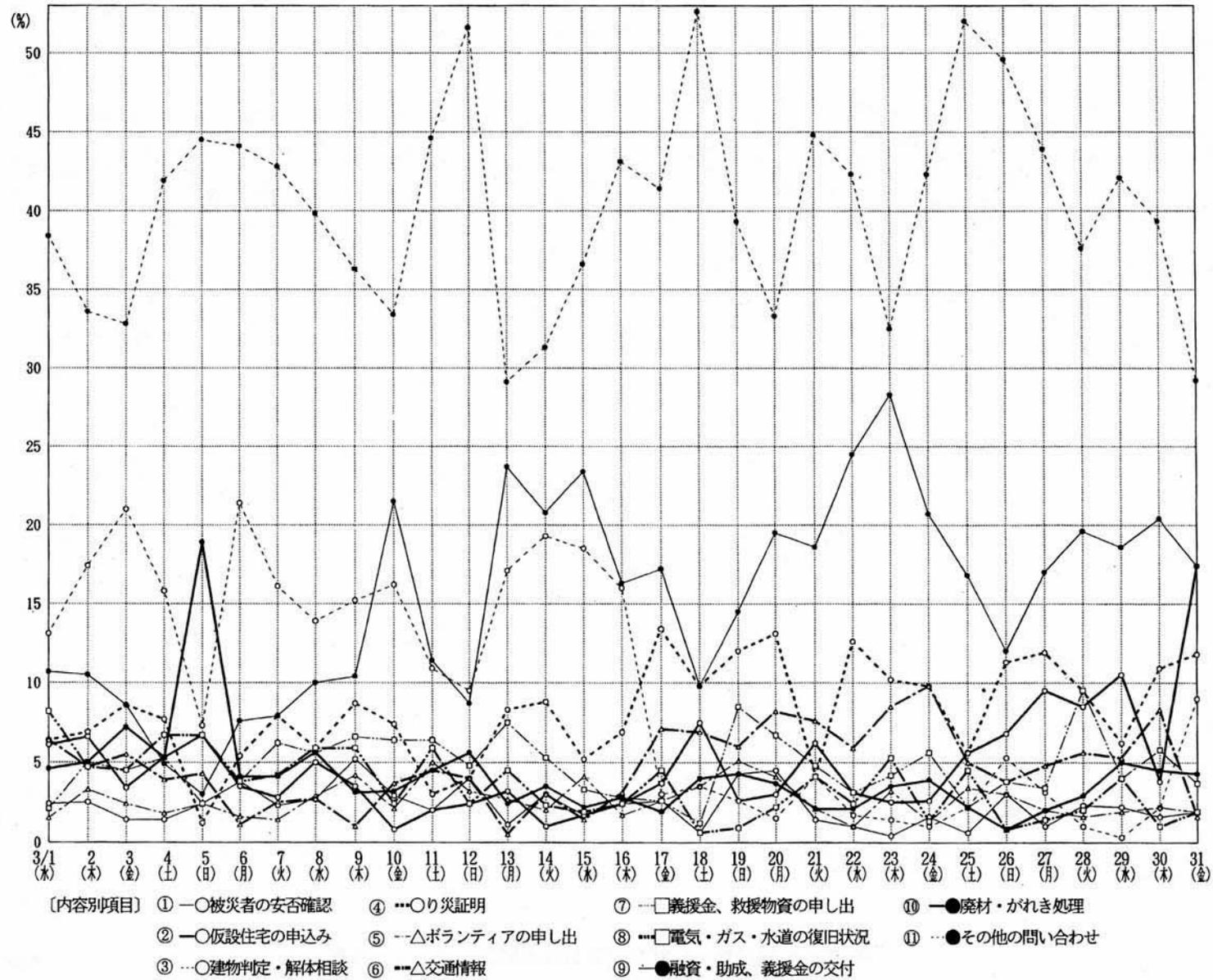
図5-3-2 電話受付件数の推移(1月24日~2月28日)



- 【内容別項目】
- | | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|---------------|
| ① ○被災者の安否確認 | ④ ●○り災証明 | ⑦ □義援金、救援物資の申し出 | ⑩ ●●廃材・がれき処理 |
| ② ○仮設住宅の申込み | ⑤ --△ボランティアの申し出 | ⑧ ●□電気・ガス・水道の復旧状況 | ⑪ ●●その他の問い合わせ |
| ③ ●○建物判定・解体相談 | ⑥ --△交通情報 | ⑨ ○●融資・助成、義援金の交付 | |

(内容別構成比の推移)

図5-3-2 電話受付件数の推移(3月1日~3月31日)



2. 報道機関への情報提供

震災当日の7:00に災害対策本部が設置され、消防局から市長に被害の状況が報告されると同時に、駆けつけていた記者に対して行われたのがマスコミに対する情報提供の最初であった。

その後、8:00に1号館8階へ災害対策本部が移り、本部の半分をプレスルームとしてあてた。

当初は、市庁舎の各部屋は殆どすべての備品類が倒れ、コピー機、ファクシミリも使えないため、入手した情報はコピー用紙にマジックで手書きをしてホワイトボードに貼りだす方法をとった。

その後、コピー機も導入され日がたつにつれて、提供資料のファイリングも内容別、時系列毎に整理して、誰でも閲覧できる方式を確立していった。

報道機関の取材は凄まじく、最初の10日間にカメラクルーを入れて延べ800人に及ぶマスコミがこのプレスルームに同居していた。また、外国プレスの取材に対しては通訳ボランティアを常時3人お願いして対応した。

震災直後は、市内全体が被災し、ライフラインの壊滅により、広報紙等独自の広報手段の回復にも時間を要することになったため、当初は、テレビ・ラジオに向かって積極的に呼びかけや情報を提供することで被災者等への情報伝達を試みた。

また、1月20日からは、1号館8階のプレスルームの一角と16階の一室をNHKラジオに提供し、直接きめ細かな「生活情報ラジオ」を展開していただいた。

(1)テレビ・ラジオの中継の中での呼びかけの例

「落ちついて秩序ある行動をとってください。」

「自衛隊が救援に来ています。落ちついて避難してください。」

「お互い助け合ってください。お年寄り・障害のある方々に手を貸してあげてください。」

「コープなど大手スーパーに店を開けるよう要請しています。秩序ある行動をお願いします。」

「食料の配布が交通渋滞のため遅れています。今暫くご辛抱願います。」

「マイカーの自粛をお願いします。」

「小学校を中心に水を配布しています。助けて分けてください。」

「雨用シートを確保しています。各区役所などで配布しています。必要な方は取りにいてください。」

(2)最初の1週間のマスコミへの資料提供の内容 物資・

各区别毛布数、食料配付状況、スーパー等の営業状況、緊急物資の受入れ先、価格監視の開始、ビニールシートの配付

水

断水状況、小学校等への拠点配付、電気・ガス・電話は参考情報として提供

避難所

避難所一覧、各区别避難所数と避難者数、医療団のはりつき状況

消防

各区别火災件数、建物等倒壊件数、避難勧告場所と内容

交通

市バス・地下鉄・新交通の運行状況、船による代替交通

医療機関

被害状況、患者収容状況概数、診療再開・開設場所リスト、人工肛門供給病院一覧

道路

通行止め箇所リスト、復旧状況、交通規制

住宅

市営住宅の被害状況、仮設住宅申込み・予定地、建物応急危険度判定

その他

遺体安置場所リスト、マスコミへの苦情、参考情報としての死亡・不明者数

表5-3-1 災害時広報の推移（震災後2カ月の状況）

月 日	事 業	対 応 内 容
1月17日 7:40 8:30	報 道 報 道	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、かけつけてきていた記者に対して把握している状況を説明 ・災害対策本部内に臨時記者室を設置。以降、ボードへの張り出し形式により随時、報道機関に対する情報提供を実施 ・個別取材対応で10名が忙殺の状態に突入
10:00 1月18日	C A T V 報 道 ニューメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・文字放送「天気予報（地震情報）」のみ放送 ・記者会見（2/22まで毎朝定例実施、臨時も随時実施） ・インターネットで地震の被害の様子や復旧状況を流す（アクセス件数 最高4万件 1/20）
1月19日	C A T V	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急テロップ情報」の放送開始 ・「天気予報」から「災害情報119」に代えて放送
1月22日	ラ ジ オ	<ul style="list-style-type: none"> ・FMラジオ（Kiss-FM KOBEとFM横浜）の神戸市広報番組「コウベ スタリッシュ ウィズ」で義援金、救援物資、ボランティア募集を呼びかける（2/12まで日曜8:30～9:00）
1月25日	広 報 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・こうべ地震災害対策広報第1号の発行。電柱など1,000カ所に掲示（～3月18日）、避難所1,000カ所配布（以後随時発行）
1月27日	広 報 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・区民広報紙（兵庫区）発行
1月29日	ニューメディア ラ ジ オ	<ul style="list-style-type: none"> ・文字放送で災害対策情報を放映（毎日6:00～24:00） ・あじさいネットのファクス機能を利用した災害関連情報の提供開始（アクセス件数 最高2,598件1/31） ・ラジオ（AM神戸）で市広報番組「サンデー神戸」再開（毎週日曜9:00～9:30）
2月3日	広 報 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・こうべ地震災害対策広報第6号から民間商業施設でも配布以後配布場所を順次拡大
2月4日	広 報 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・こうべ地震災害対策広報の1～5号の英語版発行（以降、発行にあわせて国際課で英訳発行）
2月6日	テ レ ビ ラ ジ オ	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ（サンテレビ）で災害対策情報を放送（月～土曜17:30～17:35） ・ラジオ（AM神戸、Kiss-FM KOBE）で災害対策情報を放送（AM神戸は、月～土曜10:15～10:20、Kiss-FM KOBEは毎日 15:00～15:05 英語でも放送）
2月12日	ニューメディア テ レ ビ	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさいネットのキャプテン機能を利用した災害関連情報の提供開始 ・テレビ（サンテレビ）の神戸市広報番組「ウイークリーこうべ」で手話通訳付きで災害関連情報を放送（日曜18:15～18:20）
2月13日	ニューメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさいネットのパソコン通信を利用した災害関連情報の提供開始
2月15日	ラ ジ オ	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ（FMフェニックス）に災害対策情報を提供（3/31まで毎日19:00～19:15）
2月16日	市 政 展 示	<ul style="list-style-type: none"> ・復興支援ポスターの作成（1,200枚）
2月17日	広 報 紙	<ul style="list-style-type: none"> ・広報こうべ 災害対策特別号を発行（以降、月2回ペースで発行）
2月27日	ラ ジ オ	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ（NHK大阪第1放送）で災害関連情報を放送（月～土曜、3/18まで8:45～8:50、3/22～24 12:35～12:40）
3月1日	インフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・震災関連情報コーナーの設置（三宮そごう西、総合インフォメーションセンター内）
3月12日	テ レ ビ	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ（サンテレビ）で神戸市広報番組「がんばろうKOBE」を放映（日曜10:00～10:30）

(資料)

阪神・淡路大震災における安心情報の検証

被災者の状況	<p>ラジオを持ち出した人 8% 停電91万6千戸 1月23日15時～解消 断水65万戸、1月19日15万戸、22日27万戸通水 ガス62万戸停止 1月28日4%復旧 電話28万5千故障 1月17日通常の50倍、18日20倍 22日～規制解除</p>	<p>1月25日までに 15千台の携帯ラジオ引渡 1月27日までに避難所に TV 428台 (377カ所) ラジオ 600台 (346カ所) 設置</p>	<p>1月30日～ 特設公衆電話 2,700台 760カ所設置</p>	
被災者の知りたい情報	<p>生存の危機 自分のおかれている状況 何か起きているか 救助があるか</p>	<p>避難 何処へいけば良いか どのルートが安全か 家族の安否 余震があるか 医療機関は</p>	<p>避難所生活 初日～3・4日 生存のための物資 (食料、水)の配付有無等 ライフラインの状況 交通機関の情報 医療の情報 余震情報</p>	<p>仮設住宅 日常生活 4・5日～ 生活のための基礎 情報(風呂、店等) 自宅の状況 仮設住宅等住宅情報 医療の情報 余震情報 行政からの援助施策</p>
神戸市災害対策本部にかかった電話の内容	<p>初日～1週間 安否 水の配付場所 家屋の倒壊対策 ボランティア申込</p>	<p>8日目(1月24日) 安否 仮設住宅申込 建物判定解体相談 被災証明 ボランティア申込</p>	<p>9日目(1月25日) 安否 被災証明 仮設住宅申込 ボランティア申込</p>	<p>10日目(1月26日) 安否 被災証明 仮設住宅申込 ボランティア申込</p>
NHKへの聴取者からの電話、問合せ(1/17～2/13、13万件)	<p>初日 安否95%</p>	<p>2日目(1月18日) 交通手段 救援物資の送付先</p>	<p>6日目(1月22日) 対策状況 ボランティア申込 住宅提供申し出</p>	<p>9日目(1月25日) ライフライン復旧状況 仮設住宅申込 義援金の配分 「春よ来い」「大相撲」の再開は</p>
マスコミの状況 NHK1,000人体制 民放各社とも300～400人体制 4系列で1,200～1,600人 新聞 全国紙150人 通信60人 全部で600～700人 ヘリ 数十機	<p>NHKの対応 1月17日～総合TVでニュース及び関連情報(17・18日は生映像中心、19日～生活情報含む〔交通・開店している店、被災者の声、課題・問題点〕)、FM教育で「安否情報」 20日～ラジオ第1で生活情報(市災害対策本部に設置) サンTV 1月17日8時14分～放送開始 22日まで災害情報、生活情報を流す。 23日～通常放送 AMこうべ 1月17日6時放送開始、2台のラジオカーで被災地レポート、8時～7台の電話で安否情報 18日～生活情報、19日ぐらゐから行政からの情報 21日～通常枠での放送 KISS FM 1月17日8時30分災害規模速報、生活情報(ライフライン復旧、交通情報、相談窓口情報、食料品・水の配付情報、開店している店) 民放各社 東京キー局の制作で生映像中心、マクロ的解説、見せ物報道、びっくり報道と言う批判がある。 3日目ぐらゐから通常番組枠内の報道 新聞 読売…1月19日夕刊～震災掲示板、朝日…1月19日朝刊～ねっとわーく大震災、毎日…1月18日朝刊～希望新聞、 サンケイ…1月21日朝刊～支援ひろば、神戸…1月21日夕刊～震災関連情報、など生活関連情報を流しているか内容的には21日ぐらゐから該当。</p>			
ニューメディア	<p>パソコン…ニフティーで17日1時～地震情報コーナー、電子掲示板 2月頃～ 情報ボランティアが避難所情報を入れていた。 インターネット…市広報から映像情報18日～、他のユーザーは1月17日の8時前から活用 ホワイトハウスに届いていたと言う。</p>			

3. 「こうべ地震災害対策広報」等の発行

報道機関へ情報を提供する一方、市独自の媒体として広報紙を発行する準備を進めた。

平時の広報紙は月2回の発行で、1回は新聞折り込みで57万世帯へ、1回は区民広報紙として婦人会、自治会による個別配布の方式をとっている。いずれも速報性に乏しく、発行日の10日前ごろの予定情報が掲載される。

震災後、次々と新しい情報が流れる中で発行する「こうべ地震災害対策広報」は速報性を持つことが必要であった。そこで、市内の印刷会社を探したが、殆どが被災しているか、電話が通じないなど困難な状況が続き、やっと一軒見つけた印刷会社も大量の印刷には対応できなかった。

さらに、配送ルートの開拓も大きな課題であったため、各区役所を廻って、安定的に構築されつつあった食糧の配布や区避難所連絡班によって避難所に届けることにした。同時にバイク隊を結成し、避難所を中心に電柱や壁など1,000カ所に板貼りの広報紙を掲げていった。

配布箇所についても避難所約600カ所が中心であったが、その後、発行部数が増えるにしたがって市内公共施設、警察署、特定郵便局、さくら銀行、阪神銀行、兵庫銀行の各支店、ローソン約150店舗、コープこうべ約70店舗、JRの各駅、星電社など多くの機関にご協力をいただいて増やしていった。

1号2,300部が発行されたのは1月25日。以後、2日に1回の頻度で夜に原稿を仕上げ、夜中に印刷、早朝納品、配布という厳しいスケジュールで最新の情報を提供していった。

この「こうべ地震災害対策広報」は速報性を重視するほか、印刷量、技術的な関係で、あるいは市内各所の避難所に掲示したり電柱や壁に貼り出すためにA3サイズ（第4号からはタブロイド判）1ページものにした。また、内容的にも緊急施策のお知らせを中心に構成した。

2月17日からは月2回の割合で新聞折り込み「広報こうべ」を発行、震災特別号として位置づけ、市の取り組みや方針、お知らせなどを掲載した。

また、4月号からは市外に避難している人にも届ける郵送サービスを開始している。

一方、区役所においては震災当日より刻々と変化する状況や行政の対策、身近な情報（商店、浴場の営業等）の不足に対し、発行不能に陥った区民広報紙に代わる情報提供を行う必要に迫られた。そこで、東灘区では手書きで貼り紙を作成し、1月22日からは毎日の各避難所への情報配布も始めた。また兵庫区では震災関連情報「ひょうご」を1月27日から4月28日まで23回発行したほか、1月31日からは灘区で区民版の地震災害対策広報（臨時号）を発行、2月には垂水区、西区、長田区、北区で順次発行するなど、各区とも情報が混乱・不足する中でできる限りの情報提供に努力し、それぞれ庁舎、公共施設をはじめ、電柱等に貼り出すとともに、避難所や公共施設での配布を行った。そして5月17日からは区民版の広報紙を全区で発行するに至った。

表5-3-2 「こうべ地震災害対策広報」の発行状況

発行日・号	主 な 内 容
1月25日・1号	一時使用住宅の入居募集／市長あいさつ
27日・2号	交通機関の状況（市バス・鉄道・船）／一時使用住宅の入居募集
28日・3号	生活福祉資金特別貸付／り災証明書（発行予告）／税や使用料の納期限延長
30日・4号	倒壊家屋などの処理／FAXでの災害関連情報／電話相談
2月1日・5号	建築制限区域指定のお知らせ
3日・6号	義援金の交付／り災証明書の発行／ホームステイ受入れ先の紹介
6日・7号	被災者用一時使用住宅の入居者募集（大阪府下等）／災害対策情報提供番組／水道復旧状況
8日・8号	生活福祉資金特別貸付金の終了予告／電話相談／交通機関の状況（市バス・鉄道）／ホームステイ受入れ
10日・9号	神戸市合同慰霊祭／悪質業者に注意／公害健康被害認定患者へのお知らせ／医療情報
15日・10号	義援金の交付対象者の拡大／遺骨の無料預かり／中小企業者への震災復旧緊急特別融資
21日・11号	神戸市合同慰霊祭／医療保険・国民年金
24日・12号	一時使用住宅の入居2次募集／災害廃棄物の処理
28日・13号	被災企業用仮設賃貸工場入居企業募集／まちづくり計画案の縦覧／被災者への市税の減免
3月3日・14号	排水設備の修繕費貸付／地域型仮設住宅の開設／高齢者震災法律・税務相談
7日・15号	共同仮設店舗建設費・借り受け費補助／震災関連情報コーナーの設置／避難所調査
10日・16号	神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金の交付／倒壊家屋の解体撤去
14日・17号	市による住宅の応急修理／災害廃棄物の無料搬入券／皇太子同妃両殿下から遺族の皆様へのお言葉
16日・18号	一時使用住宅の入居2次募集締切（予告）／市バス・地下鉄定期券の販売再開／住民健診
18日・19号	災害弔慰金の支給／市長あいさつ／観光施設・宿泊施設の営業状況案内(FAXサービス)
23日・20号	災害援護資金貸付／被災企業用仮設工場2次募集／国民健康保険の一部負担金免除証明書の交付
28日・21号	復興に向けての提言募集／国民健康保険料の減免／水道・下水道料金の納期限延長／広報紙の市外郵送サービス
31日・22号	40歳以上の被災者の無料健診／地域型仮設住宅の案内／り災証明書・義援金申請締切（予告）
4月4日・23号	一時使用住宅の入居3次募集・常時募集／宅地・私道の応急措置／埋火葬費の清算
11日・24号	倒壊家屋の解体撤去（清算手続・三者契約の予約申込み）／一時使用住宅の入居常時募集／災害廃棄物の無料搬入券
18日・25号	神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金／災害援護資金貸付締切（予告）／児童こころの相談110番
25日・26号	一時使用住宅の常時募集（北区鹿の子台）／まちづくり事業の現地相談所の開設／総合住宅相談所
28日・27号	一時使用住宅の常時募集／義援金2次配分の予告／一時使用住宅の入居4次募集
5月2日・28号	国民健康保険・老人医療での負担金免除期間の延長／一時使用住宅の常時募集／避難所個別面談調査
9日・29号	高齢者・障害者向け地域型仮設住宅入居申込み／仮設賃貸工場補充登録受付中
23日・30号	要援護家庭への義援金配分／市県見舞金の交付／税減免の拡大／一時使用住宅常時募集／2次災害対策
6月20日・31号	一時使用住宅の常時募集／特定優良賃貸住宅供給促進制度／災害障害見舞金の給付相談／復興住宅メッセ／2次災害対策
7月25日・32号	住宅融資に対する復興基金による利子補給／市長あいさつ／震災関連情報のまとめ／2次災害対策
8月15日・33号	住宅助成義援金の交付／神戸復興住宅展／仮設住宅の段差解消／広報紙の市外郵送サービス

※資料編に各号を掲載

表5-3-3 「広報こうべ 地震災害対策特別号」の内容

2月17日号	1面 市長あいさつ	2面 り災証明書 義援金 家屋解体撤去
	3面 ゴミの排出抑制の呼びかけ 水道・電気・ガスのお知らせ	4面 余震に備えて 悪質業者に注意
3月1日号	1面 神戸市合同慰霊祭	2面 一時使用住宅の2次募集 震災関連融資
	3面 お知らせ(職員募集、文化・教養、保健・福祉等)	4面 各種相談窓口の案内 災害対策情報
3月17日号	1面 7年度当初予算案の解説	2面 市災害見舞金・県災害援護金 家屋解体撤去 共同仮設店舗
	3面 お知らせ(住宅・土地、保健・福祉、市税の納付 申告等)	4面 各種相談窓口の案内 災害対策情報
4月1日号	1面 神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画	2面 地域型仮設住宅 災害弔慰金 災害援護資金 医療費関係
	3面 お知らせ(職員募集、住宅、文化・教養、保健・ 福祉等)	4面 各種相談窓口の案内 災害対策情報
4月17日号	1面 神戸市復興計画ガイドライン	
	2面 教育再生緊急提言	3面 倒壊家屋の解体撤去 宅地・私道の応急措置 他
	4面 市長を囲んで懇談会 「大震災 あれから3か月～復旧・復興へ次なる一歩を～」	5面
	6面 り災証明書・義援金申請期限 スポーツ施設状況 イベント情報 他	7面 お知らせ(住宅・土地、保健・福祉、スポーツ、 観光施設等)
	8面 各種相談窓口の案内 災害対策情報	
5月1日号	1面 がんばろうKOBÉ ～復興に向けての人々の動き	2面 災害見舞金・援護金 選挙 仮設賃貸工場補充登録
	3面 お知らせ(職員募集、保健・福祉、文化・教養、 スポーツ等)	4面 各種相談窓口の案内 災害対策情報

6月1日号	1面	神戸市会議員・兵庫県議会議員選挙	
	2面	住まい再建Q&A	3面 第2次義援金の配分 一時使用住宅の常時募集 保険料
	4面	特集「梅雨に入る前に2次災害への備えを」 日ごろの心構え、危険信号のキャッチ、避難時の注意事項 他	5面
	6面	お知らせ（職員募集、住宅・土地、保健・福祉、文化・教養、スポーツ・レジャー、イベント情報 等）	7面
	8面	各種相談窓口の案内 災害対策情報	

7月1日号	1面	神戸市復興計画策定	
	2面	一時使用住宅の入居者5次募集 災害復興住宅入居者募集	3面 被災児童・生徒教育助成金 老人保健施設開所 参院選PR
	4面	須磨海水浴場海開き 寄付の三ない運動 区民センター開館状況	5面 お知らせ（博物館・植物園、スポーツ・レジャー、 イベント情報）
	6面	お知らせ（職員募集、住宅・土地、保健・福祉、文化・教養等）	7面
	8面	各種相談窓口の案内 災害対策情報 2次災害対策	

8月1日号	1面	補正予算案の編成 ～7月補正予算の特徴～	
	2面	こうべ・すまいまちづくりセンター 国民健康保険料年額の確定	3面 「心かよわす市民運動」月間 戦後50回目の8月15日
	4面	市民と市長のふれあいトーク 「まちの復興は商業の再生から」	5面 お知らせ （スポーツ・レジャー）
	6面	お知らせ（職員募集、住宅・土地、保健・福祉、文化・教養、スポーツ・レジャー、博物館・植物園 等）	7面
	8面	各種相談窓口の案内 災害対策情報 2次災害対策	

” はげまし北広場（湊川公園） ” と
 ” はげまし南広場（ＪＲ兵庫駅南口） ” で、
 随時、日用雑貨等の配布を行います。配布の日時等については、今お読みの「ひょうご」
 でお知らせしていく予定です。電話でのお問い合わせは、午前10時以降に、区役所まち
 づくり推進課（☎531-0033）まで。

今日28日は、13時から、

” はげまし北広場（湊川公園） ” で
 日用雑貨をお配りします。また、炊き出しも行う予定です。

兵庫区の営業浴場は次の
 とおりです。

- 湊湯（新劇会館西）
- 大同湯（菊水公園北）
- 松竹湯（平野交差点東）
- 東湯（本町公園北・2号線北）
- 湊河湯（東山商店街近く）
- 水木小学校

ペット動物に関する
 木目談（負傷、エサ、避難所で飼育がで
 きない、放れている犬の保護）は、次の所
 でお受けしています。ご連絡ください。

- 大松獣医科（東出町3丁目、
 ☎ 671-1847）
- まるはし動物病院
 （中央区楠町6丁目、
 ☎ 341-0753）

被災者用一時使用住
 宅の入居者募集は、
 2月2日まで
 荒田公園
 で受け付けています。

他県の公営住宅の情報については
 兵庫県都市住宅部住宅管理課
 （☎ 362-3628）
 まで、お問い合わせください。

兵庫県では、
 宿泊施設相談コーナーを
 設けています。場所は、
 門口公園です。

次のゴルフ場の浴場が一般無料開放されま
 す。開放日、時間などについて、各ゴルフ
 場にご確認のうえ、ご利用ください。

- ダンロップゴルフコース（北区八多町、
 ☎ 982-1221）
- 有馬ロイヤルゴルフクラブ（北区淡河町、
 ☎ 958-0121）
- 北神戸ゴルフ場（北区長尾町、
 ☎ 986-2233）
- 舞子ゴルフ場（垂水区多聞町、
 ☎ 782-4741）
- 北六甲カントリー倶楽部（北区大沢町、
 ☎ 954-0041）
- 垂水ゴルフ倶楽部（垂水区潮見が丘、
 ☎ 707-8801）
- 神有カントリー倶楽部（北区八多町、
 ☎ 981-5333）
- 兵庫カンツリー倶楽部（北区山田町、
 ☎ 581-1315）

被災者用雇用促進住宅の入居者を募集します
 。今回募集戸数は165戸。高齢者、障害者
 の世帯等を優先し、希望者多数の場合は抽選
 で決定。申込期間は、1月30日及び31日
 の午前10時から午後4時まで。申込場所は
 、兵庫県立神戸高等技術専門学校（神戸市西
 区学園東町5丁目2番）。問い合わせ先は、
 兵庫雇用促進センター東臨時事務所
 ☎ 06-431-7276
 西臨時事務所
 ☎ 0794-31-2516

水道の通水状況は、
 42.8%（26日現在、中部セツ管内）



1月28日号

広報こうべ兵庫区版

震災関連情報 (2)

兵庫区役所
 まちづくり推進課
 電話531-0033

広報

1995年（平成7年） 2月11日

ながた

発行：長田区災害対策本部
 長田区北町3丁目4-3
 ☎579-2311（大代表）

1月17日に発生した「阪神大震災」は、神戸市に未曾有（みぞう）の大被害をもたらしました。この災害で亡くなられた多数の方々のごめい福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた区民の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

神戸市では「災害対策本部」を設置し、全力をあげて復興に取り組んでいます。

区民の皆さんにおかれては、厳しい生活の下ではありますがご協力をよろしく願います。
 長田区長 柚木 資 弘

こうべ地震災害対策広報（拠点揭示臨時神戸市広報）第1号～第9号抜すい

○地震による「倒壊家屋」などの処理（解体の必要のある家屋）

倒壊のおそれのある家屋などの解体は、原則として市が行いますので、建物の所有者は下記までおこしてください。関係者の同意書が必要となりますので、書類をお渡しします。ただし、事業所などのうち大企業に係るものは事業者の責任において処理していただきます。

(1)受付期間 3月15日まで 9：00～16：00（2月13日以降は、土・日・祝日を除く）

(2)受付場所 長田区役所3階

※電話による受け付けはしません。また、先着順ではありません。

★ 解体量が膨大なため、公共性・緊急性が高いものから処理しますので、全体では相当長期間を要します。

くご自分で解体・撤去される人へ；業者によっては法外な価格を要求する場合があります。目安となる金額（標準単価）は以下のとおりです。>

◆標準単価（解体及び撤去） ●木造；延床面積1㎡あたり約12,000円 ●鉄筋コンクリート造；延床面積1㎡あたり約30,000円

※撤去のみの場合は、上記単価の1/2以下です。

○り災証明書の発行について（手数料は無料）

- (1)証明の内容 建物の全壊・半壊・一部破損・全焼・半焼・水損に伴うり災
 ※設備や動産（土地・建物を除くもの）の被害は対象外です。これらは「り災届出証明書」での対応となります。
- (2)り災者 り災者は建物の倒壊などによって、被害を受けた居住者・家主など
- (3)必要なもの 印鑑（なお、申請書にはり災者氏名、り災場所の住所、持ち家・借家（所有者名が必要）・住宅・非住宅の別を記入していただきます。）
- (4)発行期間 2月6日から当分の間（土・日・祝日を除く） 9：00～17：00
- (5)申請場所 長田区役所7階（長田区内でり災した建物の場合）
- (6)郵送での請求 申請書に記入すべき内容を便せんなどに記載し、区役所に郵送してください。折り返し証明書をお送りします。（昼間に連絡のとれる電話番号も必ずご記入ください。）
- (7)問い合わせ先 長田区役所市民課 〒653長田区北町3-4-3 ☎579-2311

○義援金の交付について

- (1)交付対象 1月17日に神戸市内に住民登録・外国人登録を有し、今回のり災により、死亡・行方不明の被害および全壊・全焼・半壊・半焼の住民登録・外国人登録上の住家の被害を受けた世帯。(詳しくは、お問い合わせください)
- (2)交付金額 ①死亡者 100,000円
②行方不明者 100,000円
③住家(全壊・全焼・半壊・半焼) 100,000円
- (3)申請受付期間 2月6日から当分の間(土・日・祝日は除く) 9:00~17:00
- (4)申請者 原則として世帯主本人(世帯主本人が来られない場合は、お問い合わせください)
- (5)必要書類等 ①本人を確認する証明書(運転免許証、健康保険証ほか) ②印鑑
③住家被害についてはり災証明書(り災届出証明書は不可)
④死亡被害については埋火葬許可書か死亡診断書か住民票除票
- (6)申請場所 長田区役所7階(長田区で住民登録・外国人登録をしている場合)
- (7)問い合わせ先 長田区役所福利課 〒653長田区北町3-4-3 ☎579-2311

○被災者用一時使用住宅(大阪府下等)の入居者特別募集

今回は、大阪府営住宅、大阪市営住宅および大阪府下(一部京都府、奈良県)の住宅・都市整備公団の賃貸住宅を別枠として特別に募集します。(前回の一次募集に申し込んだ人も今回は別枠募集ですので新たに申し込みが必要です。また、今回初めて申し込む世帯は、次回以降募集時には改めて申し込んでください。)

- (1)募集戸数 669戸予定(駐車場は確保できません)
- (2)申し込み方法 2月13日から区役所・支所・出張所で配布する入居申込書についている所定のハガキで。(2月17日消印有効)
- (3)入居決定者への通知 3月3日に神戸市内の各区役所・支所・出張所に掲示
- (4)入居時期 入居決定後順次
- (5)その他 入居対象者・使用期間・入居者決定方法等は前回と同様です。
- (6)問い合わせ先 神戸市災害対策本部 一時使用住宅係 ☎392-9860 9:00~19:00

長田区役所内での法律相談について

- (1)日時 2月12日(日) 13:00~16:00
(受付は 12:30~15:30)
- (2)場所 長田区役所2階(福祉事務所内)
※申込者が多数の場合は、受付時間内であっても打ち切らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
(右の電話相談もご利用ください。)

<各種問い合わせ先>

長田区災害対策本部	☎579-2311	関西電力兵庫営業所	☎681-3151
神戸市災害対策本部	☎322-5117	法律相談(神戸弁護士会)	☎362-5158
長田警察署	☎578-0110		" 5171
長田消防署	☎578-0119		" 5178
NTT神戸対策本部	☎333-4740	土地建物・税・社会保険相談	☎794-4006
排水設備修繕	☎575-0961	損害保険110番	☎362-4566
水道(西部センター)	☎735-5169	生命保険110番	☎362-4569
大阪ガス	☎360-3100	家電製品110番	☎362-5182

地震による災害発生以来4週間あまりが過ぎましたが、ようやく地震災害対策臨時号として「広報ながた」を発行するのはこびとなりました。この間、区民の皆さんにはご迷惑をおかけしましたが、今後は暮らしに役立つタイムリーな情報をお届けしたいと考えております。



4. ラジオ・テレビによる市政広報

当初、多くのラジオ・テレビ等のメディアに対して積極的に情報提供を行ってきたが、その後、神戸市が従来提供している番組の早期再開と、新たに災害関連情報が毎日提供できる時間枠を確保するよう、地元のAM KOBE、Kiss-FM KOBE、サンテレビに働きかけを行った。

その結果、1月22日にKiss-FM KOBEが、1月29日にAM KOBEが、2月6日にサンテレビがそれぞれ「神戸市災害対策本部からのお知らせ」等を流せることになった。

また、その後、復興に向けての街の動きや神戸市の施策を紹介する30分番組を3月12日からサンテレビで放送開始した。

(1) ラジオによるお知らせ

(1月22日～2月12日)

「コウベスタイリッシュウインズ」
(Kiss-FM KOBE)

FM横浜と提携した神戸市広報番組
1月22日からは内容を変更し、2月12日まで放送
義援金・救援物資・ボランティア募集の呼びかけも行った
毎週日曜日 8:30～9:00

(1月29日～)

「サンデー神戸」(AM KOBE 558)
毎週日曜日 9:00～9:30

(2月6日～)

「神戸市災害対策本部からのお知らせ」
・AM KOBE 558
月～土曜日 10:15～10:20
・Kiss-FM KOBE
毎日 15:00～15:05 (英語でも放送)

4月からは曜日・時間の一部変更

・AM KOBE 558
月～金曜日 8:08～8:13
・Kiss-FM KOBE
月～金曜日 15:00～15:05

5月からはタイトルを「神戸市からのお知らせ」に変更

7月からはタイトルを変更

「あじさいインフォメーション」
(AM KOBE 558)

月～金曜日 8:08～8:13

「KOBE インフォメーションスクエア」
(Kiss-FM KOBE)

月～金曜日 15:00～15:05

(2月10日～)

「ヒョウゴアミューズメントクラブ」
(Kiss-FM KOBE)

イベント情報番組
震災情報番組として放送再開
毎週金曜日 17:30～17:35

(2月15日～3月31日)

復興通信「FM796-フェニックス」(臨時災害FM放送局)に情報提供
毎日 12:00～20:00

(2) テレビでのお知らせ

2月5日～

「ふるさとステーション」(サンテレビ)
県政番組に震災関連情報を提供
毎週日曜日 9:00～10:00

2月6日～6月30日

「神戸市災害対策本部からのお知らせ」
(サンテレビ)

月～土曜日 17:30～17:35

4月からは曜日・時間の変更

月～金曜日 17:20～17:25

5月からはタイトルを「神戸市からのお知らせ」に変更

2月12日～

「ウイークリーこうべ」(サンテレビ)
手話通訳/震災関連情報
毎週日曜日 18:15～18:20

4月からは 土曜日 17:25～17:30に曜日・時間を変更

3月12日～

「がんばろう!神戸」(サンテレビ)
震災関連情報・街の復興状況の紹介
毎週日曜日 10:00～10:30

4月からは毎週月曜日 8:30～9:00に再放送

表5-3-4 「がんばろう！神戸」のインタビュー・タウンレポートの内容

(上段；インタビュー、下段；タウンレポート)

	内 容
3月12日	・市長インタビュー 「震災後2ヶ月をふりかえって～今後どのような街にしていきたいか」 ・水道の復旧状況と見通し／仮設工場の建設／住宅対策／南京町 元気
3月19日	・市長インタビュー 「経済の復興に向けて～港・商業・地場産業」 ・避難所の健康診断、医療機関の復旧状況／神戸港の復旧状況と見通し／選抜を前に 育英高校
3月26日	・市長インタビュー 「今後のまちづくり」／「復興計画ガイドラインの策定」（復興本部総括局） ・大型コンテナ船 初入港
4月2日	・すまいの復興～震災復興住宅緊急整備3か年計画 ・活気 長田の仮設市場
4月9日	・市長インタビュー 「市民等と市長の懇談会」 ・春発見 王子動物園
4月16日	・2次災害の防止～被災民間宅地・私道の応急復旧 ・北野町に復興の息吹 ～LINK TOGETHER KITANO
4月23日	・市長インタビュー 「震災後3カ月をふりかえって～復興計画ガイドラインまとまる」 ・話題満載！ 水族園の春
4月30日	・心のケア ～児童こころの相談110番 ・ケミカル業界 復興の足音
5月7日	・被災した中央図書館の利用再開 ・ヴィッセル神戸 目指せJ！
5月14日	・市長インタビュー 「神戸港の復興～神戸港復興計画報告」 ・おいしいケーキが食べたい
5月21日	・食中毒防止の3つのチェックポイント ・ボランティアで催す祭り
5月28日	・すまいの復興 ～住宅総合相談所 ・仮設テントで市場再開
6月4日	・2次災害の防止 ～梅雨期の土砂災害に備えて ・港は今 ～フェリーと荷役
6月11日	・震災後の体育施設の再開状況 ・被災外国人をFMで応援
6月18日	・法律相談 ～市民相談室 ・熟練の技 神戸マイスターは今
6月25日	・市長インタビュー 「市民と市長のふれあいトーク ～須磨区」 ・真野地区のまちづくり新聞
7月2日	・すまいの復興 ～復興住宅メッセ ・活気戻る！ 神戸の漁港
7月9日	・文化施設の再開 ～市立博物館館外展示など ・地元ボランティア 仮設住宅へ訪問交流
7月16日	・震災後をふりかえって ～学校で新たに広がる交流の輪 ・復興の星に オリックス・ブルーウェーブ
7月23日	・ボランティア活動のすすめ ・復興の兆し オールド神戸・北野フェスタ
7月30日	・神戸市復興計画 ～くらしの復興 ・清酒業界 結束しPR作戦
8月6日	・神戸市復興計画 ～経済の復興 ・市内2高校出場！ 女子サッカー
8月13日	・神戸市復興計画 ～魅力の復興 ・開山100周年 六甲山の夏
8月20日	・市長インタビュー 「神戸市復興計画について」 ・夏休み ふれあいキャンプ
8月27日	・道路の本格復旧に向けて ・フロイドリーブ 復興話

(3)あじさいネットによる災害関連情報の提供

「こうべ地震災害対策広報」など紙による広報手段は速報性を重視するためどうしても拠点主義になり、当初は市外へ避難している人々には配付されなかった。これを改善するためFAX、パソコン通信サービスを開始した。

震災後、あじさいネットのテレホンサービスを改造し、災害関連情報FAXサービスを開始するとともに、キャプテン端末やパソコン通信でも災害関連情報を提供した。

わかりやすく、取り出しやすくするため、メニューコードを0～9の1桁にすること、何回もアクセスする人のことを考え、最新情報抜粋のメニューを作り、問い合わせ先の一覧やメニューコードの案内（内容の見出し・ページ数付き）を入れるなどの工夫をした。

アクセス件数は当初1カ月で約45,000件（1日最大約2,600件）であった。

市内や全国に避難した被災者をはじめ企業内での供覧用によく利用されている。

あじさいネット

神戸市地域サービス情報システム。平成4年10月から開始した、電話機・キャプテン端末・パソコン通信などのメディアを利用して、市政・制度などの情報提供、各種施設の案内、講座教室情報などの提供、スポーツ施設の利用申込・料金清算などを最新の状態で一元的・総合的に行うシステム。平成5年3月からはイベント情報について電話でのテレホンサービスを実施し、FAXでも受信できるようになっている。

①FAXサービス

1月29日からサービス開始。毎日24時間提供（休みなし）

9つのメニューに分けて最新情報を提供。

- 0：最新情報の抜粋
- 1：生活情報（ガス、水道、電気など）
- 2：住宅情報（一時使用住宅、公営住宅など）
- 3：医療・福祉情報
- 4：交通情報と復旧見通し
- 5：環境（ごみなど）

6：その他各種制度

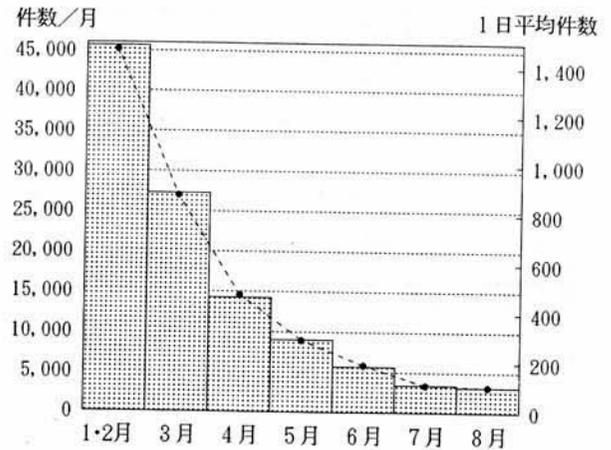
7：各問い合わせ先一覧

8：こうべ地震災害対策広報

9：メニューコードの案内

（2月12日、3月6日、8月1日にメニューコードの内容を変更）

図5-3-3 災害関連情報FAXサービスの利用状況



②キャプテン端末

2月6日からサービス開始。毎日6:00～23:00
利用件数：2月…6,433件（1日平均280件）

3月…4,096件（132件）

4月…2,688件（90件）

5月…2,763件（89件）

6月…2,060件（69件）

7月…2,051件（66件）

8月…2,414件（78件）

③パソコン通信

2月13日からサービス開始。毎日6:00～23:00
利用件数：2月…6,660件（1日平均416件）

3月…9,313件（301件）

4月…4,670件（156件）

5月…3,019件（97件）

6月…1,532件（51件）

7月…1,056件（34件）

8月…1,092件（35件）

④あじさいネット利用状況の内訳

ア. あじさいネットによるメディア別利用状況

提供 メディア	提供 開始 日	提供 時 間	災害関連情報利用実績(～2月末)			
			求人情報	合 計	1日平均	
F A X	1/29	24時間	45,660	—	45,660	1,473
キャプション	2/6	6時 ～	6,433	674	7,107	309
パソコン通信	2/13	23時	6,660	595	7,255	453

注：1. 利用実績は提供開始日から2月末までの件数
2. 求人情報は神戸職業安定所からの情報を震災前より提供、2/20より再開した

イ. F A Xサービスのメニュー別利用状況

(単位：件)

	1/29～2/28	3/1～3/31
① 最新情報の抜粋	6,224(13.6)	4,433(16.3)
② 生活情報(ライフライン)	9,066(19.9)	3,735(13.7)
③ 住宅情報(仮設住宅等)	2,581(5.7)	2,419(8.9)
④ 医療・福祉情報	2,730(6.0)	1,781(6.5)
⑤ 交通関係情報	4,886(10.7)	2,575(9.4)
⑥ 環境・その他サービス	3,407(7.5)	2,908(10.7)
⑦ 各問い合わせ先一覧	2,700(5.9)	1,281(4.7)
⑧ こうべ地震災害対策広報	4,408(9.6)	4,011(14.7)
⑨ メニューコードの案内	9,658(21.1)	4,123(15.1)
合 計	45,660(100.0)	27,266(100.0)

5. インターネットの活用

1月18日神戸市外国語大学職員から「発信不能になっていた回線を復旧した」と報告してきた。広報課ではこのインターネットで何が伝えられるのか、一番情報を伝えたい被災者に役に立つのか不安をもちながらも、市から直接情報を伝える手段があるならば全ての媒体を使おう、間接的にでも情報が届く可能性があるならばやるべきだと考えて取り組んだ。ただ、人的に余裕が無い状況から映像記録を担当していた職員一人とボランティアであたることにした。

そもそも、インターネットは平成6年10月神戸市が今後推進しようとしていた「神戸国際マルチメディア文化都市(KIMEC)構想」の下にデジタルネットワークの推進、新産業の創出等をねらって取り組みを始めたものであるが、世界の学術研究者等とつながっていることもあり、今後の情報発信媒体としての可能性を探る意図から広報課でもシティープロモーションを主軸に取り組んでいたものである。

発信する情報は海外からのアクセスが多いことを考え映像を使用し、英語のキャプションをつけた。映像は、災害復旧補助金申請等の説明等に必要になるであろうために記録として撮っていたものを利用した。同時に神戸に外国人も多いことから電子メールを受ける体制もあることを表示した。

1月末現在でアクセス件数は45万件に達し、1月20日には最大4万件/日となった。

電子メールも安否の確認、ボランティアの申し出、激励など様々なものが400件余り寄せられた。

今回の震災では、被害の少なかった西区にネットワーク拠点があったことが幸いし、通常の電話やFAXが使用困難になっていた時点で海外を含め安定した通信を確保できた。

なお、ネットワークの拠点である神戸市外国語大学のインターネット活用に至るまでの動きは次のとおりである。

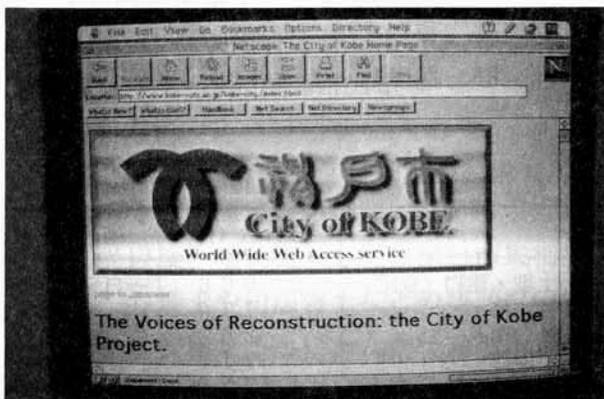
(1月17日)

午前8時 神戸市外国語大学図書館内の設備に

- ついてほぼ損傷無しを確認
停電状態
- 9時 電源回復
機器に通電開始
CATV使用不能のためBS放送で
情報収集
- 10時 ネットワーク立ち上げ開始
神戸市立中央図書館応答無し
ハーバーランド総合教育センター応
答無し
神戸大学応答無し
- 11時 神戸日本電気ソフトウェアのメン
バーが神戸よりの発信情報編集開始
- 12時 文部省学術情報センターへ連絡
阪大に火災発生、東京-大阪間の回
線の無事を確認
文部省対応中との情報を得る
- 16時 文部省学術情報センターへ連絡
外大・阪大へのバイパスラインの開
設を要請、現状では不可能との回答
技術者を関西に派遣したとの回答
- 17時以降 各民間企業へ外大からの接続ボラン
ティアを要請

(1月18日)

- 10時 文部省学術情報ネットワーク回復
- 11時 神戸市の情報がインターネットへ流
れる
- 18時 災害対策本部広報課と連絡
以降広報課の指示によって情報を入
力開始



インターネットの画面

第4節 各種相談の実施

1. 災害市民相談の実施

(1) 緊急市民相談の実施

この度の震災では多くの市民の生命が失われただけでなく、家や財産をなくしたり、工場・事業所の倒壊・ライフラインの途絶等により職場を奪われるなど生活の基盤を失った。また家族や身内を失った悲しみ、地震で受けた衝撃や余震への恐怖、この先、元のような生活を再建できるのだろうかという不安など、市民の多くは精神的にも大きな苦難と直面していた。

こうした被災者の抱える生活上の不安やさまざまな悩みの相談に応ずることで、少しでも震災によって生じた問題を解消し、被災者の生活の再建と安定を支援していくことも緊急の課題であった。

こうした状況に対処するため、神戸弁護士会など各団体へ相談窓口の開設について緊急要請を行うとともに、各団体もそれぞれ自主的な救援活動の一環として被災者に対する相談活動の実施を企図していたこともあって、相談窓口を市と各団体が連携・協力して早急に開設することとした。

こうして、地震発生から9日後、1月26日には損傷が激しく使用不能となった市役所2号館の市民相談室に替え、神戸弁護士会館を拠点に電話による法律相談を開設したのを皮切りに、土地・建物相談などの緊急相談窓口を順次開設した。

なお、これらの相談体制、実績等は以下のとおりである。

① 法律相談

- ・神戸弁護士会と協力して開設
- ・相談場所 神戸弁護士会館
- ・開設期間、相談件数等

	電話相談	面接相談
開設期間	1/26～2/28	2/1～2/28
相談日	毎日	月～金(祝日除く)
時間	午前10時～午後5時	午前11時～午後4時
相談員	弁護士常時3～4名 市民相談員2名 相談用臨時電話3回線	弁護士常時3名
相談件数	4,782件	991件

○長田区法律相談(面接)

弁護士会館とは別に、長田や須磨区など西部地域の被災者のために長田区でも法律相談を実施した。

- ・開設場所 新長田ジョイプラザ2階
- ・開設期間 2月16日から2月22日
- ・相談員 弁護士2名
- ・相談件数 190件

○相談内容

借地権や借家権の存否、敷金の返還など借地・借家関係の相談が特に目立ち、相談の9割以上を占めていた。

しかし、震災後間もないこの段階での相談は、当事者間での紛争が具体化しているものは少なく、自宅や借家が全壊したことで自分の立場はどうなるのかというような権利関係の確認的な相談が多かった。

② 土地・建物(登記)、税務、社会保険・年金相談(電話)

ア. 相談体制

- ・兵庫県司法書士会、兵庫県土地家屋調査士会、近畿税理士会、兵庫県社会保険労務士会と協力して開設
- ・相談場所 神戸市外国語大学内楠ヶ丘会館
- ・開設期間 1月27日から2月28日
(社会保険は2月1日から)
- ・相談日・時間 毎日午前10時から午後4時
- ・相談用電話 臨時電話5回線
- ・相談員 司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士 常時各2名、市民相談員5名

イ. 相談件数

	相談件数(件)	備考
土地・建物(登記)	2,966	一日平均90件
税務	779	" 24件
社会保険	257	" 9件
その他	771	" 23件
計	4,773	" 146件

○主な相談内容

- ・土地建物 借地借家の権利関係、倒壊家屋の登記手続き、境界の確認手続き、権利書の焼失など
- ・税 務 雑損控除、減免、税の申告など
- ・社会保険 雇用調整助成金、雇用保険、労災保険など
- ・その他 家屋の安全性診断、倒壊家屋の解体手続きなどの窓口の問い合わせ

③住宅応急修繕相談（電話）

ア. 相談体制

- ・神戸市建築協力会と協力して開設
- ・相談内容 個人住宅の応急修繕等及び修繕業者の紹介
- ・相談場所 神戸市立青少年補導センター
- ・開設期間 2月3日から3月31日
- ・相談日・時間 2月は毎日午前10時から午後5時
3月は月～金（祝日除く）午後1時から午後4時
- ・相談用電話 臨時電話3回線
- ・相談員 建築協力会加盟会社の建築士3名、市民相談員1名

イ. 相談件数

相談件数 3,713件
（内紹介依頼件数 1,043件）

○主な相談内容

瓦の葺き替え、ずれの補修、ブルーシート掛け、外壁・内壁補修、戸・建具の補修、浴室などのタイルの補修など

このほか、修繕に関する相談のほか、倒壊家屋の撤去、り災証明、住宅融資、義援金、借地借家など家に関する様々な相談、問い合わせが寄せられた。

(2)各区での法律相談の再開

震災以後、電話相談を柱に緊急市民相談を実施し、弁護士や司法書士などの専門家の助言にひとまず安堵するといったケースも多く、被災者の不安解消を図るといった緊急市民相談の目的は十分とはいえないまでも果たせたと思われる。

しかし、震災から時間を経過するにつれ、被災者の抱える問題は具体化、顕在化し、より具体的な問題解決方法についてのアドバイスが必要となり、電話での相談では対応が難しい事例が増えていった。

そこで、被災者により身近な場所で、より具体的な相談に応ずるため、3月1日から各区役所において、法律相談を再開するとともに、土地・建物（登記）、社会保険・年金相談を新たに開始した。なお、東灘、灘、長田区においては、法律相談を月曜から金曜日まで毎日行うなど震災の被災状況に応じた相談体制をとった。

ア. 区役所の相談体制（3月1日から3月末まで）

区 役 所	東灘、灘、長田	中央、兵庫、北、須磨、垂水、西
法 律	月～金曜（週5回） 午後1時～4時 弁護士2名	週2回 午後1時～4時 弁護士1名 市民相談員 各区役所1名
土 地 ・ 建 物 （ 登 記 ）	週1回 午後1時～4時 司法書士 1名 （東灘、灘、長田は2名） 土地家屋調査士 1名	
社会保険・年金	週1回 午後1時～4時 社会保険労務士1名	

イ. 相談件数

法 律 2,385件
土地・建物（登記） 544件
社会保険・年金 78件
計 3,007件

(3) 4月以降の市民相談

震災以後、緊急電話相談や区役所での緊急相談で対応していたが、市民相談の総合窓口として交通事故や家庭問題・婦人問題などの相談も早急に再開し、被災により生じた家庭や人間関係の相談にも応ずる必要があった。4月に入り、ようやく勤労会館1階に場所を確保し、(臨時)市民相談室として業務を再開した。ここでは、従来の相談を全て再開するとともに、利用の多

い法律相談については土日も開くなど被災者の利用に配慮した相談体制をとった。市民相談室はその後6月4日に市役所1号館2階の市民ギャラリーに場所を移転し、市役所庁舎での相談を再開した。なお、区役所においても4月以降一部の相談回数を減らすなどの縮小も行ったが、税務相談を新設するなど被災者向けの拡充体制を継続実施している。

① 4月以降の相談体制

○ (臨時) 市民相談室

- ・ 場 所 神戸市勤労会館1階
- ・ 相談方法 面談
- ・ 相談内容・日時

相 談 内 容	相談日時(祝日は除く)
法 律	毎 日
土地・建物(登記)	木曜、第1・3土、日
社会保険・年金	水・金曜
税 務	月・金曜
家庭問題	火・木曜
婦人問題	水・金曜
暴力特	金 曜
住宅応急修繕	水 曜
交通事故	毎 日 9~16時
一 般 生 活	毎 日 但し土、日は13~16時

13~16時

注：4月、5月の相談日程

○ 区役所

- ・ 相談時間 午後1時~4時
- ・ 相談方法 面談
- ・ 相談内容、曜日

相 談 場 所	問合わせ先	法 律	土地・建物	社会保険・年金	税 務
東灘区・区 役 所 内	841-4131	火・木	水	金	金
灘 区・区 役 所 内	871-5101	水・金	火	木	木
中央区・勤 労 会 館 1 階	232-4411	市民相談室で行う			
兵庫区・湊川公園内仮設事務室	531-0033	水・金	火	木	木
北 区・区 役 所 内	593-0033	水	火	水	火
長田区・区 役 所 内	579-2311	火・木	水	金	金
須磨区・区 役 所 内	731-4341	水・金	火	木	木
垂水区・区 役 所 内	706-0033	火・木	水	金	金
西 区・区 役 所 内	929-0001	水	火	木	第1、3火

注：4月の相談日程

②相談件数（4月～7月）

ア. 市民相談室

（面接）

市政	3件
法律	3,019件
土地・建物（登記）	202件
社会保険・年金	26件
税務	162件
家庭・婦人問題	225件
暴力特別	0件
住宅応急修繕	74件
交通事故	154件
計	3,865件
（電話）	2,039件

イ. 区役所

法律	3,594件
土地・建物（登記）	1,173件
社会保険・年金	139件（6月末まで）
税務	212件（6月末まで）
計	5,118件

○相談内容

4月から7月までの間に市民相談室と区役所で受けた面接相談の件数は8,983件で震災前の平均的な件数の約2倍となっている。市民相談室の法律相談をみると、借地・借家に関するものが50%、ついで相続が10%、相隣関係10%の順が多い。土地・建物相談では境界に関するものが32%で一番多い。これらは建物の倒壊による借地・借家関係や解体撤去後の相隣関係、土地の境界問題などの紛争の多発を反映したもので震災の影響が如実に表れている。

2. 消費生活相談・啓発の実施

(1)消費生活相談

①「臨時消費生活相談所」の設置

震災後、2～3日経過した頃より、「訪問販売で屋根工事を契約したが高額過ぎるので解約したい」といった相談が、比較的被害の少なかった市の西北部を中心として区役所に寄せられ始めた。

生活情報センターは、震災により事務所が使用できなくなったが、このような相談に対応するため、1月25日から当該センターの北側に隣接する生活学習センター内に臨時に消費生活相談所を開設し、契約・解約等に関するトラブルの相談受付を開始した。

相談受付を開始したところ、引っぱりなしに相談が寄せられたため、24時間体制で相談業務を行った。また、これら多数の相談に対応するため、再開できていなかった区役所の消費生活相談所の相談員もセンターにおいて相談処理に当たった。

震災直後は、被災した家をまず雨から守りたいということで、屋根周りの瓦工事やシート工事に関する相談が多数寄せられた。このため、「くらしのかわらばん」により市内全域に悪質商法の注意を呼びかけたり、ラジオ・テレビで広く報道されたりしたため、市外からも多くの相談が寄せられてきた。

このような屋根工事の訪問販売の中には、書面不備や虚偽説明など訪問販売法違反の疑いのあるケースも発生したため、事業者に対して指導を行った。兵庫県警でもいち早く、違反業者の逮捕に踏み切ったため抑制効果となり、比較的違反事例は少なかったように思える。県外の訪問販売業者2社が、生活情報センターに来所し「落ち着くまでは訪問販売を自粛したい」との申し出もあった。

復旧が進むにつれて、そのほか外壁・室内・浴室・水道・墓等の修理工事といった契約に関する苦情も発生してきたが、その相談内容については、大半が「工事価格が高いのではないか」といったものであった。

賃貸住宅に関するトラブルも多数寄せられた

が、損壊した住宅にかかるもので、特に家主と賃借人とのトラブルに関するものが多数であり、一般的な知識をアドバイスするとともに弁護士会が震災後設置した専門の法律相談窓口を紹介した。

②「震災に関する相談」の受付状況

ア. 1月25日～3月末

- ・震災後の相談件数は2,204件で、この間は前年の約2倍の相談を受け付けた。そのうち震災関連の相談は、80%（1,761件）を占めていた。
- ・震災関連の相談受付状況は、住宅に関する相談は1,227件で、震災全体の70%を占めていた。
- ・相談のうち最も多かったのは屋根工事に関するもので、488件寄せられた。その内容は「工事契約をしたが高額なので解約したい」「工事費が高過ぎるのではないか」といったものが大半であった。
- ・復旧が進むにつれて、増改築工事(家屋修理)・壁工事・浴室・トイレ・水道等の工事に関する相談が相次ぎ、合わせて194件寄せられた。
- ・そのほか、賃貸アパート・借家については320件、1戸建住宅・分譲マンションについては107件である。

イ. 4月～10月(速報)

- ・この間の相談件数は、3,529件で、前年の27%増の相談を受け付けた。そのうち震災関連の相談は、全相談件数の22%（777件）であった。だんだんと復旧が進むにつれて、一般相談の比率が高くなってきた。
- ・震災関連相談のうち、住宅関連相談は70%（541件）を占めていた。
屋根工事に関する相談は170件(累計658件)増改築工事(家屋修理)・壁工事・浴室・トイレ・水道等の工事に関する相談は219件(累計413件)であった。
- ・相談内容としては、相変わらず「工事価格が高い」といった相談のほか、職人の不足から「いまだに着工してくれない」「工事途中の

ままである」といった工事の遅れに関する相談も多く寄せられた。

③区消費生活相談所の再開

区役所の消費生活相談所は、まず5月8日に垂水・西・北区が再開し、次いで6月から東灘・中央・兵庫・須磨も再開した。

その後、北須磨支所・長田も再開し、通常の相談体制に戻った。

表5-4-1 震災関連相談の商品・役務別順位

順位	商品・役務	平成6年度 1/25～3月	平成7年度 4月～10月	累 計
1	屋根工事	488	170	658
2	賃貸アパート	241	59	300
3	増改築工事	70	128	198
4	解体工事	118	57	175
5	借家(1戸建)	79	14	93
6	1戸建住宅	70	17	87
7	修理サービス	62	19	81
8	壁工事	25	51	76
9	衛生設備工事	37	21	58
10	分譲マンション	37	5	42
11	英会話教室	12	15	27
12	クリーニング	16	9	25
13	自動車	24	0	24
14	駐車場	12	4	16
15	旅行代理業	14	0	14
その他震災相談		456	208	664
震災関連相談の計		1,761	777	2,538
その他一般相談		443	2,752	3,195
合 計		2,204	3,529	5,733

(2)悪質震災商法に対する市民啓発

①「くらしのかわらばん」掲示等による啓発
震災に便乗した価格の高騰等に関する相談窓口として1月23日に「物価110番」を、悪質商法の契約や解約の相談窓口として1月25日に「臨時消費生活相談所」を開設した。それらの相談窓口における相談や問い合わせの中で件数が多く、価格も高額なのが、訪問販売業者による屋根の防水シート工事や屋根瓦の修理工事に関するものであった。

被災直後の人々の不安感、消費生活の混乱、生活を取り巻く情報の混乱は、悪質商法が活動するのに十分な状況を生み出していた。そこで、

情報伝達手段の乏しい中で市民の消費者被害の未然防止を図るため、兵庫県警察本部との連名で、手づくり情報紙「くらしのかわらばん・地震災害生活情報」を作成した。内容は、悪質商法への注意の呼びかけと、問い合わせ窓口の情報提供で、市民の目につきやすい場所に掲示することにした。

「くらしのかわらばん」は、以前から緊急に消費者に啓発を行う手段として活用しており、掲示用ポスターと配布用チラシの2タイプがあるが、震災直後の緊急啓発方法として当面掲示用ポスター（貼り紙）とした。

第1号は1月28日、瓦工事の相談窓口の紹介を内容に3,000部作成し、市内各避難所・区役所、量販店、鉄道各駅、警察署・交番等に掲示した。その後、2月6日に第2号（4,000部、戸建住宅の応急修繕、瓦工事、家賃等住宅関連、土地・建物、法律問題の相談窓口一覧の紹介）、2月21日に第3号（4,000部、引っ越し、トランクルーム、上下水道修繕、墓石の応急修理の相談窓口一覧の紹介等）を作成し掲示した。

配布方法としては、県警のファクスを利用して市内の全交番に送付したり、また各量販店や鉄道の各駅についてはそれぞれ取りまとめでもらえる店や駅に一括して持参又は送付し相手方のルートによって送付してもらった。さらに市の発行する広報紙にも同じ内容の記事を掲載するとともに、積極的にプレス発表するなど消費者や事業者にアピールすることに心掛けた。

②戸別訪問による啓発と広報パトロール

掲示用ポスター（貼り紙）「くらしのかわらばん」で緊急に啓発と情報提供をしたが、屋根瓦の修理などの住宅修理工事に関する契約や解約の相談件数は予想を上回り、とくに垂水区や西区、北区では、訪問販売業者による住宅修理工事の契約についての苦情が殺到した。そこで、クーリング・オフの仕方などを含めた消費者被害の未然防止を、よりきめ細かく効果的に市内各地域に啓発するため、2月8日から戸別訪問による啓発と広報パトロールを始めた。このパトロールは一部の区が消費生活相談業務を再開する5月直前まで続けた。

くらしのかわらばん

悪質な修理業者に注意を!!



地震で壊れた屋根をまた外な料金で修理する訪問販売等がふえています。

屋根を修理せよとする方は、工事店等で見積もりをとりなど慎重に検討した上で契約しましょう。

- かわら工事のお問い合わせ
 - ＝兵庫県瓦工事業協同組合（電話 078-391-2978）
 - ＝明石瓦工事業協同組合（電話 078-936-2103）
 - ＝東西部瓦工事業協同組合（電話 0792-84-2333）
- 契約・解約に関する相談
 - ＝神戸市生活情報センター-臨時消費生活相談所（電話 078-361-6979 中央区本町5丁目4-3 神戸生活情報センター内）

1月28日

地震災害生活情報
第1号

神戸市生活情報センター
兵庫県警察本部

2月8日から3月5日までは、苦情の多い住宅修理工事についての啓発を目的とした。区役所等から各地域の住宅被災状況を聞いて戸別訪問すべき地域を特定し、市職員数人が最新の災害対策情報のマニュアルを用意し、啓発車「くらし号」に同乗するなどして、計画的かつ集中的に順次市内各地域に出向いた。地域では、「くらし号」が巡回し、マイク放送で「住宅修理の契約は慎重に」、「市役所の職員と偽った悪質商法に注意を」などと呼びかけるという広報パトロールを行う一方、市職員が「くらしのかわらばん」（配布用ミニ判、裏面にクーリング・オフの仕方などを紹介）を屋根が被災にあった家庭に各戸配布し、住民から住宅修理の状況を聞き取りするとともに相談への対応を行った。

3月6日から4月30日までは、市職員だけでなく神戸市消費者協会の相談員もメンバーに加わり、各区担当の消費生活相談員の立場での聞き取りや相談を行った。また住宅被害に関するもの以外の新たな悪質震災商法の情報を把握するため、地域で目に付く貼り紙やチラシの情報収集も行った。

期間中、実施した日数は65日、「くらしのかわらばん」の配布枚数は1万4,190枚、住民からの聞き取り・相談件数は273件、貼り紙やチラシの情報収集点数は239点であった。

この戸別訪問による啓発と広報パトロールは、①被災家屋の屋根にはブルーシートを覆っているため訪問販売の恰好の対象となっていることを考え、同じ手法で現場で啓発の方が効果的ではないかということと②生活情報センターにはいる相談は通常全体の3～5%であることから積極的に打って出るべき、との判断で取り組んだ。

③悪質商法追放キャンペーンの実施

3月2日から4月末まで、兵庫県と兵庫県警察本部とともにキャンペーンを実施した。これは事業者の販売活動及び住民の生活が復旧してくるに伴い、被災者の弱みにつけ込む悪質な訪問販売や不当なおとり広告による被害あるいは便乗値上げの発生等が懸念されたために実施したもので、悪質事業者の取り締まりや消費者への情報提供等の事業を強化した。

神戸市では、臨時消費生活相談所内に「悪質商法110番」を開設して相談窓口のPRをするとともに、悪質・不当な商法（訪問販売法違反や不当な表示・取引等）の監視・指導、便乗値上げの監視・指導を実施し、また、兵庫県、兵庫県警察本部と協力して、悪質商法追放街頭キャンペーンや、新聞紙面を使ってのキャンペーンの告知と情報提供を行った。

街頭キャンペーンは神戸市消費者協会の相談員（くらしの相談員、消費生活相談員）と県・市職員が参加し、3月11日（土）に中央区・灘区、3月18日（土）に兵庫区・長田区・須磨区・垂水区、3月25日（土）に東灘区・北区・西区、と全区で実施し、各区の主要ターミナルで、市民に対して悪質震災商法への注意を呼びかけ、パンフレットやステッカーなどを配布した。

これは悪質業者が地元で店舗を構えていないことが多いことから、広範囲に取り組むことが効果的との判断によるものだった。



街頭キャンペーン風景

④「くらしの相談員」による情報提供

震災前は、地域の集まりや高等学校、短大などに「くらしの相談員」が出向き、講座を開いて悪質商法などをきめ細かく情報提供するとともに、地域の消費者からの情報や要望を把握していたが、震災で地域や学校が被災したため市街地では地域への出前講座を開催することは困難となった。

そのため、「くらしの相談員」は、各地の避難所や仮設住宅に出向いて、悪質震災商法の情報提供や、被災者からの情報や要望の把握などに努めた。

3. 青少年電話相談

神戸市青少年会館で開設していた「青少年電話相談室」を今回の震災により当館が使用できないため、下記により臨時開設した。

青少年電話相談室では、心身の成長過程にある青少年、特に被災した青少年のさまざまな悩みについて青少年自身からの相談をはじめ、しつけや非行問題なども含めた保護者からの相談にも応じた。

- ・開設場所 神戸市生活学習センター内
- ・開設期間 2月13日から臨時開設
- ・相談時間 月～金（祝日除く）
ただし、8月1日からは火～土
（祝日を除く）午前10時～午後4時
- ・相談員 8名（うち2名常駐）
教職や医療職経験者
- ・相談件数（平成7年2月13日～8月31日）
790件（5.9件／日）

*上記のうち震災に関わりのあるもの
42件（5.3%）

〔例〕

- ・震災を契機に学校へ行く気力がなくなり不登校になった。
- ・大学受験失敗を震災の所為にして自分情けない。浪人してもよいか親に言いたせない。
- ・恐怖心から自宅に帰りたがらず、避難所に居りたがる。
- ・震災後生活がだらしなくなり、勉強もしなくなった。
- ・夜になると恐怖心から落ち着かない。
- ・今まで一人で寝ていたのに家族と一緒に部屋でないと寝られない。
- ・就職が内定していたのに震災により取り消され、やる気をなくしてしまった。
- ・震災により解雇された。

4. 被災者の心のケア

(1)被災者の心の電話相談

震災による、深い悲しみ・恐れ・不安などの、心理面における被災者の苦痛・悩みなどを和らげるため、「女性のための相談室」に代え、「被災者の心の電話相談」を下記により臨時開設した。

- ・開設場所 神戸市生活学習センター
- ・開設期間 2月8日～5月31日
- ・相談時間 毎日午前10時～午後4時
- ・相談員 専門のカウンセラー5名(交替制)
- ・相談状況
 - ①相談人数 550人（4.9人／日）
 - ②相談者
 - ア. 性別 女78%、男21%、不明1%
 - イ. 住所 市内71%、市外16%、不明13%
 - ウ. 年代
 - ・20才代以下 17%
 - ・30才代 23%
 - ・40才代 19%
 - ・50才代 20%
 - ・60才代以上 13%
 - ・不明 8%

③内容

- ア. PTSD（心的外傷後ストレス症候群）と思われる相談 …… 108人（20%）
不眠・不安などの過度の緊張、何事にも無気力・脱力感、震災時を思い出すことによる恐怖感 など
- イ. 被災による間接的悩みの相談（性的役割分業の顕在化など） …… 442人（80%）
 - ・家族関係、対人関係 …… 160人（29%）
妻・嫁として家事・育児はもちろん他の雑事一切をおしつけられた など
 - ・生活、仕事 …… 55人（10%）
事業所が縮小されパート解雇にあった、失職し将来が不安である など
 - ・借家のトラブル等住宅問題 …… 41人（7%）
借家が壊れ明け渡しを要求されている など
 - ・親族同居、避難所生活 …… 37人（7%）
長男の嫁として夫の両親と震災同居しス

トレスを感じる、避難所での人間関係に悩む など

- ・被災に関する手続き、他の相談窓口の情報 …………… 55人（10%）
り災証明、義援金、仮設住宅入居等のことを教えてほしい など
- ・精神疾患 …………… 54人（10%）
病院に通えなくなり神経症がひどくなった など
- ・その他 …………… 40人（7%）

(2)心のケア事業

この度の震災は、児童生徒たちの心に深刻な影響をおよぼしている。地震によって心理的苦痛を経験し、不安や恐怖におびえる児童生徒たちは少なくない。退行現象、夜や暗闇への恐れ、家族と離れることの不安、乱暴な言動、怖い夢を見る、地震ごっこで記憶をたどる児童生徒など様々な行動に現れている。

児童生徒に限らず保護者、教職員等の大人の中にも精神的に不安定な状態で悩んでいる者も少なくない。

これらの児童生徒たちや大人たちの心の不安状態を解消させるための援助活動は欠かせない重要な課題である。精神科医やカウンセラーからの直接の援助や子供や保護者と日々接している教職員からのほたらきかけも重要である。

そこで、これまでも行われていた「心のケア事業」を震災の影響を考慮にいれ積極的に展開していった。

①「心のケア」相談室の開設

（平成7年2月20日～3月24日）

場 所：神戸市役所3号館7階

相 談 者：文部省派遣の精神科医、兵庫県カウンセリング協会所属のカウンセラー
（2名/日）

相談件数：電話160件、来所7件

精神科医による学校巡回 重点校35校
（平成7年4月3日～）

場 所：神戸市総合教育センター

相談者：兵庫県カウンセリング協会所属のカウンセラー（2名/日）

相談件数：電話364件、来所78件

（10月末現在）

②学校巡回相談の充実

教職員等への助言、教職員自身の心のケア
（平成7年3月）

相談者：兵庫県カウンセリング協会所属のカウンセラー（6名/日）

対象校：145校（のべ214校巡回）

（平成7年4月～7月）

相談者：神戸市医師会所属の精神科医

（6名/日）

対象校：79校

※8月以降は拡充された「心の健康相談室」での相談として受け継ぐ

③教職員への研修

教職員が早期に子どもの状況の変化に気づき、適切な対応を行うための知識・技術の習得、また教職員自身の精神的ストレス解消についての研修

全体的、ブロック別の研修

受講者約2,800名

④「心に対する健康相談室」の拡充

教職員に対する児童生徒への対応についての助言、また教職員自身の心のケア

・市内3会場

・平成7年4月～7月 各会場1回/月

8月以降 各会場4回/月

相談者：神戸市医師会所属の精神科医（1名/日）

相談件数（10月末現在）：34件

※相談内容 保護者からの相談例

①小学生以下の場合

- ・災害をきっかけとする大人たちへの不満の現れの行動として子供がえり（おねしょ、甘え、幼児語を使うなど）の症状
- ・「怖がって家に入らない」「こわい夢をみる」など心と体のバランスをくずしている。

②中学・高校生の場合

- ・「学校へいきたがらない」「勉強が思うよう

にできない」など学校生活への不安。

- ・「よく眠れない」「こわい夢をみる」など心と体のバランスを崩している症状。

③教師自身に関する相談例

- ・日常生活の回復につれて大人の心理的不安の現れが、子供に悪影響を及ぼしているのではないかという不安、悩み。
- ・子供に活動できる場を与えてやれない苦しみ。
- ・転出していった子供への思い。
- ・心身の疲れに対する癒しの場がない。慢性疲労による判断力、行動力の低下に伴った不安や悩み

第5節 市民からの要望

(1)市長への手紙

市民の日常生活における市政に関する要望・苦情・意見等を経常的に吸収することにより、市民の「生の声」を聴き、これを市政に反映させることを目的に、区役所等の主要な市民の窓口114カ所に専用の封筒・便箋を設置していた。

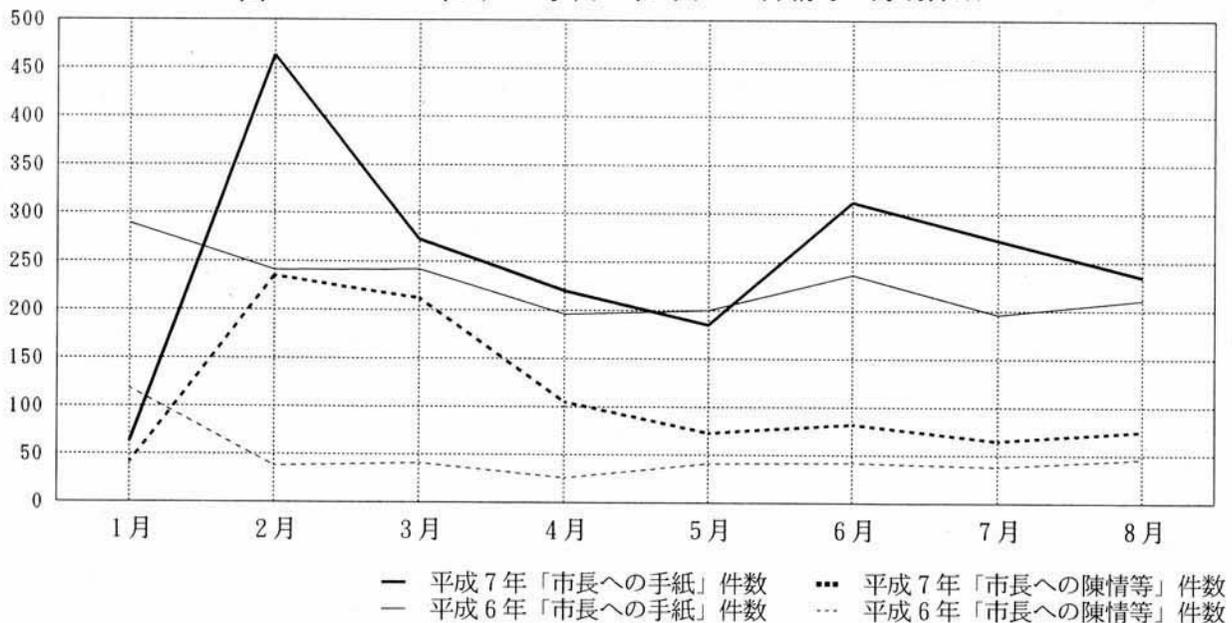
震災に伴い、市内の公共施設も大きな被害を受けたが、避難所となっているところも含め、設置可能な場所について、3月より簡易様式を作成し、8月末を期限に「市長への手紙－あすの神戸をめざして」を設置し、神戸の復興に向けて計画的なまちづくりを早急に実施していくため、市民から建設的な提言をいただいた。また、設置箇所には市民の方々へのお見舞い及び提言のお願いの「市長メッセージ」を掲示した。設置箇所は当初78カ所であったが、施設の復旧に伴い、8月末には108カ所までになった。

地震発生から3月31日までに寄せられた手紙は689通、736件におよび、これは、前年の同時期と比較すると通数で1.79倍、件数で1.42倍になる。

震災によって、多くの設置施設が使用不能となったにもかかわらず、震災直後から3月末までに寄せられた手紙の通数は、前年同時期に比べ約80%増となっているが、これは、特に市外からの激励・お見舞いや、復興に関する提言が多いのが特徴である。市内からの手紙は208通で全体の30%であったが、被災後の生活や住まいに関する切実な要望が多かった。

4月から8月までに寄せられた手紙は837通、1,225件になり、前年の同時期と比較すると通数で1.12倍、件数で1.18倍で昨年よりやや上回る程度になるが、大半が震災関連のものである。5月になると激励・お見舞いに関するものは激減している。また6月までは、仮設住宅、義援金、復興への提言等が多く寄せられていたが、7月になって提言は少なくなり、仮設住宅に加え、義援金、避難所関連の要望等の占める割合が大きくなっている。また8月になると、避難所、義援金関連の要望・意見等が仮設住宅よりも上回っている。(図5-5-1・図5-5-2参照)

図5-5-1 市長への手紙・市長あての陳情等の月別件数



(2)市長あての陳情等

市長あての陳情等は、市長室広聴課へ寄せられる市長あての要望等のうち、市長への手紙を除いたもので、各種団体からの陳情及び電話・来庁により直接寄せられた要望等である。

地震発生から8月末までで、370通、882件に及び、前年同時期と比較すると、通数は1.48倍、件数は2.39倍となっている。このうち、団体陳情については、309通で、前年同時期と比べて1.98倍と大幅に増えている。特に2月は前年度同月の6倍、3月は前年度同月の5倍以上の件

数となっている。また、震災直後の2カ月半で震災直後から8月末までの60%近い通数が寄せられている。

内容としては、避難所、仮設住宅、まちづくりに関する要望が、震災直後は特に多く、その後件数は減りながらも最も多い項目となっている。震災直後には、港湾や医療・学校施設の復旧に関する要望が多く、このほか5月頃までは建物の解体・撤去、4月以降は市営住宅など恒久住宅の建設などの要望が多かった。(図5-5-1・図5-5-3参照)

図5-5-2 市長への手紙・内容別推移(占有率)

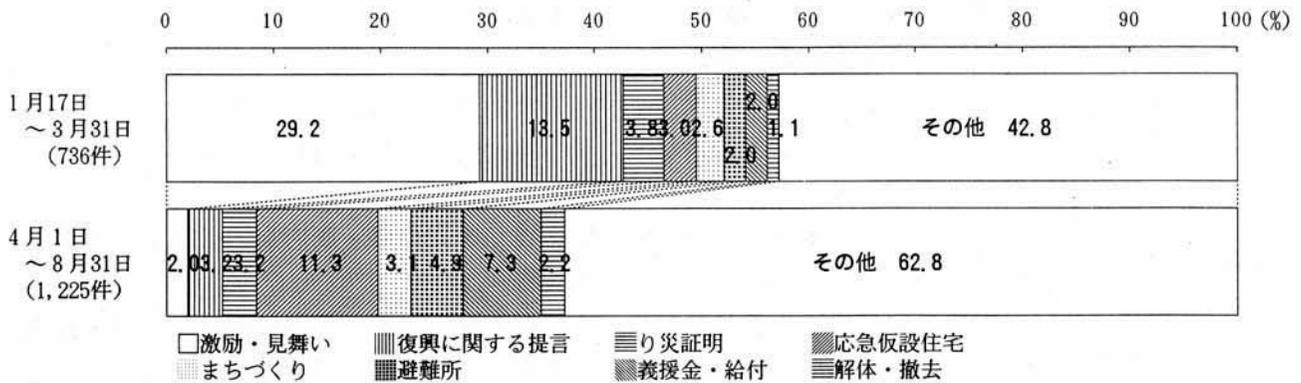
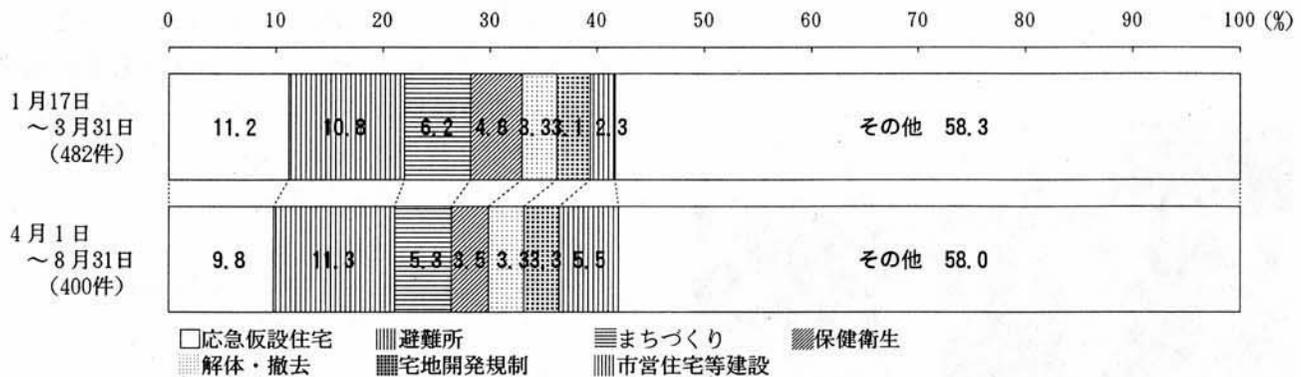


図5-5-3 市長あての陳情等・内容別推移(占有率)



(3)市民と市長のふれあいトーク

ふれあいトークは、平成3年度から、市長みずから市民の「生活の場・活動の場」に直接出向き、市民の「生の声」を聞くことを目的に実施しているが、震災後は、地域で活躍されているボランティアや、まちづくり関係者などと市長が話し合う機会を設けた。

①避難所・まちづくり協議会等の市長訪問ア、長田区

日時 平成7年2月14日(火)

内容 長田区内避難所慰問

野田北部まちづくり協議会と懇談

西の副都心まちづくり協議会と懇談

イ. 東灘区

日 時 平成7年3月14日(火)

内 容 東灘区内避難所慰問
甲南商店街訪問

②被災市民と市長との懇談会

日 時 平成7年4月3日(月)

場 所 神戸生田中学校仮設校舎

出席者 避難所の代表者 3名
市外からのボランティア 2名
市内在住のボランティア 2名
まちづくり関係者 2名

内 容

震災後2カ月半の間で、被災者同士の助け合いや、ボランティアによる支援活動、市民自身によるまちづくり活動など、復旧・復興に向けての取り組みが進むなか、今までの苦労話やこれからの課題・展望を話し合った。

出席者からは、「この震災で、家族が原点に戻れた」、「これからは、ボランティアのパワーを助け合いの地域づくりへ定着させたい」、「避難所にいる人たちの生活はやはり、自分自身で立て直し、行政はそれを支援するということが大切。また、本当に手助けが必要な弱者の救済を考えてほしい」などの意見が出された。



③避難所リーダー・ボランティアとの懇談 (須磨区)

日 時 平成7年6月16日(金)

場 所 神戸市立須磨海浜水族園レクチャールーム

出席者 避難所の代表者 2名

ボランティア 3名

内 容

震災後、須磨区内で被災者同士の助け合いや、避難者への支援活動を行われた方と、これまでの苦労話や復興に向けての意見交換を行った。

「比較的被害の少なかった地域の自治会が、炊きだしなどに駆けつけてくれた。日頃からの交流が大切と感じた」、「避難路のふさがれたところが多く、こういった道路の整備が課題」、「復興はまず住宅から。自力で再建が困難な人に援助できないか」といった発言があった。

④まちの復興と商い(市長室)

日 時 平成7年7月13日(木)

場 所 神戸市産業振興センター

出席者 小売市場・商店街の代表者 5名

内 容

震災後、復旧・復興に向けて市場・商店街を中心に積極的に活動されている方と、これまでの苦労話やまちづくりの中での商業の位置づけ、展望などについて話し合った。

出席者からは「市へ支援もお願いするが、私たち自身が意見を一つにまとめないと、まちづくりは進まない」、「個性のある商業施設にするには、専門家のアドバイスが必要。行政の支援制度をどう活用していくかが課題」といった発言があった。

⑤長田らしさをもとめて(長田区)

日 時 平成7年7月25日(火)

場 所 新長田ジョイプラザ25階

出席者 まちづくり関係者 2名
市民ボランティア 1名
事業者 1名 建築家 1名

内 容

長田区内で活躍されているボランティア、まちづくり組織のリーダーの方々と、震災後の苦労話や活動状況を踏まえ、長田の復興へ向けた展望などについて話し合った。「アジアタウンなどのハード面の整備とともに、ま

ちづくりにはコミュニケーションが不可欠」、
「まちのホームドクター的な役割をする建築家
など専門家の育成が必要」といった意見が出さ
れた。

⑥よみがえる街の活力（中央区）

日 時 平成7年8月9日（水）
場 所 中央区役所4階小会議室
出席者 事業者等 5名
内 容

神戸市が復興していくにあたり、事業者で
ある市民と市長との意見交換を通じて、今後
の復興施策を実施していくうえでの参考とす
るため話し合いを行った。「異人館基金等へ
の支援をお願いしたい」、「ビルが建てやす
く、テナントが戻ってこれる環境づくりを行
政と協力して進めたい」といった出席者から
の意見があった。

(4)市政セミナー

神戸市復興計画では、「ともに築く協働のま
ちづくり」を神戸の復興を進めるうえでのまち
づくりの目標の一つに掲げている。そこで、神
戸市の復興に向けて、今後ボランティアの活動
や地域における防災活動など地域と行政との協
働が一層重要であり、市政アドバイザーの方々
にも市民、住民として地域活動に協力してもら
うよう呼びかけることにより、より良い神戸市
を共に築いていくことを目的に開催した。

日 時 平成7年7月17日（日）
場 所 楠公会館（中央区湊川神社内）
テーマ 「愛するまち神戸の復興」
－魅力ある私たちのまちに－

出席者 市政アドバイザー 183人

内 容

市長講演

講 演

「心にゆとりをもつために」

－災害時の人間行動－

講 師

京都大学防災研究所

地域防災研究センター

助教授 林 春 男 氏



市長からは、震災当日の職員の動き、神戸の
復旧・復興、緊急時の情報・防災体制、港の復
興等についての話があり、林先生からは、災害
時の市民の反応や、今後災害時に行うべき対策
などについての話があった。

また、出席されていたアドバイザーからは、
「神戸港の復興は雇用問題と直結するので、体
を張って頑張ってもらいたい。」、「貨物を他の港
にとられないよう運輸省にも働きかけ、仮橋の
整備をお願いしたい。」、「震災後の市や区
の対応にストレスを感じた。」などの意見が
あった。

(5)婦人市政懇談会

昭和43年から始まった婦人市政懇談会は、婦
人を対象に日常生活における市政に関する諸問
題について話し合いを重ね、市民の市政に対す
る理解と認識を深めるために開催している。

震災以降、婦人団体協議会は地域で様々なボ
ランティア活動を行っているが、その中で気付
いた点などを「市長に望む」としてとりまとめ、
5月8日に神戸市に提出された。それに対する
回答を踏まえ、懇談会を行った。

日 時 平成7年7月11日（火）

場 所 生活学習センター3階会議室

出席者 神戸市婦人団体協議会名誉会長、会
長、各区連合会長など38名

「市長にのぞむ」には、被災地、特に火災な
どで焼失した地域への町名表示の設置、婦人会
員が、自分たちで足を運び調査した暗い箇所へ
の街灯の設置、また、婦人会では、仮設住宅へ
の友愛訪問などコミュニティ活動を展開してい

るが、その一環として、仮設住宅に住む方々と一緒になって花を育てたいという気持ちから、フラワーベースの設置についての要望があった。

また、例年6月から7月にかけて開催されていた各单位婦人会と区役所との懇談会も、8月下旬より開催され、それぞれの地域の身近な問題について懇談会が行われた。

(6) 市政アドバイザー意識調査

今回の震災は市民生活と都市機能に対して大きな被害を与えたが、今後災害に強いまちづくりをはじめとする神戸の再生に向けた「神戸市復興計画」を策定するにあたり、市政アドバイザーに対し、被災状況、生活上の問題点、今後のまちづくりの方向性などを問うために実施した。

調査時期

平成7年3月29日（水）～4月7日（金）

調査方法 郵送

調査対象 市政アドバイザー 1,003名

回答者数 628名（回収率62.6%）

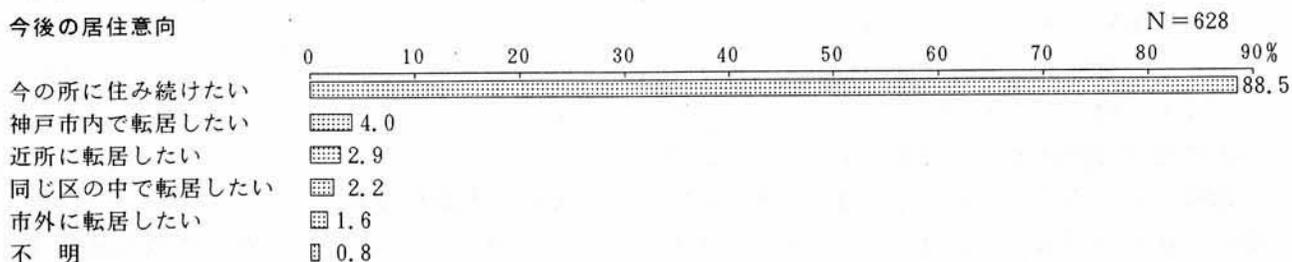
調査結果の概要

震災の被害が比較的軽微な地域も含むにもかかわらず、身体的被害、生活上の被害、物理的被害を受けた回答者は非常に多い。ただ、被害を受けた回答者を含め、そのほとんどが、現在の場所で居住し続けることを望んでいる。（図5-5-4参照）

被災後80日を経過した時点で回答者が困っている主なものは、交通・環境など生活上の不便や迷惑であるが、一方で、家計上の問題や心の問題など深刻な課題をかかえる回答者も多くなっている。（図5-5-5参照）

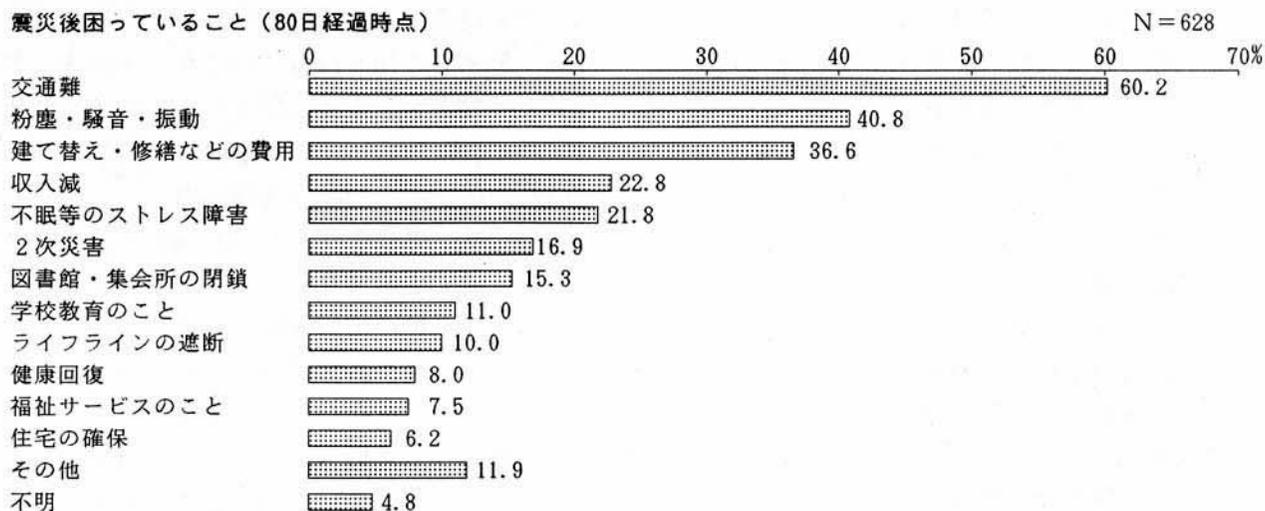
(図5-5-4)

今後の居住意向



(図5-5-5)

震災後困っていること（80日経過時点）



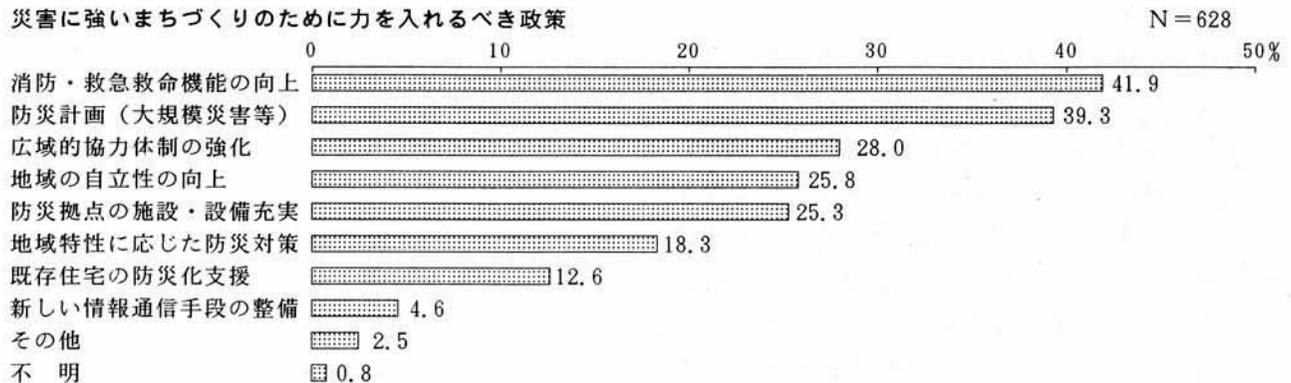
今後のまちづくりの中で力を入れるべき政策について、防災、暮らしやすさ、協働の3つの側面からたずねたところ、災害に強いまちづくりのためには、消防力の強化や防災計画の立案など直接生命・財産を守るための手段を求める回答者が多く（図5-5-6参照）、暮らしよいまちづくりのためには、地域特性を生かした住環境の整備、福祉の充実、住宅の供給を求める回答者が多くなっている。また、協働のまち

づくりのためには、行政と市民の対話と市民参加の推進とともに、今回の震災の経験からボランティア活動を支援する施策を求める回答者が多くなっている。

神戸がより魅力のある都市となるために今後重視していくべきまちの要素としては、快適な住環境、福祉の充実、自然とのふれあいをあげる回答者が多くなっている。（図5-5-7参照）

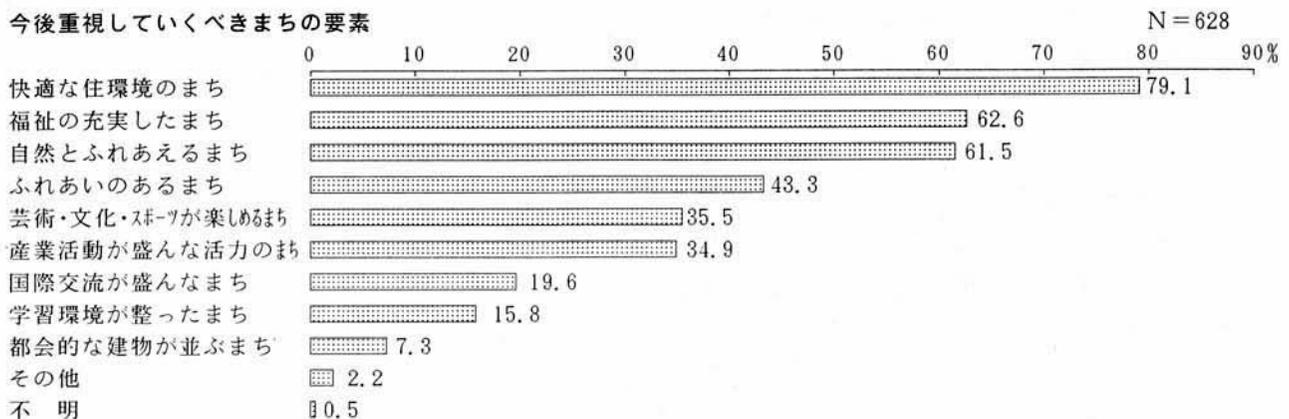
（図5-5-6）

災害に強いまちづくりのために力を入れるべき政策



（図5-5-7）

今後重視していくべきまちの要素



(7)神戸の復興に向けての提言募集

復興計画を策定するにあたり、できるだけ多くの人々の意見を反映するために、震災を経験した市民だけでなく全国に提言を募集した。また、インターネットを通じて全世界に対しても提言を呼びかけた。

①応募状況

募集期間

平成7年3月23日（木）～4月21日（金）

応募総数 345件（提言内容：425項目）

媒体別応募数 郵送：247件 F A X：60件
電子メール：38件（うち海外12件）

地域別応募数 神戸市内：169件
神戸市外（兵庫県内）：44件
兵庫県外：115件
海外：12件
不明：5件

応募数では郵送が主流だが、F A Xや電子メールも有効な媒体であった。

特に、インターネットの活用によって、海外からも応募しやすくなった。地域別で見ると、北は八戸市（青森県）から南は鹿児島県曾於（そう）郡まで全国各地から提言が寄せられた。兵庫県外からの提言数では、近畿地方が4割、関東地方が3割を占めており、関東地方の居住者の地震や防災に対する関心の高さがうかがえる。また、海外からは、アメリカを中心にカナダ、英国、カリブ海のバルバドスから提言が寄せられた。

②提言内容

寄せられた提言の中で多かった内容を分野別で見ると、次のとおりになる。「くらし」では、仮設住宅の整備や公共住宅の建設など、「活力」では、市場・商店街の復興やファッション産業の活性化、神戸港の復興、高速道路・幹線道路の整備、路面電車の整備、「魅力」では、観光の振興、芸術・文化の振興、緑地・自然の保全、「協働」では、ボランティアが活動しやすい環境の整備、「防災」では、防火水槽・貯水槽の設置、水道水の確保、公園等の避難・防災拠点の設置、震災記念碑の設置、非常時のための情報伝達網の整備、ガレキ・廃材の有効利用などであった。

項目別に見ると、良好な住宅の確保、交通ネットワークの整備、災害への備えやライフラインネットワークの強化に関するものが上位を占めており、生活に密着した項目に対する関心が高くなっている。

③提言の活用

寄せられた提言は、6月に策定された「神戸市復興計画」に反映させるため復興計画審議会に提言集を資料として提供し、復興計画案の検討作業の参考にした。また、各局に対しても関係する内容の提言を報告し、施策への反映を促した。

第6章 財政対策

第1節 震災に対する国の対応

1. 震災前の財政状況

バブル経済の崩壊後、長引く景気低迷のなか、6年度の我が国経済は猛暑や減税の効果から個人消費が回復し、企業の業況判断も改善してきており、政府は平成6年9月の月例経済報告の中で、景気は調整過程にあるものの緩やかながら回復の方向にあるとした。しかし一方では、円高の進行、3%台という高水準の完全失業率、国内設備投資の伸び悩み、低価格の輸入品の増加による中小企業への影響など不透明な要素も多く景気の急速な回復は見込み難い状況であった。

国家財政においては、5年度決算で税収が3年連続して減少し、4年度に引き続き決算上の不足を生じるという深刻な事態となっている。6年度末には国債残高が200兆円を超え、国債費が政策的経費を圧迫するという構造的な厳し

さのなかで7年度の概算要求段階では、経常的経費は10%減、投資的経費は公共投資重点化枠も含めて5%増とするなど厳しいシーリングを行い、歳出の抑制と国債依存度の引き下げを図った。

本市の財政も国と同様厳しい状況であり、5年度決算において法人市民税が前年度に引き続き大幅に減少するなど、市税の伸びは戦後最低にとどまり、昭和29年度以来の当初予算われとなった。また、6年度当初予算における財源不足額は過去最高の568億円にのぼり、多額の基金の取り崩し、特例債の発行などでかろうじて予算を編成し、執行においても義務的経費を除く経常経費の5%及び臨時的経費の内消費的経費の10%について留保を行った。

このような厳しい財政状況の中で、阪神・淡路大震災という未曾有の非常事態に見舞われることとなった。

2. 震災に対する国の対応

本市では、市制始まって以来の大きな被害を受け、その復旧・復興事業には莫大な財源が必要となるため、国に対して特別の財政支援を要望してきた。

その結果、国においては、当面の災害救助、応急対策に対する支援はもとより、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」「平成6年度の地方交付税の総額の特例等に関する法律」「地方税法の一部を改正する法律」「被災市街地復興特別措置法」など16本に及ぶ震災関連法を整備するとともに、これに伴う第2次補正予算（2月28日成立）により災害救助事業、災害復旧事業等にかかる追加措置を行っていただいた。

(1) 激甚災害の指定等

（国土庁編「平成7年版防災白書」）

国は、阪神・淡路大震災の被害の甚大性に鑑み、「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成7年1月25日政令第11号）により、阪神・淡路大震災を激甚災害に指定するとともに、当該災害に適用すべき措置として、①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、⑤中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間の特例、⑥事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、⑦中小企業者に対する資金の融通に関する特例、⑧公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、⑨私立学校施設災害復旧事業に対する補助、⑩市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例、⑪母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例、⑫罹災者公営建設事業に対する補助の特例、⑬小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、⑭雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の措置を指定した。

なお、1月20日、「平成7年（1995年）兵庫

県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」が閣議決定され、上記の激甚災害の指定を待たずに特に緊急に実施する必要のある政府系金融期間による中小企業者等に対する低利融資及び中小企業信用保険の特別措置が行われた。

(2) 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

① 制定の経緯

今回の震災では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という）において対象となっていない都市施設、環境衛生施設等のライフライン、一部の公立社会福祉施設や民間社会福祉施設、警察・消防施設、公団、第三セクター、民間等の設置している高速道路、鉄道等の準公共施設、上水道、病院等の公営企業等についても被害が極めて甚大であったことから、国において財政措置の拡充が改めて検討され、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に対する法律」（以下「特別財政援助法」という）が制定された（2月24日閣議決定、同28日可決・成立、3月1日交付・施行）。

② 法律の概要（地方財政関連）

ア. 激甚災害法の特例

特別財政援助法の内容の1つは、激甚災害法の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特定被災地方公共団体（兵庫県及び政令で定める市町村）に適用するものである。

通常の場合、激甚災害法による公共土木施設等に係る特別の財政援助の適用の有無は、公共施設の被害状況等が取りまとめられ、公共土木施設の被害が確定しなければ判断できないこととなっている。しかし、今回の被害は甚大で被害額等の確定には相当の時間を要すると考えられたことから、復旧事業をスムーズに行うため、国は激甚災害の指定を早急に行うとともに、特別財政援助法において、兵庫県及び政令で定める市町村を特別に対象とすることとしたもので

ある。

イ. 特定被災地方公共団体等に対する補助の特例等

激甚災害法の対象とされていない施設の災害復旧事業につき、特段の財政措置が必要なものについて、今回限りの特別措置として補助を行うものである。

施設名	補助率
① 公共土木関係等 公園、街路、都市排水施設 改良住宅 上水道、簡易水道等施設 工業用水道施設 一般廃棄物処理施設 交通安全施設 老人福祉施設（公立） 精神薄弱者援護施設（公立） 社会事業授産施設（公立）	8/10 8/10 8/10 8/10 8/10 8/10 2/3 2/3 2/3
② 社会福祉法人の社会福祉施設関係 老人福祉施設 身体障害者更生援護施設 精神薄弱者援護施設 社会事業授産施設	2/3 2/3 2/3 2/3
③ 公共施設関係 警察施設 消防施設 公立病院 公立火葬場・と蓄場 中央卸売市場	2/3 2/3 2/3 2/3 2/3
④ 民間施設関係 商店街振興組合等 日赤等及び政策医療を行う民間病院	1/2 1/2
⑤ 神戸港埠頭公社 岸壁 (クレーンヤードについては、無利子融資)	8/10

表6-1-1 阪神・淡路大震災の復旧事業に係る国庫補助率の拡充等について

項目	通常災害 (現行)	激甚災害	阪神・淡路大震災
●道路、港湾、河川、公営住宅、公立学校、下水道等	6/10～8/10程度	7/10～9/10程度	公園、街路、排水路、改良住宅、上水道、工業用水道、廃棄物 } 8/10
●公立の身障者更生援護施設、精薄者更生・授産施設 ●公立の保護施設、児童福祉施設、老人ホーム、婦人保護施設	1/2	$1/2 + \frac{\alpha}{\text{プール}}$	福祉ホーム、デイ・サービス、身障・障害者等の公立授産施設 } 2/3
●社福法人等の保護施設、児童福祉施設、老人ホーム、婦人保護施設	(対地公団体) 1/2 (対社福法人) 国 1/2 県 1/4 設置者 1/4	(対地公団体) $1/2 + \frac{\alpha}{\text{プール}}$ プール (対社福法人等) (α=1/6) のケース 1/12 県 1/6 設置者 1/6	社福法人等が経営している 更生援護施設 精薄 老人福祉 社会事業授産施設 } 2/3
●公立社会教育施設公民館、図書館、体育館等	1/2	2/3	警察、消防、公立病院、火葬場、中央卸売市場、職業能力開発校 } 2/3
●事業協同組合等倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設 ●私立学校	— —	1/2 1/2	商店街振興組合等、専修学校※、外国人学校※、私立認定職業訓練校、日赤等医療施設の一部、地方卸売市場、共同組合の卸売市場 } 1/2

注：阪神・淡路大震災の欄の補助率の特例は原則として特別財政援助法に基づくものである。但し※印を付した施設は予算補助である。

出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

ウ. その他

- ・中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等。
- ・設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長。
- ・商工中金の災害復旧貸付の貸付限度額の引き上げ等。

- ・住宅金融公庫の災害復旧貸付の据置期間、受付期間の延長等。
- ・平成6年度に加え平成7年度にも歳入欠かん等債の発行を可能とする。

(3)国の第2次補正予算と主な地方財政措置

①国の第2次補正予算

表6-1-2 平成6年度補正予算(第2号)フレーム

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
1. 災害救助等関係経費	1,410	1. 税 外 収 入	▲ 6,020
(1) 災害救助費	853	2. 税 外 収 入	343
(2) 災害援護貸付金	371	3. 公 債	15,900
(3) 生活福祉資金貸付等補助金	117	(1) 建 設 公 債	7,794
(4) 災害弔慰金等	69	(2) 特 設 例 公 債	8,106
2. 災害廃棄物処理事業費	343		
3. 災害対応公共事業関係費	6,594		
(1) 災害復旧等事業費	5,096		
(2) 一般公共事業関係費	1,498		
4. 施設等災害復旧費	544		
5. 災害関連融資関係経費	913		
(1) 中小企業等関係	631		
(2) 産業投資特別会計へ繰入	250		
(3) その他	32		
6. その他の阪神・淡路大震災関係経費	119		
7. 地方交付税交付金	300		
歳 出 計	10,223	歳 入 計	10,223

要特例公債法

出典: 地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

②主な地方財政補正措置

ア. 阪神・淡路大震災に伴う特別交付税の特例増額 300億円

イ. 国税の減額補正に伴う地方交付税への影響額(△1,773億円)については減額せず、特例増額(300億円)を含め総額を確保する。

ウ. 阪神・淡路大震災に伴う地方税等の減免に対する措置

- ・減免した地方税・使用料・手数料等の減収額全額を対象として歳入欠かん債を充当する。
- ・7年度においても、地方税・使用料・手数料等の減免による減収額全額を歳入欠かん債の対象とする。(特別財政援助法による特例措置)

歳入欠かん債交付税算入率75%

エ. 災害対策債及び歳入欠かん債の拡充等

通常、激甚災害が発生した場合には歳入欠かん等債を発行することができるが、その発行年度は災害対策基本法第102条に定めるところにより災害発生年度に限られている。しかし、今回は、災害の広域性、被害の甚大性等にかんがみ、災害発生翌年度まで発行できるとされた。その他、表6-1-3のとおり措置の拡大が図られた。

表 6 - 1 - 3 阪神・淡路大震災に係る歳入欠かん等債の概要について

項 目	特別財政援助法第80条に基づく歳入欠かん等債	(参考) 災害対策基本法第102条に基づく歳入欠かん等債
発行災害	阪神・淡路大震災	激甚災害
発行団体	災害援助事業が行われた市町村及びそれを包括する府県 (1府1県15市10町)	① 一定の災害復旧事業のある都道府県・市町村 ② 一定の災害救助事業が行われた市町村
地方債の対象	① 地方税、使用料、手数料等の減免分 (歳入欠かん債) (事業所税、都市計画税を対象に追加。) ② 災害予防、災害応急対策、災害復旧に要する経費(災害対策債)	① 地方税、使用料、手数料等の減免分 (歳入欠かん債) (地方税は、普通税のみ対象) ② 災害予防、災害応急対策、災害復旧に要する経費(災害対策債)
発行年度	平成6年度及び平成7年度	災害の発生した年度
発行条件	政府資金10年(うち2年据置)	政府資金4年(うち1年据置)
財源措置	(歳入欠かん債)元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置。 (災害対策債)元利償還金の95%を特交措置	元利償還金の57%を特交措置

注：—— は、措置の拡大分。
出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

図 6 - 1 - 1 阪神・淡路大震災に係る災害対策債及び歳入欠かん債の拡充等について

現 行	阪 神 ・ 淡 路 大 震 災					
<p>1 災害救助事業の場合(災害対策債)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 国庫負担 1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置 通常 1/2 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 60%;"> 特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度) </td> </tr> </table> <p>※地方負担について、災害対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行は可能であるが、実際の発行はほとんどなかった。</p>	国庫負担 1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置 通常 1/2	※	特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 兵庫県の場合 国庫負担率は80/100以上 </td> <td style="width: 40%;"> 地方負担の100%災害 対策債 元利償還金の95%を特 交措置 </td> </tr> </table>	兵庫県の場合 国庫負担率は80/100以上	地方負担の100%災害 対策債 元利償還金の95%を特 交措置
国庫負担 1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置 通常 1/2	※	特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)				
兵庫県の場合 国庫負担率は80/100以上	地方負担の100%災害 対策債 元利償還金の95%を特 交措置					
<p>2 災害清掃費(ガレキ処理)の場合(災害対策債)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 1/2 国庫補助分 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table> <p>※地方負担について、災害対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行は可能であるが、実際の発行はほとんどなかった。</p>	1/2 国庫補助分	※		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 1/2 国庫補助分 </td> <td style="width: 40%;"> 地方負担の100%災害対策債 元利償還金の95%を特交措置 </td> </tr> </table>	1/2 国庫補助分	地方負担の100%災害対策債 元利償還金の95%を特交措置
1/2 国庫補助分	※					
1/2 国庫補助分	地方負担の100%災害対策債 元利償還金の95%を特交措置					
<p>3 地方税等の減免の場合(歳入欠かん債)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;"> 激甚災害で一定規模以上の場合、歳入欠かん等債の発行が可能であり、元利償還金の57%を特交措置。他に当年度の特別交付税で被災者数(県分)、全壊半壊戸数(市町村分)に応じて一部措置。 </td> </tr> </table>	激甚災害で一定規模以上の場合、歳入欠かん等債の発行が可能であり、元利償還金の57%を特交措置。他に当年度の特別交付税で被災者数(県分)、全壊半壊戸数(市町村分)に応じて一部措置。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;"> 全額歳入欠かん債 (元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置～減収補てん債並) </td> </tr> </table>	全額歳入欠かん債 (元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置～減収補てん債並)			
激甚災害で一定規模以上の場合、歳入欠かん等債の発行が可能であり、元利償還金の57%を特交措置。他に当年度の特別交付税で被災者数(県分)、全壊半壊戸数(市町村分)に応じて一部措置。						
全額歳入欠かん債 (元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置～減収補てん債並)						

出典：地方財務協会編「地方財務」平成7年5月号

オ. 災害対応公共事業関係費等の追加に対する
財政措置

国の6年度補正に係る地方負担額については、
地方債（災害復旧事業債・補正予算債・災害
対策債）を充当する。

地方債の交付税算入率

災害復旧事業費	95%（補助） 47.5～85.5%
補正予算債	80%
災害対策債	95%（特別交付税）

補助災害復旧事業債の対象範囲の拡大、単独
災害復旧事業債の対象範囲の拡大及び算入率の
引上げは図6-1-2のとおりである。

- ・7年度事業についても、災害対策債を発行で
きるものとする。

（特別財政援助法による特例措置）

図6-1-2 災害復旧事業債に係る財政措置

	現 行	阪 神 ・ 淡 路 大 震 災		
1 補助 災害 復旧 事業 債	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 庫 補 助</td> <td style="text-align: center;">地方負担の100% 災害復旧事業債 元利償還金の95% を普通交付税措置</td> </tr> </table> <p>○現行の対象事業 ・公共土木施設（河川、道路、港湾等） ・農林水産業施設（かんがい排水、農林道等） ・公立学校施設 ・都市施設（街路、公園等）</p>	国 庫 補 助	地方負担の100% 災害復旧事業債 元利償還金の95% を普通交付税措置	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p>○対象事業の拡大（激甚法、財政援助特例法適用対 象事業を対象化） ・社会福祉施設 ・社会教育施設 ・廃棄物処理施設 ・その他警察・消防等施設（庁舎等を除く。）</p>
国 庫 補 助	地方負担の100% 災害復旧事業債 元利償還金の95% を普通交付税措置			
2 単独 災害 復旧 事業 債	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の28.5%～57%を普通交付税措置 〔(30%～60%)×0.95〕</td> </tr> </table>	単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の28.5%～57%を普通交付税措置 〔(30%～60%)×0.95〕	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の47.5%～85.5%を普通交付税措置 〔(50%～90%)×0.95〕</td> </tr> </table> <p>○対象事業の拡大 ・神戸港埠頭公社（岸壁）、阪神高速道路公団、 鉄道に対する地方団体の補助 ・公営企業災害復旧事業一般会計繰出金</p>	単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の47.5%～85.5%を普通交付税措置 〔(50%～90%)×0.95〕
単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の28.5%～57%を普通交付税措置 〔(30%～60%)×0.95〕				
単独事業費の100% 災害復旧事業債 元利償還金の47.5%～85.5%を普通交付税措置 〔(50%～90%)×0.95〕				

出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

カ. 地方公営企業に係る財政措置

今回の震災により被害をうけた地方公営企業の災害復旧に要する経費については、阪神・淡路大震災特別財政援助法・第2次補正予算によ

り国庫補助の創設、かさ上げ等が図られているが、これらの措置に併せて、施設の早期復旧・企業経営の安定を図るため一般会計からの特別の繰出制度を設ける。(災害復旧事業債を充当)

表6-1-4 地方公営企業施設に係る国庫補助負担率比較表

	通常の建設改良事業	通常災害の場合	激甚災害の場合	今回の大震災に係る新たな国庫補助負担率の概要
上水道 簡易水道	補助なし	予算補助1/2	1 過去の特別立法(34年災) 1/2 2 新潟地震 予算補助 地下施設8/10 地上施設1/2 3 えびの、十勝沖、伊豆半島、 日本海中部地震 予算補助 地下施設2/3 地上施設1/2	地下、地上施設 8/10 給水管 1/2 (特別財政援助法。但し、阪神 水道企業団については予算補 助)
工業用水道	国庫補助 地域の実情に応じて 45%以内	補助なし	1 過去の特別立法 なし 2 新潟地震 予算補助3.5/10	兵庫県内 8/10(特別財政援助法) その他地域 45%(予算補助)
下水道	国庫負担1/2	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法 に基づき2/3以上 (\$59から同法の適用 対象)	激甚法に基づき通常災害時の補助率 をさらに高上げ (新潟地震 予算補助で8/10)	激甚法による補助率の適用
都市高速鉄道 (公営 地下鉄)	国庫補助25.2%	鉄道軌道整備法に基 づき1/4 但し、輸送 密度が一定人数以上 は対象外のため、公 営地下鉄への適用事 例なし	1 過去の特別立法 なし	1/4(鉄軌道整備法の適用対象要件緩和)
病院	補助なし	予算補助1/2	1 過去の特別立法(34年災) 1/2 2 新潟、十勝沖地震1/2	2/3(特別財政援助法)
港湾機能施設	補助なし	補助なし	1 過去の特別立法 なし 2 新潟地震 なし	荷役機械1/2(神戸市のみ) (予算補助)
市場	中央卸売市場4/10 地方卸売市場1/3	補助なし	1 過去の特別立法 なし 2 新潟地震 なし	中央卸売市場2/3(特別財政援助法) 地方卸売市場1/2(予算補助)
と畜場	補助なし	国庫補助1/2	1 過去の特別立法 なし 2 新潟、十勝沖地震1/2	2/3(特別財政援助法)

出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

表 6 - 1 - 5 一般会計からの繰出率一覧表

区 分	災 害 復 旧 事 業 費						
	国 庫 補 助 負 担 基 本 額				単 独 事 業 (庁 舎 等)		
	国庫補助負担割合	一 般 会 計 繰 出 (初期投資との均衡) A	一 般 会 計 繰 出 B	公 営 企 業 会 計 負 担 分	一 般 会 計 繰 出 (初期投資との均衡) A	一 般 会 計 繰 出 B	公 営 企 業 会 計 負 担 分
上 水 道 簡 易 水 道	地下 } 8/10		1/10	1/10		1/2	1/2
	地上 } 給水管 1/2*		1/4	1/4		1/2	1/2
工業用水道	8/10		1/10	1/10		1/2	1/2
下 水 道	汚水 激甚法の率(α)		(1-α)の1/2	(1-α)の1/2		1/2	1/2
	雨水 激甚法の率(α)	(1-α)の率			全 額		
都市高速鉄道	1/4	1/2	1/8	1/8		1/2	1/2
一般交通	-		-	-		1/2	1/2
病 院	2/3		1/6	1/6		1/2	1/2
					2/3(※)	1/6	1/6
港 湾 整 備	荷役機械 1/2		1/4	1/4		1/2	1/2
	その他 -		-	-		1/2	1/2
市 場	中央 2/3		1/6	1/6		1/2	1/2
	地方 1/2		1/4	1/4		1/2	1/2
と 蓄 場	2/3		1/6	1/6		1/2	1/2

一般会計単独災害復旧事業債 公営企業等災害復旧事業債 一般会計単独災害復旧事業債 公営企業等災害復旧事業債

注：(※) 病院施設に係る単独事業における一般会計繰出A(初期投資との均衡)の適用対象は、医師宿舎等及びエレベーター、医療機器等の設備に限る。
出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

キ. その他

震災により被害を受けた神戸港埠頭公社の港湾施設(岸壁)・阪神高速道路・鉄道の災害復

旧事業に対して地方公共団体が補助を行う場合、地方債措置を講じる。

表 6 - 1 - 6 高速道路、鉄道、港湾に係る国庫補助金の拡充等

1 阪神高速道路	約3,200億円のうち500億円は公団負担(道路機能の向上、環境対策の部分) 約2,700億円……補助率 8/10(兵庫県、神戸市) 2/3(大阪府、市)
2 鉄 道	民間鉄道、公営地下鉄、三セク 約1,000億円……1/2公費(国1/4、地方1/4、なお、国庫補助条件の緩和)、開銀特利1/4(4.35%) なお、阪急電車、JRなどの国庫補助を出さない鉄道については、事業費の1/2について開銀(3.85%)融資のみ
3 港湾機能	○神戸港埠頭公社 岸壁約970億円……補助率8/10 機能施設約230億円…無利子貸付 (国 20%…補助率10%に相当 地方 20%) ○神戸市 岸壁約1,000億円……補助率8/10 機能施設……クレーン(65億円)について、補助率1/2 (公営企業) (兵庫県分、大阪市分などは事業量も小さいので、補助なし。)

出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

これらの地方財政措置の結果、主要な公共施設の災害復旧事業に係る財政措置は、図6-1 - 3のとおりとなる。

図6-1-3 阪神・淡路大震災に係る主要な災害復旧事業に対する財源措置

I 公共施設（国庫補助事業）

1 道路、港湾、河川等

国庫補助 激甚災害 7/10～9/10程度 (通常災害 6/10～8/10程度)	普通交付税措置 95%
--	----------------

2 公園、街路、廃棄物等

国庫補助 8/10	普通交付税措置 95%
--------------	----------------

3 公立身障者更生援護施設、精薄者更生授産施設、公立保護施設、児童福祉施設、老人ホーム、婦人保護施設

国庫補助 $1/2 + \alpha$ (プール)	普通交付税措置 95%
------------------------------	----------------

4 福祉ホーム、デイサービス、身障、障害者等の公立授産施設

国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%
-------------	----------------

5 公立社会教育施設、警察・消防等

国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%
-------------	----------------

II 公共施設に準じるもの（国庫補助事業、公団、第三セクター、民鉄等）

1 阪神高速道路

国庫補助 8/10 (兵庫、神戸)、2/3(大阪府、市)	普通交付税措置 47.5～85.5
---------------------------------	----------------------

2 港湾機能（公共岸壁）

国庫補助 8/10	普通交付税措置 47.5～85.5
--------------	----------------------

3 民間鉄道

事業者 1/2	国庫補助 1/4	普通交付税措置 47.5～85.5
------------	-------------	----------------------

III 公共公用施設（単独事業）

庁舎等を含む。

普通交付税措置 47.5～85.5

注：いずれも災害復旧事業の財源に充てられた地方債の償還後の姿である。

出典：地方財務協会編「地方財政」平成7年5月号

表6-1-7 災害に対する従来の主要財政措置

内 容	国 庫 負 担 金 等	地 方 債	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税
災害救助（都道府県支弁） 避難所設置、応急仮設住宅設置、炊き出し、救助、医療等	事業量／標準税収入 補助率 2/100以下…………… 50/100 2/100超4/100 以下…………… 80/100 4/100超…………… 90/100	（激甚の対象団体） 災害対策債 地方負担額の100%		（現年災Bの一部） 災害救助費×0.4（地方負担額限度） （災害特例債） 災害対策債の元利の57%
災害弔慰金（死亡弔慰金市町村支給） 生計維持者 500万円 その他 250万円	国庫負担……………1/2 都道府県負担……………1/4 市町村……………1/4			（現年災Bの一部） 都道府県分＝ 死者・行方不明者数×875,000円 市町村分＝ 死者・行方不明者数×875,000円
公共土木災害復旧の現年災害 河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、下水道	通常災害の補助率 ・事業債／標準税収入 補助率 0～1/2 以下 2/3 1/2～2 以下 3/4 2 超 4/4 激甚災害の特例（標準税収入に対する地方負担の割合に応じて加算） ・都道府県の場合通例で0.66～0.76の通常率が0.76～0.86にかさ上げ	現年災地方負担額の100%について災害復旧事業債を許可	災害復旧事業債元利償還金の95%を基準財政需要額に算入	特別交付税措置一般 都道府県分 （現年災A） 国庫関連災害復旧事業費×0.015 （現年災B） り災世帯数×17,000円 農作物被害面積（ha）×2,700円 死者・行方不明者数×875,000円 障害者数×437,500円 災害援助費×0.4 市町村分 （現年災A） 国庫関連災害復旧事業費×0.01 （現年災B） 被災世帯数×22,000円 全壊戸数×144,000円 半壊戸数×71,700円 床上浸水家屋×4,100円 床下浸水家屋×2,300円 農作物被害面積（ha）×5,500円 死者・行方不明者数×875,000円 障害者数×437,500円 （現年災C） 現年災Aの算定額×0.5 現年災Bの算定額×0.2
一般の単独災害復旧（公共土木災害復旧） 補助災害復旧事業採択未済、庁舎等の公用施設、災害応急復旧等 公共土木等災害復旧事業（激甚指定の場合）		事業費の100%に災害復旧事業債を許可	単独災害復旧事業債 元利の28.5%～57% 小災害復旧事業債 元利の66.7%～95%	
災害対策事業等 ・地方税（普通税）、使用料・手数料、分担金・負担金の減免 ・水防対策、災害救助対策、伝染病予防対策等		（激甚の対象団体） 歳入欠かん債＝減収額の100% 災害対策債＝地方負担額の100% （都道府県支弁額＞対象市町村標準税収入×0.01等の条件あり）		（災害特例債） 歳入欠かん債、災害対策債の57%

第2節 税・使用料等の減免

1. 税制上の対策

税制の分野では、災害による被災者に対する対応として、国税に関しては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）、国税通則法、各種税法により、また地方税に関しては、地方税法、災害減免に関する自治省通達、条例等により、従来から一定の制度が用意されている。しかしながら、今回の震災が広範な地域にわたるものであり、同時、大量、集中的な被害を発生させ、通常の枠組みでは対処しきれないほどの規模、性格を有するものであったため、既存制度のみならず、その

改定及び臨時の特例措置がとられた。

* 地方税に関する期限延長及び減免措置は各団体独自で行っているため、以下には兵庫県と神戸市の例を記載する。

(1) 既存制度又はその改正による対応

① 納期限等の延長

被災者が納税や申告を期限までに行うことが困難であることを考慮し、国税、地方税ともに、国税通則法、地方税法、条例に基づき、被災地について震災後直ちに次のとおり期限延長の措置がとられた。

国 税 兵庫県税	平成7年1月17日以降に到来する期限を、別途告示で定める日まで延長（1月25日国税庁長官告示、同日兵庫県知事告示）
神戸市税	平成7年1月17日以降に到来する期限を、平成7年3月31日まで延長（1月22日記者発表、1月24日神戸市長告示、1月28日・2月17日広報紙）

その後、次のとおり、延長期限が定められた（神戸市税は再延長）。

国 税 兵庫県税	平成7年1月17日から同年5月30日までに到来する期限を同年5月31日まで延長（3月15日国税庁長官告示、同日兵庫県知事告示）
神戸市税	平成7年1月17日から同年5月30日までに到来する個人市（県）民税の申告期限、法人市民税の申告納付期限を同年5月31日まで延長（3月13日記者発表、3月17日広報紙、3月21日神戸市長告示）

なお、神戸市税の上記期限はその性格上国税の期限と合わせる必要があったが、法人市民税以外の税目の納期限については、被災地の復旧状況を考慮し、個人市（県）民税の特別徴収を除き、5月26日までは実質的な徴収猶予を行い（納期限3月31日。5月26日を納付の期限と設定。3月13日記者発表、3月17日・4月17日広報紙）、平成6年度歳入の確保を図った。

② 雑損控除適用の特例（所得税、市県民税）

所得税及び市県民税においては、災害によって生じた損害額は雑損控除として、災害が発生した年の所得から控除されることとなるが、今回の震災が平成7年1月17日という平成6年分所得税の確定申告及び平成7年度分個人市県民税の申告期限前に発生したことやその規模等を

考慮し、今回の震災による損害に関しては、平成6年分所得に対しての適用も選択できることとなった（2月20日阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、同日地方税法改正、3月31日神戸市市税条例改正、市税については、2月24日記者発表、2月28日・3月1日広報紙）。

③ 災害減免

国税における災害減免法及び地方税における自治省通達に基づく条例等により、災害被害者に対する減免措置があり、その内容は次のとおりである。なお、アンダーラインは今回改正された部分（〔 〕内は改正前）又は今回の震災に対する特例部分である。

所得税 (国税)	<p>◆減免割合(住宅・家財等の損害50%以上)</p> <table> <tr> <td>所得</td> <td>500〔300〕万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750〔450〕万円以下</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000〔600〕万円以下</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆適用 平成7年分所得か平成6年分所得かを選択*〔平成7年分所得のみ〕 *この部分の改正は今回の震災のみに適用</p>	所得	500〔300〕万円以下	全額免除		750〔450〕万円以下	2分の1軽減		1,000〔600〕万円以下	4分の1軽減												
所得	500〔300〕万円以下	全額免除																				
	750〔450〕万円以下	2分の1軽減																				
	1,000〔600〕万円以下	4分の1軽減																				
個人市県民税 (兵庫県税) (神戸市税)	<p>◆減免割合(家屋等の損害50%以上)</p> <table> <tr> <td>所得</td> <td>500〔300〕万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750〔450〕万円以下</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000〔600〕万円以下</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆減免割合(家屋等の損害30%以上50%未満)</p> <table> <tr> <td>所得</td> <td>300〔200〕万円以下</td> <td>5分の4軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500〔300〕万円以下</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750〔450〕万円以下</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000〔600〕万円以下</td> <td>8分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆適用 平成6年度4期分(特別徴収は平成7年2月～5月引去分)及び平成7年度分</p>	所得	500〔300〕万円以下	全額免除		750〔450〕万円以下	2分の1軽減		1,000〔600〕万円以下	4分の1軽減	所得	300〔200〕万円以下	5分の4軽減		500〔300〕万円以下	2分の1軽減		750〔450〕万円以下	4分の1軽減		1,000〔600〕万円以下	8分の1軽減
所得	500〔300〕万円以下	全額免除																				
	750〔450〕万円以下	2分の1軽減																				
	1,000〔600〕万円以下	4分の1軽減																				
所得	300〔200〕万円以下	5分の4軽減																				
	500〔300〕万円以下	2分の1軽減																				
	750〔450〕万円以下	4分の1軽減																				
	1,000〔600〕万円以下	8分の1軽減																				
個人事業税 (兵庫県税)	<p>◆減免割合(事業用資産の損害50%以上)</p> <table> <tr> <td>課税標準額</td> <td>500〔300〕万円以下の部分</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750〔450〕万円以下の部分</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000〔600〕万円以下の部分</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆減免割合(住宅・家財等の損害50%以上)</p> <table> <tr> <td>課税標準額</td> <td>500〔300〕万円以下の部分</td> <td>全額免除</td> </tr> </table> <p>◆適用 平成6年度分(平成7年1月17日以降に納期が到来するもの)及び平成7年度分</p>	課税標準額	500〔300〕万円以下の部分	全額免除		750〔450〕万円以下の部分	2分の1軽減		1,000〔600〕万円以下の部分	4分の1軽減	課税標準額	500〔300〕万円以下の部分	全額免除									
課税標準額	500〔300〕万円以下の部分	全額免除																				
	750〔450〕万円以下の部分	2分の1軽減																				
	1,000〔600〕万円以下の部分	4分の1軽減																				
課税標準額	500〔300〕万円以下の部分	全額免除																				
不動産取得税 (兵庫県税)	<p>次の場合に、滅失損壊した不動産の固定資産評価額(家屋については、代替家屋の価格を代替家屋の床面積で除して得た額に被災家屋の床面積を乗じて得た額と比較していずれか多い方の額)に下記損害割合に応ずる減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額を減免</p> <p>◆ 納期限までに震災により滅失損壊した不動産</p> <p>◆ 震災による滅失損壊から3年〔2年〕以内に取得した代替不動産</p> <p>・土地 《減免割合》</p> <table> <tr> <td>被災面積(被災価格)の損害割合70%以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>被災面積(被災価格)の損害割合50%以上</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>被災面積(被災価格)の損害割合30%以上</td> <td>60%</td> </tr> </table> <p>・家屋 《減免割合》</p> <table> <tr> <td>全壊又は復旧不能</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>10分の6以上の減価</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>10分の4以上の減価</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>10分の4未満の減価(一部損壊等)</td> <td>20%</td> </tr> </table>	被災面積(被災価格)の損害割合70%以上	100%	被災面積(被災価格)の損害割合50%以上	80%	被災面積(被災価格)の損害割合30%以上	60%	全壊又は復旧不能	100%	10分の6以上の減価	80%	10分の4以上の減価	60%	10分の4未満の減価(一部損壊等)	20%							
被災面積(被災価格)の損害割合70%以上	100%																					
被災面積(被災価格)の損害割合50%以上	80%																					
被災面積(被災価格)の損害割合30%以上	60%																					
全壊又は復旧不能	100%																					
10分の6以上の減価	80%																					
10分の4以上の減価	60%																					
10分の4未満の減価(一部損壊等)	20%																					
自動車税 (兵庫県税)	<p>震災により被災した自動車について、運行不能月数等に応じて軽減</p> <p>◆適用 平成6年度及び平成7年度〔平成6年度のみ〕</p>																					
自動車取得税 (兵庫県税)	<p>平成8年5月31日までに震災により滅失解体した自動車の代替自動車を取得した場合、「被害直前の取得価額×税率」を軽減</p>																					
固定資産税 都市計画税 (神戸市税)	<p>◆土地の損害(埋没、流失等)</p> <table> <tr> <td>損害割合50%以上</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>損害割合20%以上</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td>損害割合20%未満</td> <td>5分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆家屋の損害</p> <table> <tr> <td>損害割合50%以上</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>損害割合20%以上</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> </table> <p>◆償却資産の損害</p> <table> <tr> <td>損害割合20%以上</td> <td>損害割合に応じて軽減</td> </tr> </table> <p>◆適用 平成6年度1月〔2月〕～3月分及び平成7年度分</p>	損害割合50%以上	全額免除	損害割合20%以上	2分の1軽減	損害割合20%未満	5分の1軽減	損害割合50%以上	全額免除	損害割合20%以上	2分の1軽減	損害割合20%以上	損害割合に応じて軽減									
損害割合50%以上	全額免除																					
損害割合20%以上	2分の1軽減																					
損害割合20%未満	5分の1軽減																					
損害割合50%以上	全額免除																					
損害割合20%以上	2分の1軽減																					
損害割合20%以上	損害割合に応じて軽減																					

*その他国税においては、災害減税法に基づき法人税、酒税等、消費税、相続税、贈与税につき特例措置がある。

*以上の改正は、2月20日災害減税法改正、3月31日神戸市市税条例改正、同日市税条例施行規則改正等による（市税については、2月24日記者発表、2月28日・3月1日広報紙）。

(2) 今回の震災に係る臨時特例及び新設措置

以上のような既存制度又はその拡大による対策に加え、その後、今回の震災の特殊性に鑑み、被災者・被災企業の被害に対する早急な対応、被災地における生活・事業活動の復旧等への対応という観点から、国税、地方税を通じた税制上の対応措置が政府において取りまとめられた。また、これと並行して神戸市においても、新たな独自の制度を創設することとなった。

① 国税

国税に関しては、3月27日に阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が改正され、今回の震災に限り、新たな措置がとられた。以下、その主なものを項目ごとに略述する。

ア. 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

○住宅取得促進税制の適用の特例

適用対象の住宅が震災により滅失しても、控除期間（6年）の残存期間について引き続き住宅取得促進税制を適用する。

○財形住宅（年金）貯蓄の遡及課税等の特例
震災による目的外払出しの場合でも利子等の遡及課税等を行わない。

○法人税の繰戻還付

前年の法人税額について、震災による損失額に相当する部分を還付

○法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

利子・配当等に係る源泉所得税額のうち法人税額から控除しきれなかった部分について、震災損失額を限度として還付

○相続税・贈与税の特例等

震災発生直後の価額を課税価格とする。

○被災土地等についての地価税の減免

イ. 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

○住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

震災により滅失した住宅の代替住宅の取得等のため勤める企業から無利子又は低利で融資を受けた場合に受ける経済的利益に所得税を課さない。

○被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

○事業用資産の買換特例

○被災代替資産等の特別償却

○土地譲渡益課税の特例

○登録免許税・印紙税の特例

震災による滅失住宅等の代替住宅等の取得の際の登録免許税の免除等

ウ. その他

○指定寄附金の対象の拡大

震災の救済活動支援のための一定の寄附金等

○消費税の届出書の提出期限の特例

地方税に関しては、平成7年3月27日に地方税法が改正され、新たな措置が創設された。

② 兵庫県税

ア. 3月27日の地方税法改正に伴うもの

○県民税利子割

震災による財形住宅貯蓄等の平成7年1月17日から同年3月26日までの間に不適格払出しをした場合の利子割の額については、同年9月30日までに知事に請求したときは、還付する。

○不動産取得税

被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業に伴う一定の不動産の取得に対する非課税措置

③ 神戸市税

ア. 3月27日の地方税法改正に伴うもの

○固定資産税・都市計画税

・代替取得した資産に対する軽減措置

平成10年1月1日までに阪神・淡路大震災により滅失損壊した家屋又は償却資産の代替資産を取得した場合、3年度間従前の床面積相当分について税額（償却資産の場合は課税標準）を2分の1とする。

*6月1日神戸市市税条例改正、5月22日記者発表、5月23日広報紙

・住宅用地の特例の継続適用

阪神・淡路大震災により倒壊した住宅の敷地については、平成8年度及び9年度においても住宅用地の特例を適用する。

*5月22日記者発表、5月23日広報紙

○特別土地保有税

被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業に伴う一定の不動産の取得等に対する非課税措置

イ. その他のもの

○事業所税（平成7年度）

・新增設分－滅失した事務所を建て替えた場合に滅失前床面積相当分を軽減

・資産割－震災による家屋の損壊により休業を強いられた床面積相当分について、休業期間に応じて軽減

*自治省通達（3月9日）に基づく市税条例施行規則改正（6月21日）、5月22日記者発表、5月23日広報紙

○固定資産税・都市計画税

・土地の特別減免（平成7年度）

ライフラインの破壊、交通網の寸断、商業施設の損壊等の面的被害を受け街並みが激変したことによって、従来どおりの利用ができない状況にあることに鑑み、東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区南部（六甲山系を除く）の市街化区域内の宅地について地域・用途地区別に、税額の5%、10%、15%相当額を軽減する。

・家屋の特別減免（平成7年度）

震災により受けた主要構造部の損壊により家屋としての資産価値が低下していることに鑑み、震災による損害が20%未満（災害減免

の適用外）の家屋について、税額の10%相当額を軽減する（市内全域）。

*神戸市独自の措置として、6月21日市税条例施行規則改正、5月22日記者発表、5月23日広報紙

○特別土地保有税

土地に損害を受けた場合は、固定資産税の災害減免と同じ割合で減免する。

*神戸市独自の措置として、6月21日市税条例施行規則改正

(3)市税の減免に係る財政措置

「第6章第1節震災に対する国の対応」参照

(4)税制に関する国への要望

今回の震災の特殊性に鑑み、神戸市としても、既存の制度だけでは対応しきれない問題があるとして、税制面について国に対して次のような要望を行い、その結果、前述のと通りの措置が図られた。

①市県民税・所得税の減免基準の所得要件を大幅に引き上げられたい。（中堅所得者層においても著しい担税力の低下をきたしており、被害の実態にあった納税者の救済を図る必要がある。）

②所得税については平成6・7年分（従来は平成7年分）について、地方税については平成6・7年度分（従来は平成6年度分）についても減免対象とされたい。

（今回の震災の1月17日発生という事情を踏まえ、個々の納税者が被った損害を1日も早く回復することができるような措置が必要である。）

③歳入欠かん債の発行年度（従来は平成6年度）の延長を図るとともに都市計画税の減免についてもその発行対象に加えられたい。

（平成7年度においても減免の必要性があり、その減収分の補てん措置が必要となる。）

④歳入欠かん債に対する交付税措置（従来は元利償還金の57%）を拡充されたい。

（被害規模が甚大で、より一層の財政措置が必要となる。）

⑤住宅用地のうち震災により住宅が倒壊し、平成8年1月1日及び平成9年1月1日において建築中又は更地である土地に係る固定資産税・都市計画税については、従前の住宅用地の特例を受けた場合の税額との差額を軽減する措置を講じられたい。

(被災者の担税力が減少する中で代替家屋を建築するまでの間の土地に対する税負担の上昇を抑えることにより生活の早期安定を図る。)

⑥被災家屋の建替え促進のため、建替え後の新築家屋に対する固定資産税の既存の軽減措置の拡充を図り、併せて都市計画税についても軽減措置の対象とされたい。

(被害の甚大さに鑑み、被災者の復興意欲を高めるとともに早期の再建を促進し、被災者の生活等の復旧・復興に資するため必要な措置である。)

⑦甚大な被害を受けた土地・家屋に係る固定資産税については、既存の災害減免に加え特別の減免措置の対象とされたい。

(ライフラインの寸断等面的な社会インフラの大きな被害により従来の災害とは著しく性格を異にしており、土地・家屋の利用の著しい制限及びそれに伴う担税力の低下が生じている。)

表6-2-1 災害に伴う税の減免状況

(平成7年8月末)
(単位:百万円)

		6年度分	7年度分		合 計
		災害減免	特別減免	災害減免	
個人市民税		1,467		4,753	4,753
固定資産税	土地	349	4,056	1,398	5,454
	家屋	2,007	3,621	8,268	11,889
	償却資産	1,035		4,139	4,139
	計	3,391	7,677	13,805	21,482
都市計画税	土地	74	1,181	300	1,481
	家屋	439	793	1,820	2,613
	計	513	1,974	2,120	4,094
合 計		5,371	9,651	20,678	30,329

注: 今後の申請分も含んだ見込額である。

2. 使用料等の減免措置

今回の震災により多くの市民に甚大な被害が及び、緊急避難の生活を余儀なくされている状況にあったこと、又家屋の倒壊、焼失等により当面の生活費の確保すら困難な状況にあったこ

と等を考慮し、各種使用料等についても、原則平成7年3月31日まで納期限の延長等を行った。

さらに、被災市民、企業に対する使用料等の減免措置についても表6-2-2、表6-2-3のとおり順次実施し、被災市民・企業の生活再建・復興が促進されるよう努めた。

表6-2-2 災害による使用料等の減免額 平成6年度決算

(単位：千円)

事 項	減 免 内 容	6 年 度 減 免 額
諸 証 明 手 数 料 保 育 所 徴 収 金 等	被災者 住民票・印鑑証明等 全額 被災した本人あるいは扶養義務者 全額 (一部損壊 1/2) 施設が罹災したことにより、措置に支障をきたした 場合 全額、1/2 通所施設は、1月分全員全額免除	118,806 942,692
○国民健康保険料 営業許可等申請手数料	被災者の所得区分、損壊割合に応じ 全額～1/8 被災営業者 全額	2,264,363 1,662
○中央卸売市場施設使用料 公園使用料	本場、東部市場 1/2 設置許可使用料(休業している有料公園内の遊具 等にかかるもの) 全額 施設供用開始迄 管理許可使用料(休業している公園施設内の売店 等にかかるもの) 全額 施設供用開始迄	159,232 7,509 25,019
自転車駐車場使用料 ○駐車場使用料 再開発住宅使用料	駐車場使用料の払戻額 駐車場使用料の払戻額 被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額	39,019 8,655 16,139
市営住宅使用料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額	425,213
建築確認申請手数料 幼稚園保育料 高校授業料・選抜料 高専授業料・選抜料 ※看護短大授業料・選抜料・ 入学金 外大授業料・選抜料 入学金	被災者が2年以内に建てる時 全額 被災園児 全額(年額の2/10) 被災学生 全額(授業料は、年額の2/10) 被災学生 全額(授業料は、1,2,3月分) 被災学生 全額(授業料は、1,2,3月分) 被災学生 全額	8,981 7,128 45,528 12,461 8,663 32,193
※水道使用料	基本料金の1カ月または2カ月の減免 漏水による減免	586,405
※下水道使用料	基本料金の1カ月または2カ月の減免 漏水による減免	243,907
※病院使用料 ※港湾施設使用料等	1/17から3/31までの期間の室料差額の半額 埠頭用地使用料、上屋、荷役機械等 30% 賃貸料・水域占用料 100%	29,920 1,016,536
合 計		6,000,031
うち 一般会計分		1,682,350
○うち 特別会計分		2,432,250
※うち 企業会計分		1,885,431

表6-2-3 災害による使用料等の減免額 平成7年度見込

(単位：千円)

事 項	減 免 内 容	7 年 度 減 免 額
諸 証 明 手 数 料	被災者 住民票・印鑑証明等 全額	3 2 3, 2 1 9
保 育 所 徴 収 金 等	被災した本人あるいは扶養義務者 全額(通年)	1, 0 8 9, 2 5 6
○ 国 民 健 康 保 険 料	被災者の所得区分、損壊割合に応じ 全額～ 1/8	7, 5 7 6, 8 1 6
営 業 許 可 等 申 請 手 数 料	被災営業者 全額	8 0 0
○ 中 央 卸 売 市 場 施 設 使 用 料	本場3/10、東部市場4/10	2 0 5, 3 4 5
宅 地 造 成 等 手 数 料	被災者が宅地造成等を行うとき 全額	5 7 3
公 園 使 用 料	設置許可使用料(休業している有料公園内の遊具等にかかるもの) 全額 施設供用開始迄	6, 0 6 3
	管理許可使用料(休業している公園施設内の売店等にかかるもの) 全額 施設供用開始迄	7 4, 3 3 6
再 開 発 住 宅 使 用 料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額	5 1, 1 4 5
市 営 住 宅 使 用 料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額	5 9 5, 5 6 4
	被災により生活に著しい不便が生じている住宅の入居者 減額	1 8 6, 8 2 5
建 築 確 認 申 請 手 数 料	被災者が2年以内に建てる時 全額	3 5 9, 0 0 0
幼 稚 園 保 育 料 ・ 入 園 料	被災園児 全額(保育料通年)	6 0, 5 7 7
高 校 授 業 料 ・ 入 学 金	被災学生 全額(授業料通年)	2 7 5, 1 1 5
高 専 授 業 料	被災学生 全額(通年)	4 2, 3 6 0
※ 看 護 短 大 授 業 料	被災学生 全額(通年)	2 2, 8 7 2
外 国 語 大 学 授 業 料	被災学生 全額(通年)	8 9, 4 4 5
※ 港 湾 施 設 使 用 料 等	埠頭用地使用料、上屋、荷役機械等 上半期30% 下半期15% 賃貸料・水域占用料 43.4%	3, 9 4 9, 4 8 9
合 計		1 4, 9 0 8, 8 0 0
う ち 一 般 会 計 分		3, 1 5 4, 2 7 8
○ う ち 特 別 会 計 分		7, 7 8 2, 1 6 1
※ う ち 企 業 会 計 分		3, 9 7 2, 3 6 1

注：平成7年度の減免額は、平成7年9月1日時点の決算見込み額である。

第3節 補正予算の編成

(1) 予算編成の日程

<平成6年度予算>

	上程	可決
2月補正	平成7.2.15	平成7.2.15
3月補正	平成7.3.23	平成7.3.28

<平成7年度予算>

	上程	可決
当初案	平成7.3.15	平成7.3.28
同上補正	平成7.3.23	平成7.3.28
5月補正	平成7.5.15	平成7.5.19
6月 "	平成7.6.21	平成7.7.3
7月 "	平成7.7.26	平成7.8.2
9月 "	平成7.9.18	平成7.9.22

地下鉄	40億円
開発施設	25億6,200万円
工業用水道	22億3,900万円
卸売市場	17億4,500万円
病院	17億1,800万円
消防施設	39億6,000万円
都市施設	10億4,700万円
バス	6億7,000万円
庁舎等	3億4,000万円
民生施設	3億7,000万円
環境施設	2億8,500万円
駐車場	1億7,400万円

ウ. 災害見舞金 33億5,600万円

(2) 平成6年度2月補正予算の概要

① 補正予算の規模

現年度予算	2,252億6,400万円
{ 一般会計 特別会計 企業会計	1,508億3,700万円
	23億3,100万円
	720億9,600万円
債務負担行為	328億8,100万円
合計	2,581億4,500万円

エ. 災害弔慰金・災害障害見舞金 161億4,100万円

オ. 災害援護資金貸付 127億1,900万円

カ. 伝染病予防費 4,200万円

キ. 災害廃棄物処理費 80億円

② 補正の主な内容（現年度予算）

ア. 災害救助費	376億6,000万円
食品の給与	195億3,600万円
生活必需品の給与	91億6,800万円
仮設住宅の建設	28億400万円
避難所の設置	21億1,600万円
輸送費	17億6,600万円
イ. 災害復旧費	1,451億2,900万円
港湾	376億円
海岸	298億円
下水道	191億円
土木施設	115億1,000万円
市営住宅	109億4,000万円
教育施設	86億2,300万円
農政施設	42億3,800万円
水道	42億700万円

ク. その他 22億1,500万円

 被災児童生徒就学援助費等 7億5,100万円

 中小企業向け仮設工場建設 5億円

 母子寡婦福祉資金貸付 4億1,200万円

 避難所ごみ収集等 2億8,200万円

 消防団活動経費 1億2,500万円

 既成宅地防災工事貸付金 4,100万円

局別内訳（2月補正）

（単位：千円）

局名	災害復旧	災害救助	その他	合計
市長室	—	99,669	—	99,669
企画調整局	—	20,000	—	20,000
総務局	71,000	675,510	—	746,510
理財局	—	—	103,746	103,746
市民局	8,000	—	—	8,000
民生局	370,000	32,636,174	32,628,000	65,634,174
衛生局	1,718,235	1,068,160	42,843	2,829,238
環境局	285,000	—	8,282,404	8,567,404
経済局	1,829,000	—	500,000	2,329,000
農政局	4,238,675	—	—	4,238,675
土木局	11,746,100	—	41,200	11,787,300
下水道局	19,100,000	—	—	19,100,000
都市計画局	985,000	—	—	985,000
住宅局	11,165,000	2,681,860	—	13,846,860
港湾局	67,400,000	—	—	67,400,000
開発局	2,562,000	—	—	2,562,000
外国語大学	—	14,360	—	14,360
消防局	3,960,000	376,000	125,000	4,461,000
水道局	6,446,000	—	—	6,446,000
交通局	4,670,000	—	—	4,670,000
教育委員会	8,575,430	89,250	751,368	9,416,048
合計	145,129,440	37,660,983	42,474,561	225,264,984

(3)平成6年度3月補正の概要

①規模

現年度予算	2,144億3,300万円
一般会計	1,563億2,300万円
特別会計	17億7,200万円
企業会計	563億3,800万円
債務負担行為	70億4,400万円
合計	2,214億7,700万円

②主な内容（現年度予算）

〔震災関連事業費〕 1,857億3,500万円

ア. 災害復旧費	1,582億1,700万円
港湾	291億900万円
道路等	277億2,200万円
市営住宅	276億5,600万円
災害廃棄物処理	274億円
地下鉄	59億9,100万円
環境施設	15億円
工業用水道	11億5,900万円
民生施設	9億6,600万円
卸売市場	3億4,000万円
教育施設	2億1,200万円
地域改善	1億1,200万円
衛生施設	5,500万円

埠頭公社補助貸付	86億9,400万円
民営鉄道補助	53億3,900万円
公営企業繰出	169億3,400万円
阪神高速道路補助	50億円
阪神水道企業団補助	2,800万円

イ. 復興対策	264億5,900万円
区画整理	137億1,100万円
災害公営住宅建設	43億5,600万円
再開発	32億6,600万円
住環境整備	31億4,600万円
街路整備	11億2,000万円
耐震性貯水槽整備	8億6,000万円

ウ. その他	10億5,900万円
神戸市民生活協同組合への援助救済貸付金	10億円

消防団出動手当等	4,400万円
被災児童・生徒教科書無償給与	1,500万円

〔通常事業費〕 286億9,800万円

(4)平成7年度当初予算案補正の概要

①規模

一般会計 1,998億7,600万円

②内容

〔助阪神・淡路大震災復興基金（仮称）に対する貸付金、出捐金

	2,000億円
基本財産	200億円
運用財産	5,800億円
合計	6,000億円

（神戸市2,000億円、兵庫県4,000億円）

議員報酬の減額 △1億2,400万円

7年4月から1年間10%削減

財団法人 阪神・淡路大震災復興基金の設立について

阪神・淡路大震災による、被災者の救済と自立支援、被災地域の総合的な復興対策を、行政施策を補完しつつ、長期・安定的、機動的に進めるため、平成7年4月1日、兵庫県・神戸市において、財団法人 阪神・淡路大震災復興基金を設立した。

1. 基金の規模

基本財産 200億円

(市・県の出資金 市：県＝1：2)

運用財産 5,800億円

(市・県の無利子貸付金 市：県＝1：2)

合計 6,000億円

(市 2,000億円：県 4,000億円)

- (1)出資金・貸付金の財源については、地方債の発行が認められ、その一部分(5,000億円)については、その利子の95%が普通交付税により措置される。
- (2)別途、「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発売が認められ、その収益金(約90億円)を県市が基金に交付。
- (3)義援金については、兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば、基金に受入れ、被災者の支援業務を行うこととする。

2. 事業内容(主な事業は7年度から10年間実施)

(1)住宅対策事業

①持ち家の再建・取得及び賃貸住宅の供給に対する利子補給事業等を行う。

- ・災害復興準公営住宅(特定優良賃貸住宅)への利子補給、家賃減額補助等
- ・災害復興住宅の取得に対する利子補給等
- ・被災者住宅の再建、民間住宅共同化、被災者マンション建替に対する利子補給

②住宅・建築相談総合指導事業 等

(2)産業対策

①中小企業緊急災害復興資金等に対する利子補給

②雇用の維持確保に対する支援

③農林漁業関係制度資金に対する利子補給等

(3)生活対策

①復興住宅福祉コミュニティ・プラザ整備支援

②災害復興ボランティア活動に対する支援

③医療開設復興に対する利子補給 等

(4)教育対策

①私立学校等の復興に対する支援

②文化財の修復に対する支援 等

第4節 7年度当初予算、補正予算に見る災害対策

(1) 7年度当初予算

① 予算規模

7年度当初予算は震災対策を最重点とする骨格予算としており、約1兆1千億円を震災関連事業に割り当てた。

(単位：百万円)

	一般会計	特別会計	全会計合計
震災関連事業費	877,734 (-)	235,141 (-)	1,112,875 (-)
通常事業費	856,308	1,012,847	1,869,155
{ 6年度当初予算に 対する伸率(%) }	(953,443) 〔△10.2〕	(1,134,235) 〔△10.7〕	(2,087,678) 〔△10.5〕
合 計	1,734,042	1,247,988	2,982,030
{ 6年度当初予算に 対する伸率(%) }	(953,443) 〔 81.9〕	(1,134,235) 〔 10.0〕	(2,087,678) 〔 42.8〕

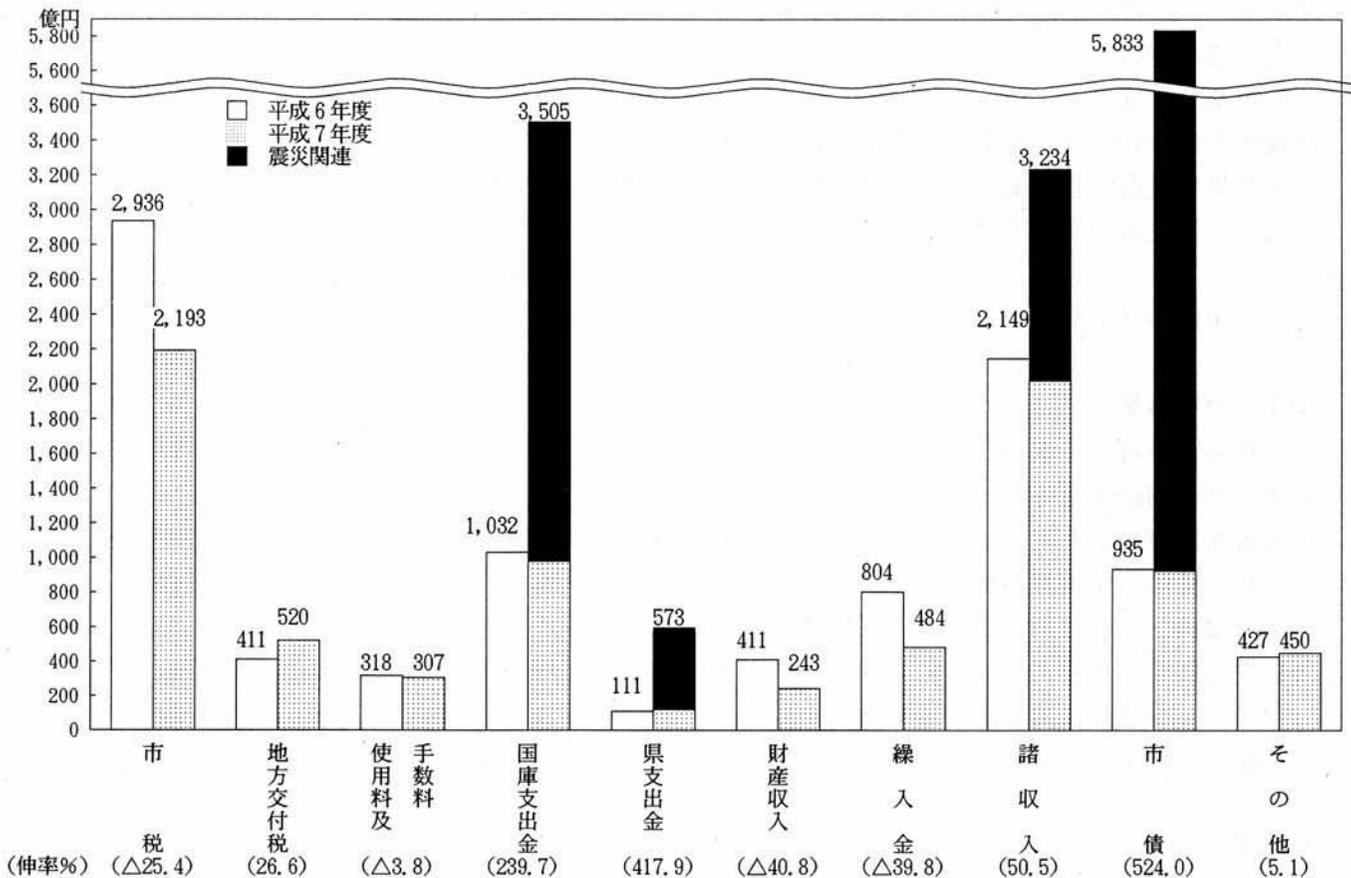
() は6年度当初予算

② 一般会計予算

〔歳入〕

市税は、震災による影響で、市民税（個人・法人）、固定資産税を中心に大幅な減収が見込まれ、前年度予算比25.4%の減となっている。一方、災害復旧、復興事業の推進のため国庫補助金の積極的な導入を図ったほか、基金の取り崩しや災害復旧債、歳入欠かん等債、減税補てん債など市債の発行の増加により財源確保に努めた。

〔対前年度比較〕



〔歳出〕

4,000億円をこえる災害復旧費をはじめ、災害復旧住宅特別融資の創設、災害公営住宅建設

による住宅費の増加、中小企業特別融資の創設による商工費の増加のように、災害の復旧・復興対策を最優先に取り組んでいる。

〔対前年度比較〕

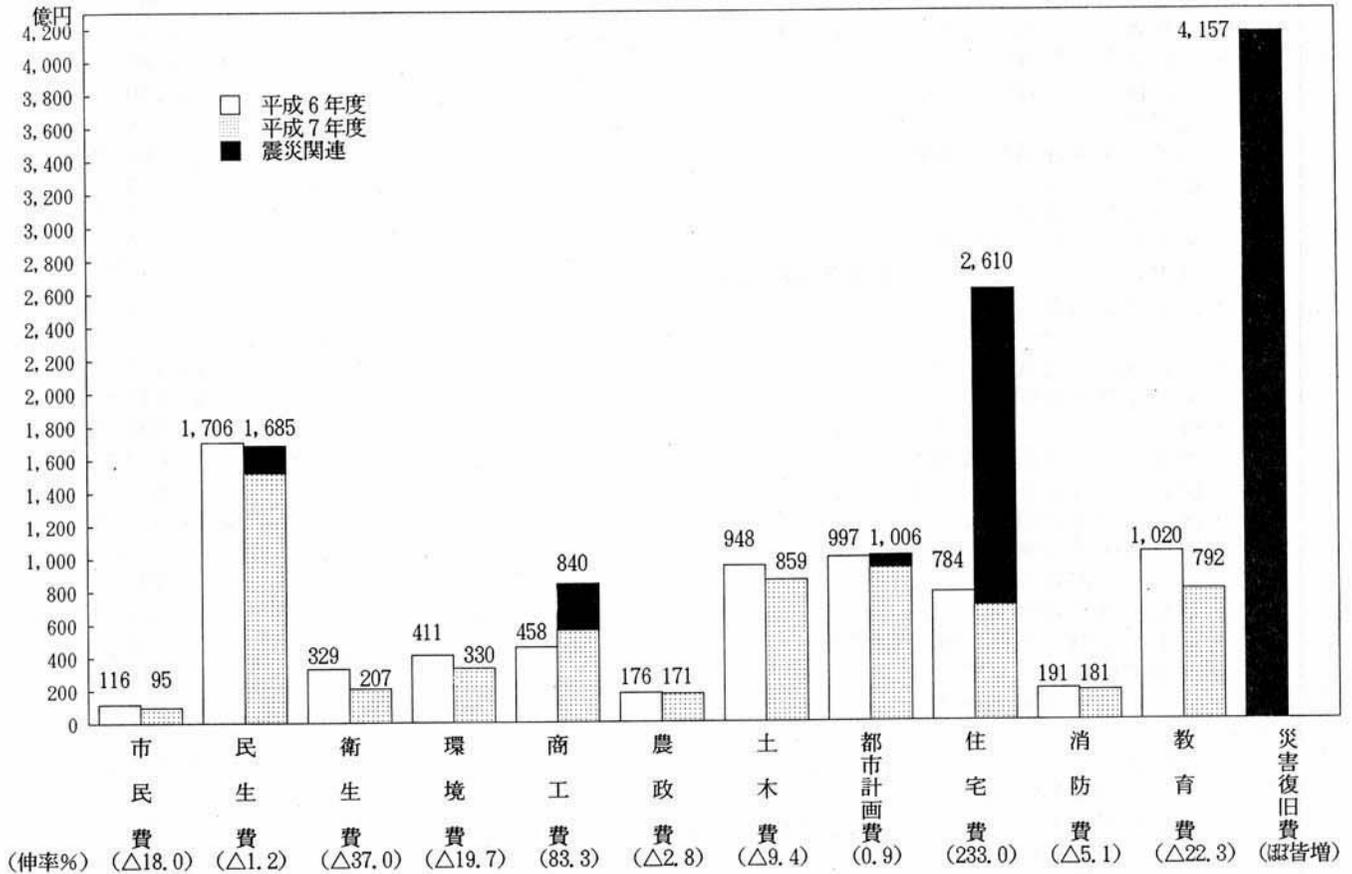


表6-4-1 主な震災関連事業

(単位:千円)

	事業内容	予算額
生活 支 援	・避難所の管理	2,610,000
	・食品の給与	24,090,000
	・生活必需品の給与	8,728,000
	・救護活動	320,000
	・仮設住宅の管理	992,000
	・高齢者・障害者向け地域型仮設住宅	3,991,969
	・災害弔慰金・見舞金	5,381,000
	・災害援護資金貸付	4,240,000
	・災害見舞金	1,119,000
	・災害対策関連情報の提供	202,800
	・被災市民相談	33,633
	・神戸の教育再建	10,000
	・子どもたちの心のケア	6,000
	・障害者デイサービス・少規模作業所補助	12,000
	・伝染病予防費	6,896
災 害 復 旧	・公共施設の災害復旧費	345,487,718
	・災害廃棄物処理	185,240,000
	・神戸港埠頭公社復旧費補助・貸付	23,599,000
	・阪神高速道路復旧費補助	14,000,000
	・民間社会福祉施設復旧費補助	13,875,252
	・民営鉄道復旧費補助	7,823,625
	・神戸高速鉄道復旧費補助	1,250,000
	・新交通復旧費補助	750,000
	・新交通運営資金貸付	1,500,000
	・重要文化財・伝統的建造物修理	792,330
	・既成宅地防災工事貸付	510,000
	・公営企業災害復旧繰出	22,694,000
復 興 対 策	・(財)阪神・淡路大震災復興基金の設立	200,000,000
	・神戸市復興計画の策定	46,000
	・震災復興促進区域における住宅供給・住環境整備の推進	303,868
	・復興市街地再開発事業	1,002,900
	・復興区画整理事業	1,497,100
	・市街地総合整備事業	894,600
	・街路事業(復興)	2,897,000
	・都市計画用地先行取得	7,000,000
	・地域防災計画の見直し	11,000
	・消防基本計画の策定	5,000
	・防災拠点基本計画調査	12,000
	・道路復興基本計画	8,800
	・公園緑地防災機能調査	15,000
	・耐震防火水槽	250,000
	・防災情報システム調査	5,000
	・自主防災組織活性化	5,000
	・災害公営住宅建設	76,819,800
	・災害復興特定優良賃貸住宅	4,409,988
	・災害復興住宅特別融資	104,403,605
	・住宅用地先行取得	4,000,000
	・分譲マンション支援策	5,000
	・神戸経済復興委員会	5,000
	・中小企業特別融資	29,940,000
・仮設賃貸工場建設	315,000	
・共同仮設店舗補助	100,000	
・地場産業復興振興策	5,000	
・中小企業集団化支援	3,000	
	計	1,103,224,884

(2) 7年度7月補正予算

①補正予算規模

7年度7月補正は、平成7年6月末に策定し

た「神戸市復興計画」を受け、本格的な復興に向けて1兆4千億円の震災関連事業を盛り込んだ大型補正予算編成となった。

区 分		一般会計	特別会計	全 会 計 合 計
震災関連 事業費	予 算 現 計	948,383	240,204	1,188,587
	7 月 補 正 額	158,209	55,377	213,586
	補 正 後 予 算 額	1,106,592	295,581	1,402,173
通 常 事 業 費	予 算 現 計	856,177	1,010,914	1,867,091
	7 月 補 正 額	1,387	25,217	26,604
	補 正 後 予 算 額	857,564	1,036,131	1,893,695
	6 年 度 当 初 予 算 額	953,443	1,134,235	2,087,678
	伸 び 率 (補 正 後)	△10.1%	△ 8.6%	△ 9.3%
合 計	予 算 現 計	1,804,560	1,251,118	3,055,678
	7 月 補 正 額	159,596	80,594	240,190
	補 正 後 予 算 額	1,964,156	1,331,712	3,295,868
	6 年 度 当 初 予 算 額	953,443	1,134,235	2,087,678
	伸 び 率 (補 正 後)	106.0%	17.4%	57.9%

(参考) 7年度予算額の推移

	(当初予算案)	(予算案補正)	(5月補正)	(6月補正)	(予算現計)
一般会計	1,534,166	199,876	15,767	54,751	1,804,560
特別会計	1,247,988	—	3,130	—	1,251,118
合 計	2,782,154	199,876	18,897	54,751	3,055,678

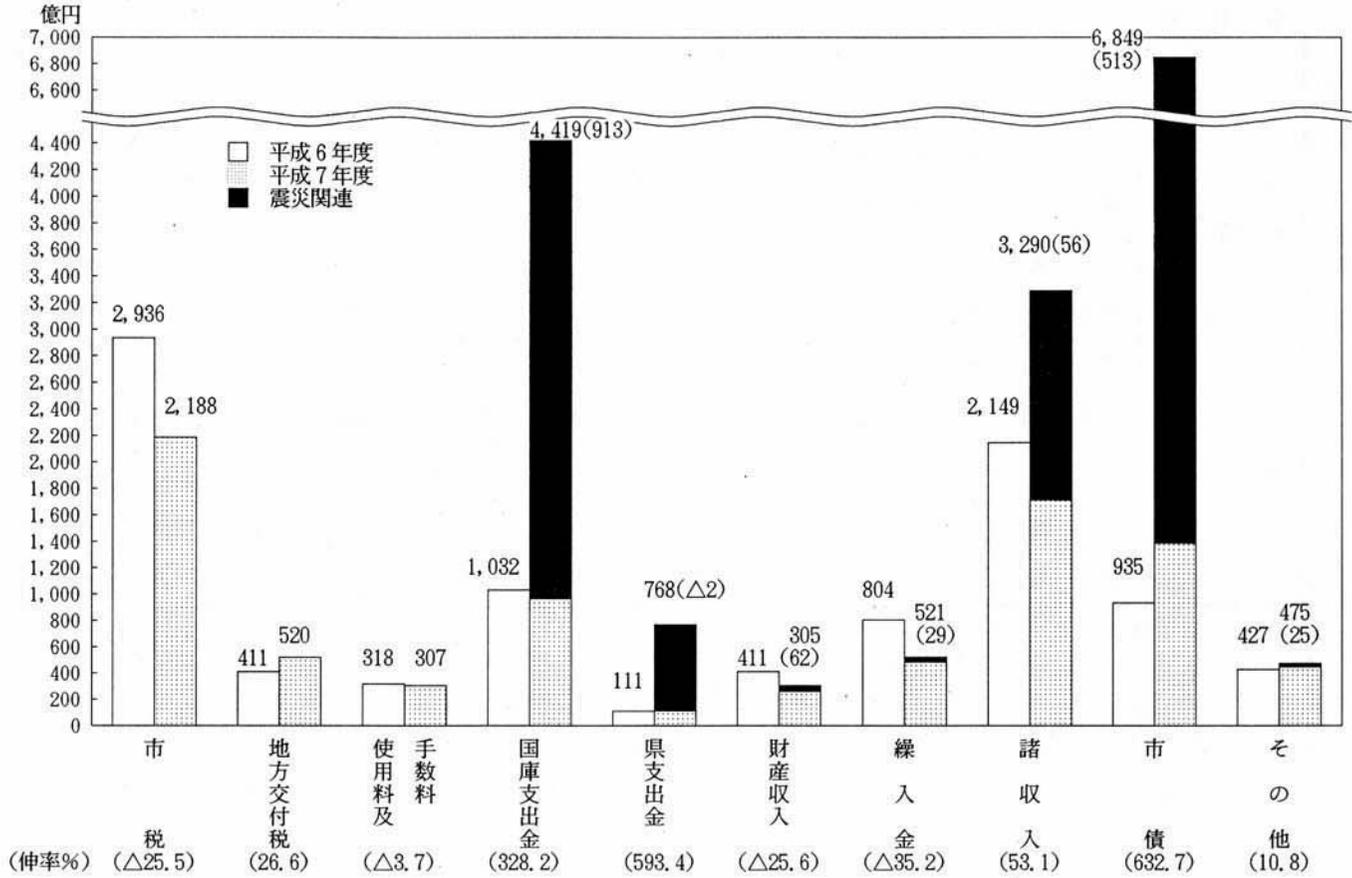
②一般会計予算額（補正後）

〔歳入〕

市税は、震災による法人市民税などの収入減に加え、被災者への市民税・固定資産税の減免などにより大幅な減収となった。（今回の補正予算でも増収は見込めず）

一方災害復旧、復興事業のため、国庫補助金の積極的な導入を図ったほか、災害復旧債、阪神・淡路大震災復興基金貸付金公債、歳入欠かん債、減税補てん債などで市債の発行額が約7倍となった。

〔対前年度比較〕（ ）は、うち今回補正額



[歳出]

被災者への住宅の早期大量供給・再建支援を図るための住宅費、被災市街地の整備のための都市計画費の大幅な増加、また、被災者の生活支援を行い、震災による新たな福祉需要に対応するための民生費の大幅な増加、中小企業の早

期復興を支援するための商工費の増加など災害の復旧、復興対策が重点となっている。

今回の補正予算は、各費目において歳出増だけではなく、一層の経費節減等を前提に既決予算の減額補正を併せて行うことにより、財源の捻出を図った。

[対前年度比較] () は、うち今回補正額

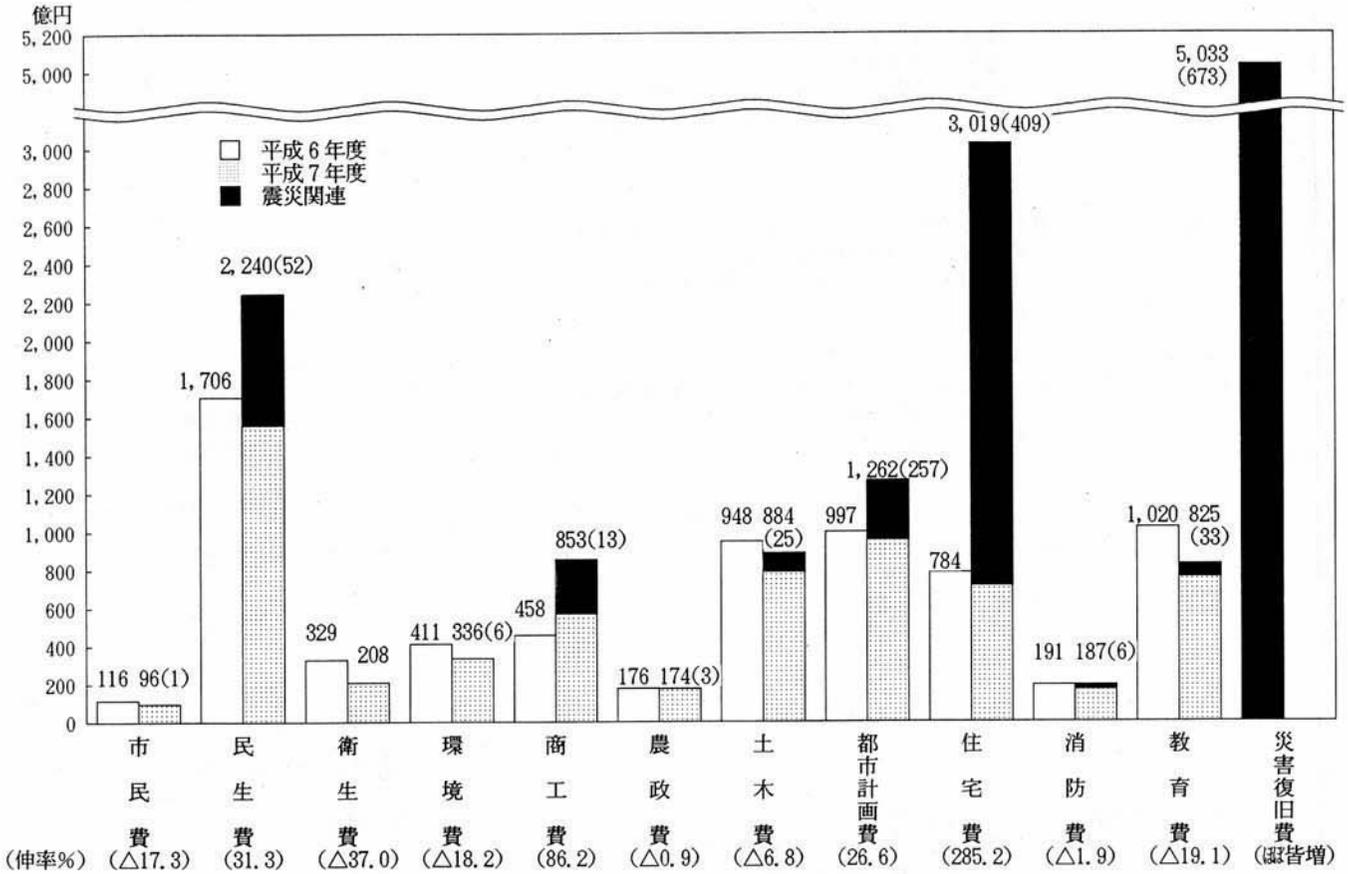


表6-4-2 震災関連補正事業一覧

(単位:千円)

会計	局	合計	事項	生活支援	災害復旧	復興対策
一般会計	市長	119,400	外国人学校校舎解体撤去支援	—	48,000	—
			世界防災サミット支援	—	—	10,000
			広報紙の市外避難者への郵送	46,400	—	—
			生活応援ガイドブック等情報誌への支援	6,000	—	—
			地域情報交流番組での情報提供	—	—	6,000
			緊急時広報システム調査	—	—	3,000
				52,400	48,000	19,000
	総括	5,068,383	復興計画広報	—	—	19,500
			復興計画事業化促進	—	—	10,000
			阪神・淡路地域復興国際フォーラム (助阪神・淡路大震災復興基金への補助)	—	—	7,450
				—	—	5,031,433
				—	—	5,068,383
	企画	33,000	防災情報通信ネットワークセンター整備	—	—	20,000
			災害科学博物館構想策定	—	—	3,000
			中国・アジア交流ゾーン構想調査	—	—	10,000
				—	—	33,000
総務	1,504,136	災害時における市民への情報提供手段調査	—	—	2,000	
		市役所本庁舎関連 厚生施設復旧	—	1,419,136	—	
			—	83,000	—	
			—	1,502,136	2,000	
理財	4,497,498	公営企業等繰出	268,269	4,128,229	101,000	
市民	1,673,440	市民施設復旧	—	1,665,540	—	
		計量器検査設備復旧	—	1,500	—	
		女性の就業支援	2,000	—	—	
		被災女性のための心のケア特別相談	1,000	—	—	
		元気なこども復興支援	3,400	—	—	
			6,400	1,667,040	—	
民生	3,361,097	地域型仮設住宅生活支援	382,686	—	—	
		ふれあいセンター管理運営補助	65,952	—	—	
		ふれあい推進員の設置	5,060	—	—	
		高齢者ショートステイ事業の拡充	372,441	—	—	
		老人措置	1,801,551	—	—	
		鉄道駅舎エレベーター設置推進	—	—	100,000	
		児童こころの相談110番	14,000	—	—	
		学童保育震災復旧助成	—	3,000	—	
		区ボランティアセンター開設等	27,656	—	—	
		長田文化会館復旧	—	569,364	—	
		共成湯復旧	—	19,387	—	
					2,669,346	591,751
衛生	12,000	仮設住宅総合健康相談・健康教育・巡回保健指導	12,000	—	—	
環境	519,900	木質系災害廃棄物の焼却に係る大気環境モニタリング調査	—	20,000	—	
		淡河環境センター第2期埋立準備工事	—	499,900	—	
			—	519,900	—	
経済	1,239,000	「くつのまち：ながた」構想推進計画策定	—	—	5,000	
		商店街・小売市場復興計画策定	—	—	5,000	
		商業基盤施設整備事業補助金	—	—	225,000	
		英文ニューズレター	—	—	2,000	

(単位：千円)

会計	局	合計	事項	生活支援	災害復旧	復興対策	
一般会計	経済		産業復興促進協議会設置	-	-	1,000	
			神戸観光復興方策調査・研究	-	-	1,000	
			兵庫県信用保証協会への出捐	-	-	1,000,000	
				-	-	1,239,000	
	農政	23,493		農業共同利用施設復旧	-	2,625	-
				北文化センター復旧	-	9,118	-
				農業用施設復旧	-	11,750	-
					-	23,493	-
	土木	53,913,172		土木施設復旧	-	35,900,663	-
				国直轄道路災害復旧事業負担金	-	10,588,159	-
				南北広域交通軸調査	-	-	40,000
				湾岸側道整備	-	-	28,700
				ライフラインの強化(神戸山手共同溝調査)	-	-	5,000
				ライフラインの強化(電線共同溝整備)	-	-	191,800
				震災関連道路整備	-	-	988,800
				広域物流拠点施設調査	-	-	6,000
				公園整備	-	-	4,972,300
六甲山系ハイキング道復旧				-	97,700	-	
私道災害復旧工事助成				-	574,000	-	
民間防犯灯災害復旧工事助成				-	36,250	-	
震災復興記念公園調査				-	-	5,000	
戸建住宅生垣化助成				-	-	5,000	
被災宅地応急措置工事				-	450,000	-	
山麓危険箇所の局地的防災気象情報の収集				-	-	4,800	
宅地復旧相談コーナー				-	-	9,000	
防災ふれあい水路整備調査	-	-	10,000				
	-	47,646,772	6,266,400				
都市計画	24,777,109		東部新都心地区土地区画整理	-	-	350,000	
			三宮駅前地区整備事業調査	-	-	15,000	
			復興区画整理	-	-	15,873,900	
			都市防災不燃化促進	-	-	25,036	
			優良建築物等整備	-	-	274,200	
			復興市街地再開発	-	-	4,857,360	
			復興街路築造	-	-	962,000	
			市街地改造ビル復旧	-	2,382,613	-	
			街づくり人材センターによる専門家派遣	-	-	22,000	
			街づくり助成	-	-	15,000	
	-	2,382,613	22,394,496				
住宅	44,750,416		災害公営住宅建設	-	-	21,603,631	
			市営住宅復旧	-	2,007,567	-	
			特定目的借上公共賃貸住宅整備	-	-	192,634	
			従前居住者用賃貸住宅整備	-	-	19,412,220	
			共同建替・協調建替の促進等による住環境整備推進	-	-	209,809	
			マンション建替支援	-	-	479,950	
			優良な共同住宅建替促進	-	-	598,605	
			街づくり人材センターによる専門家派遣	-	-	46,000	
			震災復興協調型低コストモデル住宅建設	-	-	20,000	
			住宅応急修理	180,000	-	-	
	180,000	2,007,567	42,562,849				
消防	1,727,250		消防庁舎復旧	-	1,057,783	-	
			ケアライン119復旧	-	34,920	-	
			総合防災体制強化(画像伝送システム)	-	-	446,000	
			消防体制の強化	-	-	96,062	
			防災拠点整備	-	-	3,000	
			消防情報活動の円滑化	-	-	64,637	

(単位：千円)

会計	局	合計	事項	生活支援	災害復旧	復興対策
一般会計	消防		消防団の充実(水防資機材整備)	—	—	9,738
			消防支援活動の円滑化(野営機材・装備の整備)	—	—	4,000
			市民の災害対応力強化	—	—	11,110
				—	1,092,703	634,547
	教育	14,989,403	学校園災害復旧	—	13,361,057	—
			学校施設耐震度調査	—	—	15,000
			神戸市奨学金	384,318	—	—
			復興事業に伴う埋蔵文化財発掘	—	—	208,591
			被災文化財保存修理及び融資利子補給	—	1,020,437	—
				384,318	14,381,494	223,591
小計		158,208,697		3,572,733	75,991,698	78,644,266
特別会計	市場	3,913,275	中央卸売市場復旧	—	3,903,275	—
			東部市場内環境衛生対策	—	10,000	—
				—	3,913,275	—
	老人	4,744,949	老人保健医療	4,744,949	—	—
	勤労	360,000	震災見舞金支給	360,000	—	—
	母子寡婦	347,000	母子福祉資金貸付	347,000	—	—
	土地先行	700,000	公園用地買収	—	—	700,000
駐車場	20,000	三宮第2駐車場復旧	—	20,000	—	
小計		10,085,224		5,451,949	3,933,275	700,000
企業会計	下水道	14,500,000	下水道施設復旧	—	14,500,000	—
	港湾	25,902,000	国直轄災害復旧事業負担金・埠頭公社復旧費補助	—	21,431,000	—
			摩耶埠頭再開発	—	—	280,000
			新港突堤東地区再開発	—	—	1,050,000
			兵庫突堤再開発	—	—	250,000
六甲アイランド仮設栈橋埠頭整備			—	—	685,000	
摩耶埠頭荷役機械整備			—	—	200,000	
六甲アイランド南災害廃棄物処分地整備	—	—	2,006,000			
			—	21,431,000	4,471,000	
開発	3,860,000	六甲アイランドリバーモール復旧	—	30,000	—	
		六甲南・摩耶・新港東埋立受託	—	—	3,830,000	
			—	30,000	3,830,000	
高速鉄道	1,030,000	地下鉄復旧	—	1,030,000	—	
小計		45,292,000		—	36,991,000	8,301,000
企業特別計		55,377,224		5,451,949	40,924,275	9,001,000
合計		213,585,921		9,024,682	116,915,973	87,645,266

第7章 神戸市会の応急活動と市会・県会議員選挙

第1節 神戸市会の応急活動

今回の大震災発生時に個々の議員がとった行動は、各議員の置かれた環境や議員自身の考えかたによっても異なるところである。自らが被災した議員も多く、また、かけがえのない肉親や友人を失った議員も多い。

このような状況にあっても、市民の代表たる組織である議会としては、災害対策を当局に確実に執行させることが本来の仕事であり、神戸市会は地震発生後直ちに正副議長を中心に行動を起こし、当面の対応策を協議した結果、議会としての対応を以下の2つとした。

①市当局幹部は昼夜を問わず災害対策に追われているので、72人の議員が個々に災害対策本部や各担当局に市民の要望等を申し入れると混乱に拍車をかけることも懸念されたため、各議員が個々具体の災害対策で気付いたことは全て議長（市会事務局）へ連絡することとし、それを災害対策本部へ申し入れる窓口一本化方式をとる。

②市長はじめ市当局は、何をおいても人命救助、応急復旧に全力をあげるべきであり、復旧財源の確保等のための国等への要望行動は議会が重点的に取り組む。

この窓口一本化の結果、連日24時間体制の市会事務局へ各議員から市民の要望や色々な意見が寄せられ、これらの要望・意見を全て災害対策本部等へ迅速に伝えることができた。

また、10回以上に及ぶ国等への要望行動は、災害廃棄物処理への国費の導入をはじめとして国庫補助対象事業の拡大など、各分野にわたり大きな成果を上げた。

1. 震災から議員改選（6月11日）までの市会の動き

①全体議員総会の開会

1月17日午後5時、全体議員総会を開会。電話網の寸断や交通遮断、さらには議員自身が被災した者も多い中で、ほとんどの議員が地域住民の救護救援に奔走していたこともあり、会議時刻に間に合った議員は全議員72名中19名、遅れて何とか駆けつけた議員が5名という状況であった。

笹山市長から被害状況の報告を聴取するとともに事後の対応を協議した。その結果、当局に対し、市民の生命の安全を第一として、全力をあげて復旧にあたり、1日も早く市民生活の安定に尽くすよう強く要望するとともに、市長を先頭とする災害対策本部の活動を議会として全面的に支援することを表明した。

②代表者会議の開会

1月19日午後2時、代表者会議を開会。当局から被害状況の報告を聴取した後、今後の議会の日程等について協議した結果、災害対策本部の活動を全面的に支援するため、当初2月中旬より1カ月程度の日程で想定していた第1回定例市会については、当初予定にとらわれず柔軟に対応すること、さらに、災害対策に関する補正予算を成立させることが急務と考えられることから、これを審議するための臨時市会を早急に開会すべき旨市長に申し入れることを決定した。

③代表者会議、市会運営委員会、常任委員長会議合同会議（災害対策委員会の設置）

1月23日午後2時、非常事態のもとで議員の参集もままならないことを考慮し、全体議員総会にかえて、代表者会議、市会運営委員会、常任委員長会議の合同会議を開会。当局から、被害状況及び応急対策等についての報告を受け、議会の意見及び要望を当局に伝えるとともに、

今後の対応について協議した。

その結果、議会としても政府等関係機関の動きに対応して要望活動を積極的に行うなど、当局の活動をバックアップする必要があるとの考えから、災害対策委員会（活動の概略については後述参照）を設置し、当局とともに災害復旧に全力を挙げることを全会一致で決定し、委員会は正副議長、各会派の代表者、市会運営委員会委員及び各常任委員会委員長で構成することとした。

④全議員による現地視察

1月30日12時30分から2回に分けて、上空より、須磨区、長田区から灘区、東灘区にいたる旧市街地の被災状況やポートアイランド、六甲アイランド、兵庫突堤などの港湾施設の現況を視察した。

⑤全体議員総会

2月3日午後2時、全体議員総会を開会。議長から、震災後の市会の活動及び災害対策委員会の取組みについて報告があり、続いて当局から震災に関する現状と今後の対応についての報告を受けた。



全体議員総会

⑥全体議員総会

2月13日午後1時、15日に開会予定の臨時市会で上程される災害復旧関連議案を事前審査するために、全体議員総会を開会。議長が、その後の災害対策委員会の取組みについて報告した。続いて、市長あいさつの後、平成6年度2月補

正予算、神戸市震災復興本部の設置、神戸市復興計画審議会の設置、神戸市震災復興緊急整備条例について、報告聴取及び質疑を行った。

○主な質疑項目

- ア. 住宅の供給等について
 - ・仮設住宅の建設計画
 - ・今後の住宅供給計画
- イ. 全半壊建物の解体・撤去について
 - ・個人負担での解体・撤去の取扱い及び公費負担の方法・時期
 - ・布施畑処分地の受入れ体制
 - ・建物の解体・撤去の実施見通し
- ウ. 産業・経済の復興について
 - ・中小企業の復興支援のための抜本的方策
 - ・仮設共同店舗の建設費用の負担
- エ. 避難所の運営について
- オ. 港湾施設の復旧について
 - ・要望活動の状況
 - ・復興重点地域と優先順位
- カ. 教育現場の再開について
- キ. 市民病院の復旧について

⑦臨時市会本会議

2月15日午前10時、2月臨時市会を開会（会期1日）。議長の発言に続いて黙禱し、市長あいさつ。平成6年度2月補正予算、神戸市震災復興本部条例の件、神戸市震災復興緊急整備条例の件等についての提案説明を受け、質疑を行った後、直ちに採決を行い、賛成多数で可決した。

また、「兵庫県南部地震の災害復興に関する決議」を即決した。

兵庫県南部地震の災害復興に関する決議

1月17日早朝、阪神地域を襲った震度7の直下型大地震は、3,746人にも及ぶ神戸市民の尊い生命と多くの市民の財産を奪い、さらにこれまで先人たちが営々として築いてきた神戸港、道路、鉄道をはじめとする都市基盤施設や産業基盤施設を一瞬にして崩壊させる未曾有の大災害をもたらした。

神戸市会は、ここに、不幸にして犠牲となられた方々に対し衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第である。

神戸市会は、災害発生後今日まで、数え切れない多くの人々の善意と支援に感謝し、笹山市長を初めとする全職員の不眠不休の活動を評価しつつ全議員が力を一つにして1日も早い市民生活の安定を目指すとともに、災害の早期復旧・復興と、その財政支援を国に強力に働きかけてきた。

被害の甚大さを考えるとき、復興への道のりは、まさに遠く険しいと言わざるを得ない。しかし、どんなに険しくとも151万市民が総力を結集して復興への道を歩み続けなければならない。

あの焦土と化した戦災や阪神大水害からも立ち直った市民の努力と忍耐と創意・勇気をいま一度奮い起こし、市民主体都市の理念のもと、いかなる災害にも耐え得る国際防災モデル都市を何としても実現させなければならない。そして、神戸のまちを再び活気にあふれ、誰もが住み続けたいくなるまち、訪れたいくなるまちとして再興させるために神戸市会は全精力を傾注して取り組むことを表明し、ここに決議する。

平成7年2月15日

神戸市会



臨時市会本会議

⑧第1回定例会市会（3月15日～3月28日）

○第1日、15日午前10時開会。議員提出議案である「神戸市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間、議員報酬を10%引き下げる等）の件」、「神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件」を即決し、続いて、平成7年度当初予算及び「特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間、市長、助役、収入役、常勤の監査委員の給与をそれぞれ20%、15%、10%、10%、引き下げる）の件」などの関連議案についての提案説明を受け、質疑を行った後、予算特別委員会を設置せず、各常任委員会へ分割付託した。

16日～18日	各常任委員会による各局別審査
21日	6常任委員会連合審査による総括質疑
22日	各常任委員会において意見決定

○第2日、23日午後1時開議。平成6年度補正予算及び関連議案、平成7年度補正予算についての提案説明を受けた後、質疑を行い、所管常任委員会へ付託した。

〔24日～25日、各常任委員会による議案及び請願・陳情の審査〕

○第3日、28日午後2時開議。各常任委員長からの審査報告の後、平成6年度補正予算及び関連議案、平成7年度当初予算及び関連議案、平成7年度補正予算等を可決。阪神・淡路大震災により被害を受けた私立学校並びに外国人学校の施設復旧に関し、助成の拡大を政府に要望する意見書の提出を全会一致で可決した。

平成7年3月28日

内閣総理大臣 }
大蔵大臣 } 各宛
文部大臣 }
地震対策担当大臣 }

神戸市会議長
堺 豊 喜

私立学校並びに外国人学校の施設復旧に関し助成の拡大を求める意見書

本市では、このたびの阪神・淡路大震災により多くの学校施設が被害を受けたが、これらの中には、マリスタ国際学校などのように校舎が損壊したにもかかわらず、その代替施設となるべき体育館を地域住民に避難所として開放した外国人学校も含まれている。

外国人学校の施設復旧費については、今回特例措置として、学校教育法第1条に定める私立学校並みに、50%の補助が認められることになり、高く評価されているところである。

しかし、この私立学校に対する50%の補助率自体、公立学校に対する補助率80%に比べて低く、今後私立学校が施設復旧を行うにあたり、公立学校並みの助成を求める声が強いのである。

よって、政府におかれては、私立学校の施設復旧に対する補助率を、特例措置として公立学校並みにまで引き上げられるよう強く要望する。

なお、その際、外国人学校に対しても、その教育内容が小・中・高等学校と同質のものであることに鑑み、私立学校と同様の措置を講じられたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

⑨文教経済委員会の要望活動

4月27日、文教経済委員会正副委員長が兵庫県信用保証協会に赴き、被災中小企業が経営上極めて困難な状況に直面している実情を踏まえて、迅速かつ円滑に資金融資を受けることができるよう、保証審査をより一層弾力化・迅速化することを求める要望書を提出した。

⑩第2回定例市会（5月15日～5月19日）

○第1日、15日午前10時開会。平成7年度補正予算及び関連議案についての提案説明を受け、質疑を行ったのち、所管常任委員会へ付託した。
〔16日～17日、各常任委員会による議案等の審

査〕

○第2日、19日午後2時開議。各常任委員長の審査報告の後、平成7年度補正予算及び関連議案を可決した。

⑪民生保健委員会の要望活動

5月23日、民生保健委員会正副委員長が兵庫県に赴き、災害救助法の弾力的運用に努めるとともに、応急仮設住宅の建設にあたっては、避難所生活者のみでなく、自らの資力で住宅を確保できないすべての被災者に住宅を供与することができる戸数を確保することを求める要望書を提出した。

2. 災害対策委員会の活動

1月23日午後2時に開かれた代表者会議、市会運営委員会、常任委員長会議合同会議において、正副議長、各会派代表者、市会運営委員会委員及び常任委員長で構成する災害対策委員会が設置された。

合同会議はただちに災害対策委員会に切りかえられ、「兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する要望書」を政府等関係機関に提出し、要望活動を行うことを決定した。

以後、災害対策委員会は国等への要望を精力的に行った。その要望活動は10数回に及ぶ。

- 1月23日 災害対策委員会を設置
- 1月24日 兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部（以下「現地対策本部」と記す。）へ要望
- 1月25日 国会での集中審議をひかえ、内閣総理大臣、衆参両院議長、各政党等へ要望
- 〔 1月26日 国会での集中審議において、各党から、神戸市会の要望が取り上げられる。〕
- 1月28日 長田区、東灘区、六甲アイランドなどの被災地を上空より視察
- 1月30日 内閣総理大臣、衆議院議長等へ要望
現地対策本部へ要望
- 1月31日 衆参両院の災害対策特別委員会委員等へ要望
- 2月1日 バスで被災地を視察
- 2月6日 衆議院議長、運輸大臣等に要望
現地対策本部へ要望
- 2月7日 大蔵大臣、自治大臣他、関係国会議員に要望
- 2月9日 衆議院議長、運輸省港湾局長、鉄道局長に要望
- 2月11日 衆議院議長が来神。港湾関連の復旧状況を視察、.要望
- 2月16日 現地対策本部へ要望
- 2月17日 衆議院議長、運輸省、厚生省、通産省、自治省等へ要望
- 2月25日 国の平成6年度第2次補正予算（災

害対策)の概要、主な要望項目、今後の重点要望事項について当局より報告聴取・質疑

- 2月27日 現地対策本部へ要望
衆議院議長、連立与党兵庫県南部地震対策本部長等に要望
- 2月28日 地震対策担当大臣等に要望
- 3月5日 内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、国土庁長官等へ要望
- 3月7日 建設大臣、連立与党災害復興プロジェクトチーム等へ要望
- 3月14日 現地対策本部へ要望
- 3月16日 厚生大臣、建設大臣、衆参両院の災害対策特別委員会委員等へ要望
- 4月10日 東部第4工区、摩耶埠頭、西市民病院、菅原・新長田地区等を視察
- 4月11日 衆議院の調査議員団へ要望
運輸大臣、運輸事務次官、連立与党災害復興プロジェクトチーム等へ要望
- 5月6日 衆議院議長が来神。港湾関連の復旧状況を視察、要望
- 5月10日 仮設工場、擁壁の応急復旧、仮設焼却炉を視察
復旧・復興の現状について、当局より報告聴取・質疑



災害対策委員会の要望活動（1月30日）

時間が経過し被害状況がしだいに明確化するに伴い、市民生活の1日も早い復旧のため、災害対策委員会は時宜を得た要望活動を行ってきた。上記のように、要望回数を重ねるとともに、要望項目も多岐にわたる。

平成7年2月9日

神戸市会議長
堺 豊 喜

兵庫県南部地震に関する緊急要望書

1月17日未明に阪神地域を襲った直下型大地震により、神戸市は未曾有の大災害を被りました。先人たちが営々と築いてきた神戸港をはじめ、都市基盤の殆どが壊滅的な打撃を受け、20万人に及ぶ被災者が今なお不自由な生活を強いられています。

神戸市では、現在、一日も早い市民生活の復旧を目指し、全力をあげて取り組んでいるところであります。しかし、被害の規模が甚大であり、その復興のためには、長期間にわたり莫大な費用が必要となる一方、財政の根幹である市税収入等の大幅な減少が見込まれており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

つきましては、別添のとおり、当面の緊急要望をとりまとめさせていただきました。神戸市のおかれている事情をご賢察いただき、格段のお力添えを是非ともお願いいたします。

緊 急 要 望

1. 災害救助法に基づく国庫負担金の実態に見合った基準の拡大と負担率の引上げ
2. 港湾施設復旧に係る国庫負担・補助制度等の創設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象外となっている上屋、荷役機械、旅客施設等及び(財)神戸港埠頭公社が整備したコンテナ埠頭、ライナー埠頭、フェリー埠頭について、復旧事業費の対象としていただきたい。さらに、民間所有の港湾施設及び海岸施設の復旧に対しても、国庫補助制度や無利子融資制度の創設をお願いしたい。
 - ・上屋、荷役機械等復旧見込額 935億円
 - ・(財)神戸港埠頭公社のコンテナ埠頭等復旧見込額 1,273億円
 - ・民間所有の港湾施設等の復旧見込額 2,000億円
3. 鉄道等の地元負担への特別の配慮
復旧に鉄道軌道整備法が適用されれば、国費助成 $\frac{1}{4}$ 、地元助成 $\frac{1}{4}$ となるが、被害総額の大きさからみて地元の負担は極めて困難な状況にある。
したがって、国において格段の財政支援をお願いしたい。
 - ・復旧見込額 2,860億円
(阪神電鉄 700億円、山陽電鉄 70億円、神戸電鉄 150億円、阪急電鉄 660億円、JR各社 1,280億円)
4. 激甚災害法での特別の財政援助の対象となる事業の拡大
 - ・上水道復旧見込額 210億円 (現行 $\frac{1}{2}$ 補助→激甚対象)
 - ・災害廃棄物処理見込額 4,000億円 (現行 $\frac{1}{2}$ 補助→激甚対象)
 - ・公立病院復旧見込額 330億円 (補助制度創設→激甚対象)
 - ・清掃工場復旧見込額 40億円 (現行 $\frac{1}{2}$ 補助→激甚対象)
 - ・卸売市場復旧見込額 220億円 (補助制度創設→激甚対象)
 - ・仮設工場建設見込額 115億円 (補助制度創設→激甚対象)
 - ・市営地下鉄等復旧見込額 640億円 (補助制度創設→激甚対象)
(神戸市営地下鉄 200億円、神戸高速鉄道 380億円、神戸新交通 60億円)
5. 国の予算総額の確保と早期交付
6. 土地先行取得制度の充実
 - ・土地区画整理、再開発、街路、住宅等用地買収
7. 税収減に対する特別の財政支援

上記要望書を含め、国への要望の主な項目は次のとおりである。

▷大蔵省関係

- ・被災市民の救済と安全確保のために必要な緊急対策についての十分な財源措置（1月24・25日）
- ・民間企業者支援のため、政府系金融機関の融資制度の拡充・融資条件の緩和並びに既往貸付金の償還猶予（1月24・25日）
- ・災害救助法に基づく国庫負担金の基準拡大と負担率の引上げ（2月6・7・9日）
- ・激甚災害法の対象事業の拡大（2月6・7・9日）
- ・国の予算総額の確保と早期交付（2月6・7・9日）
- ・税収減に対する特別の財政支援（2月6・7・9日）
- ・住宅ローン軽減のための抜本的措置（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日）
- ・無利子又は超低利融資制度の創設及び税制面からの支援（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日、5月6日）
- ・被災企業である酒造企業の酒税減免措置（2月27・28日、3月5・7日）
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日）
- ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興のための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日、5月6日）

▷運輸省関係

- ・外貿埠頭、公営地下鉄への特別の財政支援（1月30・31日）
- ・港湾施設復旧に係る国庫負担・補助制度等の創設（2月6・7・9日）
- ・鉄道等の地元負担への特別の配慮（2月6・7・9日）
- ・市営地下鉄等復旧費等、激甚災害法の対象の拡大（2月6・7・9日）

- ・民間港湾施設の復旧費に対する国庫補助制度の創設及び無利子融資制度等の財政支援（2月16・17日）
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日）

▷建設省関係

- ・仮設住宅建設のための用地確保と建設のための特段の配慮（1月24・25日、1月30・31日）
- ・道路・下水道等の都市基盤、鉄道、神戸港等の再生のための格段の財政支援（1月24・25日）
- ・都市計画法、建築基準法等の枠にとらわれない復興計画作成のための、新たな法制度の創設（1月30・31日）
- ・土地先行取得制度の充実（2月6・7・9日）
- ・住宅ローン軽減のための抜本的措置（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日）
- ・2次災害の危険のある被災宅地への解体撤去・復旧費の国庫補助（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日）
- ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興のための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施（2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日、5月6日）
- ・公営住宅建設に係る用地費について、再開発系住宅に準じた国庫補助制度の創設（4月11日、5月6日）

▷通商産業省関係

- ・民間企業者支援のため、政府系金融機関の融資制度の拡充・融資条件の緩和並びに既往貸付金の償還猶予（1月24・25日）
- ・卸売市場への特別の財政支援（1月30・31日）
- ・仮設工場建設事業を激甚災害法の対象とし、震災復旧緊急融資制度等を創設（1月30・31日）
- ・仮設工場建設等、激甚災害法の対象の拡大

(2月6・7・9日)

- ・高度化事業の拡充、震災復旧・事業再建のための無利子又は超低利融資制度の創設(2月6・7・9日)
- ・仮設工場建設費の融資に係る元金償還への財政措置(2月16・17日)
- ・商店街の建替えに対する助成制度の創設(2月16・17日、2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日)
- ・商業基盤施設整備事業に対する国庫負担率の引上げ(2月16・17日)
- ・無利子又は超低利融資制度の創設(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日、5月6日)
- ・被災企業である酒造企業の酒税減免措置(2月27・28日、3月5・7日)
- ・有馬温泉旅館等、小売サービス業等への瓦礫処理費補助(2月27・28日)
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日)

▷農林水産省関係

- ・卸売市場の復旧費への国庫補助制度の創設並びに激甚災害法の対象の拡大(2月6・7・9日)
- ・小売市場の建替えに対する助成制度の創設(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日)
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日)

▷厚生省関係

- ・災害廃棄物処理のための財政負担軽減措置(1月30・31日)
- ・災害廃棄物処理費に対する国庫補助率の引上げ及び所要額全額の補助対象の認証(2月16・17日)
- ・上水道、一般廃棄物処理施設、公立病院への特別の財政支援(1月30・31日)
- ・上水道、災害廃棄物処理、公立病院、一般廃棄物処理施設の復旧費等、激甚災害法の対象

の拡大及び激甚災害法の対象に準じた国庫補助率の引上げ(2月6・7・9日)

- ・災害救助法の改正及び弾力的運用等への格段の配慮(2月6・7・9日)
- ・個人が建設する仮設住宅及び店舗付仮設住宅への国庫補助制度の創設(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日)
- ・個人の所有する土地を自治体が借り上げ、仮設住宅を建設し、土地提供者を入居させる方法を現行制度で認めること(3月14・15日)
- ・有馬温泉旅館等、小売サービス業等への瓦礫処理費の補助(2月27・28日、3月5・7日)

▷労働省

- ・雇用の確保のため、復旧事業での救済措置(1月30・31日)

▷自治省

- ・災害救助法に基づく国庫負担金の基準拡大と負担率の引上げ(2月6・7・9日)
- ・起債制度の拡充(2月16・17日)
- ・交付税措置の拡充(2月16・17日)
- ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興のための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施(2月27・28日、3月5・7日、3月14・15日、4月11日、5月6日)

災害対策委員会委員長報告 (平成7年5月19日)

1月23日に設置されてからこれまでの災害対策委員会の活動についてご報告いたします。

1月17日の阪神・淡路大震災以来、全体議員総会を当日緊急に開き、19日には代表者会議を開くなど議会としては早期に震災への対応をおこなってきたわけではありますが、23日には代表者会議、市会運営委員会、常任委員長会議の合同会議を開き、この場で災害対策委員会を設置することに決定し、その後は災害対策委員会が中心となり復旧、復興対策に取り組んできたのであります。

災害対策委員会の活動の大きな柱は、政府や国会議員に対する強力な要望活動があります。

1月25日以来長谷川副委員長はじめ委員の皆様方にもご苦勞をかけ、前後9度にわたり上京いただき、村山総理大臣をはじめとして関係大臣などの政府要人や土井衆議院議長をはじめとする関係国会議員に精力的に要望活動を行ったのであります。

これらの要望活動を通じ、災害廃棄物の処理への国費の導入をはじめとして、港湾関連事業や地下鉄・民間鉄道などの復旧にたいしても一定の国の援助を制度化するなど、各分野にわたり大きな成果を上げたのであります。

また、当局からの報告聴取や実地視察を行い、復旧・復興の現況の的確な把握に務め、質疑等を通じ当局に議会としての要望を行うとともに意見も申し上げ、当局の適切な対応をうながすとともに、先に述べた国への要望活動に適時適切に活かしてきたと考えております。

大震災から4か月が経過したわけですが、復旧が急速に進んでいるとはいえないものの、まだまだ不十分な部分も多く、さらにこれからは本格復興にも取り組まねばならない時期であります。また、議会の要望活動や当局の努力等により一定の国等の援助は受けられることとはなったが、復旧・復興に要する費用は膨大なものであり、神戸市の財政事情は依然として非常に厳しい状況におかれております。このような中、当局におかれては、国への働きかけをこれまで以上に強化し、一日も早い復旧、さらには本格復興に向けて着実に事業を進めていくことを要望するとともに、議員各位におかれましても、これまで以上にすばらしい神戸をめざして長期にわたるねばり強い努力をお願いする所でございます。

3. 議員改選後の市会の動き

①全体議員総会

6月13日午後2時、全体議員総会を開会。市長あいさつの後、各議員が自己紹介を行い、理事者側からも職員の紹介があった。続いて、第2回臨時市会の日程を協議した。

②第2回臨時市会（6月21日～7月3日）

○第1日、21日午後2時開会。議席の指定、会期の決定を行った後、正副議長を選出した。続いて、市会運営委員会委員及び同委員長を選任した。

○第2日、27日午前10時開議。監査委員、常任委員会委員及び同委員長を選任した後、特別委員会を設置し、委員を選任した。続いて平成7年度補正予算及び関連議案についての提案説明を受けた後、質疑を行い、所管常任委員会へ付託した。

[28日～29日、各常任委員会による議案等の審査]

○第3日、7月3日午前10時開議。各常任委員長からの審査報告の後、平成7年度補正予算及び関連議案を可決した。

③第3回臨時市会（7月26日～8月2日）

○第1日、26日午前10時開議。平成7年度補正予算及び関連議案についての提案説明を受けた後、質疑を行い、所管常任委員会へ付託した。

[27日～28日、各常任委員会による議案等の審査]

○第2日、8月2日午後2時開議。各常任委員長からの審査報告の後、平成7年度補正予算及び関連議案を可決した。

4. 復興委員会の活動

神戸のまちの本格復興全般にわたり議会をあげて取り組むため、6月26日に開かれた市会運営委員会で、復興委員会（実行委員会）の設置が決定された。

同委員会は、阪神・淡路大震災の早期復旧と恒久的な復興計画のうち基本的事項について総合的及び包括的な問題を検討するとともに、これらの実現のために必要な活動を行うことを基本方針として、復興計画実現のため、国等への要望活動を積極的に行っている。

- 6月26日 復興委員会を設置
- 6月27日 正副委員長を互選

- 6月30日 委員会の活動方針を決定
- 7月4日 神戸市復興計画について、当局より報告聴取・質疑
- 7月7日 委員長が、内閣総理大臣に要望
- 7月17日 正副委員長が、建設大臣に要望
- 7月20日 地震対策担当大臣、内閣官房長官等、政府及び政党に対し要望
- 8月1日 復興に向けた取り組み状況と今後の課題等について当局より報告聴取・質疑
- 8月3日 正副委員長が大蔵省へ要望
- 8月28日 衆議院議長、内閣官房長官、国土庁長官等へ要望
- 8月29日 自治大臣、建設事務次官等へ要望

平成7年8月29日

神戸市会議長
中村治助

阪神・淡路大震災の災害復興対策に関する要望書

阪神・淡路大震災の発生からはや半年余りが過ぎ去りました。この間、国におかれてはその被害の甚大さに鑑み、その復旧にあたっては異例ともいえる早さで数々の財政支援や特例措置を講じていただき、深く感謝いたしております。

神戸のまちもようやく平静さを取り戻してまいりました。しかしながら、これまでの対策は、そのほとんどが応急・復旧措置であります。倒壊家屋・建物を撤去した後の神戸のまちは空地ばかりが目立つ廃墟の様相を呈しています。恒久的な住宅、工場、店舗の再建などは、まさにこれからです。

神戸市としても、6月末に策定した神戸市復興計画に基づき、まちづくりに鋭意取り組んでおりますが、神戸の再建・復興には膨大な事業費が必要であり、税収が激減するなか国庫補助事業においてさえ、通常の国庫補助率では補助裏の起債償還に耐えるだけの一般財源は皆無に等しい状態です。国の数次にわたる補正予算によって復旧・復興事業費は確保されつつあり、感謝の念に堪えませんが、現行補助率のままでは、市の裏負担が市財政を圧迫し、早晚神戸の財政は破綻いたします。

国におかれては、こうした事情をご賢察いただき、次の事項に係る補助率の引上げ及び地方財政措置について、特段のご支援を賜りますよう要望申し上げます。

要 望 事 項

1. 被災した市街地の復興推進のため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率を引き上げるとともに、交付税による特別措置をお願いしたい。

また、土地区画整理事業等の区域内における公園等の公共施設及び復興事業を支援するための街路事業に対しても、同様の財政措置を講じられたい。

- (1) 土地区画整理事業（6地区・125ha）

・事業費	2,000億円		
・国庫補助率	現行 1 / 2（道路、公園施設）	→	2 / 3
	現行 1 / 3（公園用地）	→	1 / 2

要

望

- (2) 市街地再開発事業 (2地区・26ha)
- ・事業費 3,600億円
 - ・国庫補助率 現行 2 / 5 (共同施設等) → 8年度以降も 2 / 5 の措置を
 - 現行 1 / 2 (道路、公園施設) → 2 / 3
 - 現行 1 / 3 (公園用地) → 1 / 2
- (3) 街路事業 (10路線・6.7km)
- ・事業費 470億円
 - ・国庫補助率 現行 1 / 2 (道路) → 2 / 3

2. 通常の公営住宅と異なり、緊急の行政措置として3か年で6,000戸建設する災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度を創設されたい。

- ・用地取得費 1,440億円
- ・国庫補助率 現行 なし (起債) → 要望 3 / 4
(建設費補助並み)

3. 21世紀をめざした福祉・医療や防災の拠点となり、復興住宅10,000戸を供給するなど、総合的なまちづくりをめざす東部新都心整備について特別の財政措置を講じられたい。

- ・計画対象区域 120ha (うち臨海部80ha)
- ・整備手法 土地区画整理事業 (臨海部)
- ・事業費 750億円
- ・国庫補助率 現行 1 / 2 (道路、公園施設) → 要望 2 / 3
- 現行 1 / 3 (公園用地) → 1 / 2

4. 被災地復興のパイロット事業として、震災復興記念公園のほかスーパーコンベンションセンター、観光大学等各省庁の事業として実施できる施設等の神戸への誘致に特段のご配慮をお願いしたい。

5. 被災地域の早期復興を図るためには、市内への企業立地インセンティブを高め、民間の活力が不可欠である。

ついては、震災を乗り越えた新たな神戸経済の飛躍のため、総合保税地域指定要件の緩和等規制緩和を盛り込んだエンタープライズゾーンの設置、工場等制限法など規制法の見直しを図られたい。

(参 考)

1. 神戸市の財政状況 (一般会計)

	平成5年度(a)	平成7年度(b)	(b)/(a)
	(決算)	(現計予算)	
歳入合計	9,420億円	1兆9,642億円	2.09
	(31%)	(11%)	
市税収入	2,951億円	2,188億円	0.74
	(12%)	(35%)	
市 債	1,133億円	6,849億円	6.05

() 書は歳入合計に占める構成比率

2. 神戸市の財政状況の見通し (一般会計)

今後10か年 (平成7~16年度) の収支不足額 6,860億円

3. 国の財政支援

国 費 1,880億円 (現行3,140億円→5,020億円)

交付税 1,710億円 (現行 170億円→1,880億円)

計 3,590億円

第2節 市会・県会議員選挙の実施

1. 神戸市会・兵庫県会議員選挙の期日の延期

神戸市議会議員選挙については、平成7年4月29日に任期満了となるため、当初、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成6年法律第103号）」の規定に基づき、兵庫県議会議員選挙とともに第13回統一地方選挙として平成7年4月9日に執行される予定であった。

地震の発生により、未曾有の被害を被ったため、選挙管理委員会としては、まず、「統一選をいかにして乗り切るか」の検討を始めることとしたが、震災規模の大きさから、「いかにすれば適正な選挙の管理執行ができるか」という観点に切り替え、市内の被害状況や復旧の見通しについて情報収集にあたることにした。

しかし、区役所では被災者への救援活動に昼夜なく忙殺されていて、緊迫した状況の中で調査を依頼する余地はなく、災害対策本部に集まる各局からの報告が唯一の情報源であった。

1週間がかりで市内の被災状況等のデータを取まとめ一方、各区の現況や避難所になっている投票所予定箇所の実態も視察し、選挙への影響について真剣に検討を進めた。

その結果、

①被災者の状況

566カ所の避難所に約21万人が避難しており、既に区や市域を越えて移転した被災者もかなりの数になると考えられる。有権者の把握は現状では困難であり、今後の課題である。

仮設住宅の希望者は多数にのぼるが、その整備にはかなり時間を要する。市民感情も無視できない。

②投票所の確保の問題

投票所に予定している施設のうち、約半数近くが避難所となっており、焼失・倒壊した施設もかなりあると考えられる。

今後の仮設住宅等の進捗を見守る必要がある。

③選挙事務従事者の確保の問題

震災以来、区役所の本来の機能は、被災者へ

の救援活動等のため、ほとんど停止しており、解消の目処は現時点ではたてられない。

また、選挙時に必要な約6千人の従事者の確保は、相当難しい。

等々からみて、統一選の日程では極めて困難であると判断せざるを得なかった。

この旨、県選挙管理委員会に実情を説明するとともに、国の現地対策本部にも実情を説明し、本省への伝達を依頼した。

2月6日、臨時の市選挙管理委員会を開催し、協議の結果、県選挙管理委員会に対し、「選挙日程の繰延べに関する要望書」を提出することを決定し、同9日、県選挙管理委員会に要望書を提出した。（資料1参照）

なお、繰延べの期間については、さらに復旧の状況等を見極めたうえ、あらためて県と協議したい旨をあわせて申し入れた。

その後、県選挙管理委員会と選挙日程について協議を重ねた。

被災者の生活面や選挙の準備事務等を考えると少しでも日程を先送りしたいところであるが、しかし、一方では、法律の重さ、選挙の重要性等を考えると、選挙の執行が可能となればできるだけ速やかに選挙を行うべきとの意見もある中で、①この時点で計画中の仮設住宅の入居が3月～4月には本格化するので、まずはこれらの入居の完了が前提になること、②未曾有の震災により救援活動最優先で、選挙準備事務はゼロからの出直しが必至であり、この期間等を考慮すると、約2カ月の繰延べ期間が必要であること、③7月には参議院議員選挙が控えていること、といった事情を勘案の上、6月中旬以降の実施について主張した。最終的には、兵庫県選挙管理委員会の決定により、投票日は6月11日ということで、自治省に要望することになった。

兵庫県選挙管理委員会は、2月27日に、兵庫県議会議員選挙、神戸市議会議員選挙、西宮市議会議員選挙、芦屋市議会議員選挙及び芦屋市長選挙の選挙期日の延期を自治大臣あて要望した。

これを受け、「阪神・淡路大震災に伴う地方

公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成7年法律第25号）」（資料2参照）が、3月8日制定、3月13日に公布、施行された。

続いて3月16日に同法に基づき、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる団体として、神戸市、西宮市及

（資料1）

選挙日程の繰延べに関する要望書

平成7年1月17日未明に発生した震度7という誰もが経験したことのない地震により、神戸の市街地部は壊滅的な打撃を受けた。

死者3,695人、倒壊家屋（半壊も含む）94,000棟という甚大な被害を被り、ライフラインの途絶、道路交通機関の寸断、神戸経済を支える港湾施設や企業関連施設の喪失による機能の停止など、その被害は量りしれない。500カ所を越える避難所には、悲嘆と不安を抱えた避難者約20万人が不自由な生活を余儀なくされており、現在、市をあげて、避難者への救援と懸命の復旧作業、復興計画の策定等に全力投入しているところである。

このような混乱した事態の中、当選挙管理委員会においては、4月9日投票日の県・市会議員統一選挙に向け、いかに乗り切ることができるかを真剣に検討しながら、準備のできるものから実施に取り組んでいるところである。

しかしながら、予想を絶する被害の甚大さの中で、何よりも最優先となる避難者への救援措置、応急復旧作業等に市職員総力をあげて取り組んでおり、進めなければならない選挙準備作業に現実のところ手を付けることすらできない状況にある。この点、ご理解を賜りたい。

以下、数点について、現実情と現在考えられる問題点、予定されている選挙の正常な執行の困難性を列記するが、どうかご賢察いただきたい。

び芦屋市が自治大臣により指定され、これらの区域を包括する兵庫県議会議員とあわせて選挙期日は6月11日とされるとともに、これら市議会、県議会議員及び芦屋市長の任期は6月10日まで延長された。

延期された選挙の概要は資料3のとおりである。

被災者（有権者）の実情

2月7日現在、避難者の状況は、539避難所に191,845人が不自由な生活を強いられており、不眠による疲労と明日への不安から仮設住宅等への移転を切望している。（仮設住宅等申込み6万世帯）

一方、既に市域を越えて、縁故者を頼っての疎開や近隣市の賃貸住宅等に移り住んだ被災者もかなりの数になると思われる。これらの実態把握は困難であるが、その大多数は仮設住宅等の完成、自己住宅の改修又は再築等により再び地元に戻るものと思われるので、その間、有権者の不在ということが発生する。また、被災者向け仮設住宅等の整備も鋭意進められており、主として入居の始まる3月以降、避難者の大移転が予測される。それは、区を越え、あるいは市外へと分散していくことになる。

その反面、整備される仮設住宅等には数に限りがあため、避難所に残らざるを得ない人たちは、さらに集団生活によるストレスの蓄積と明日への不安に悩まされることになる。この人達の心情も忘れることはできないと考える。

いずれにしても、一時、有権者の不在、有権者確認の困難性、避難者を中心とする市民感情等を考慮する必要がある。

投票所確保の困難性

339投票所のうち、現在、学校を中心に162施設が避難所になっているが、約20万人という避難者の数から見ても、学校など収容規模の大きい所は、仮設住宅等への入居がかなり進むまでは解消される見通しはたたない。また市街地部の学校などではかなり損傷を受けたところもあ

り、被災者への移転と並行して改修工事に取りかかる施設も少なくない。

さらに、規模は小さくとも公立の会館等は、そのほとんどが冷暖房も完備しているため、避難所としてはかなり長期間利用されることになると思われる。

これらの他、投票区域内での唯一の施設が倒壊したため、代替え措置の困難なところも数件でている。

従って、当面、投票所の確保は非常に難しい事態となっている。

選挙事務従事者確保の困難性

選挙の準備作業のうち、専門的で主要な事務はすべて各地域等に精通した区役所の職員が担当しているが、これらの職員は、震災以来緊急避難的に約20万人を越える避難者を抱え、その救援活動のリーダーとして24時間体制で悪戦苦闘している実情にある。そのため、本来の業務は完全に滞っている状況で、立ち上がりにはまだかなりの日時を要するものと考えられる。

また、選挙を行うとしても、現状では投・開票に要する約6,000人（内、市職員約2,500人）の確保は、到底困難と言わざるをえない。

道路・交通機関の事情

現在、主要幹線道路のうち阪神高速道路が倒壊、国道2号線・43号線が緊急車両専用として、一般車両通行規制中のため、市街地の道路は車であふれ、さらに、生活道路は、かなりの個所で倒壊家屋やその解体作業等のため閉塞しており、道路事情はまさに最悪である。車で市街地数キロ進むのに2～3時間かかるのが常識と

いった状況になっている。

また、交通機関も都心の三宮を中心に寸断状況にあり、早くてもゴールデンウィーク明けまでは大きな回復は望めそうにない。

このような状況下で、投票所やポスター掲示場の確認・確保作業は困難を極めるのは必至であり、投・開票のための従事者の足の確保、投票箱の搬送等にも多大な支障を生じることは明らかである。

その他

以上の他、焼失区域等住民不在となった地区の投票区の取り扱い、ポスター掲示場や仮設投票所の場所の選定と確保、選挙公報やご案内ハガキの発送方法等々、早期解決の難しい事項も山積みしている。

以上の理由から、当選挙管理委員会として熟慮の結果、現在の3月31日告示・4月9日投票という日程では、公正かつ適正な選挙の管理執行が極めて困難であるとの結論に達した。

ついては、選挙日程の繰延べについてよろしくご検討いただき、その実現方について特段のご高配を賜るよう要望する。

なお、繰延べの期間については、別途ご協議賜りたい。

平成7年2月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 後藤 良盛 様

神戸市選挙管理委員会

委員長 家長 勝美

(資料2)

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
(平成7年法律第25号)

(選挙期日等)

第1条 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(その区域の全部又は一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成7年法律第16号)第2条第2項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成6年法律第103号。以下この条において「統一地方選特例法」という。)第1条第1項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)及び指定市町村の区域を包括する府県(以下「指定府県」という。)に限る。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項及び統一地方選特例法第1条第1項の規定にかかわらず、平成7年6月11日とする。

2～5 略

(任期の特例)

第2条 前条第1項の地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第93条第1項又は第140条第1項の規定にかかわらず、平成7年6月10日までの期間とする。

第3条～第5条 略

自治省告示第49号

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成7年法律第25号)第1条第1項の規定に基づき、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市長村は、兵庫県神戸市、西宮市及び芦屋市とする。

平成7年3月16日
自治大臣 野中 広務

(資料3)

神戸市で執行された兵庫県議会・神戸市議会議員選挙の概要(延期後)

1. 投票日
平成7年6月11日(日)
午前7時から午後6時
2. 選挙期日の告示
平成7年6月2日(金)
3. 立候補届出日
平成7年6月2日(金)
午前8時30分から午後5時
4. 開票日
平成7年6月11日(日)午後7時30分開始
5. 選挙会
平成7年6月12日(月)午前10時開始
6. 選挙される議員の定数
市議会 72名
県議会 92名(神戸市選出23名)
7. 選挙時登録
 - (1)登録基準日 平成7年6月1日(木)
 - (2)登録日 平成7年6月1日(木)
 - (3)登録要件
 - ①年齢要件
昭和50年6月12日までに生まれた者
 - ②住所要件
平成7年3月1日以前から引き続き住民基本台帳に記録されているもの
 - (4)名簿縦覧期間
平成7年6月2日(金)から6月3日(土)
 - (5)移替停止日 平成7年5月10日(水)
8. 選挙を行う理由
阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

2. 神戸市会・兵庫県会議員選挙の管理執行

①市議会議員選挙立候補予定者説明会の開催

市議会議員選挙立候補予定者説明会の日程は、4月の統一地方選挙を前提に、平成7年2月21日と設定し、前年12月12日付けで関係者に通知していた。

会場に予定していた「こうべ市民福祉交流センター」は、震災後、救援物資の集積所やボランティアの宿舎になっており、また交通機関も麻痺状態にあったため、同日程の変更も検討したが、選挙自体の繰延べは未だ要望中であって決定をみるに至っておらず、万一開催機会を失うことになっては取り返しが見つからないこともあって、予定どおり実施することに踏み切った。

当日の説明会は、エレベーターが故障したままであり、会場も予定していた部屋が救援物資の集積所となっていたため同センターの別室を2室借りてテレビをつなぐなど、かなり不自由な中での開催になった。

市議会議員定数72に対して、99陣営・総数177名の参加があった。(最終立候補者 116名)

説明会の冒頭、選挙管理委員会委員長から選挙日程の繰延べについて現在県選挙管理委員会に要望しているところであるが、4月の統一地方選挙の臨時特例法が未だ生きているので、本日の説明会を開催した旨を説明し、理解を求めた。

②有権者の所在の把握

避難所に避難した人の数は、日とともに減少したが、一方、住み慣れた地を離れ遠方の縁故者を頼って避難したり、他都市の賃貸住宅等に移り住んだ被災者はかなりの数に達したものと想われた。当時、これらの実態把握は、不可能に近いと考えていた。

一時使用住宅(仮設住宅)の募集は、1月末から開始され、2月中旬になって入居が始まったが、仮設住宅への移転が本格化したのは3月末になってからであった。

多くの被災者は、震災の被害が比較的少なかった北区・西区などや市外へと移転し、有権

者の把握は困難になることが予測された。

選挙管理委員会として、先に、震災による居所の移動はいずれも緊急避難的に本人の意思に反してやむを得ず仮住まいしているものと判断し、選挙権は住民票のある地にあるとの考えにたっていたが、選挙のお知らせや選挙公報の配付にあたり、最大限有権者の把握を行う必要があった。

有権者の把握については、暗中模索の中、次の方法をとった。

ア. 神戸市が担当する公営住宅等及び仮設住宅への入居者については、所管課の協力を得て、リストを入手した。これにより、市内公営住宅等1,120世帯、加古川市など市外仮設住宅1,224世帯、市内仮設住宅15,447世帯のリストアップができた。以上の他、市内の親戚宅に身を寄せている有権者については、市の広報や選挙のお知らせを通じ、市選挙管理委員会に電話等により連絡していただくよう呼びかけた。

イ. 大阪府内における公営住宅及び仮設住宅（神戸市募集分）への一時入居者については、大阪府住宅管理センターの協力によりリストを作成していただいた。これにより694世帯のリストアップができた。

ウ. 兵庫県県民局の協力により、明石市、加古川市など近隣17市町で親戚宅等に避難した市民のリストを作成していただいた。

これにより2,245世帯のリストアップができた。

エ. 兵庫県選挙管理委員会を通じ、全国都道府県の選挙管理委員会に対して、公営住宅等（空家）へ一時入居した市民の氏名・住所のリストアップを依頼した。集約の結果、29道府県、1,318世帯のリストアップができた。

オ. 全国各地に避難中の市民へ、新聞広告やテレビ、ラジオを通じて「ハガキで申し込んでいただくと神戸の情報（広報紙こうべや選挙情報）を送ります。」と広く呼びかけ、返送ハガ

キには新旧所在地の記載をお願いした。（市広報課とタイアップして実施）

全国から寄せられたハガキは、5月末時点で8,100通、7月時点で1万通余に達した。

こうした有権者の所在の確認は完全なものとは言えないが、市内・市外合わせた約3万世帯の移転先を把握し、選挙のお知らせや選挙公報が発送できたことは、かなり有効であった。

③選挙啓発

延期された市議会・県議会議員選挙は、神戸の復興にとっても重要な選挙であり、また、震災により多くの有権者がもとの地を離れ様々な所で避難生活を余儀なくされていることから、特に「広くきめの細かな啓発の展開」を最重点課題に掲げ、有権者の利便性を考慮しながら実践にあたった。

ア. 市外に避難中の市民への啓発（ダイレクトメール作戦）

全国各地に避難中の有権者の把握と選挙情報の提供を目的として、市広報課の行う「広報こうべの郵送サービス（12カ月間）」と提携し、3月下旬に全国紙等で広く呼びかけたところ、前述のとおり各地から8,100通のハガキが寄せられた。4月から選挙情報も掲載した「広報こうべ」の郵送を開始し、5月にはタブロイド版の「選挙のお知らせ」を同時に発送した。

「選挙のお知らせ」では〔震災により市外に一時滞在されている神戸市民のみなさまへ〕と題し、投票の要件とあわせ、特に不在者投票を強く呼びかけ、その手続きを分かりやすく説明したほか、「投票用紙等請求書兼宣誓書」を電話等で申込みいただきたい旨を強調した。

また、6月2日の告示後には、案内文をつけて、それぞれ該当区の「選挙公報」を郵送した。

イ. 仮設住宅等への入居者に対する啓発

3月後半から5月にかけて、仮設住宅等への移転が本格化したが、新市街地に仮設住宅が集中したこともあって、選挙権をもとの区に置いたまま他区に移り住んだ人が大半を占める結果

となった。例えば北区や西区の仮設住宅では、被害が甚大だった旧市街地の6区から移転した人達の入居がほとんどだったが、転居の届けをした人は一部だった。

従って、「選挙のお知らせ」は一律に配布することができたが、「選挙公報」についてはそれぞれ選挙区毎に発行するため、入居者もとの区を入居者リストで調べ戸別に郵送せざるを得なかった。また、一部に転居の届けをした人もいたため転居先の「選挙公報」も一律に配布した。なお、「選挙公報」の郵送の際、誤解を招かないよう案内文を同封した。

「選挙のお知らせ」では、特に不在者投票制度の活用方について強く呼びかけ、その手続きをわかりやすく説明した。

ウ. 避難所に避難中の有権者への啓発

「選挙のお知らせ」は、各避難所に掲示するとともに、出入口付近に積み置きした。また、「選挙公報」も同様に当該区のものを目立ち易い所に積み置きした他、一部他区の人が避難していることも考えられたため、9区の「選挙公報」（市議会・県議会とも）を集約した合冊版を備え付けた。

エ. 親戚宅等に滞在中の有権者への啓発

市内の親戚宅等に滞在中の有権者もかなりの数になると考えられたため、「選挙のお知らせ」を新聞折り込み等により、市内全戸に配布した。また、「選挙のお知らせ」を通じ、電話などによる申込みを受けて、当該区の「選挙公報」を郵送するサービスを実施した。

オ. 全有権者に対する啓発

(ア)投票のご案内ハガキの送付

投票のご案内ハガキは従来から選挙人名簿に基づき有権者1人ひとりに郵送している。

今回、有権者の所在が極めて流動的になったため、市の内外を問わずハガキの転送を郵便局に依頼するとともに、有権者にも「選挙のお知らせ」等を通じ、郵便局に郵便物の転送の手続きをしてもらうよう機会あるごとに呼びかけた。従前は、転送不要の取り扱いをしていたが、今回の場合は多少日数がかかってもできるかぎり

多くの有権者にハガキを届けたいということからの措置であった。また、これと合わせて「ハガキがなくても投票できます。」というPRを強化した。この結果、ハガキの返戻率は、概ね2.3%となり、通常の場合の1.5%をやや上回る程度であった。

④投・開票所の確保

震災後、最も気掛かりであったものの1つが、投・開票所の確保であった。

まず、これまで投票所として使っていた施設の様子がどうなっているのか調査する必要があった。しかし、各区役所では、被災者の救援活動を最優先に24時間体制で全力投入している最中であり調査する余力はなかった。

1月末時点では、従前の投票所339カ所のうち162カ所が避難所になっていることが判明した。中でも震災の激しかった市街地部6区では194投票所のうち124カ所が避難所になっていた。このほか投票所施設自体が倒壊等により使用不可能になっているものも相当数になると思われた。

3月になって、選挙の延期が本決まりとなったが、未だ区役所では救援活動で繁忙を極めており、投票所の調査等は昼間1、2名の職員が従事するのが精一杯のところであった。

3月末日に区役所に対して、投・開票所の確保における方針を示した。方針は以下のとおりである。

- ・投票区数は、有権者の利便を考慮して極力減らすことのないよう努力する。
- ・投票所の確保の手順は、①まず従来の施設の確保につとめる。その際避難所との共存と1階での確保を前提に検討する。②前項が困難な場合、同一投票区内で代替施設の確保に努める。③前項も困難な場合、仮設（テント）投票所の設置を検討する。
- ・第1次調査を4月初旬に行い、これで確定しないところは第2次調査として4月下旬に確定させる。
- ・投票区の統合は真にやむえない場合にかぎるものとする。

また、開票所の確保についても、従前の施設の利用が困難な場合は原則として区内での確保

に努めるものとし、確保の目処を5月上旬とした。

区職員の懸命の努力により、第1次調査の結果、299投票所が確保できたが、残る40投票所が保留となった。

当初の方針どおり、339カ所の投票所が確保できたのは、5月にはいつてからであった。

投票所の確保状況は次のとおりである。

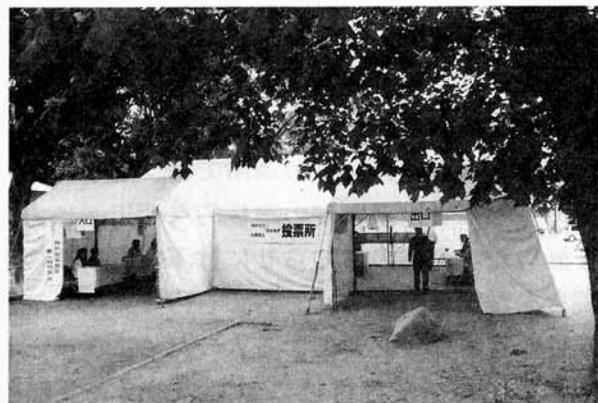
区名	投票所数	内訳				
		従前の施設内			他の施設を確保	仮設投票所(テント)
		従前施設	仮設教室	小計		
東灘区	38 (19)	28 (16)	4 (3)	32 (19)	1	5
灘区	25 (16)	15 (9)	6 (6)	21 (15)	3	1 (1)
中央区	28 (17)	24 (14)	3 (3)	27 (17)	1	—
兵庫区	33 (16)	21 (12)	4 (4)	25 (16)	6	2
北区	60 (—)	59	—	59	*1	—
長田区	33 (19)	22 (9)	5 (5)	27 (14)	1	5 (5)
須磨区	37 (17)	31 (13)	4 (3)	35 (16)	—	2 (1)
垂水区	39 (5)	37 (5)	1	38 (5)	*1	—
西区	46 (—)	45	—	45	*1	—
全市計	339 (109)	282 (78)	27 (24)	309 (102)	15	15 (7)

注：①() うち書きは、避難所と共存する投票所数

②*印は、震災と関係なく工事等のため他の施設に変更したもの

結果として、従前の施設が避難所となり、仮設教室、他の施設、仮設テントに変更したものは、42投票所であった。また、従前の施設が倒壊・焼失により、使用不能になったものは10件あった。

開票所については、市内9開票所のうち、避難所のため他に変更したものが3カ所、損壊による変更が1カ所あった。



公園に設置された仮設投票所(東灘区)

⑤ポスター掲示場の確保

市街地の復旧作業の進展に伴って、設置場所の確保が極めて難しい状況にあったが、法定数の確保を目標に設置に努めた。その際次の点に配慮した。

- ・まず、従来の設置場所の現況を確認し、地域内の破壊がひどく居住地域に偏りがあるなど、設置が不適切な場合には、居住地域内の通行量の多い道路沿い或いは人の目にふれ易い場所などを工夫する。
- ・地域間の均衡を欠くことのないようにする。
- ・従来に比べ早期に設置に着手する。
- ・告示日直前から投票日の間、掲示場の見回り、点検を十分行う。

仮設住宅でのポスター掲示場は、①仮設住宅には各区の住民が入居しており当該区のポスターでは意味をなさないこと、②ポスター掲示場の数は各区毎に定められており、当該区のもの了他区に設置することは困難とされていることから、「選挙公報」の戸別郵送で対応した。

この結果、全市で2,437カ所の法定数通りの設置ができた。

⑥公営の個人演説会場の確保

公営の個人演説会場もかなり被災を受け、また、避難所にもなっていたため、会場の確保や使用の受け付けも大変な面があった。

公営の個人演説会の実施期間である6月4日～6月10日の7日間において使用可能であった施設は、対象施設の372施設のうち275施設と74%であり、特に市街地部6区で使用可能な施設は191施設のうち100施設と52%でしかなかった。

⑦不在者投票

震災により多くの有権者が市や区を越えて一時避難しており、また道路、交通の事情も厳しいことから、特に今回の選挙では、選挙啓発の中で「不在者投票制度の積極的な活用」に力点を置いた。選挙のお知らせには不在者投票の手続きを詳細に記載し、あらかじめ投票用紙等請求書兼宣誓書を必要とする人のために、市として初めて電話受け付けによる郵送サービスを行った。

表7-2-1 郵送サービスの件数（市選管受け付け分）

区分	ハガキ 受付	電話受付	計
市内 (区外)	4件 (4枚)	57件 (93枚)	61件 (97枚)
県内 (市外)	75件 (195枚)	56件 (110枚)	131件 (305枚)
県外	106件 (218枚)	109件 (180枚)	215件 (398枚)
計	185件 (417枚)	222件 (383枚)	407件 (800枚)

注：この他、各区で受け付けて郵送したものが千数百枚あった。

一方、投票用紙等請求書兼宣誓書の様式を改善し、不在者投票事由の欄に「震災で市外・区外に滞在中」という項目を加え、より利用しやすいものとした。

不在者投票数は、全市で34,273票となり、前回の県議会・市議会議員選挙に比べ約1.4倍となった。なかでも中央区を筆頭に被災の大きかった区の伸び率が高かった。今回の不在者投票は、全投票者数の6.8%（前回4.6%）を占めた。

表7-2-2 不在者投票数比較

	今回の選挙 (平成7.6.11)	前回 (平成3.4.6)	比較
東灘区	4,499	2,789	1.61倍
灘区	3,748	2,264	1.66
中央区	2,776	1,339	2.07
兵庫区	3,040	2,529	1.20
北区	4,552	3,874	1.18
長田区	3,803	2,461	1.55
須磨区	4,316	3,118	1.38
垂水区	4,186	3,478	1.20
西区	3,353	2,858	1.17
計	34,273	24,710	1.39

⑧選挙事務に係る他都市職員の応援

当初、選挙事務体制づくりの難しさから、選挙事務全般に他都市からの応援を求めたいと考えていたが、災害関連に係る他都市応援が4月末で終了することになっていたこと、選挙事務は災害関連と位置づけるのにやや困難であること等から、必要最小限に止めることとし、4月初旬、県を通じ自治省に派遣要請を依頼した。

応援をいただく業務は、各区における不在者投票の受付及び整理事務とした。これは、従来不在者投票事務を担当していた区の他課職員の応援が困難な状況であったこと、不在者投票数が大幅に増加する可能性があったこと、等から特定したものである。

また応援にあたっては、不在者投票事務の重要性から選挙事務経験者の応援が必要であったこと等から、近隣の大阪市及び京都市の選挙事務経験者の派遣をお願いすることとした。

大阪市からは1日あたり15人、京都市からは1日あたり11人の応援を、平成7年6月1日から11日（土、日含む）の間いただいた。それぞれ選挙事務に精通した職員の応援をいただいたこともあり、トラブルもなく事務は順調に進めることができた。

⑨投・開票事務従事者の確保

震災直後、地元の選挙協力団体（婦人会、自治会等）の多くも被災者であったことから、従来どおりの協力が得られるかあやぶまれた。

しかし選挙が2カ月延び、婦人会や自治会なども徐々に機能が回復してきたことや区担当職員が人の確保に努力をした結果、従事者の必要

数を確保することができた。

今回の選挙の投・開票事務の当日の出務数は市職員2,778人、民間3,561人の計6,339人である。

⑩投票所における誕生日の確認

投票所における本人確認については、これまで名簿対照の際にご案内ハガキの有無にかかわらず、「〇〇さんですね。」と呼びかけていた。しかし、この度の震災によりご案内ハガキが有権者本人の手元に届きにくいことが懸念されたことから、投票者全員に「誕生日」を尋ねることとした。



仮設投票所での投票（須磨区）

⑪投票率

投票率は神戸市議会、兵庫県議会議員の両選挙とも、45.23%と過去の実績から見ると最も低い率となった。

詳細は、下記のとおりである。

表7-2-3 神戸市議会議員選挙の投票率

区 分	上段; 当 日 有 権 者 数			投 票 率		
	下段; 投 票 者 数			男	女	計
	男	女	計			
東 灘 区	63,993	70,645	134,638	43.35	45.52	44.49
	27,744	32,159	59,903			
灘 区	42,774	48,703	91,477	40.98	45.62	43.45
	17,527	22,217	39,744			
中 央 区	36,958	42,789	79,747	35.25	39.22	37.38
	13,029	16,781	29,810			
兵 庫 区	44,212	48,140	92,352	38.51	45.04	41.91
	17,027	21,680	38,707			
北 区	77,039	85,875	162,914	44.06	47.42	45.83
	33,943	40,718	74,661			
長 田 区	44,876	49,978	94,854	44.75	50.44	47.75
	20,082	25,209	45,291			
須 磨 区	63,890	72,258	136,148	45.49	48.80	47.24
	29,062	35,259	64,321			
垂 水 区	85,404	93,539	178,943	45.97	50.05	48.10
	39,257	46,813	86,070			
西 区	69,420	73,304	142,724	44.16	47.25	45.75
	30,655	34,639	65,294			
全 市	528,566	585,231	1,113,797	43.20	47.07	45.23
	228,326	275,475	503,801			

表7-2-4 兵庫県議会議員選挙の投票率

区 分	上段; 当 日 有 権 者 数			投 票 率		
	下段; 投 票 者 数			男	女	計
	男	女	計			
東 灘 区	63,999	70,653	134,652	43.33	45.52	44.48
	27,731	32,160	59,891			
灘 区	42,777	48,703	91,480	40.96	45.63	43.45
	17,523	22,221	39,744			
中 央 区	36,966	42,799	79,765	35.18	39.19	37.33
	13,006	16,774	29,780			
兵 庫 区	44,215	48,145	92,360	38.52	45.08	41.94
	17,030	21,704	38,734			
北 区	77,039	85,877	162,916	44.06	47.42	45.83
	33,942	40,727	74,669			
長 田 区	44,882	49,984	94,866	44.76	50.49	47.78
	20,090	25,239	45,329			
須 磨 区	63,904	72,286	136,190	45.50	48.81	47.26
	29,074	35,285	64,359			
垂 水 区	85,406	93,540	178,946	45.94	50.04	48.09
	39,238	46,809	86,047			
西 区	69,420	73,304	142,724	44.12	47.24	45.73
	30,629	34,632	65,261			
全 市	528,608	585,291	1,113,899	43.18	47.08	45.23
	228,263	275,551	503,814			

⑫選挙を終えるにあたって

選挙管理委員会委員長は、開票終了後、次のコメントを発表した。

「この度の選挙は、震災により、多くの有権者が住み慣れた地を離れ市外や区外に移り住まれたり、あるいは避難所で不自由な生活を余儀なくされている中での選挙であった。したがって、有権者にとっても、また、市・区選挙管理委員会にとってもこれまで全く経験したことがないご苦労の多い大変な選挙であったと思う。

選挙管理委員会としても、有権者への周知徹底と有権者の利便を考慮し、広くきめの細かい啓発活動や従前の投票所数の確保等に精一杯の努力を行ってまいった。

投票率は、45.23%と過去の実績から見ると最も低い率となったが、神戸の復興にとっても重要な選挙であり、不在者投票に見られるように、有権者の関心はかなり高いものがあったと考えている。

震災により、約2カ月延期された市議会・県議会議員選挙の終了にあたり、この選挙を執行する上で、多方面の皆様方に大変お世話になったことを心から感謝申し上げたい。」

第8章 各機関団体の応援・救護活動

第1節 警察の活動

(1) 救急・救助活動

警察の主な任務は、生命・身体の保護、治安維持・犯罪予防、交通の確保などであるが、地震発生直後に「災害警備本部」を設置し、全国の警察組織からの派遣部隊の応援を得て初日から13,000人体制を確立し、被災者の救助活動を推進した。

① 警備体制

1月17日午前6時15分、兵庫県警察本部長を長とする「兵庫県災害警備本部」を設置して全警察官の非常招集や道路の損害状況等の調査を実施し、被災地域への車両の乗り入れ防止措置を講じる一方、大阪府警察、徳島県警察、近畿管区機動隊をはじめ、各管区・府県警察及び警視庁レスキュー隊等の応援を得て、被災者等の救助活動を開始した。

1月17日中に他府県等からの応援派遣部隊約2,500名を受け入れて、総計13,000名体制となり、19日以降には県外からの特別派遣部隊の応援も約5,500名となり、総計16,000名体制となった。

2月10日には、被災地域の安全を守り被災住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、安心ニーズ・情報班、安心生活班、特別取締り班等からなる「地域安全推進本部」を設置して、災害警備本部とともに諸対策を強力に推進した。

県外からの特別派遣部隊の応援は7月31日まで続き、北は北海道から南は沖縄までの全国から、延べ約43万人の応援派遣を得た。

② 救助・捜索活動

倒壊家屋等の下敷きとなり死亡・負傷した人の救助活動等は、地震発生直後から活発に行われた。しかし18日現在の行方不明者が約1,200名にもものぼり、その後も捜索活動の進展に伴って減少はするものの、なお約50名の行方不明者があることから、地震発生10日後の1月28日に

警察官約7,000人、自衛隊員約8,000人の約15,000人が消防と合同で9警察署管内の被災地において一斉に救出・救助、捜索活動を実施、生存者の救出には至らなかったが、6遺体を発見収容した。

③ 遺体の収容・検視活動

震災直後から検視班を編成し、逐次各警察署に派遣した。17日当日の遺体収容数は1,845体へのぼり、検視班は班長以下144人の体制となった。

翌18日には、収容遺体が、2,000体に達したため柩棺が不足し、県商工部を通じて全国各地に依頼し柩棺及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、日本法医学会に検視立会医師の派遣を求めた結果、国内各地の大学から応援が得られた。

身元確認のできない遺体が増加し、18日には78体に達したため、神戸市内の須磨寺に身元不明遺体を集中安置し、身元確認作業に当たった。

なお、身元不明遺体の身元確認に重要な働きをする歯形による鑑定のため、兵庫県警察歯科医会に協力を要請し、歯科医師の応援を得た。

身元の判明しない遺体の腐敗防止のためには、ボランティアグループの協力を得て防腐措置を施した。

震災から1週間を経た頃から新たな遺体の発見収容は大幅に減少したが、検視班は190人体制で続行した。この間、新たな遺体は焼死が多く、わずかに残った遺骨や遺品での身元の確認は困難を極めた。

なお、被災直後、遺族が警察の検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届をし、火葬した遺体について災害死であるとの届け出が各署に相次いだことから、事実調査を行い調査書を作成することとした。

なお、1月30日をもって検視立会医師、歯科医師の応援を終了し、最終的な死亡者は3,897名に達した。

④行方不明者相談所等の開設

被災者の親族、知人・友人等からの安否照会に対応するため、1月18日から24時間体制の「行方不明者相談所」を開設し、全国各地からの電話相談や面接相談に応じた。

なお、22日からパソコンを導入し処置のスピード化を図ったほか、22日から2月末までの間、全国各都道府県警察の警察総合相談室においても死亡者照会に対応した。

相談のピークは、開設5日目（1月22日）で823件（うち相談所を訪れたのは258件）であったが、相談件数の減少等により3月31日閉鎖した。相談の総件数は14,695件（うち相談所を訪れたのは1,474件）であった。

また、被災地には外国人居住者が多いことから、外国人被災者からの相談や、在日外国人の安否を気遣う県内外の外国人からの問合せ等に対応するため、1月19日から「外国人相談コーナー」を開設し、英語、スペイン語など5カ国語で相談に応じた。

相談のピークは、開設2日目（1月20日）で161件であったが、相談件数の減少等により、3月17日に閉鎖した。相談の総件数は1,962件であった。

(2)被災地域の治安維持活動

人命救助を最優先するとともに、被災住民のパニック防止と治安維持のため、震災直後から、警察官の2交替勤務体制をとったほか、地域安全ニュースの避難所への配布・掲示や、全国の警察から約200台のパトカーの応援派遣により、被災地域における重点警戒活動、広報活動等を推進した。

①被災地域集団パトロール隊による治安活動

避難所での生活を余儀なくされている被災者の不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団の介入等が懸念されたところから、1月20日から7月25日までの間、被災の激しい7警察署（東灘、灘、葺合、生田、長田、兵庫、須磨）管内において、徒歩による24時間集団パトロールを行った。

②のじぎくパトロール隊による避難所パトロールとケア活動

のじぎくパトロール隊は、長引く避難所生活のなかで、女性の持つやさしさや細やかな心配りなどを生かしながら、被災地域の実態や避難住民の要望を把握するとともに、そのニーズを踏まえた地域警察活動を展開するため、全国の婦人警察官の応援も得て、2月10日に150人で発足した。避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行い、高齢者、子供、病弱者等いわゆる災害弱者へのきめ細かな対応なども行っている。

パトロールに際しては、自作の「のじぎくパトロールカード」、「のじぎくニュース」等10種の広報紙を作成して、わかりやすい広報に努めた。解散する4月16日までに訪問した避難所は延4,956カ所、2,014件の要望・苦情に対応している。

③ボランティア防犯パトロール隊の支援

震災被害に伴い、警備業協会、防犯協会は、「ボランティア防犯パトロール隊」を編成し、震災直後から被災地における犯罪・事故の防止と被災者への激励等を目的とした積極的なパトロールを実施した。

被災地域外の防犯協会各支部及び大阪府警備業協会、兵庫県警備業協会がパトロールを行ったが、その後被災地の防犯協会、各地の自警団がそれぞれパトロール隊を編成し、最高228団体、参加人員約2,180人が被災地において防犯パトロール活動を展開するに至り、警察官との合同パトロール、資器材の提供等の支援活動を実施した。

被災地外の防犯パトロール隊は、兵庫県防犯協会連合会が主催し、1月21日から2月28日までの間、姫路、飾磨、網干、加古川、高砂、社、有馬、三田、篠山等各地区防犯協会支部が、葺合警察署三宮センター交番、生田警察署サンこうべ交番を拠点に、

- 防犯指導を内容としたチラシの配布
- 避難所に防犯広報紙を掲示
- 車載マイク等を活用しての防犯広報を中心としたパトロール

を実施した。

震災直後の混乱が次第に落ち着きを取り戻してくるに従い、民間の防犯パトロール隊は、前記の他、被災地域の防犯協会兵庫県遊技業共同組合、被災地の各自治会、商店会、消防団等の自警団が組織され、それぞれ被災地において防犯パトロールを実施し、各種犯罪・事故の抑止に貢献した。

④街を明るくするライトアップ作戦の展開

震災により防犯灯等の街路灯が破損・倒壊し、夜間は真っ暗闇となり、一部のマスコミから暗黒の世界と評される等、歩行交通にも支障をきたし被災者の不安感も高まった。

このため、被災住民の人心の安定と犯罪抑止の面から、物的環境に着目した地域安全活動として、関係機関団体と連携して避難所及び駅周辺の街路灯の破損状況を調査し、関係機関に補修・新設を要請していく「街を明るくするライトアップ作戦」を展開した。

1月26日から3月15日までの間、本部生活安全部員が2交替で日没から翌朝にかけて、被災地の避難所、駅周辺を実地踏査して補修並びに新設が必要な箇所を調査した結果、

補修 2,405灯

新設 956灯

を確認して、随時補修・新設等の要請を行った。

補修・新設の要請は、関西電力株式会社神戸支店に対して行い、工事費用は自治体が負担したが、警察調査の他、自治体が要請した597灯を含めた3,958灯が、4月20日までに補修・新設された。

(3)交通障害の発生状況

①道路の被害状況

ア. 高速道路の被害状況

高速道路は、阪神高速道路神戸線が約700メートルにわたって倒壊するなど、地震発生直後から全線が通行止めとなり、車両の全てが一般道路を通行しなければならない状況となった。

イ. 一般道路の被害状況

一般道路は、陥没、亀裂、段差、橋梁の落下

・損壊、沿道のビル・家屋等の倒壊などによりいたる所で交通障害が発生した。

②交通管理施設の被害状況

表8-1-1 交通安全施設の被害状況

(兵庫県下)

		全設置基数	被災地域内 設置基数	被害基数
信号機	集中制御器	1,256	887	127
	単独制御器	4,228	2,526	155
	計	5,484	3,413	282
道路標識	大型標識	17,902	7,902	107
	路側標識	354,947	191,438	7,605
	可変標識	463	8	8

ア. 交通管制センター

本県に設置されている5つの交通管制センターのうち、神戸市に位置する本部交通管制センターの被害が最も大きく、センター自体及び管制端末が多数被災した。

庁舎自体の被害は、壁等の亀裂や天井板、蛍光灯の一部落下等であった。

交通管制機器では、運用管理系中央装置、信号制御下位装置等に障害が発生したほか、空調装置と交通監視テレビモニター装置が多数損壊した。

この空調施設の使用が不可能になったため、センターの中央装置の起動に支障が生じ、交通情報収集等が困難となった。

また、兵庫警察署の1階に設置されていた違法駐車抑止カメラの操作卓が庁舎の倒壊により全壊した。

イ. 管制端末

信号機は、倒壊家屋に巻き込まれたことによる損壊、火災による焼損が数件あり、電柱に共架していた信号灯器、制御器、感知器が電柱の倒壊、傾倒により多数被害を受けた。

フリーパタン・セミフリーパタン式交通情報板は、阪神高速道路の高架下に設置されていたものが、阪神高速の倒壊により全壊したほか、倒壊したビル・家屋により数箇所の交通情報板

が損壊した。

交通監視カメラについては、回線切断等により多数が使用不能の状態であった。

路側通信端末装置や車両感知器のように架線を伴う装置については、家屋倒壊、電柱傾倒壊による架線切断、感知器取付位置のズレが多数発生した。

ウ. 単独信号機

被災地域に設置されている単独信号機のうち約10%が、火災による焼損、家屋倒壊・電柱傾倒等により倒壊、破損した。

エ. 道路標識等

ビル・家屋倒壊等により多数の道路標識が破損した。

(4) 震災発生に対する交通管理対策

大災害発生時における交通管理対策は、緊急交通路を確保し、救助・救援活動を行う車両等の通行の確保を行うことが重要であり、今回の震災においても、

◇災害の実態把握及び交通情報の収集を迅速・的確に行うこと

◇緊急交通路の設定を迅速に行うこと

◇緊急交通路における緊急輸送車両の円滑な通行を確保すること

等を重点に交通管理対策を実施したところである。

しかしながら、

◇火災、生き埋め等に対応した緊急活動を優先せざるを得なかったこと

◇交通管理施設が大打撃を被ったこと

等のため、時々刻々と変化する状況に対応した適切な交通管理対策を実施することに困難をきたした面もあった。

① 情報収集

道路の損壊状況、交通状況等の情報を迅速に収集し、実態を的確に把握するため

◇白バイ、パトカーによる交通障害状況の情報収集

◇道路管理者等関係機関からの情報収集

◇交通監視カメラ、車両感知器等管制端末からの情報収集

◇ヘリコプターからの情報収集等を実施したところである。

② 震災発生直後の交通対策

被災地域では、道路損壊等により通行可能道路が限定された交通状況下において、避難車両や家族・身内の安否を気遣う車両等が通行したことや当初はほとんどの警察官が被災者の救助を第一義として活動していたことなどにより、各所で交通渋滞が発生した。

このような状況において、救助・救援活動を支援するため、不要不急車両の通行制限を行うとともに、緊急交通路の迅速・的確な確保を図った。

ア. 被災地への流入抑制

震災発生直後から、被災地への流入抑制のため、交通規制、交通情報提供等を行うとともに、広域にわたり、流入交通の抑制、迂回措置等を行った。

また、道路管理者による主要道路の通行禁止、日本道路交通情報センターによる交通障害状況、迂回路情報の提供が行われた。

イ. 被災地域内における通行制限等

信号機の滅灯、倒壊等により、交通の要所において障害が発生したため、大量の警察官を動員して交通整理に当たるとともに、道路の危険箇所の通行制限、緊急輸送車両等の通行を確保するためのパトカー、白バイによる先・誘導を行った。

③ 緊急交通路の確保

緊急交通路については、発生当初の救助・救援活動のための車両の通行から、ライフラインの復旧用車両の通行、復興物資の輸送と時々刻々と変化する交通需要に対応し、また、道路の復旧状況等を勘案しながら、交通規制を実施し、随時見直しを図った。

ア. 道路交通法に基づく交通規制

緊急輸送車両の通行可能路線が確認できた時点で、道路交通法に基づき神戸市内への緊急交通路を設定し、緊急輸送車両以外の通行を禁止するとともに、緊急輸送車両に対しては、パトカー、白バイによる先・誘導及び警察官による交通整理を実施した。

また、マスコミ広報、関係機関・団体への不要不急車両の使用自粛要請等あらゆる広報媒体を活用し、緊急輸送の確保に努めた。

イ. 災害対策基本法に基づく交通規制

全国からの救援物資輸送が本格的となることから、標章の全国的な交付をより円滑に行うため、道路交通法で実施中の交通規制を災害対策基本法に基づくものに切り替え、全国の警察署等からも緊急輸送車両標章の交付を行った。

ウ. 緊急交通路確保のための活動

緊急輸送路として指定した流入抑制開始場所及びその規制内の主要交差点等に、当初約600人、最大時には約1,850人の警察官を配置し、交通整理や交通指導取締りに当たった。

また、サインカーを活用した広報を行った。

エ. 緊急交通路の選定見直し状況

道路の復旧状況に対応して、被災地における緊急輸送物資等の輸送が効率的に行われるよう緊急交通路の見直しを段階的に実施した。

見直し状況は、表8-1-2のとおりである。

(5)広域交通管制の実施

高速道路等の損壊により、東西の交通が断られたことから

◇道路の復旧に長期間を要すること

◇被災地内の交通障害を軽減する必要があること

◇経済活動に大きな影響を及ぼすこと

等に鑑み、当初においては、被災地内に一般車両が流入しないよう、迂回路を設定し、交通情報板、道路交通情報センター、路側ラジオ等を通じて迂回誘導対策を講じた。

また、近畿圏を越えた広域的な迂回誘導対策を実施すべく、全国の公安委員会、道路管理者

の交通情報板、日本道路交通情報センター等を通じて交通情報提供、広報を行った。

(6)代替交通の確保

鉄道が各所で寸断されたことにより、1日約70万人の輸送力を失ったことから、早期に市民の生活の足を確保するとともに、自動車交通総量の削減による道路の混雑解消・緩和を図るため、関係機関に働き掛けるとともに、バスレーンを設定し、代替バスの円滑な通行を確保した。

特に、新交通（ポートライナー）の被災等により陸の孤島化したポートアイランドへの代替バスについては、大量の乗客需要に対応可能な市役所前へ始発点を移し、ルートを大幅に変更したほか、神戸大橋南詰における交通流を整序化したうえで、バス優先ルートを設定するなど思い切った措置を講じて、バス運行の円滑化を図るとともに、これによりポートアイランドへの流出入車両の大幅な総量削減を図った。

(7)復興ルートの確保

①復興物資輸送ルート等の設定

被災地の復興事業が本格化するのに併せて、瓦礫処理、仮設住宅の建設等の復興のための物資輸送等の交通需要の増加に伴い、復興物資輸送の円滑化を図り、生活関連物資輸送にも配慮した「復興物資輸送ルート」、「生活・復興関連物資輸送ルート」を道路交通法に基づき設定した。

「復興物資輸送ルート」は、避難所救援、瓦礫処理、ライフライン復旧、道路・鉄道復旧、仮設住宅建設等の復興事業に関連する物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、復興標章又は除外標章を掲出している車両、バス、指定車両以外の通行を禁止するルートであり、路線としては国道43号、阪神高速道路湾岸線、名神高速道路を設定した。

「生活・復興関連物資輸送ルート」は、食料品その他の生活関連物資等を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、貨物、バス、タクシー、二輪車、復興標章又は除外標章を掲出している車両、指定除外車両以外の車両の通行を禁止するルートであり、路線としては、国道2

表 8 - 1 - 2 交通規制の変遷

月 日	交通規制の概要	路 線 等
1. 17	道路交通法	道路の損壊、ビル・家屋の倒壊等による通行の危険回避及び混雑緩和措置
1. 18	道路交通法に基づく緊急輸送ルートへの指定	・東ルート 国道2号、県道（2区間）、神戸市道（2区間） ・西ルート 山陽自動車道、播但連絡道、中国自動車道、六甲北有料道路、県道神戸三田線、新神戸トンネル、市道生田川右岸線
1. 19	災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートへの指定	・東ルート 国道2号、市道山手幹線等 ・西ルート 姫路バイパス、加古川バイパス、国道2号、県道神戸加古川姫路線等
1. 22	災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの一部見直し	・東ルート 国道2号、市道山手幹線、同山麓線 ・西ルート 姫路バイパス、加古川バイパス、第二神明、阪神高速北神戸線、新神戸トンネル
2. 1	災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの第2次見直し	・東ルート 国道2号、国道43号 ・西ルート 姫路バイパス、加古川バイパス、第二神明、阪神高速北神戸線、新神戸トンネル
2. 19	災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの実施期間の延長	2月24日まで延長
2. 25	道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の指定	・復興物資輸送ルート 国道43号、阪神高速湾岸線、名神高速 ・生活・復興関連物資輸送ルート 国道2号、第二神明、阪神高速北神戸線、第二新神戸トンネル
4. 1	道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の一部見直し	上記ルートの規制時間の短縮、区間変更等
4. 29	道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の一部見直し	上記ルートの規制時間の短縮、日曜・祝日の解除、除外対象の緩和
7. 1	道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の一部見直し	上記ルートの区間一部変更
8. 7	道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の一部見直し	上記ルートの規制時間の短縮

号、第二神明道路、阪神高速道路北神戸線、第二新神戸トンネルを設定した。

②復興ルート規制実施に伴う広報活動

政府広報・日本道路交通情報センターを通じて情報提供、チラシ約40万枚を警察署等を通じて配布するなど交通規制、交通総量削減に関する広報を積極的に展開した。

③瓦礫対策

多量の瓦礫が道路上に散乱し、交通の妨げとなり、救助・救援活動に著しい支障をきたしたため、道路管理者等と連携し、道路上の瓦礫については道路管理者が撤去し、また、瓦礫搬送ルート指定することにより、交通の円滑化を図った。

第2節 自衛隊の応援活動

1月17日5時46分地震発生後、第3師団は、6時30分師団司令部（千僧駐屯地）に師団指揮所を開設するとともに、TV・ラジオ等で被害情報を収集する等派遣準備を開始した。

6時42分、第36普通科連隊（伊丹駐屯地）は、阪急伊丹駅に一部を派遣し、人命救助活動を実施した。引き続き、第36普通科連隊は、西宮市に部隊を派遣し、倒壊家屋での人命救助活動を実施した。

10時に兵庫県知事の災害派遣の要請を受け、第3師団は、第3特科連隊を神戸地区へ派遣した。その後、第7普通科連隊（福知山駐屯地）を神戸地区へ派遣する等、逐次師団主力による派遣活動の態勢を確立していった。

1月18日以降、本格的な災害派遣活動に移行した。人命救助活動については、1月28日一旦終了した。生活救援活動、応急復旧活動については、1月17日の伊丹市への給水支援に始まり、給食・医療・入浴支援、倒壊家屋解体処理及び緊急物資輸送等を実施した。

兵庫県知事は、4月14日、中部方面総監及び第3師団長に対し4月27日をもって災害派遣の撤収を要請した。この要請に基づき、中部方面隊は、4月27日をもって101日間にわたる災害派遣活動を終了した。この間における延べ派遣勢力は、人員約163万6,000人、車両約34万7,000両、航空機約7,000機であった。災害派遣活動終了までの活動結果は、次のとおりである。

人 命 救 助 等		
人 命 救 助		157 人
御 遺 体 収 容		1,221 体
御 遺 体 輸 送	空 輸	47 体
	陸 送	401 体
患 者 空 輸		67 人

生 活 支 援	
医 療 支 援	20,918 人
給 食 支 援	577,273 食
給 水 支 援	32,092 t
入 浴 支 援	515,459 人
ゴ ミ の 処 理	2,105.7 t
天 幕 展 張	524 張

復 旧 支 援	
道 路 啓 開	35,595 m
倒 壊 家 屋 解 体 処 理 [解体に伴う瓦礫等の輸送]	2,599 戸 [112,372 t]
神 戸 港 の 埠 頭 整 備 (泥土の除去、道路の補修・清掃等)	9,100 m
瓦 礫 等 の 輸 送 支 援	5,387 t

緊 急 物 資 輸 送			
地 上 輸 送		航 空 輸 送	
糧 食	2,714,034 食	糧 食	3,103,000 食
飲 料 水	600 kl	飲 料 水	44,3kl
毛 布	195,739 枚	毛 布	6,100 枚
燃 料	89.8kl	医 薬 品	37.8 t
医 薬 品	256.4 t	天 幕	400 張
天 幕	791 張	ビニールシート	3 t
ビニールシート	576.7 t	ス ト ー プ	300 個
ス ト ー プ	913 個	援 助 物 資	1,039 箱
仮 設 ト イ レ	461 個	自 転 車	214 台
援 助 物 資	55,772 箱	洗 濯 機	50 台
自 転 車	95 台		
畳・マット	6,021 枚		
洗 濯 機	1,066 台		
ト レ ー ラ ハ ウ ス	1 両		

神戸市については、この間、王子公園・王子陸上競技場・神戸大学グラウンド・マヤエスポーツ（灘区）、六甲アイランド（東灘区）、神戸海星女子学園（体育館及び校舎）・新港第1突堤・第4突堤（中央区）、しあわせの村（北区）を拠点として、災害派遣活動を実施した。

以下、神戸市における活動を中心に記述する。

(1) 初期的段階の自衛隊活動状況

① 初動態勢の確立

ア. 情報収集活動

災害派遣に資する情報は、OH-6（ヘリコプター）による航空偵察、偵察隊による地上偵察及び連絡幹部の派遣により収集した。この内、派遣重点地区に資する情報は、偵察隊による地上偵察により収集した。派遣部隊の進入経路に資する情報は、OH-6による航空偵察、各部隊の偵察班により収集した。搜索活動に資する情報は、神戸市役所、各区役所、現地警察及び消防署から収集した。

(ア) 航空偵察

第3師団は、6時55分第3飛行隊（八尾駐屯地）に航空偵察を命令し、OH-6をもって7時30分から神戸市の航空偵察を実施し、被災地域をVTRに撮影し、被害状況の解明に努めた。

(イ) 地上偵察

第3師団は、第3偵察隊（千僧駐屯地）をもって神戸地区の偵察を実施した。（10時45分出発、14時10分到着）

(ウ) 連絡幹部の派遣

第3師団は、神戸地区の被災状況及び地方自治体との連携を密にするために、神戸市役所への連絡幹部が10時30分に出発したが、この際、交通渋滞のために前進が困難になり、連絡幹部は途中西宮市役所で自転車を借用し前進した。（14時6分到着）

イ. 非常呼集状況及び部隊の派遣準備

第3師団司令部の関係者は、6時前から自主的に登庁、司令部は、6時に第1種非常勤務態勢（情報所・指揮所を開設）を発令した。次いで、

6時50分に第3種非常勤務態勢（全員呼集）を発令、第3師団各部隊は、逐次派遣準備を開始した。第3師団の非常呼集状況は、1時間以内で72%、2時間以内で95%であった。

ウ. 指揮・通信の確立

(ア) 指揮所の活動

地震発生に伴い、第3師団司令部要員の宿舎等も被害に遭ってはいたが、6時前から自主的に逐次登庁し、6時頃からは、第3部及び第2部等の要員をもって作戦室において指揮所活動を開始した。

(イ) 通信活動

1月17日の災害派遣出動に伴い、当初、第3通信大隊は、師団通信系を構成すべく現地の派遣部隊及び六甲中継所に部隊を推進し、第3師団司令部、兵庫県庁、王子公園、隸下部隊等間に多重無線回線を構成するとともに、野外無線通信組織を構成した。

② 各部隊の初期（1月17日）の活動状況

ア. 第3特科連隊（姫路駐屯地）

第3特科連隊は、6時50分第3種非常勤務態勢を発令し、逐次派遣準備を開始し、9時30分派遣準備を完了した。

県庁への連絡幹部が7時30分に、神戸市役所及び県警本部への連絡幹部が8時55分に出発したが、交通渋滞のために前進が困難になった。このため、連隊は交通渋滞の情報を入手するや、師団にOH-6の支援を要求した。連絡幹部（副連隊長）は空輸により、10時20分県庁に到着し、情報収集及び連絡調整業務を開始した。

この間、10時兵庫県知事からの派遣要請後、10時15分第1大隊115名を長田署に、第2大隊97名を兵庫署に派遣した。パトカーの先導により前進したにもかかわらず、神戸市被災地到着までに約3時間（約50km）を要した。（13時15分頃到着）

第3大隊、本部中隊及び情報中隊の空輸部隊150名は、チヌーク（大型ヘリコプター）6機をもって2波により王子公園に前進した。第1波が15時5分出発、15時20分到着、第2波が15時50分出発、16時5分に到着した。次いで、車

両部隊51名が16時20分出発、19時50分王子公園に到着した。

じ後、本部中隊及び第3大隊を灘区に、情報中隊を当初灘区に、じ後東灘区に派遣し、人命救助活動を開始した。

イ. 第7普通科連隊（福知山駐屯地）

第7普通科連隊は、10時神戸地区への進出経路の情報収集を開始した。11時防災無線により、担当地区である京都府に対する災害派遣が必要ないことを確認した。

連隊は、13時30分連絡幹部を師団司令部へ出発させるとともに、13時30分から14時までの間OH-6により経路偵察を実施し情報を収集した。次いで、14時副連隊長指揮する先遣隊18名が出発、19時王子公園に到着した。主力部隊338名は、15時出発、20時王子公園に到着した。



1月17日灘区に到着した姫路部隊

(2)救出・救命活動状況

① 1月17日から19日の救出・救命活動

1月17日から19日の3日間、第3師団、第8普通科連隊、第33普通科連隊、第7施設群、第8高射特科群及び海上自衛隊は、各地区において人命救助活動を実施した。

ア. 1月17日の救出・救命活動

1月17日は、第3特科連隊各部隊（姫路駐屯地）が神戸市において活動した。

13時15分に第1大隊115名（車両24両）が長田区、13時15分に第2大隊97名（車両20両）が兵庫区、15時20分に情報中隊55名（車両7両）

が東灘区、16時5分に第3大隊88名（車両14両）が灘区、本部中隊58名（車両7両）が中央区において、人命救助活動を開始した。その結果、生存者21名を救出するとともに御遺体26体を収容した。

イ. 1月18日の救出・救命活動

1月18日は、新たに4個部隊が、活動に参加した。

6時に第7普通科連隊（福知山駐屯地）516名（車両110両）が長田区、6時40分に海上自衛隊226名が中央区、8時30分に第37普通科連隊（信太山駐屯地）438名（車両73両）が東灘区、第3特科連隊第3大隊・情報中隊143名（車両21両）が灘区、第3特科連隊本部中隊・第1大隊173名が中央区、第8高射特科群（青野原駐屯地）240名（車両34両）が須磨区、第3特科連隊第2大隊97名（車両20両）が兵庫区、18時30分に第7施設群（大久保駐屯地）234名が灘区及び東灘区において、人命救助活動を実施した。その結果、生存者63名を救出するとともに御遺体262体を収容した。

ウ. 1月19日の救出・救命活動

1月19日は、新たに2個部隊が、活動に参加した。

7時に第33普通科連隊（久居駐屯地）・第37普通科連隊・第7施設群1,005名が東灘区、8時に第8普通科連隊（米子駐屯地）・第7施設群721名が灘区、第3特科連隊本部中隊・第1大隊・海上自衛隊366名が中央区、第3特科連隊情報中隊・第2大隊・第3大隊240名が兵庫区、第7普通科連隊516名（車両110両）が長田区、第8高射特科群332名（車両48両）が須磨区において、人命救助活動を実施した。その結果、生存者42名を救出するとともに御遺体402体を収容した。

② 1月20日から28日の救出・救命活動

1月20日以降、第3師団は中央区・灘区に、第10師団は東灘区に、第13師団は兵庫区・長田区・垂水区にそれぞれ担当地域を変更して、中部方面隊の指揮下で、又海上自衛隊は中央区に

において、人命救助活動を実施した。

その結果、生存者10名を救出するとともに、御遺体416体を収容した。

1月28日、警察との合同による一斉捜索を実施して、救出・救命活動を一旦終了した。

表 8 - 2 - 1 救出・救命活動結果表

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
生存者	21	63	42	7	3	0	0	0	0	0	0	0	136
御遺体	26	262	402	192	90	40	66	5	2	1	0	20	1,106



下敷きになっている人を激励しながらの救出活動

図 8 - 2 - 1 救出・救命活動時程表 その1

部隊名	17日	18日	19日
第3特科連隊姫路駐屯地 (兵庫県)	10:15 出発 13:15 捜索開始	9:00 19:00 捜索開始	
	移動 長田区(115名)	移動 中央区(115名)	
	生存者10名、御遺体21体		
	10:15 出発 13:15 捜索開始		
	移動 兵庫区(97名)		
生存者10名、御遺体44体			
航空移動：出発 15:50-16:05(61名) 捜索開始 車両移動：出発 16:20-19:50(27名) 捜索開始 8:00 捜索開始			
移動 灘区(88名)	移動 兵庫区(88名)		
生存者13名、御遺体24体			
航空移動：出発 15:50-16:05(46名) 捜索開始 車両移動：出発 16:20-19:50(12名) 捜索開始			
移動 灘区(捜索場所変更) → 中央区(58名)			
生存者3名、御遺体17体			
航空移動：出発 15:05-15:20(43名) 捜索開始 車両移動：出発 16:20-19:50(12名) 13:00 捜索開始 8:00 捜索開始			
移動 灘区→東灘 移動 灘区 移動 兵庫区(58名)			
生存者5名、御遺体8体			

図 8 - 2 - 2 救出・救命活動時程表 その2

部隊名	17日	18日	19日
第7普通科連隊福知山駐屯地 (京都府)	先行班:14:00出発 主力:15:00出発 移動(338名)	6:00 16:00 捜索開始 増援 178名	長田区(516名)
	福知山を出発	生存者13名、御遺体180体	
第37普通科連隊信太山駐屯地 (大阪府)		航空移動：出発 6:50-7:10(160名) 捜索開始 8:30-8:52(193名) 捜索開始 車両移動：出発 2:00-8:10(83名) 捜索開始	東灘区(436名)
		生存者26名、御遺体142体	
第8普通科連隊米子駐屯地 (鳥取県)	米子駐屯地から青野原駐屯地に向かい移動	10:00 出発 1:00 到着 8:00 捜索開始 青野原 移動 移動 灘区(487名)	
		生存者13名、御遺体68体	
第33普通科連隊久居駐屯地 (三重県)	久居駐屯地から千僧駐屯地に向かい移動	8:10 出発 4:00 到着 7:00 捜索開始 千僧 移動 東灘区(323名)	
		生存者3名、御遺体67体	

図 8 - 2 - 3 救出・救命活動時程表 その3

部隊名	17日	18日	19日
第7施設群大久保駐屯地 (京都府)	大久保駐屯地から千僧駐屯地に向かい移動	10:30 出発 16:30 捜索開始 千僧 移動 灘区・東灘区の全般支援(234名)	
		生存者4名、御遺体18体	
第8高射特科群青野原駐屯地 (兵庫県)		7:00 出発 8:30(220名) 5:30 増援94名 捜索開始 青野原 移動 須磨区(314名)	
		生存者18名、御遺体91体	
海上自衛隊	呉・横須賀・舞鶴から阪神基地隊に移動	6:40 捜索開始	中央区(226名)
		生存者8名、御遺体10体	



救出した後の救護活動（灘区王子競技場）

(3)その他の活動状況

①給水支援

ア. 要旨

地震発生により神戸市のライフライン（水道、電気、ガス）は、壊滅的な打撃を受けた。水道についても配水管が各所途絶し、被災者に飲用水を供給できる状態ではなかったが、既設の浄水場は飲用水を供給できる機能を保持していた。このため給水支援は、浄水場を取水源として水タンク車、1t水トレーラー及び各種のポリ容器を使用して神戸市に給水した。

イ. 支援状況

災害派遣当初の給水支援については、17日23時30分神戸市役所に人員147名・1t水トレーラー40両が到着し、18日より給水支援を開始した。

被災者がポリ容器を所持していない状況もあり、緊急調達したポリ容器を2,000個使用して被災者に配水した。

1月20日以降、第10師団（中部地方）1t水トレーラー99両、第13師団（中国地方）1t水トレーラー43両、第3師団（近畿地方）は1t水トレーラー68両、を主体とした組織的な給水支援を実施した。

1月22日以降、海上自衛隊が本格的な給水支援態勢に移行し、大阪港を給水源として、神戸新港等の給水点に補給艦で真水を輸送した。

神戸市のライフラインが復旧するに伴い、最終給水地区となった東灘区から3月15日給水支援終了確認書を受け、延べ2万3,244トンの給

水支援は終了した。

表8-2-2 区別給水量一覧表

（単位：t）

区 月	東灘	灘	中央 ・ 兵庫	長田	須磨	垂水	合計
1月	1,739	1,385	2,921	1,379	439	215	8,078
2月	4,915	3,087	1,851	3,945	207	166	14,171
3月	560	407	0	28	0	0	995
合計	7,214	4,879	4,772	5,352	646	381	23,244



給水支援状況



1t水トレーラーで給水支援

②給食支援

ア. 要 旨

地震発生後、兵庫県から被災者に対する炊き出し支援の緊急要請があり、1月23日から2月11日の20日間にわたり延べ44万6,040食の炊き出し支援を実施した。

イ. 支援状況

1月23日以降、第6師団(東北地方) 人員268名、炊事車22台、第1師団(関東地方) 人員233名、炊事車20台、第4師団(北九州地方) 人員257名、炊事車20台をもって20カ所に炊き出し所を開設運営し、延べ44万6,040食の炊き出し支援を実施した。

ウ. 大規模余震対処の非常用食料

県からの非常用糧食の要請を受けるや1月19日に関西補給処(宇治駐屯地)から伊丹駐屯地に非常用糧食13万食を、需品補給処(松戸駐屯地)から非常用糧食14万食を、じ後、東北地区補給処(多賀城駐屯地)及び九州地区補給処(目達原駐屯地)からも航空及び陸上輸送により非常用糧食18万食を関西地区補給処に集積し余震対処用として準備した。



ボランティアと協力して実施した炊き出し支援
中央区小野柄小学校



非常に喜ばれた温かい味噌汁
中央区ポートアイランド

表 8 - 2 - 3 区別炊き出し数一覧表

(単位：食)

区	炊き出し数	区	炊き出し数
中央区	96,800	須磨区	44,640
灘 区	27,060	兵庫区	59,600
東灘区	146,690	長田区	71,250
合 計	446,040		

③医療支援

本災害派遣においては、1月18日から3月31日までの間、学校施設等を拠点とした13カ所の救護所及び巡回診療をもって、被災患者2万918名に対し、医科及び歯科診療を行った。ピーク時は医官26人、看護官32人が現地での救護支援に当たった。

なお、患者発生の傾向としては、被災後4日以内は熱傷、骨折等の外傷、4日から2週間は感冒、小さな外傷、2週間目以降は感冒とともに、慢性疾患、不眠及び精神疾患の多発が見られた。

また、航空後送67名、車両後送25名の被災地からの患者後送を行った。

その他、兵庫県の要請に基づき、兵庫県消防学校及びサンボーホールを基地として、当初、関西地区補給処(宇治駐屯地)衛生部在庫の医

療基本セットをもって、衛生補給支援（他府県等から提供された医薬品等の搬入・搬出支援、市役所・保健所・救護所等に対する医薬品等の輸送、救急セット・仮設住宅用医薬品セットの配送）を実施した。

この内、医薬品等の配送支援としては、神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び淡路島の各小学校、中学校、高校に対し、救急202セット（延べ84品目、9万8,576点）を配送した。

表 8 - 2 - 4 救護所開設期間一覧表

月 日 場 所		1 月			2 ・ 3 月		
		17~21	22~28	29~ 4	5 ~11	12~18	19~31
東灘	瀬戸公園	20	2/2				
	住吉公園	21	25				
	本庄公園	22					2/28
灘	浜田公園		24				3/7
	西郷小学校		22				3/7
	稗田小学校		22				3/31
	寿公園	20			2/5		
中央	北野小学校				2/5	3/31	
	二宮小学校	20				2/13	
長田	育英高校		24				2/28
須磨	板宿小学校		22				2/14
	東須磨小学校					2/17	3/20
	飛松中学校					2/21	3/20



学校のグラウンドで展開した救護所
東灘区本庄小学校



衛生隊による救護活動
中央区二宮小学校

④入浴支援

ア. 要旨

家屋の倒壊、ライフライン（水道、電気、ガス）の途絶及び公衆浴場の被災等により、被災者は入浴できない状況となった。

このため、神戸市から入浴支援の要請があり、1月24日神戸新港第一突堤に野外入浴セットを展開し被災者に対する入浴支援を開始した。

じ後、2月3日までに17カ所の入浴施設を開設し、入浴支援を実施した。入浴施設を利用した被災者の延べ人員は44万1,726人であった。



全国の自衛隊が集まって実施した入浴支援
灘区稗田小学校

イ. 支援状況

海上自衛隊の補給艦が神戸新港に入港し、入浴用水の配水が受けられることとなり、第一番目の入浴施設を神戸新港第一突堤に開設した。

各入浴施設の運営に当たっては、男・女専用入浴日を設けるとともに、連日10時頃から22時まで入浴支援を行なった。

また、全国の陸上自衛隊が支援活動を実施しているため、郷土色をだす工夫として、入浴所の名称について次のような「のぼり」を掲げた。

北部方面隊の部隊は、千歳湯・ラベンダー湯、東北方面隊の部隊は、ねぶた湯、東部方面隊の部隊は、ねりま湯・ガンバ六甲・中部方面隊は、しのだ湯・もみじ湯・なご湯・西部方面隊の部隊は、どんたく湯・火の国湯泉・鷹取湯等であった。

3月中頃以降、逐次ライフラインが復旧し、また一部公衆浴場の利用ができる状態になったこと及び兵庫県から4月27日をもって災害派遣の撤収要請を受けたことを踏まえて、4月25日の入浴を最後に入浴支援を終了した。

表8-2-5 風呂別入浴者数一覧表

(単位：人)

場所	月			
	1・2月	3月	4月	合計
本庄小学校	30,736	15,861	259	46,856
東灘小学校	11,144	7,410	1,072	19,626
灘中・高校	18,408	20,527	5,514	44,449
灘小学校	15,264	6,309	999	22,572
稗田小学校	13,131	6,987	1,670	21,788
小野柄小学校	16,542	6,858	3,147	26,547
第一突堤	13,813	800	0	14,613
港島小学校	13,580	508	0	14,088
御蔵小学校	18,143	7,323	3,641	29,107
長楽小学校	13,698	7,677	1,081	22,456
大橋中学校	13,933	9,918	3,969	27,820
水木小学校	18,942	9,495	2,876	31,313
湊川中学校	12,524	9,087	1,416	23,027
兵庫中学校	9,652	7,048	1,495	18,195
大黒小学校	18,019	10,234	2,791	31,044
鷹取中学校	9,966	17,237	21,022	48,225
合計	247,495	143,279	50,952	441,726

⑤天幕展張支援

ア. 要旨

地震発生後の神戸市は、学校等の避難所に入り切れない避難者が公園等屋外で野宿をする状

況となっており、また1月19日に週末が雨との予報が出されたため野外避難者への雨水対策として1月21日宿営用天幕（6人用）600張を空輸及び車両により緊急輸送した。

隊員は、夜を徹して天幕を展張し、22日の震災発生以来最初の降雨までに間に合わせることができた。

宿営用天幕による避難生活は、プライバシーが保護されるとともに避難者の多くが地元から離れたくない等の理由から4月27日災害派遣部隊の撤収以降も天幕展張支援が継続した。

イ. 支援状況

1月21日昼から中央区及び灘区に8カ所190張、東灘区に9カ所188張、兵庫区、長田区及び須磨区に4カ所146張、合計29カ所524張の天幕を展張し、2,000名の屋外避難者に対する雨水対策を実施した。

表8-2-6 テント村天幕数一覧表 その1
(単位:張)

区	テント村場所	天幕使用状況	
		4/27現在	最大時
中央区	小野柄小学校	19	19
	小野柄小東側公園	18	18
	春日野小学校	16	16
	春日野小北側公園	2	2
	宮本公園	22	22
	神若公園	3	7
	生田川一帯	20	20
	浜田公園	10	10
	灘区	浜田南公園	11
	烏帽子中学	6	6
	友田公園	6	6
	岩屋公園	19	20
	岩屋北公園	4	8
	新在家公園及び周辺	20	20
	灘小学校	0	4



プライバシーが保護されるため好評だった(6人用)天幕

表8-2-7 テント村天幕数一覧表 その2
(単位:張)

区	テント村場所	天幕使用状況	
		4/27現在	最大時
東灘区	野寄公園	27	28
	神戸商業高校	24	30
	西青木公園	8	8
	魚崎中学校	27	27
	本山第3小学校	24	29
	中野南公園	25	25
	本庄中央公園	25	25
	本庄町3丁目公園	7	7
	森公園	9	9
	御影公園	0	1
兵庫区	門口公園	44	44
	本町公園	49	50
長田区	梅香公園	5	8
須磨区	妙法寺川公園	44	44
合計		494	524

⑥ 救援物資輸送

救援物資は、1月18日から3月31日までの73日間にわたり輸送した。

輸送品は、自衛隊の保有する非常用糧食・毛布・天幕等及び救援物資として全国・全世界から送られてくる多種・多様の物資があった。特に全国・外国からの救援物資は、品目・数量・梱包等各種・各様であるとともに輸送要求も不

確定要素が多かったが、融通性をもった運用で柔軟に輸送を達成した。

幹線輸送（県・市の集積所へ輸送）は、特大型トラック等の車両で延べ280両、局地輸送（配分所である市役所、消防署、保健所等へ輸送）は、特大型トラック等延べ413両の車両で、輸送を実施した。

表 8 - 2 - 8 救援物資輸送活動結果表

品 目	数 量
毛 布	195,739 枚
糧 食	2,714,034 食
飲 料 水	600 kl
天 幕	791 張
医 薬 品	256.4 t
ト イ レ	461 個
燃 料	89.8kl
ビニールシート	576.7 t
畳 ・ マ ッ ト	6,021 枚
洗 濯 機	1,066 台
援 助 物 資	55,772 箱

⑦御遺体輸送

御遺体輸送は、1月21日から30日の10日間にわたって総数314体の御遺体を大阪、京都、倉敷等の火葬場へ車両及びヘリコプターで輸送した。

任務遂行に当たっては、部隊及び車両・操縦手を特定し、操縦手教育及び車両・ヘリコプター・携行資材の準備を周到にし、御遺体及び御遺族に失礼がないよう着意し厳正に行った。

表 8 - 2 - 9 御遺体輸送活動結果

月 日	御遺体数	発 地	着 地
1.21(土)	30	王子スポーツセンター	京都斎場
1.22(日)	23	東灘区役所	東大阪斎場
	26	王子スポーツセンター	倉敷斎場
	4	東灘区役所	六甲アイランド
1.23(月)	31	東灘区役所	京都斎場
	23	灘区役所	倉敷斎場
	9	兵庫区役所	東大阪斎場
	2	東灘区役所	六甲アイランド
1.24(火)	19	県立健康センター	京都斎場
	25	県立健康センター	倉敷斎場
	24	王子スポーツセンター	京都斎場
	6	兵庫区役所	泉佐野斎場
	5	須磨区民センター	夢前町斎場
	3	灘区役所	篠山斎場
1.25(水)	4	須磨区民センター	西宮満池谷斎場
	10	王子スポーツセンター	王子ヘリポート
	4	県立健康センター	瓜破斎場
	12	兵庫区役所	大阪北区斎場
	1	灘区役所	西宮満池谷斎場
	10	王子グランド(空輸)	信太山駐屯地
1.26(木)	12	兵庫区役所	瓜破斎場
	3	県立健康センター	大阪北区斎場
	8	王子スポーツセンター	大阪北区斎場
1.27(金)	5	王子スポーツセンター	大阪北区斎場
1.28(土)	6	県立健康センター	瓜破斎場
1.29(日)	3	王子スポーツセンター	西宮満池谷斎場
1.30(月)	6	県立健康センター	大阪北区斎場
合 計	314体(ヘリコプター輸送含む)		

⑧ゴミ等の処理

神戸市内の粗大ゴミの処理

地震発生後は、各区のゴミ収集機能が麻痺し、各地区の集積場所にゴミが溢れた。特に須磨区・長田区・兵庫区・中央区・灘区・東灘区ではゴミが道路を占拠している状況であった。

1月26日、神戸市職員と現地において調整を行うとともに、1月27日から2月7日までの12日間にわたり、各区から回収したゴミを西区伊川谷町布施畑の処分場まで運搬を実施し、延べ2,105.7トン処理した。



道路を占領したゴミを処理する隊員（1月26日）

⑨倒壊家屋の処理

神戸市においては、1月22日から4月16日までの間1,039戸に及ぶ倒壊家屋の処理を実施した。

一般的に、市街地のビルと本造家屋が複雑に入り組んだ地域での解体であったため、隣家への破損防止等の処置として、ビニールシートの展張、屋根瓦の事前撤去、解体作業間のアスベスト対策のため散水等を実施して作業に当たった。

長田区海運町及び兵庫区湊川の焼失地域の瓦礫等の撤去作業に当たっては、それぞれの家の地積が瓦礫等の撤去後に判明できるよう撤去家屋の基礎部分や門柱等を残し、最後は手作業で実施した。

また、被災地の住民の了解を得て、作業開始前の家財道具の搬出、瓦礫撤去後の手作業による更地作業等、隊員全員が被災者の身になって作業を実施した。

表 8 - 2 - 10 区別倒壊家屋処理活動結果表

(単位：戸)

区	須磨	長田	兵庫	中央	灘	東灘	合計
戸数	84	293	210	130	119	203	1,039



丁重に行った解体作業
中央区雲井通

⑩その他

ア. 神戸港（ポートアイランド・摩耶埠頭）の整備

1月21日に神戸市港湾局から、神戸港における緊急輸送路及び国際線荷物輸送路を早期に確保するため、液状化現象により吹き出した土砂の撤去及び舗装の不陸直しの支援要請が行われた。

翌22日に第4施設団（大久保駐屯地）が現地偵察した結果、舗装の不陸直し以外は、現有の装備で実施可能であることから、県の要請により、1月25日から28日までの4日間、第4施設団をもって埠頭の整備作業を実施した。

表 8 - 2 - 11 埠頭整備作業の実施内容

内 容	実 績
道路上の泥土の除去	5,000 m
歩道の補修	2,100 m
路面の清掃	2,000 m
泥土の運搬・捨土	970 m ³
道路上の亀裂の補修	3カ所
道路上の段差緩和	3カ所

イ. 音楽慰問演奏会

災害の復興と避難所での被災者の生活が安定するに伴い、県または市からの要請を受け、地震発生から38日を経過した2月23日以降、中部方面音楽隊(伊丹駐屯地)、第3師団音楽隊(千僧駐屯地)、第37普通科連隊音楽隊(信太山駐屯地)により、避難所、幼稚園及び小学校等において計14回の慰問演奏を実施した。

また、演奏会の実施においては、被災地のニーズにあった曲名を選定するため、ボランティアを通じ年齢別に聞きたい曲の情報収集を行った結果、小学生に対しては、テレビアニメの主題歌、高齢者に対しては、歌謡曲と懐メロに人気があり、学校では、校歌の演奏が喜ばれた。

表8-2-12 音楽慰問演奏活動結果表

(単位:人)

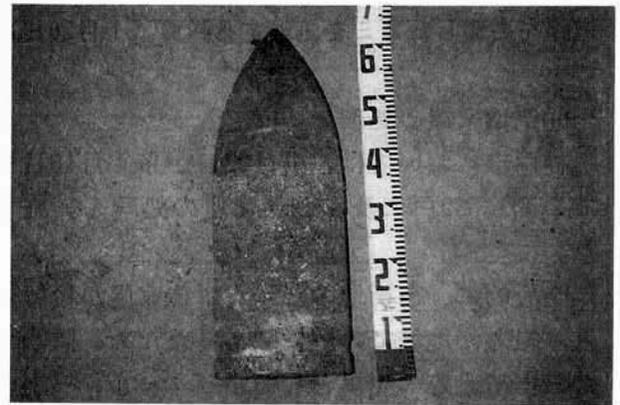
実施日	演奏会場	実施部隊	聴衆数
2/23	上筒井小学校	中部方面音楽隊	450
3/2	稗田幼稚園	第3師団音楽隊	300
3/6	県立文化体育館	中部方面音楽隊	400
3/7	しあわせの村		300
3/7	雲中小学校	第3師団音楽隊	300
3/8	王子スポーツセンター	中部方面音楽隊	200
3/10	稗田小学校	中部方面音楽隊	300
3/11	青陽東養護学校	第3師団音楽隊	150
3/12	上野中学校	第3師団音楽隊	250
3/13	本山第3小学校	中部方面音楽隊	300
4/23	しあわせの村	第37普通科連隊	200
	神戸大学体育館		音楽隊
	灘小学校		100



心のケアに役立った音楽隊の慰問演奏
灘区稗田幼稚園

⑪ 不発弾処理

災害派遣行動間、被災地域内において、瓦礫除去中、また倒壊家屋解体作業中、垂水区・灘区・長田区・須磨区・兵庫区に、不発弾が発見される事例が相次いで警察からの処理要請により、民生協力として第3師団不発弾処理班(千僧駐屯地)が出動し、不発弾の処理(回収)をした。



灘区で回収した150mm徹甲弾(1月30日)



灘区で回収した旧陸軍の手榴弾(4月24日)

表 8 - 2 - 13 不発弾処理活動結果表

(単位：発)

No.	処理日	発見場所	弾種	数量
1	1/24	垂水区舞子坂	旧陸軍 75mm高射砲弾	1
2	1/30	灘区岩屋中町	旧陸軍 150mm徹甲弾	1
3	2/11	長田区御船通	旧陸軍 81mm迫撃砲弾	1
4	2/12	灘区原田通	旧陸軍 75mm、127mm榴弾	各 1
5	2/16	長田区二葉町	旧陸軍 75mm榴弾	1
6	3/1	須磨区行幸町	旧陸軍 75mm榴弾	1
7	3/5	灘区稗原町	旧陸軍 75mm榴弾	1
8	3/31	兵庫区湊川町	旧陸軍 81mm迫撃砲弾	1
9	4/24	灘区中郷町	旧陸軍 手榴弾	1
10	4/26	長田区天神町	旧陸軍 155mm徹甲弾	1
合 計				11

第3節 他都市等の応援活動

1. 他都市等への応援要請

(1) 応援要請の状況

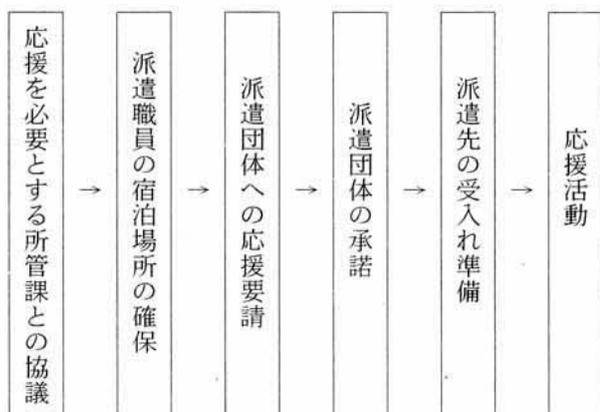
他都市からの応援の申し出は、本市が想像している以上に早い段階で全国各地より相当数に及んだ。しかし、本市の執行体制が十分に整っていない混乱期の中では、応援を必要とする業務内容の把握ですら、困難を極めていたため、他都市からの自主的な応援の申し出に対しては、①派遣期間、②派遣人数、③連絡先等を記録した。この申し出に対しては、特に震災当初において、適切な指示をすることもできず、なかには、本市からの要請を待つまでもなく自らの判断で応援に駆けつけた都市が相当数あった。

また、本市からの応援要請のなかには、全国の都道府県を経由して要請するものもあったため、その要請の連絡やそれに伴う問い合わせの対応を、窓口である都道府県だけでなく現実に職員を派遣する市町村に対しても行う必要があった。

したがって、次に示す「応援要請の手順」については、このような混乱期の中では、必ずしも適切に運用できたと言えるものではなく、あくまでも一般的な手順として示すものである。

なお、別途応援協定を締結している消防局、水道局については後述のとおりである。

(2) 応援要請の手順



① 応援を必要とする所管課との協議

原則として本市職員での応援体制を基本とし、他都市の応援は、その派遣期間、派遣人数等を所管課と協議のうえ、具体的な応援内容を決定した。しかし、震災当初は、この要請を必要とする業務内容の把握が困難を極め、特にその調整に時間を要した。

② 派遣職員の宿泊場所の確保

宿泊場所は、震災当初においては、他の公共的団体との競合もあり、十分な宿泊場所が確保できず、都市によっては区庁舎、学校等の施設、派遣団体の移動専用バス内での宿泊を強いることもあったが、順次、比較的被害の少なかった西北神地域にある本市外郭団体の施設等を中心に確保することとした。

③ 派遣団体への応援要請

派遣団体への要請にあたっては、①業務内容（業務マニュアルを含む）、②派遣期間（交替時期を含む）、③派遣人数、④派遣場所、⑤責任者、⑥宿泊場所、⑦現地までの交通経路、⑧その他注意事項（派遣団体の腕章の持参、派遣者名簿兼宿泊者名簿の事前送付依頼）等の内容で依頼し、特に②については、数回にもわたり応援の延長を要請した都市もあった。

④ 派遣団体の承諾

要請に対する派遣団体からの承諾を受け、現地到着予定時刻等の細部の最終的な確認を行った。

⑤ 派遣先の受入れ準備

派遣期間、派遣人数及び派遣者名簿を所管課に示し、各々においての受入れ準備を行った。

2. 他都市等の応援活動

(1) 応援活動の概要

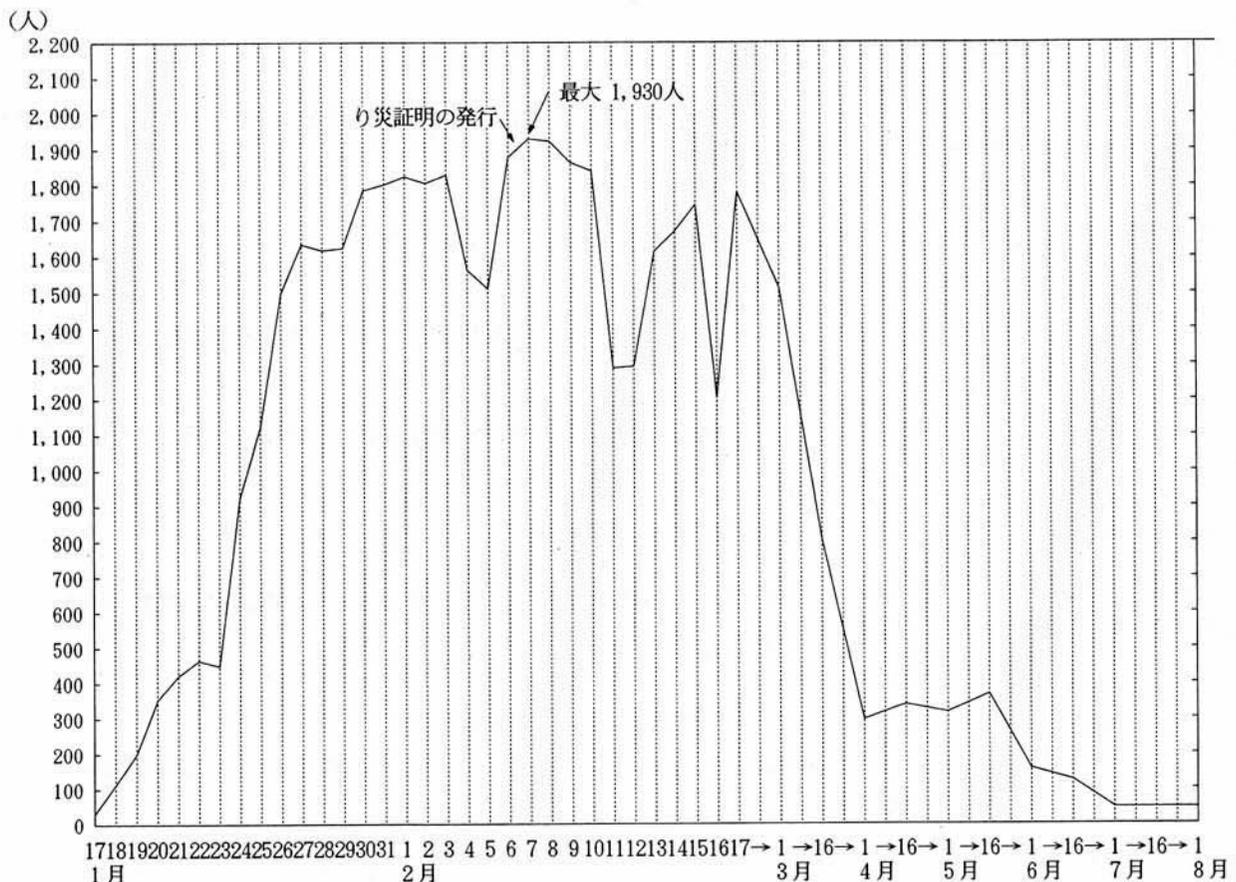
他都市からの応援は（後術の消防局、水道局を除く）、震災当日から北は北海道、南は沖縄県に至るまで全国の都道府県及び市町村等から延べ134,648人（平成7年11月1日現在）に及んだ。図8-3-1のとおり、特に震災から約1カ月間が、非常に多く、2月7日には、この間での最大応援者数1,930人を数えた。これは、前日（2月6日）が、り災証明書の発行受付が始まった日でもあり、多数の応援を必要としたため最大値を記録したものである。

また、応援活動内容も、当初は災害時における初期活動として物資の供給、保健医療等の救援活動が主であったが、次いで避難所の運営の確立等、更に、被災者のための各種の給付業務へと推移していった。

また、復旧事業については、震災により被害を受けたライフライン等を中心とする都市施設の機能回復のため継続的に応援を受けたものである。

現在においても、市民生活の回復とともに都市基盤の再生に向けた復興事業において他都市から派遣応援活動を受けている。

図8-3-1 他都市職員の応援者数の推移



注：消防局、水道局を除く

次に、他都市等からの応援を局別にみると、表8-3-1のとおり、ほぼ全局にまたがり、かつ、多種多様な応援を受けている。特に、衛生局における救護活動、区役所における避難所管理、り災証明書の発行等の応援者数が多いことが分かる。

表 8 - 3 - 1 阪神・淡路大震災における他都市等からの応援活動状況

(平成 7 年 1 月 17 日～11 月 1 日)

局 名	延べ人数 (11/1時点)	主 な 応 援 内 容
企画調整局	558 人 (- 人)	新交通システムの復旧事業
理 財 局	1,957 人 (- 人)	家屋被害調査、物資搬送
民 生 局	7,944 人 (- 人)	物質搬送、一時使用住宅申込受付、避難所巡回相談、義援金の交付、生活保護・老人・障害福祉事務、各種給付・貸付事務
衛 生 局	51,568 人 (- 人)	救護所の設置、巡回健康相談・訪問指導
環 境 局	10,868 人 (2 人)	廃棄物の収集及び中継業務、災害廃棄物処理事務、し尿収集、仮設トイレの設置
農 政 局	1,692 人 (- 人)	水利施設の災害査定、物資搬送
土 木 局	5,985 人 (- 人)	造成宅地被害調査、河川・橋梁点検、道路・河川災害査定、道路障害物の撤去
下 水 道 局	4,416 人 (- 人)	管渠被害調査、災害査定・設計事務
都市計画局	988 人 (2 人)	再開発事業、区画整理区域周辺の建物倒壊等状況調査及び現地相談業務
住 宅 局	5,150 人 (29 人)	融資相談、建築相談、住環境整備事業、建築確認審査、公営住宅等建設
港 湾 局	338 人 (- 人)	港湾施設の災害復旧事業
区 役 所	43,123 人 (7 人)	物資搬送、避難所管理、り災証明書の発行・再調査、義援金の交付、倒壊家屋調査及び受付
交 通 局	61 人 (- 人)	地下鉄被害状況調査及び復旧事業
計	134,648 人 (40 人)	
消 防 局	27,449 人 (- 人)	救急・救助、火災防御活動、物資搬送
水 道 局	48,065 人 (- 人)	応急給水・応急復旧事業 (上水道・工業用水道)
総 計	210,162 人 (40 人)	

注：11/1時点の40人は政令指定都市の建築職による応援

(2) 応援活動状況

他都市からの応援活動は、応援の要請方法により次のように大別できる。

① 自主的な応援活動

各都市においてその規模や期間は様々であるが、全体としては、震災直後から相当長期間にわたり応援を受けており、その数も相当数に及んだ。活動内容も、救援物資の受領・管理・搬送業務、り災証明書・義援金の発行受付等の各種給付事務をはじめ、道路・河川・公園・下水道・港湾施設やライフラインに関する災害復旧事業・査定及び廃棄物の収集等の清掃事業等、あらゆる分野において応援活動がなされた。

② 神戸市からの直接要請にかかる応援活動

2月以降、政令指定都市を中心に直接に本市より要請したもので、り災証明書・義援金の発行・受付及びり災証明書にかかる再調査等の応援活動を受けた。

③ 兵庫県を通じての要請にかかる応援活動

2月1日から3月31日までの間、計5回にわたり兵庫県下の市町村から応援を受けた。活動内容は、救援物資の受領・管理業務、り災証明書・義援金の発行・受付、倒壊家屋処理受付・調査、避難所管理、見舞金等給付事務であった。

④ 国を通じての要請にかかる応援活動

ア. 自治省を通じての要請にかかる応援活動

自治省へは、2月17日に兵庫県災害対策本部を通じて、他都市職員を3月16日から5月31日まで、避難所管理として事務職員200人を当面1年間、復興関係事業の担当として建築職員40人の応援要請を行った。

(ア) 自治省消防庁を通じての応援活動

3月16日から3月31日までの間、1府23県から消防職員を中心に、約230人/日を6区（北・垂水・西区以外）の災害対策本部に配置し、避難所の管理運営を行った。

(イ) 自治省公務員部公務員課を通じての要請にかかる応援活動

○4月1日から5月31日までの間、全国の都

道府県下の市町村から約200人/日の応援を受け、6区（北・垂水・西区以外）の災害対策本部に配置し、避難所の管理運営の応援活動を行った。

○概ね4月1日から1年間、11の政令指定都市（札幌・仙台・千葉・川崎・横浜・名古屋・京都・大阪・広島・北九州・福岡）の建築職員40人/日により、倒壊家屋調査、再開発事業、住環境整備事業、建築確認審査等の応援を受け、現在もその応援は継続されている。

なお、上記(イ)については、前者のうちで長期的な応援にかかわった22市延べ33人及び後者の全市全員については、地方自治法第252条の17「職員の派遣」（※抜粋「地方公共団体の長は、長の権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めることができる」）の規定に基づき、具体的な協議のもとに身分取扱いに関する派遣協定を結ぶものである。

○6月1日から6月11日までの間、選挙事務への応援として、近隣の2政令指定都市（京都・大阪）からの派遣を受けた。

イ. その他省庁を通じての要請にかかる応援活動

震災当初から6月末までの間、厚生省を通じては、義援金の交付、災害援護資金の貸付等の各種給付事務、ケースワーカーの派遣による生活保護・老人福祉・障害福祉等の相談業務の応援を相当長期間にわたり受け、各福祉事務所において活動を行った。また、各保健所においては、保健医療対策として、救護所の設置、保健婦による巡回健康相談等の活動を行うなど、震災当初の応援職員数のなかでの多くを占めており、その後、在宅（仮設住宅）等への訪問指導等の活動へと推移していった。

建設省を通じては、主に新交通システム・道路・河川等の災害復旧事業及び査定の業務を中心に応援を受けた。

(3)消防局への応援

消防関係の応援協定は、消防組織法第21条第2項に基づく

- ・隣接市町村との消防相互応援協定
- ・兵庫県広域消防相互応援協定
- ・四都市消防航空応援協定

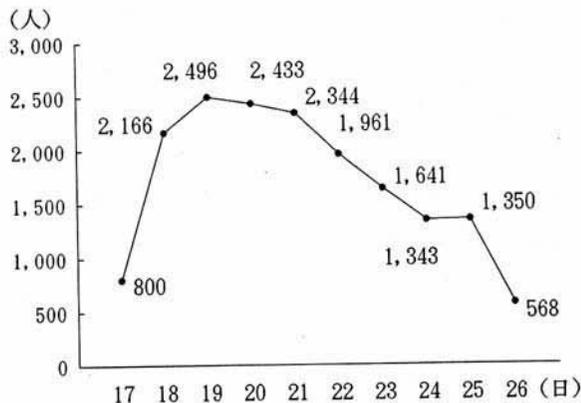
があるが、この度の地震では、被害の大きさから同法第24条の3（非常事態の場合における消防庁長官等の措置要求）を適用することとし、9時50分に応援要請を実施した。（消防庁長官の派遣決定は10時）

○応援隊の状況（1月17日～3月31日）

応援隊は、北は北海道から南は九州鹿児島県に及び、全国の消防本部の約半数である456本部に達した。このような大規模応援は、自治体消防発足以来、全国で初めてのことであった。

部隊数	1月17日～3月31日	人員	17日のみ	人員
総数	6,254隊	27,449	1,688隊	800
消火隊	2,738隊	12,124	83隊	402
救助隊	1,673隊	9,118	40隊	219
救急隊	548隊	1,725	6隊	19
その他隊	1,295隊	4,482	39隊	160

図8-3-2 他都市応援隊の人員推移（1月17日～26日）



(4)水道局への応援

①他都市等への応援要請

水道局からの応援要請は、応急給水に関しては大都市に、道路上の復旧に関しては日本水道協会に、宅地内復旧に関しては各管工事業組合や近隣府県、各水道事業体、各業者に直接行い、工業用水道の復旧に関しては日本工業用水道協会に行った。その他、自主的な応援のほか、厚生省、兵庫県を通じての応援要請も行われ、自衛隊に関しては市の対策本部を通じて応援要請が行われた。

1月17日

12大都市水道局災害相互援助に関する覚書に基づき、大都市に緊急給水支援を要請

1月18日

日本水道協会に緊急復旧工事支援を要請
日本工業用水道協会に緊急復旧工事支援を要請

②他都市等の応援活動状況

○緊急給水の応援

ア. 給水車

	団体数	延べ人数	延べ給水車台数	期間
自治体	156	17,208	7,475	1月17日～3月22日
自衛隊	1	11,053	5,365	1月18日～3月15日
民間	54	2,366	1,260	1月17日～3月19日
計	211	30,627	14,100	

・ピーク時（1月26日） 110団体、378台

イ. 給水船

	給水拠点数	期間	備考
海上自衛隊	カ所6	1月18日～3月31日	4月以降も阪神基地隊に接岸
海上保安庁	2	2月1日～3月24日	
民間(3港)	3	1月24日～3月10日	10社
計	11		延べ423隻

・ピーク時（2月17日～2月20日） 10カ所

○復旧工事

	団体数	延べ人数	工事内容	期 間
自治体	団体 43	30,561人	道路上修繕	1月22日～3月31日
管工事 組 合	155	10,925	宅地内修繕	1月25日～4月6日
計	198	41,486		

：道路上修繕ピーク時（2月19日） 38団体、735人
 ：宅地内修繕ピーク時（2月24日） 53団体、272人

○工業用水道復旧工事

	団体数	延べ人数	工事内容	期 間
自治体	団体 4	296人	浄水場・配 水管等復旧	1月27日～3月4日

(5)全日本自治団体労働組合等による応援活動

1月下旬から3月末までに全国の自治体労働団体から応援を受けた。全日本自治団体労働組合本部については、震災当初から現地対策本部を設け、全国の支援の受け入れや調整を行い、避難所管理や24時間体制での救援物資配送センターでの業務、また、区役所におけるり災証明書の受付事務、義援金の交付の事務等を中心に応援がなされた。

第4節 海外からの支援

(1)海外からの救援物資

海外においても、新聞・テレビ等のマスメディアが神戸市の被災情報を大きく報道したため、世界各国から救援申し出が多数寄せられた。神戸港が大きな被害を受けている上に、陸上の交通網が寸断され、保管用倉庫・荷さばき場の準備ができていない状況で、海外からの救援物資を受け取る手段が確保できなかったことから、すぐには明確な回答ができなかった。一方、関西国際空港にはすでに世界各国から救援物資が届きつつあり、早急に市として受け入れ体制を整える必要があり、神戸港において使用可能なバースを調査し、六甲アイランドを基地とする救援物資の搬入ルートを開設した。

1月21日以降、神戸市宛の救援物資については、(財)神戸国際協力センターが窓口となり、その取扱分は8月15日現在、24カ国・77団体となった。24カ国の内、約半数の13カ国がアジア・太平洋の国々であり、北米・欧州が8カ国、中近東・アフリカが3カ国であった。77団体の内訳としては73%の56団体が私企業及びN G Oで、21団体が政府・公的団体であった。また、約半数の39団体がアメリカの団体であり、その内37団体が私企業及びN G Oで、平成6年1月のロサンゼルス・ノースリッジ地震に対する世界各国からの支援に対するお返しをしたいという団体が多かった。物資の内容については、毛布、飲料水、食料品、衣料品、日用品を中心に、合板、テント、学用品、おもちゃ、励ましのメッセージカード等、多岐にわたった。

これらの物資は主に外務省、在外公館、航空会社等を通じて寄付の申し出があり、(財)神戸国際協力センターが受入れ日時や方法等の調整を行う一方、神戸市民生局を通じて得た各避難所のその時々ニーズの伝達も行った。ほとんどの物資が関西国際空港に空輸されたため、関西国際空港、大阪税関、運送業者とも連絡調整を行った。震災で鉄道網や高速道路網も寸断されたため、神戸市内の道路が著しく渋滞したため、関西国際空港から神戸市内への救援物資の運搬は、神戸航空貨物ターミナルの協力を得て、六

甲アイランドの同社ターミナルまで、R O R O船で海上輸送した。神戸航空貨物ターミナル倉庫では、ボランティア、自衛隊、運送業者の協力のもと、物資の点検、仕分け、積み替え等を行い、市内4カ所の神戸市民生局救援物資倉庫（新神戸駅倉庫、シルバーカレッジ倉庫、摩耶倉庫、グリーンアリーナ倉庫）へ配送した。なお、物資の輸送経費については、関西国際空港までは原則として寄贈者が負担し、通関にかかる関税、手数料等は大阪税関・関西空港通関協議会の好意により無料扱いとなった。

海外からの救援物資について、被災地における必要物資のニーズの変化と海外からの送付についてタイムラグがあったこと、医薬品など日本国内での使用について許可がある物があったことなどの問題点もあったが、世界各国からの大規模な支援は物的援助のみならず、神戸市民に国際的連帯があることを実感させ、精神的にも大きな支えとなった。



K-ACT(神戸航空貨物ターミナル)B上屋

(資料) 海外からの救援物資

(平成7年8月15日現在)

○援助国数 24カ国・77団体

アメリカ、イギリス、インド、インドネシア、
ヴェトナム、オーストラリア、カナダ、韓国、
シンガポール、ジンバブエ、スリランカ、ス
ウェーデン、タイ、タンザニア、中国、チュニ
ジア、ドイツ、ニュージーランド、フィリピン、
フィンランド、フランス、マレーシア、モンゴ
ル、ルーマニア

○主な援助内容

毛 布 約50,000枚
飲 料 水 約200トン
食 料 品 約10,000箱
衣 料 品 約20トン
合 板 100,000枚
粉ミルク 約70トン

○主な国の援助主体と内容(抜粋)

(1)アメリカ

①Ameri Cares

衣料品、テント、毛布、ライト等 約100
トン

②アラスカ州 水(128箱)

③ロスアンジェルス

衣料品、缶詰等(102箱)

④LA Helps Kobe

衣料品、水、食料品等 約5トン

(2)インド(政府)

粉ミルク、紅茶、ビスケット等 182.3ト
ン

(3)インドネシア(政府) 合板:100,000枚

(4)オーストラリア

(ブリスベン神戸姉妹都市委員会)

水、せっけん、缶詰等 約50トン

(5)韓 国

毛布、炊事用具、水、ラーメン、タオル、歯
磨き粉、靴下、衣料品等

(6)中 国

①政 府

ビスケット、おむつ、毛布等 6.7トン

②天津市

歯磨き粉、せっけん、タオル等 453箱

(7)ドイツ(政府)

粉ミルク、トレーニングウェア 2.17トン

(8)フィリピン ミネラルウォーター、タバコ等

(9)マレーシア(政府) 粉石けん 25,200箱

(2)海外からの人的支援

今回の震災に対し、救援物資のみならず各種
の応援・救援の申し出があった。本市は外務省、
兵庫県等の関係機関及び支援申し出団体等との
連絡・調整を行った。

スイス、フランス、イギリスからの災害救助
隊など人命救助活動(6団体・個人、106人)
や、関西クリスチャンリリーフ、AMDA、国
境なき医師団など医療活動におけるNGO(8
団体・個人、80人)の活躍や個人のボランティ
ア活動を含めると海外からの救援活動は多数に
のぼっている。

海外からの支援活動の受入れについての問題
点として、神戸市側では海外からの救援を予想
しておらず、宿舎や食事の手配の調整、移動・
輸送車両の絶対的な不足など、受入れ体制がす
ぐにできなかったこと、意思疎通上の困難、活
動の手順の違い等いろいろ困難があった。特に、
人命にかかる支援については現場が最も混乱し
ている時に受入れの判断・準備をしなければなら
なかったため、予め受入れのシステムをつ
くっておく必要がある。捜査犬による捜索は今
回の地震のような木造家屋の倒壊現場では、十
分にその力を発揮したとは言いにくい面があっ
た。また、海外からの医療ボランティアについ
ては、地震直後の早い時期に厚生省より「日本
の医師免許を持っていなくても必要最小限の医
療行為は緊急避難的行為として認める」との連
絡があり、言葉の問題や受入れ医療機関との調
整問題があったが、避難所等の巡回診療や同国

人の数多くいる地域での医療活動が行われた。
 これら海外からのNGOの受入れにあたっては、通訳ボランティアや地元NGOの支援があった。また、市が関与した以外にも多くの海

外からの支援が熱心になされ、文化を異にする人と人とが直接ふれあう交流が各地で行われた。このことは市民に国境を越えた善意を身近に感じさせ、大いに勇気づけることとなった。

表 8 - 4 - 1 海外からの人的支援（神戸市把握分）

1. 人命救助（6団体・個人、106人）	
① 1/19～1/23	スイス災害救助隊26人、消防局と同一行動
② 1/21～1/25	フランス災害救助特別隊60人、兵庫県警と同一行動
③ 1/21～1/25	キャロライン・ハバード（米）、救助犬1頭、スイス・フランス隊と合流
④ 1/21～1/27	ダグラス・コップ（米）レスキュー隊員、スイス・フランス隊と合流
⑤ 1/22～2/10	レスキュー隊3人（メキシコ）、県を窓口に関東区等で作業
⑥ 1/23～1/27	イギリス国際援助隊15人、阪神大震災地元NGO救援連絡会議を通じて活動
2. 医療活動（8団体・個人、80人）	
① 1/22～1/28	関西クリスチャンリリーフ、医師等22人、避難所・神戸朝日病院等で活動
② 1/22～2/1	サーブ・デビッド（医師）、上記医師団と同一行動、精神面でのケア
③ 1/22～2/16	AMDA（仏医師等）長田区等で医療ボランティア（長田保健所）
④ 1/24～2/11	（財）アメリカズの医薬品送付に併せて、事務局員及び医師の来神（6人）
⑤ 1/26～1/30	救世軍日米合同医療班、医師等21人、中央区西部～兵庫区東部のテント生活被災者を巡回診療
⑥ 1/28～2/20	国境なき医師団（5人）、長田区を中心に医療活動（新長田勤労市民センター）
⑤ 1/29～2/28	三星（サムソン）グループの医師団9人、室内小学校を中心に医療活動
⑥ 1/31～2/6	タイの医師団5人、県の紹介で医療活動

第9章 市民・ボランティアによる救援・救助活動

第1節 自治会の活動と市民の協力

(1)自治会の活動

今回の震災にあたり、自治会がどのように活動したのかを知るうえで、平素の自治会の実態を知ることが必要である。そこで、市民局が発行した「平成5年度住民自治組織実態調査報告書」を見ると、市内の住民自治組織（自治会的機能を持った管理組合も含む。）は、2,300余りあり、規模は100～200世帯が一番多い。（図9-1-1）

自治会の活動内容は、「募金の協力」（85.2%）がトップで「防火・防犯・防災活動」は、64.7%で4番目である。（図9-1-2）また、代表者の年齢は60歳代（30.6%）が最も多く、50歳代（22.2%）、70歳代（17.8%）と続いている。（図9-1-3）

図9-1-1 加入世帯数

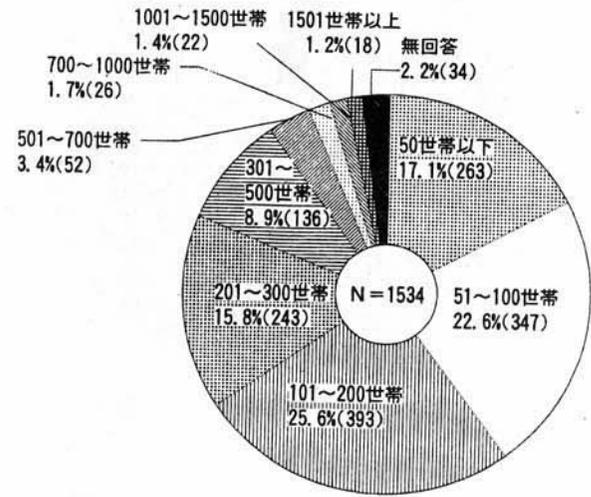


図9-1-2 活動内容

<上位20位複数回答>

活動内容	回答数	(第14回) 割合
① 募金の協力	1307	85.2%
② ゴミのマナーの指導・啓発	1100	71.7%
③ 害虫駆除剤の配付・散布	1034	67.4%
④ 防火・防犯・防災活動	993	64.7%
⑤ 街路灯の設置・管理	988	64.4%
⑥ 溝、河川、道路などの清掃	987	64.3%
⑦ 慶弔の世話	972	63.4%
⑧ 敬老会、敬老の日の記念行事	810	52.8%
⑨ 盆踊り	688	44.9%
⑩ ラジオ体操	675	44.0%
⑪ 路上駐車追放活動	663	43.2%
⑫ 住民生活に関する陳情・要望	613	40.0%
⑬ お祭り	511	33.3%
⑭ 公園などの管理	504	32.9%
⑮ 献血活動、住民検診	495	32.3%
⑯ 旅行、施設見学会	486	31.7%
⑰ 子ども会の育成	455	29.7%
⑱ 青少年健全育成活動	441	28.7%
⑲ 不用品の回収および交換会	426	27.8%
⑳ 犬・猫の飼育の啓発	388	25.3%

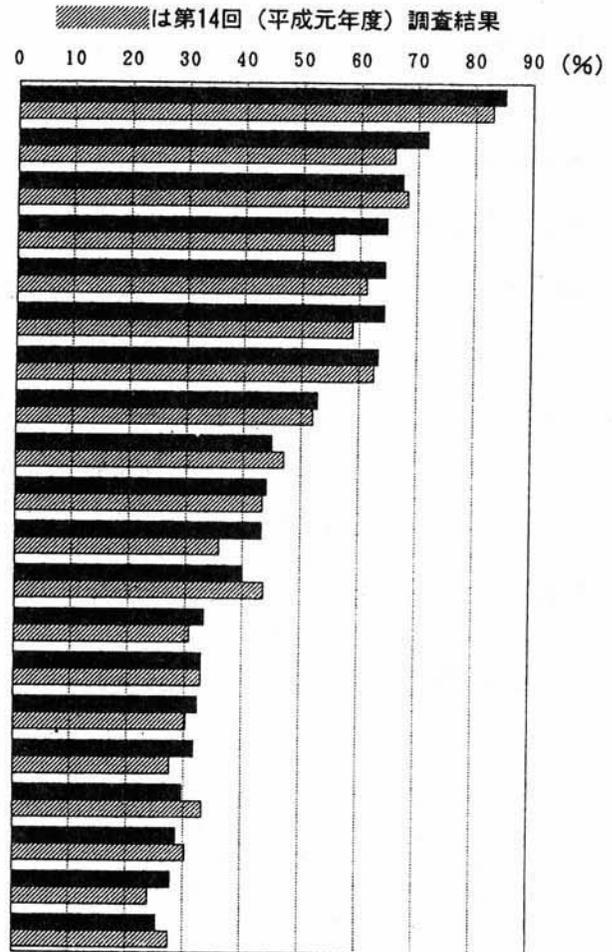
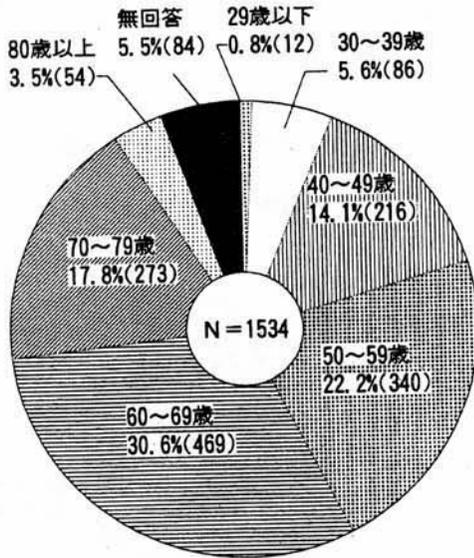


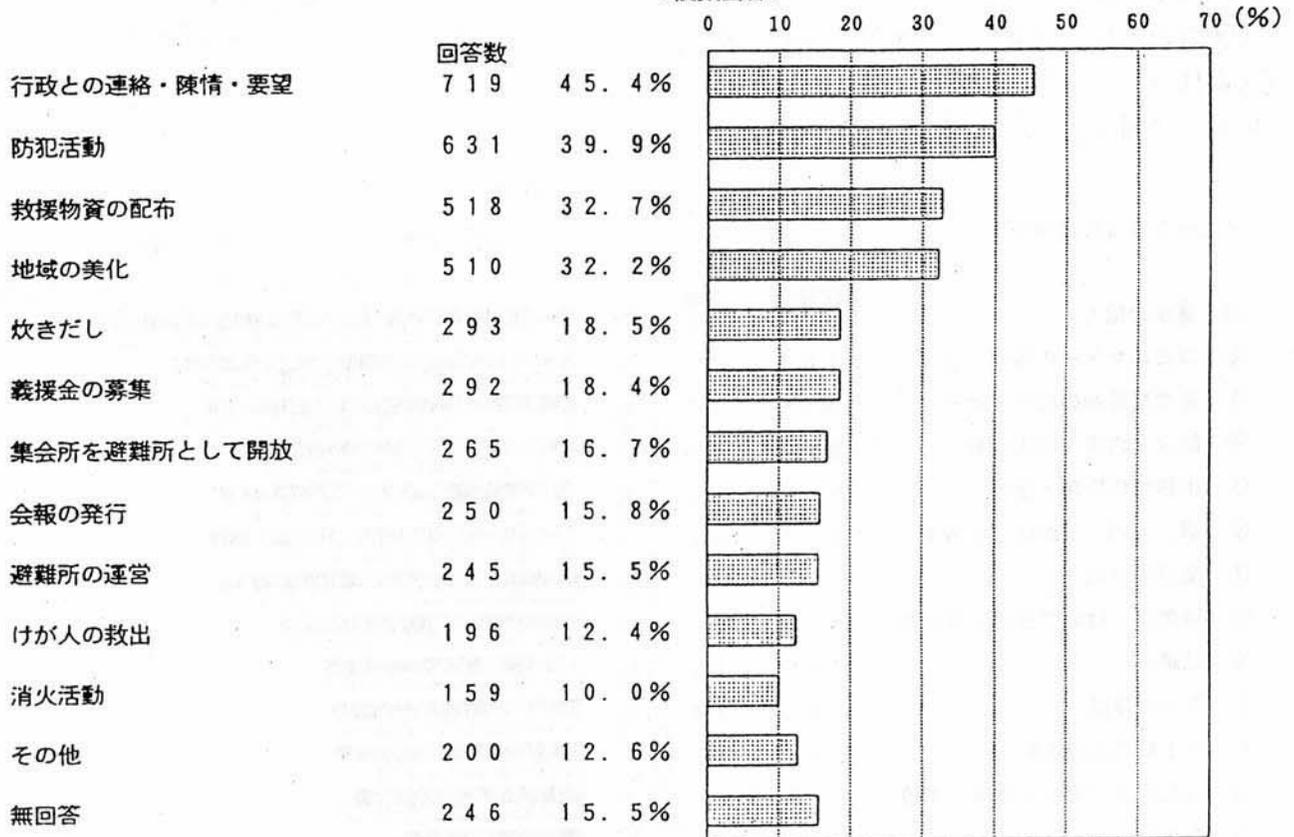
図9-1-3 代表者の年齢



震災以降の自治会の活動については、市民局が平成7年7月にまとめた「住民自治組織被災状況調査報告書」によると、震災により解散・休会となった住民自治組織は6団体、会長が避難をしているのが34団体あった。また、震災後の活動については、「行政との連絡・陳情・要望」が45.4%で最も多く、以下「防犯活動」(39.9%)、「救援物資の配布」(32.7%)、「地域の美化」(32.2%)と続いている。(図9-1-4)

図9-1-4 震災後の活動内容

<複数回答>



回答自治組織数 1583

活動内容を区別にみると、「防犯活動」は、兵庫区(68.5%)、長田区(64.8%)、「消火活動」は、長田区(24.6%)、兵庫区(23.3%)、「救援物資の配布」は、兵庫区(72.6%)、東

灘区(60.3%)、「義援金の募集」は、西区(40.9%)、北区(39.4%)などが多い。(表9-1-1)

表 9 - 1 - 1 行政区別の震災後の活動内容

区 活動内容	全 市	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
行政との連絡	719	59 50.9	33 44.0	36 55.4	89 61.0	80 36.2	108 54.3	90 45.0	132 40.1	92 39.7
防 犯 活 動	631	56 48.3	44 58.7	38 58.5	100 68.5	56 25.3	129 64.8	76 38.0	97 29.5	35 15.1
救援物資の配布	518	70 60.3	42 56.0	31 47.7	106 72.6	38 17.2	103 51.8	65 32.5	34 10.3	29 12.5
地域の美化	510	46 39.7	23 30.7	22 33.8	62 42.5	54 24.4	68 34.2	60 30.0	113 34.3	62 26.7
炊 き だ し	293	35 30.2	15 20.0	10 15.4	37 25.3	58 26.2	39 19.6	42 21.0	36 10.9	21 9.1
義援金の募集	292	7 6.0	3 4.0	4 6.2	8 5.5	87 39.4	8 4.0	48 24.0	32 9.7	95 40.9
集会所の開放	265	35 30.2	20 26.7	12 18.5	47 32.2	21 9.5	53 26.6	30 15.0	29 8.8	18 7.8
会 報 の 発 行	250	17 14.7	6 8.0	7 10.8	21 14.4	30 13.6	25 12.6	45 22.5	55 16.7	44 19.0
避難所の運営	245	38 32.8	23 30.7	16 24.6	57 39.0	19 8.6	46 23.1	30 15.0	13 4.0	3 1.3
けが人の救出	196	42 36.2	20 26.7	8 12.3	42 28.2	0 0.0	61 30.7	19 9.5	4 1.2	0 0.0
消 火 活 動	159	11 9.5	7 9.3	8 12.3	34 23.3	14 6.3	49 24.6	14 7.0	14 4.3	8 3.4
そ の 他	200	19 16.4	10 13.3	5 7.7	16 11.0	23 10.4	28 14.1	30 15.0	40 12.2	29 12.5
無 回 答	246	8 6.9	9 12.0	8 12.3	6 4.1	44 19.9	18 9.0	25 12.5	87 26.4	41 17.7

注：上段は回答数、下段は各区の総回答数に占める割合（％）

この結果は、火災の発生の多かった長田区、兵庫区では、「消火活動」が行われた割合が多く、被災の比較的少なかった西区、北区などで被災地支援の「義援金の募集」が行われるなど各区の被災状況を反映した活動が行われていたといえる。

また、地域のつながり（連帯感）の変化につ

いては、新たにつながりが生まれたり、つながりが強くなったとするものが51.3％あり、震災を契機として地域のつながりが強まったことが明らかになった。今後つながりを強めていくべきだとするものも41.8％あり、全体として震災を経てコミュニティに対する志向が高まっている。

(2)神戸市婦人団体協議会の支援活動

神戸市婦人団体協議会は、昭和25年に発足し、主婦・消費者の立場から地域改善や市民生活の向上等に向けて問題提起するとともに、改善運動を展開している団体である。昭和43年からは婦人市政懇談会という形で多くの有意義な提言や要望が神戸市に対して寄せられている。同協議会の下には各区ごとに連合婦人会が組織され、各区で小学校区ごとに単位婦人会が組織されている。(単位婦人会員数142、会員数約7万人)

同協議会では、健康教育、生活環境など13の実行委員会を設置し、勉強会等を開催して生活における問題意識の啓発等に努めているほか、日頃から、まちの美化・緑化活動、文化・レクリエーション活動をはじめ地道な奉仕活動を行っている。

今回の大震災により、それぞれが多大な被害を受けられた神戸市婦人団体協議会の会員の方々も、各地域で様々な支援活動を行った。

震災直後は救援物資の提供はもとより、地域福祉センターや避難所となっている小中学校等に出向き、炊き出しを行った。特に比較的被害の小さかった北区、垂水区、西区の婦人会では、被害の大きかった地域へ出向き、炊き出しのほか、避難している会員の家財道具の搬入や搬出を行ったり、さらには市職員とともに避難所に泊り込んで避難者の世話をを行った婦人会もある。また、他都市からの応援職員の慰問など婦人ならではのきめ細かな活動も行った。

また、仮設住宅の住民と一緒に花づくりや、ひとりぐらし老人の慰問、バザーの開催などのコミュニティ活動を行うなど、各地域で様々な活動を行っている。

神戸市婦人団体協議会の活動状況

支援した延べ人員																			
炊き出し(おにぎり、みそ汁等)	北区連合婦人会など 約10,000人																		
頑張れハットの制作と配布	西区連合婦人会を中心に 約5,000人																		
がんばるぞうさんタオルの制作	全市的に約2,000人																		
新鮮野菜の被災地への支援	西区連合婦人会を中心に 約1,000人																		
生活必需品の支援 (茶碗、下着、パンスト、ガスコンロ)	約5,000人																		
他都市からの応援職員の慰問	約500人																		
手づくりの救援物資の制作 (雑巾、ソックスなど)	約20,000人																		
町にうるおいをと“花”を届ける (パンジー 5,000株、デージー 4,000株)	約500人																		
避難所への慰問と相談活動	約10,000人																		
広報紙「災害特別号」と「地震特別号」の配布	約21,000人																		
仮設住宅への訪問と慰問(4,395戸)	約45,000人																		
<table border="0"> <tr> <td>東灘区</td> <td>861戸</td> <td>兵庫区</td> <td>271戸</td> <td>須磨区</td> <td>270戸</td> </tr> <tr> <td>灘区</td> <td>268戸</td> <td>北区</td> <td>1,097戸</td> <td>垂水区</td> <td>219戸</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>623戸</td> <td>長田区</td> <td>139戸</td> <td>西区</td> <td>647戸</td> </tr> </table>	東灘区	861戸	兵庫区	271戸	須磨区	270戸	灘区	268戸	北区	1,097戸	垂水区	219戸	中央区	623戸	長田区	139戸	西区	647戸	
東灘区	861戸	兵庫区	271戸	須磨区	270戸														
灘区	268戸	北区	1,097戸	垂水区	219戸														
中央区	623戸	長田区	139戸	西区	647戸														
合計	約120,000人																		

資料:「婦人神戸」(平成7年4月28日号)

第2節 ボランティアの活動

1. 活動状況の概要

(1) ボランティアの活動状況

災害発生直後から、全国から多数のボランティアが駆けつけ、多様な活動を展開した。被害が甚大であったため、その活動も広域にわたった。

災害発生後、医療団を始めとするNGOなどの団体が、いち早く現地入りし、独自の活動を開始した。また、個人で被災地に駆けつけたボランティアも増加した。

①活動人数

震災後の県下におけるボランティア活動人数は、兵庫県の調査では表9-2-1のとおりであり、5カ月を経過した時点で延べ約122万人にのぼる。

神戸市内では、2月28日までに神戸市が直接把握している人数は延べ約10万人であった。

表9-2-1 ボランティア活動者数の推移

期間	1日平均ボランティア活動人数				期間別ボランティア活動人数	累計
	避難所	物資搬出・搬入	炊き出し準備、地域活動等	計		
1/17~2/17	12,000	3,700	4,300	20,000	620,000	620,000
2/18~3/16	8,500	1,500	4,000	14,000	380,000	1,000,000
3/17~4/3	4,600	400	2,000	7,000	130,000	1,130,000
4/4~4/18	1,600	100	1,000	2,700	40,000	1,170,000
4/19~5/21	750	10	340	1,100	36,000	1,206,000
5/22~6/16	390	310		700	18,200	1,224,200

注：1995.6.28 兵庫県 資料による

②神戸市の対応

1月18日未明に神戸市災害対策本部に「救護ボランティア窓口」を設置し、医師や看護婦などの専門職をはじめとするボランティアの受付を行った。その結果、1月22日には一般のボランティアを含め7,200人に達し、登録を中断したが、その後も申し入れが続き、3月8日の窓口閉鎖までに合計約11,500人に達した。

1月30日からは神戸市民福祉人材センター（神戸市社会福祉協議会）が在宅者支援ボランティアを募集し、受付登録とコーディネートを開始した。3月末日現在で約3,300の個人・団体を登録した。

被災直後には区役所にボランティアが殺到した。しかし、各区役所では避難所の開設、救援物資の受入、遺体の安置などに忙殺され、対応することができなかつたため、区対策本部への協力や避難所での活動など、ボランティアはそれぞれの判断によって自発的に活動を開始した。区レベルではボランティアを受入れるシステムを設置していなかったが、異なった形態で受入のための組織化が取り組まれた。

・東灘区

1月末頃から2月4日にかけて、個人ボランティアを結集する「情報センター」の結成、地元ボランティア団体(NPO等)による「地域たすけあいネットワーク」の結成、他都市の支援団体によるセンターが結成され、区社会福祉協議会がボランティアの受入やこれら団体とのネットワークによる活動調整を図った。

・灘区

1月20日頃から区庁舎において、学生グループが中心となって「灘区災害ボランティア」が結成され、ボランティアの受入れや活動調整を行った。2月13日に「灘ボランティア」と改称し、NGO等の団体と連携を図っていった。

・中央区

1月20日頃震災ボランティアの中のリーダーによって活動の組織化が着手され、区対策本部と連携する「中央区ボランティア」が結成された。

・兵庫区

2月11日から、全国社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会の応援を受けて、「兵庫区ボランティア」の結成やコーディネート体制を整え、区対策本部・NGO等の団体と連携

する「兵庫区ボランティア対策本部」を開設した。

・長田区

1月24日に個人ボランティアを受け入れる「長田ボランティアルーム」を開設し、2月上旬からは西神戸YMCAがボランティア希望者への窓口を担当した。区社会福祉協議会がNGO等との緩やかなネットワークをもち、情報交換を図った。

・須磨区

1月25日から区対策本部に市職員2名が派遣され、ボランティアリーダー2名の協力を得て窓口となり、区対策本部として受入や活動調整を3月末まで行った。在宅支援など自主活動を目的として、2月10日「須磨ボランティア」を発足させた。

区対策本部や区社会福祉協議会で受け入れ活動したボランティアは、6月15日までに開設した全区のボランティアセンターにおいて、8月15日までに18,570人にのぼった。

震災当日から送られた救援物資の搬入・搬出作業は本庁、ヘリポート及び4集配拠点で行った。本庁で受付し、この作業に携わったボランティアは延べ約5,100人にのぼった。

全国から郵送された救援物資は1月21日から3月20日まで4カ所の施設で仕分けと配送を行い、延べ約28,700人が携わった。これら後方支援ボランティアを募集するため、1月22日からCATVの告知放送を開始した。

表9-2-2 神戸市のボランティア受付状況

	神戸市災害対策本部 (1/18～)	神戸市社会福祉協議会 (1/30～)	各 区 (震災後)(人)
受付数	11,500 (人)	3,248 (個人・団体)	18,570
再掲) 内 訳	医療関係 1,600 建築関係 210 国際関係 280 その他 9,410 (再掲) 市内在住 1,610 市外在住 9,890	活動者数 延べ39,200 (人) (活動内容) ・引越し ・家財道具搬出 ・水汲み ・救援物資の仕分け、 配付 ・身辺介助 など	東灘 7,100 灘 2,100 中央 3,500 兵庫 1,200 北 40 長田 2,000 須磨 1,460 垂水 500 西 670
	平成7.3.8現在	平成7.3.31現在	平成7.8.15現在

表9-2-3 神戸市社会福祉協議会での企業・労組等の登録活動状況
(平成7.1.28～3.31)

受付状況	39団体
受付・活動申込内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運送 21 ・物資仕分け 2 ・シート張り 2 ・理容 4 ・炊き出し 11 ・その他 12
(複数内容)	(相談、引越し、介護など)

(2)震災ボランティアの特徴

日本において前例をみない規模のボランティア活動が展開され、既存のボランティア観を超える活動参加があった。

震災ボランティアの特徴を挙げると、次のようになる。

①ボランティア活動を経験したことがない人の参加

今回の震災で「初めてボランティア活動に参加した」人が69%で、「ボランティア活動の経験のある」人の29%を大きく上回った。

②学生など若い世代の参加

大学生・短大生などが45%と最も多く、次いで高校生以下が12%と、学生の参加が目立った。

③地域住民の助け合い活動

震災直後は被災地の住民自身による救助活動が展開された。また、被災地への物資仕分けや搬出作業などの後方支援の活動に参加した。

④専門ボランティアの活動

専門技術を活かしたボランティアが、被災者の救援活動に取り組んだ。

⑤企業における社会的貢献活動

企業の組織力や技術を有効に活用した支援活動が展開された。

(参考) 兵庫県「阪神・淡路大震災におけるボランティア活動に関する調査」結果

1. 調査時期 平成7年2月22日～3月3日
2. 調査方法 郵送法による無記名アンケート調査
3. 対象 避難所のボランティア活動者 1,393人
(有効回答 593 有効回答率43%)
4. 結果の概要

(1)活動者の属性	1)性別	男性52%、女性47%	
	2)住所	県内35%、県外63%	
	3)年齢	20歳未満 23%	
		20歳代 50%	
		30歳代 10%	
		40歳代 9%	
		50歳代 5%	
		60歳代 2%	
	4)職業	大学生・短大生・専門学校生 45%	
		高校生以下 12%	
		主婦 9%	
		自営業 4%	
		定年退職者 1%	
		その他(フリーアルバイトなど) 21%	
(2)ボランティア活動経験	あり	29%	なし 69%
(3)活動の動機(重複回答)	・何か役に立てそうだから	55%	
	・自分自身の勉強になると思ったから	53%	
	・いてもたってもいられなかったから	43%	
(4)活動のための情報収集方法	・直接避難所に来た	30%	
	・市町ボランティアセンターの紹介	8%	
	・市町災害対策本部の紹介	7%	
	・県対策本部の紹介	2%	
	・その他(知り合いの紹介など)	42%	
(5)困ったこと	・疲労が激しい	21%	
	・避難者との人間関係	20%	
	・何をしたらよいかわからない	16%	
	・ボランティア間の人間関係	15%	
(6)活動の継続意向	・避難所のボランティア活動を継続したい	61%	
	・違う活動をしたい	14%	
	・活動を中止したい	3%	
(7)ボランティアの活動内容(重複回答)	・物資搬入 81%	・買物手伝い 10%	
	・清掃 47%	・医療、救護 9%	
	・炊き出し 44%	・健康管理 9%	
	・各種相談 21%		
	・保育 17%		
(8)ボランティア保険の加入	加入	51%	

表 9-2-4 専門ボランティアの活動事例

関係部局	活 動 内 容
民生局	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ライトハウスや視覚障害関係団体（活動者約 300人）による安否確認（1,750人）、生活用品の配付、点眼薬の提供など ・手話通訳者、手話サークル会員（約 400人）による、安否確認（1,000人）、補聴器の配付など
衛生局	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所医療班 ・病院、ボランティア団体 104団体（医師・看護婦等） ・医療関係個人ボランティア 登録約 1,700人 ・医療施設・保健所への派遣（24病院・診療所） ・医薬品配達、病形給食の配達、ヘリ搬送搭乗 ・歯科医師・衛生士による巡回健診（約7台・7 10f-m） ・歯ブラシの配付、除痛・切開・投薬など応急処置、義歯の修理 等 ・薬剤師関係（日本薬剤師会、兵庫県病院薬剤師会、製薬会社、薬品卸会社ボランティア） ・集積センターでの在庫管理、代用薬の選択・保管・配送 ・その他 こころのストレス相談など
住宅局	<ul style="list-style-type: none"> ・建築ボランティアセンターの開設 ・建築士による個人住宅を対象とした危険度判定。 ・1/24～2/10まで実施。250人が活動し、約4,700棟を診断した。
市長室 国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳ボランティアの設置 ・500人の登録があり、延べ約 350人のボランティアを配置。（活動内容） ・海外からの医療活動、人命救助団体への参加 ・外国プレスへの対応 ・区役所への通訳配置（り災証明・義援金窓口） ・保健所、外国人相談窓口などへの通訳配置 ・翻訳などの協力依頼 ・合同慰霊祭への配置

(3) ボランティア活動に対する行政支援

① 各区庁舎の規模・被災状況によって異なる。支援活動のための区役所庁舎のスペースやプレハブの提供、仮眠施設の提供、通信・事務機器の提供、食事の提供など。

② 神戸市が加入する「救護ボランティア傷害保険」を開設。保険期間 平成7年2月1日～8年2月末。

なお、平成7年2月1日から3月1日の1カ月間については、社団法人日本損害保険協会から、阪神大震災救援ボランティアのための寄附があり、保険の補償内容が、「地震による傷害」も対象となる特約付きの保険とした。

③ 3月11日の兵庫区ボランティアセンターの開設以後6月15日までに全区でボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に対する支援窓口を設置した。

④ 被災地域での活動運営費や事業費に対する「阪神・淡路大震災復興基金 ボランティア活

動助成金」による助成事業を5月25日から開始した。

(4) ボランティア活動の教訓と課題

① 活動を支援するうえでの問題点

ボランティア活動に対応できるシステムが構築されていなかった。また、区においては更に庁舎の損壊によりスペースの確保に支障をきたしたり、避難所の開設・救援物資の受入搬出・遺体安置などの業務に忙殺されたため、十分な対応ができず次のような問題点が顕在化した。

ア. ボランティアの受付・登録などを行ったが、活動調整を行うボランティアセンターが区単位で整備されていなかったため対応できなかった。

イ. 被災状況などの情報提供やボランティア活動に関するニーズの把握と情報提供を行う窓口がなく、全国のボランティア団体等に必要な活動要請を行うことができなかった。

ウ. 経験豊富なコーディネーターが殆どいなかった。また、緊急時にボランティア拠点の中核機能を組織する民間等スタッフの参加システムがなかった。

エ. ボランティアもトレーニングを積んだ団体から、初体験で活動に入る人まで様々であった。個人ボランティアに対する活動上の基本的知識や団体間の活動調整が不十分であったり、ボランティアを受け入れる住民の側の理解が未成熟であったためのトラブルが一部に生じた。

② 神戸におけるボランティア活動への支援策と課題

7月に「市民福祉復興プラン」を策定し、次のような施策に取り組んでいる。

ア. ボランティア情報や各種の講座に身近なところからアクセスし、地域における様々な分野のボランティアへの参加を支援するため、

各区社会福祉協議会にボランティアセンターを開設した。

ボランティアセンターにおいては、各種情報の提供、ボランティア講座の開催、登録や活動紹介などの事業を展開し、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応する活動を支援している。

イ. ボランティアセンターや各種団体・企業におけるコーディネーターを養成するため、市民福祉大学が開設する講座・研修によって支

援する。

ウ. 緊急時の情報発信とニーズ把握、及びボランティア受け入れの機能を果たすボランティア情報システムを構築し、平時の情報提供やコーディネート機能を強化する。

エ. 社会福祉協議会が主体となり地域活動団体・ボランティア団体・NPO、更には企業の社会貢献活動を含めたネットワークの構築をする。

表9-2-5 各区社会福祉協議会におけるボランティアセンター設置状況

(平成7年8月15日現在)

	開設時期	登録者数	区内でのボランティア活動状況	ネットワーク・連絡会への参加団体数
東 灘	7.3.20	(個人) 450 (団体) 23	仮設住宅地域での友愛訪問活動…安否確認、通院・外出介助等	11
灘	7.4.28	(個人) 97 (団体) 13	仮設住宅地域での友愛訪問活動…安否確認、話相手、大工等	3
中 央	7.5.15	(個人) 320 (団体) 7	仮設住宅地域での交流活動、情報誌発行等	9
兵 庫	7.3.11	(個人) 115 (団体) 8	仮設住宅地域での訪問活動、啓発ビデオの貸し出し等	5
北	7.6.15	(個人) 40 (団体) 1	ボランティアネットワークの運営、施設ボランティア派遣	22
長 田	7.4.1	(個人) 150 (団体) 15	仮設住宅地域での友愛訪問活動・生活支援、仮設住宅地域での交流活動、仮設住宅向け情報誌発行等	9
須 磨	7.6.1	(個人) 100 (団体) 19	仮設住宅のための情報誌発行、在宅者への移送サービス等	17
垂 水	7.6.15	(個人) 110 (団体) 14	仮設住宅向け情報誌発行、仮設地域に花を植える活動等	1
西	7.5.15	(個人) 203 (団体) 31	仮設住宅地域での生活支援(テレホンサポート、安否確認、話相手等)	31
合 計		(個人) 1585 (団体) 131		108

2. 区における活動状況

前述のとおり、各区でのボランティアの受け入れ状況は様々であったが、区におけるボランティアの活動状況を東灘区、兵庫区、西区を例にとってみると次のとおりである。

(1)東灘区

①震災直後（平成7年1月17日～1月末）

震災ボランティアの活動は、医師・看護婦及び一般のボランティアが医療救護活動及び医療救護所への医薬品配送業務に携わることになる。ボランティアの受付は保健所、区役所でそれぞれ行っていた。その後、活動の中心は避難所への物資の配送や大規模避難所の運営の補助業務等へ移行。1月末、保健所を拠点に活動する学生を中心としたボランティアグループ「情報センター」が発足。

②区・区社会福祉協議会による調整活動開始期（平成7年2月5日～2月27日）

2月4日、地元住民と全国的なNPOが連携したボランティアグループ「東灘・地域助け合いネットワーク」が、深江に事務所をおいて、在宅被災者への水汲み・家事援助等の活動を開始。

「情報センター」は避難所の巡回活動を行っていたが、被災者からのニーズの受け入れや対応を巡って、ボランティア活動と区災害対策本部避難所班の業務との調整を行うことが必要となる。

2月7日、区地域福祉課（区社協事務局）が調整役となり、区災害対策本部の避難所班・物資班・広報班と「情報センター」との連絡会議を開催。以降、2～3日に1回開催。

2月10日、西宮市・芦屋市を中心に活動していた(社)大阪ボランティア協会が中核となったボランティアグループ「応援する市民の会」が、同様に深江に事務所をおいて、在宅被災者の支援活動を開始。2月15日、区との協力関係を確認。

2月中旬、区で1日に受け付けるボランティア数は最大200名近くとなり、庁舎内に宿泊す

ることが不可能となる。活動拠点としての事務所及び宿泊所を区庁舎と別に設置する必要が生じる。

2月20日、民間企業の協力を得て、ボランティアの宿泊所兼事務所として住吉公園にプレハブ10棟を設置。

2月21日、物資配送等の区災害対策本部関連の業務を補助するボランティアが業者便の活用により必要となくなったため、ボランティアの受付及びコーディネート業務を区社協と「情報センター」が保健所待合いに窓口を設置して、一体となって行うこととする。

③ボランティア調整活動展開期（平成7年2月28日～3月19日）

2月28日、地元ボランティアグループの連絡会を開催。震災前から活動していた地元ボランティアグループ（7グループ）のリーダー層を集め、地元ボランティアの連携・協力体制について協議。「東灘・地域助け合いネットワーク」に地元ボランティアの力をできるだけ結集していくこととし、区及び区社協は積極的に支援する方向となる。

3月15日、地元ボランティアグループの活動拠点として区役所中庭にプレハブ1棟とテント1張を設置。

3月16日、「東灘区ボランティア連絡会議」を開催。地元ボランティアグループ代表、「情報センター」、「応援する市民の会」、「コープこうべボランティア」を集め、今後の協力体制について協議。区社協ボランティアセンター（東灘区災害復興ボランティア本部）の設置について説明、運営への参画と協力を依頼。

④東灘区ボランティアセンター開設以降（平成7年3月20日～）

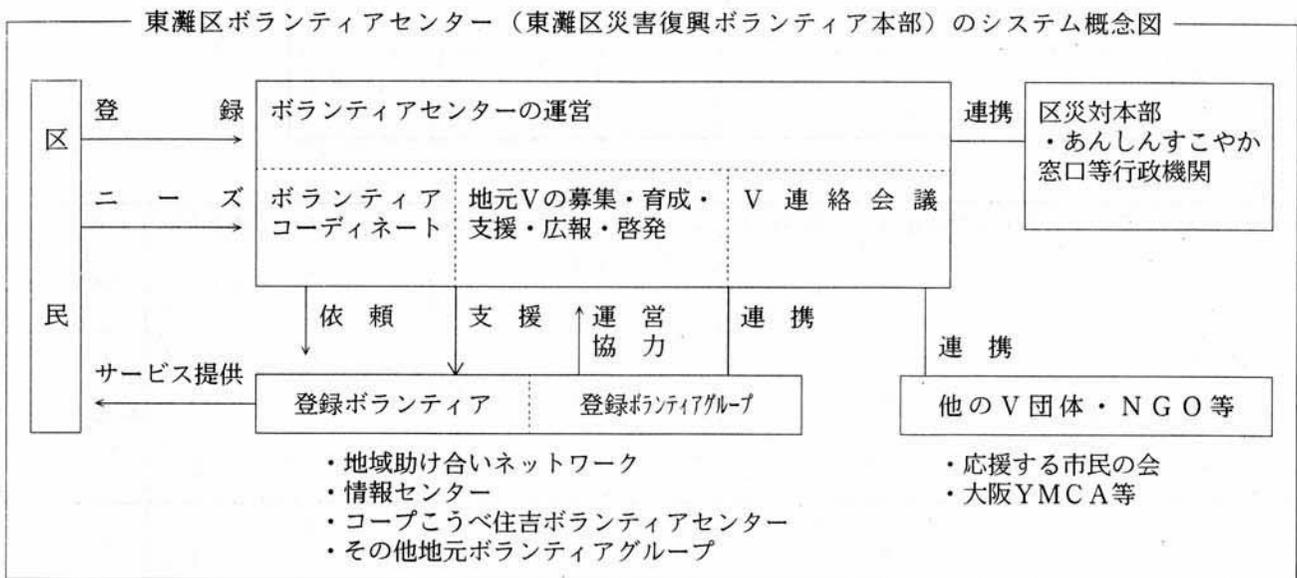
3月20日、東灘区ボランティアセンター（東灘区災害復興ボランティア本部）開設。ボランティアコーディネーターを配置するとともに、各ボランティア団体から相談員を派遣してもらう。ボランティア活動に関する総合相談窓口であり、グループどうしの活動及び行政による福祉サービス等との調整機関として位置づける。

4月、これまで活動の中心となっていた、遠方からの学生層のボランティアは減少し、地元の主婦や勤労者層、シルバー層等が増加する。ニーズは、避難所のケアから仮設住宅等への引っ越しに伴う運搬、荷物出し等へと変化。5月以降は、仮設住宅入居者の7割近くをしめる高齢者・障害者世帯に対する安否の確認、家事援助、介護等の福祉的で継続的なニーズへと変化。

6月～7月、大規模仮設住宅が建設されている六甲アイランド及び瀬戸の仮設住宅に居住するひとりぐらし老人の安否確認や話し相手を行

う地元住民による友愛訪問ボランティアが民生委員を核として組織化され、8月末には200人を越える人数となる。区内のそれ以外の地域においても地区民生委員・児童委員協議会が中心となって友愛訪問活動を展開。区内の仮設住宅全体をカバーするひとりぐらし老人の見守り体制がほぼできあがる。

平成7年8月13日現在、ボランティアセンターへの登録者は462名を数え、先述の友愛訪問活動を始め、登録グループに参加するなど、さまざまな活動を展開している。



注：Vはボランティアの略

表9-2-6 受付ボランティア地方別内訳

	1/29-2/25	2/26-3/25	3/26-4/22	4/23-5/20	5/21-6/17	6/18-7/15	7/16-8/13	計
北海道	11	27	1	0	0	1	0	40
東北	22	77	4	2	10	11	1	127
関東	373	879	80	37	5	6	12	1,392
信越	26	29	0	1	0	0	1	57
北陸	9	9	3	1	0	0	0	22
東海	107	193	14	16	2	0	0	332
近畿	1,660	1,259	298	153	71	99	70	3,610
中国	17	89	6	5	0	0	0	117
四国	9	21	27	1	7	0	0	65
九州	21	85	10	2	0	0	0	118
沖縄	0	13	0	0	0	0	0	13
計	2,255	2,681	443	218	95	117	84	5,893

表9-2-7 登録ボランティア市内（区内）、市外内訳

	3/20-4/22	4/23-5/20	5/21-6/17	6/18-7/15	7/16-8/13	計
東灘区内	98	72	74	91	52	387
他 区	7	3	2	4	3	19
市 外	17	20	6	7	6	56
計	122	95	82	102	61	462

表9-2-8 ニード取扱い状況

住所別内訳

	1 避難所	2 六甲アイランド仮設	3 旧市街地仮設	4 一般住宅	5 その他	計
3月	6		21	20		47
4月	3	4	6	58	9	80
5月	5	31	14	34	4	88
6月	4	35	14	29	9	91
7月		5	8	13	2	28
計	18	75	63	154	24	334

ニード内容内訳

	1 ゴミ出し	2 物資届け	3 情報提供	4 安否確認	5 家事援助	6 介 護	7 通院介助	8 外出介助
3月	3	1	1	1	2	2	1	4
4月	5				5	2	3	5
5月	2	1		9	8	2	3	7
6月	1	2		15	6	4	11	5
7月				2	1		6	5
計	11	4	1	27	22	10	24	26
	9 話し相手	10 運搬引越	11 荷物出し	12 イベント	13 雑 用	14 その他	計	
3月		6	12		3	11	47	
4月		13	22	3	17	5	80	
5月	9	19	9	1	13	5	88	
6月	10	5	7	2	9	14	91	
7月		4	3	2	3	2	28	
計	19	47	53	8	45	37	334	

処理結果

	1 東灘・地域 助け合いネットワーク	2 情報センター	3 友愛訪問 ボランティア	4 その他登録 ボランティア	5 不成立、介 他 紹	計
3月	9	20			18	47
4月	18	31		4	27	80
5月	11	24	15	12	26	88
6月	30	8	21	7	25	91
7月	17		3	1	7	28
計	85	83	39	24	103	334

(2)兵庫区

1月20日頃より本庁から紹介されたボランティア、直接来庁したボランティアをニーズのあるところ（物資の運搬等区役所の仕事為主）に派遣していたが、ニーズとボランティア派遣の調整が円滑に行われず、十分な機能が発揮できなかった。

2月6日に、全国社会福祉協議会の応援スタッフが訪れ、区及び福祉事務所と連携して在宅で要援護状態にある被災者への支援体制及びボランティアのコーディネート体制の確立に着手した。また、2月7日には区内で活動する様々なボランティアグループやNGOの情報交換、有機的な連携を目的とした兵庫区ボランティア連絡協議会が発足した。

2月10日には、多くの社協職員の派遣により行政、社協、ボランティア（NGOを含む）の連携による「兵庫区ボランティア対策本部」の体制（資料1）を整備した。

- ①「兵庫区ボランティア対策本部」の活動
- A. 総合窓口（ボランティアコーディネート業務）
- 主に兵庫区役所に登録した「兵庫区ボランティア」を活用して、避難所や在宅での水汲みや半壊家屋内の家財整理など、様々なニーズに

人材を派遣したり、区内の仮設トイレを掃除してまわる、あるいはこどもの遊び相手や高齢者の話し相手になるなどの活動を展開するとともに、小規模避難所の炊きだしの需給調整等を実施した。

イ. 在宅プロジェクト本部

在宅で要援護状態にある被災者の安否の確認やニーズの把握を進める調査と、そのニーズに対応し福祉事務所・保健所（ホームヘルプサービスや訪問指導など）と連携しながら入浴サービスの提供、ケアスタッフの派遣を実施した。

②「災害復興兵庫区ボランティアセンター」の設置

学校復帰による学生ボランティアの減少やNGOの撤退などを考慮し、「災害」という特殊需要に対応し急ぎょ構築した「兵庫区ボランティア対策本部」から地元ボランティアの導入による生活ニーズに対応した継続的なボランティアセンターへの移行を目的に、兵庫区社協の機関として3月11日に「災害復興兵庫区ボランティアセンター」を設置した。その後、様々な局面を経ながら地域に根ざしたボランティアセンターを目標に現在も活動を実施している。

図9-2-1 兵庫区ボランティア対策本部 システム図



注：P・Jはプロジェクトの略
V・Vrはボランティアの略

表 9 - 2 - 9 活動状況の内容について

日 付 活動内容	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	合
	2/ 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	3/ 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
家事援助 (買い物、子供の遊び相手等)	2	5	2	1	3	2	5	1	3	2		1	3	2			1	1	4	1	2			4	45
付添い・介助 (病院への付添い等)			1	1		1	3	4	1	1			1			1	3		1	1	1		1		21
運 搬 (引っ越し・物資の運搬)	5	3	1	1	2	4	4	5	6	7	10	4	5	5	4	7	6	6	12	5	6	4	2	7	121
話し相手 (高齢者との会話)			2		1		6	4	3	5							1			6	7	6	1	4	46
食 事 (炊きだし・配食)	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	4	2	2	5	4	2	3	2	3	2	3	2	2	4	62
修理・修繕 (シート張り・家財の修理等)	2	1				2	2		1	3		2			3	1				1				1	19
清掃・片付け (倒壊した家財等の整理等)		2	4	3	2		1		1	1	2	2	2	3	1	5	4	3	5	1	1	2	1	2	48
そ の 他		1	2	2	2	2	1	1	2	1	3	3	3	5	5	6	4	3	4	3	5	3	3	5	69
ニ ー ズ 件 数	12	14	14	11	12	13	24	17	19	22	19	14	16	20	17	22	22	15	29	20	25	17	10	27	431
対 応 人 数	49	32	34	35	35	33	49	38	46	44	62	39	39	70	59	81	64	56	80	53	70	59	34	78	1,239

注：この集計は、兵庫区ボランティア対策本部『ボランティア活動記録（2月16日以降）』をもとに作成したものである。1月17日の震災直後から2月15日の期間中にもボランティア活動は行われていたが、その内容・参加者等の詳細については不明である。

表 9 - 2 - 10 ボランティア登録者（性別）

(単位：人)

性 歳	男	女
	～19歳	113
20歳～29歳	207	186
30歳～39歳	43	22
40歳～49歳	51	33
不 明	15	8
小 計	429	363
合 計	792	

表9-2-11 ボランティア登録数(ブロック別)

(単位:人)

(単位:人)

1 北海道・東北 10	北海道	3
	秋田	1
	宮城	1
	山形	2
	福島	3
2 関東甲信越 (東京除く) 105	茨城	4
	栃木	3
	埼玉	24
	千葉	20
	神奈川	47
	長野	3
	新潟	4
3 東京都 106	東京	106
4 中部・東海 47	富山	3
	福井	2
	岐阜	5
	静岡	2
	愛知	27
	三重	8
5 兵庫県 273	神戸市	204
	神戸市以外	69
6 大阪府 119	大阪	119

7 近畿 (兵庫・大阪除く) 72	奈良	8
	滋賀	10
	京都	52
	和歌山	2
8 中国・四国 43	島根	2
	岡山	21
	広島	9
	山口	5
	香川	3
	愛媛	1
	高知	2
10 九州 17	福岡	9
	熊本	1
	大分	2
	宮崎	3
	鹿児島	2

全国各地の合計	
37都道府県792人	

(内訳)

兵庫県区	37
兵庫県区以外	167

(資料1)

兵庫区ボランティア対策本部

ただいま、こんな活動をしています。

- ▽環境隊 …… 公共のトイレ、公園の清掃を主とする活動。
- ▽お茶隊 …… り災証明を受けとるために外で並んでいる人にお茶をサービスする。
- ▽おはなし隊 …… 地震後、悩める心を少しでも軽くできるように、簡単なカウンセリングをする。
- ▽ラッコ隊 …… 主に被災した子どもの遊び相手をしている。また、日曜日・祝日に子ども達を集めて、様々なイベントを企画している。
- ▽マッサージ隊 …… 避難所を中心に、ニーズがあったら、資格を持っている人と一緒にまわり、コミュニケーションをとる。
- ▽情報収集部 …… ラジオ、新聞といったマスメディアから情報を集める。
- ▽情報隊 …… 2人1組で、担当地域をまわり情報を集める。
- ▽区役所内担当 …… 区役所内で避難している方々に食事を配ったり、炊きだしをし、コミュニケーションをとる。
- ▽人材派遣 …… ボランティアに来た人と依頼のコーディネート。
- ▽便利屋隊 …… あかないドアを直したり、水道管の応急処置など、いろいろな応急処置を行う。
- ▽単発 …… 水運び、引っ越し等の手伝い、身の回りの世話、他。
- ▽在宅PJ …… 在宅調査の実施、電話の受付、ニーズの割り振り、入浴に関する団体調整。
- ▽炊きだしPJ …… 小規模避難所を中心とした需給調整、他団体への依頼。
- ▽物資担当 …… 必要物資の確保、ニーズへの対応。他団体への協力依頼。

集められた情報は、依頼書に書かれ、ボードに貼られます。それを見て活動して下さい。
呼びかけられたり、ひきぬかれたりして活動してもらう場合もあります。何かアイデアがあったらどんどん出して、隊をつくるなどをして活動して下さい。

あまり無理をせず、身体に気をつけて下さい。

連絡先

兵庫区ボランティア対策本部

兵庫区荒田町1-21-1
兵庫区役所となり 湊川公園救護地内

☎ 078-579-3304 - 3372

(3)西 区

西区は市街地と比較して、被害は少なかったとはいえ、ガス漏れや、余震のおそれから、一時多数の市民が避難した。しかし、避難所については十分とはいえなくても行政・学校での対応ができたことと、一部を除き、早期に閉鎖できたことで、民間のボランティア活動はもっぱら以下の活動が中心になった。

①給水活動

震災における水道管の被害は西区でも広範囲におよび、いたるところで水道使用がストップした。水道局にあっては、昼夜をおかず復旧に尽力し、他市町、自衛隊の応援もあったが、到底手が足らず、西区役所としても独自で給水活動を実施した。その折西区少年団等は自主的なボランティア活動を実施し、神出、樋谷、伊川谷等における簡易水道や浄水場で水を確保し、押部谷、岩岡、伊川谷方面へ水道施設の復旧までの間、水を提供した。

②救援物資配送活動

震災後、市内の道路が遮断もしくは渋滞し、他府県からの救援物資が次々と西区役所に搬入されてきた。これら物資のほとんどは被害の大きかった市街地の各区（主に兵庫区、長田区、須磨区および中央区）の要請により転送することが多かった。当初より数週間、市民から運搬車一時提供、運転労務や荷役労務の提供等の申し出が西区役所にもあり、これら登録ボランティアは西区から各区への救援物資配送に従事した。

③危険家屋調査

西区は、県・市の危険家屋調査の対象地域からはずれたため、独自で建築ボランティアを確保した。これら建築ボランティアは西区役所、西土木事務所と連携をとり、危険家屋調査に従事した。

④糞台小学校における簡易浴場の設置

西区内の避難所の中で西神ニュータウンにある糞台小学校は、他区で被災した人が避難した

ため、長期にわたる避難が見込まれた。そのため西区子ども会連合会等が中心となり、仮設浴室の設置をした。

表 9 - 2 - 12 震災ボランティア

期 間	ボランティア登録件数		稼働人数 (個人のみ)
	個 人	団 体	
1月17日～1月23日	370人	20団体	370人
1月24日～2月16日	130人	11団体	500人
2月17日～	50人	2団体	550人

表 9 - 2 - 13 ボランティア活動内容

震災当初	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受け入れ 出合地域福祉センター 桜が丘自治会 ・西区内の避難所に炊き出しと手 編み帽の作成 ・西区内の避難所に仮設浴槽の 設置 ・救援物資の輸送 ・西区内の避難所に炊き出し ・炊き出し（長田区） ・温水シャワーの出前（中央区） ・物資仕分け（西体育館、外大） ・その他（建物調査など） 	<ul style="list-style-type: none"> 約10人 約10人 約 100人 約40人 約80人 多 数 約20人 約50人 多 数 若干名
1月17日～1月28日	・給水活動	8人/1日
2月10日～3月31日 (毎週金曜日)	・炊き出し（須磨区）	88人
2月19日	・炊き出し（須磨区）	約10人
2月26日	・炊き出し（長田区）	約20人
3月5日	・炊き出し（長田区）	約20人
3月19日	・炊き出し（長田区）	約20人
4月2日	・炊き出し（長田区）	約20人
4月16日	・炊き出し（長田区）	約20人

表9-2-14 震災救援ボランティア活動の状況

実施団体名	活動内容 (場所・回数)	活動者数	区社協・区役所との 連携の有無・内容
枝吉校区 ふれあいのまちづくり協議会	長田区内の避難所への炊きだし。2/26, 3/5, 3/19, 4/2, 4/16の 5回実施。	約80名	活動場所のみ区役所で調整
出合 ふれあいのまちづくり協議会	震災当初に、避難所に行けない高齢者等を地域福祉センター に受入れ。	約10名	
西区青少年問題協議会 神出支部	須磨区内の避難所への炊きだし。2/19に実施。	約10名	活動場所のみ区役所で調整
ボランティアグループ 「ひまわり温泉」	トラックの荷台を改造した温水シャワー設備で港島中学校、 神戸生田中学校、五位ノ池小学校等を巡回した。	延約50名	タオル、石鹸を区役所より 一部提供。
体育指導委員西区連絡会有志	長田区内の避難所への炊きだし。2回実施。	約10名	活動場所のみ区役所で調整
西区連合婦人会	震災当初に西区内の避難所におにぎり等の炊きだしを行っ た。手編みの帽子を約6,000個作成し、被災区の住民に配布。	約100名	避難所へは区役所より送付
西区子ども会連合会	長田区など他区住民の避難所となっている西区の梶台小学校 に仮設浴室2室と洗濯機3台、湯沸器を設置。外大において、 物資の選別を行った。	延約40名	設置の可否、条件について 福祉事務所が学校等と調整
西神地区民生委員 児童委員協議会	長田区など他区住民の避難所となっている西区の梶台小学校 に炊きだしを行った。(1/20~6/8 ほぼ毎日) 食器、衣類等 を避難所へ提供した。	約20名	区役所より活動を提案。
神出地区民生委員 児童委員協議会	震災当初に西区内の避難所におにぎりの炊きだしを行った。 (1/19 600個)	約15名	避難所へは区役所より送付
伊川谷町 ボランティアグループ	須磨区大黒小学校の避難所に2/10~3/31の間毎週金曜日にお にぎりの炊きだしを行った。	88名	自治会、婦人会、開発協 議会、民生委員協議会、農 協、体育指導員
桜が丘自治会	灘区の被災者7名を招き、自治会館を避難所として開放し た。	約10名	避難所として認定。区より 救援物資を送付した。
関西建設工業、平野運送、 フットワーク、JA西等、 その他事業所・個人	震災当初に給水や救援物資の輸送に、トラックと作業員を派 遣	延約80名	作業の割当は区役所で行っ た。
その他個人ボランティア	震災当初の給水や救援物資の輸送の手伝い。 西体育館・外大等での救援物資の仕分け。	多数	一部区役所で活動場所を紹 介。

3. 青少年団体の活動

今回の震災では、多くの若者がボランティアに参加したことが特徴として挙げられる。

震災以前から行政と連携して活動してきた市内の青少年団体のボランティア活動の状況は以下のとおりであり、それぞれの団体の特性を活かしながら被災者の救援や子供の心のケアにつながる活動を展開した。

①神戸市青少年団体連絡協議会

2月中旬から児童相談所と連携し、避難所において子供のためのレクリエーションプログラム「こどもゆうえんち」を実施したのをはじめとして、既存の会員だけでなく新たなボランティア志望者を受け入れていこうと「スクラムα」を受け皿組織として結成し、「スクラムα」が中心となり以下のような事業を実施した。

事業名	事業内容	時期
こどもゆうえんち	児童相談所と連携し、子供たちの心のケアを図るため避難所やその周辺の公園でレクリエーションプログラムを展開した。	2月中旬～
天津市の子供達からの激励の手紙	以前から交流のあった天津市青年連合会を通じ集められた子供達の励ましの手紙や文具、人形を神戸市内の児童に届けた。	3月9日
チャリティコンサート	弦楽合奏団「ラ・ストラダ」による公演を行った。	3月20日
ふれあい心の旅	以前から交流のあった大分県野津原町でのリフレッシュ・ホームステイと地元の子供たちとの交流を行った。	3月25～29日
明日に向かって	劇団「ひまわり」による公演を行った	3月31日
ウルトラマンファミリーがやってくる	円谷プロダクションと協力し、ウルトラマンファミリーとの握手会などを実施した。	4月8～9日
神戸っ子夢スケッチの旅	城崎旅館組合の協力を得て被災児童の野外レクリエーションとおしゃべり会を実施。	7月24～26日 8月26日
あつみあたたか林間学校	山形県温海町でのリフレッシュ・ホームステイと地元の子供たちとの交流を行った。	7月30日～ 8月3日
神戸レンガプロジェクト	被災者への真心のこもったメッセージを募りレンガに焼き付け、震災で壊れた歩道に設置する。第1次施設は元町3丁目商店街。	8月1日～

②神戸市青少年団体連絡協議会加盟の青少年団体

団 体 名	活 動 内 容	時 期
ボーイスカウト神戸市連絡会	炊き出し奉仕、物資の輸送、テントの貸出・設営、義援金募集避難所運営	1月～
ガールスカウト神戸地区協議会	救援物資の仕分け、炊き出し奉仕、義援金募集、家庭の風呂提供、高齢者宅の水汲み	1月～
神戸 Y M C A	救援センターの設置、ボランティア募集、物資の提供	1月～
神戸 Y W C A	救援センターの設置 炊き出し奉仕	1月～
神戸フットボールクラブ	避難所での子供たちのサッカー指導	2月
神戸市青年団体協議会	被災した子供を連れて村岡町を訪問、地元のボーイスカウトと交流。	4月1～2日
兵庫県世界青年友の会	被災した留学生との懇親会・ハイキングを実施。	3月～4月
O A A 神戸地区	被災児童の心のケア活動、救助に必要な備品や避難生活に必要な野外活動用品の提供	1月～
兵庫県ボランティア協会	義援金募集活動	
吹奏楽団プラスポルテニョ	避難所になっている小学校などでのコンサートを開催。	2月～

③神戸市青少年問題協議会・支部活動

青少年の健全育成と非行防止のため、地域に設置されている青少年問題協議会の各支部はその構成メンバーの大半が被災者でもあり、多くの活動はできなかったが、16の支部で次のような活動がなされた。

区	支部名	活 動 内 容	時 期
東灘	本 二	救援物資の整理 食料配付	2月～4月
兵庫	平 野	救援物資配付	1月～3月
	荒 田	炊き出し	4月
	菊 水	避難所でのボランティア活動	1月～
	鶴 越	避難所世話人として活動	1月～
	会下山	もちつき大会	1月
	橘	もちつき大会	2月
北	山 田	避難児童への学用品援助	2月
	八 多	被災地での炊き出し	2・4月
	星和台	救援物資の仕分け	1月～2月
	藤原台	義援金募集活動	1月～2月
須磨	白 川	炊き出し 給水活動	1月
西	枝 吉	被災地での炊き出し	2月～4月
	神 出	被災地での炊き出し	2月
	西神中央	被災地での炊き出し	2月
	出 合	ひまわり温泉の出前、給水救援活動、甘酒・温泉卵・白菜の浅漬け等の提供	1月～8月